

子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について

社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会

第12次報告

平成28年9月

目次

はじめに	1
1 凡例・検証方法等	2
(1) 用語の定義	
(2) 「望まない妊娠／計画していない妊娠」について	
(3) 対象事例	
(4) 検証方法	
2 個別調査票による死亡事例の調査結果	5
3 個別調査票による重症事例の調査結果	119
4 現地調査（ヒアリング調査）の結果について	171
(1) 事例の概要	
(2) 問題点と対応策	
5 地方公共団体における検証等に関する調査結果	189
(1) 地方公共団体における検証組織の設置状況	
(2) 地方公共団体が行う検証の実施状況	
(3) 国の検証報告の活用状況	
6 特集「施設入所等の経験のある子どもの死亡事例」	201
7 課題と提言	218
8 参考データ	
(1) 0日・0か月児の死亡事例について（心中以外の虐待死）	240
(2) 精神疾患のある養育者における事例について	251
おわりに	269
社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会 ...	270
○委員名簿	
○委員会開催経過	
○現地調査経過	

はじめに

平成 12 年に制定された「児童虐待の防止等に関する法律（以下「児童虐待防止法」という。）」の施行から 15 年が経過している。この間、児童福祉法と合わせて 4 回の大きな改正が行われ、平成 24 年 4 月には「民法等の一部を改正する法律」が施行されるなど、児童虐待については発生予防、早期発見・早期の適切な対応、虐待を受けた子どもの保護・自立に向けた支援など、切れ目のない支援が行われるよう対策が推進されてきた。

しかしながら、児童相談所及び市町村における児童虐待に関する相談対応件数は増加し続けるとともに、虐待による死亡事例は後を絶たない状況である。

子ども虐待による死亡事例等については、事例を分析・検証し、明らかとなった問題点・課題から具体的な対応策の提言を行うことを目的として、平成 16 年 10 月に社会保障審議会児童部会の下に「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」（以下「本委員会」という。）が設置され、これまで 11 次にわたって報告を取りまとめてきた。

本報告では、平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間の死亡事例について分析・検証を行うとともに、地方公共団体で行われた検証について分析し、具体的な改善策を提言している。

また、平成 28 年 6 月 3 日に児童福祉法等の一部を改正する法律が成立し、公布されている。今回の改正法では「児童福祉法の理念の明確化等」「児童虐待の発生予防」「児童虐待発生時の迅速・的確な対応」「被虐待児童への自立支援」が主な改正内容として明記されており、この報告でも改正法の方向性を触れながら検証内容や提言をまとめることとした。

なお、本報告は、児童虐待の再発防止策を検討したものであり、特定の組織や個人の責任の追及、関係者の処罰を目的とするものではないことを申し添えたい。

1 凡例・検証方法等

(1) 用語の定義

虐待により死亡した子どもの事例については、第2次報告以降、「心中以外」の事例と「心中」事例（未遂により親は生存したが子どもは死亡したものを含む。）に区別している。「心中」事例については、保護者が子どもを殺害するという態様に照らせば、虐待による死亡であり、委員会の分析・検証の対象とすることとしている。

第7次報告では、「心中以外」の事例を「虐待死」と呼称を改め、「心中」事例は従来どおり「心中」としたがこれにより、「心中」事例が虐待による死亡でないとの誤解が生じるおそれがあるため、第8次報告以降、「虐待死」とした事例を「心中以外の虐待死」に、「心中」とした事例を「心中による虐待死」にそれぞれ呼称を改めることとした。

また、市町村の所管課に関しては、これまで「児童福祉担当部署」として、児童手当や保育所入所等の申請窓口と児童虐待対応を担当する部署の総称として標記していたが、第10次報告からは、児童虐待の通告受理や対応を行う部署については「虐待対応担当部署」として、児童手当や保育所入所などの申請窓口の部署である児童福祉担当部署とは分けて表記することとしている。

(2) 「望まない妊娠／計画していない妊娠」について

本専門委員会においては、過去第2次報告から「望まない妊娠／計画していない妊娠」という表現を用い、第10次報告に当たって定義づけを行った経緯がある。本報告書においては、第10次報告の考え方を継続した上で、調査票や報告書の作成に当たり「望まない妊娠／計画していない妊娠」との表現を用いた。

本報告書における「望まない妊娠／計画していない妊娠」の考え方（定義）は以下のとおりである。

「望まない妊娠／計画していない妊娠」は、出産や中絶が女性に与える身体的、精神的、社会的な問題や子どもの心身の健康に影響する妊娠期の問題を考える際に、これらに関与する要因の一つとして（母子保健や精神保健などの分野において）使われてきた表現であるが、特に近年は、子ども虐待の防止策を検討する際の重大な問題の一つとして取り上げられている。

本報告書では、「望まない妊娠／計画していない妊娠」とは、「様々な事情により、妊婦やそのパートナーが、妊娠を継続することや子どもを産み

育てることを前向きに受け止められず、支援を必要とする状況や状態にあること。」と定義し、子ども虐待の予防の観点から考察を行い、必要な支援や効果的な援助についての検討を行うこととする。

なお、本報告書での「望まない妊娠／計画していない妊娠」は、生まれてくる子どもに向けられる言葉では決してなく、支援や援助を必要とする妊婦を認識し、如何なる支援を行うべきかを考えるための言葉である。

(3) 対象事例

① 死亡事例について

平成26年4月1日から平成27年3月31日までの12か月間に発生し、又は表面化した子ども虐待による死亡事例を、厚生労働省が新聞報道等から抽出し、地方公共団体が把握した死亡事例と合わせて地方公共団体に詳細を調査した。調査に当たっては、今後の再発防止策を検討するために、事件化されているかどうかに関わらず、広く虐待による死亡事例と考えられる事例すべてについて調査している。

調査の結果、対象とする事例について、児童虐待防止法の児童虐待の定義を踏まえ、個々の事例について検討して確定した。例えば、単に保護者不在時の転落事故と思われる事例でも、事故の発生状況や経緯等から保護者としての監護を著しく怠ることもネグレクトに該当することを踏まえ、対象事例として詳細を検証している。

② 重症事例について（死亡に至らなかった事例）

平成26年4月1日から6月30日までの間に全国の児童相談所が児童虐待相談として受理した事例の中で、同年9月1日時点までに、子どもの死亡には至らなかったものの「身体的虐待」等による、生命の危険にかかわる受傷、「養育の放棄・怠慢」のために衰弱死の危険性があった事例としている。

なお、地方公共団体から報告のあった重症事例を精査したところ、「身体的虐待等」による生命の危険にかかわる受傷があった事例の中には、「受傷の程度そのものが重篤であり生命への危険性があった」と判断される事例と、「受傷の程度としては重篤ではなかったが、直接的な虐待行為（例えば力の加減）や受傷した部位と受傷の程度、子どもの年齢等を総合的に勘案すると生命への危険性が危惧される」という2つの類型の事例が含まれており、本報告では両類型を検証の対象とした。

(4) 検証方法

① 調査票による調査

ア 対象事例についての調査（死亡事例及び重症事例）

厚生労働省が都道府県、指定都市及び児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）の児童福祉主管課及び母子保健主管課に対し、事例の概要、子どもの状況、虐待を行った者の状況、養育環境、関係機関の対応、検証組織の設置状況等の詳細について、調査票を送付し、回答を求めた。

イ 地方公共団体の検証等についての調査（死亡事例）

厚生労働省が都道府県等の児童福祉主管課に対し、検証組織の設置状況、対象事例の検証状況、国の検証報告の活用状況等について、調査票を送付し、回答を求めた。

② ヒアリングによる調査（死亡事例）

ア 対象事例についての調査

調査票により調査した死亡事例のうち、都道府県等において検証が実施されたものの中で、特徴的な事例や特に重大と考えた事例について、さらに詳細な事実確認により改善策を検討するために、都道府県等及び関係機関等を対象にヒアリングを実施した。

イ 地方公共団体の検証等についての調査

アの調査の際に、都道府県等の検証報告書等を基に、検証方法及び検証を実施するに当たっての課題、検証報告の提言の実施状況等について、当該検証組織の代表者、都道府県等及び関係機関等を対象にヒアリングを実施した。

③ 分析

ア、イと合わせて、都道府県等の検証報告書、新聞記事等を基に、事例の総体的な分析を行うとともに、個別事例から明らかとなった課題等について分析した。

なお、本報告では、個別事例について検証の趣旨を損なわない範囲で、個人を特定できる情報を削除するなど、対象者のプライバシーに配慮した。

2 個別調査票による死亡事例の調査結果

(1) 虐待による死亡の状況

第12次報告の対象期間である平成26年4月から平成27年3月までの1年間に厚生労働省が把握した子ども虐待により死亡した事例は、心中以外の虐待死事例では43例（44人）、心中による虐待死事例（未遂により親は生存したが子どもは死亡したものを含む。）では21例（27人）であり、総数は64例（71人）であった。第11次報告（平成25年4月から平成26年3月まで）と比較すると、心中以外の虐待死事例で7例（8人）の増加、心中による虐待死事例で6例（6人）の減少があった。

第1次報告から第12次報告の期間中に把握した子ども虐待による死亡事例数及び死亡人数は、心中以外の虐待死事例では588例（626人）、心中による虐待死事例では330例（454人）であった。

また、上記の他に、死産児の遺棄事例が3例（3人）、虐待による傷害と死亡の因果関係はないと判断した事例が4例（4人）あった。

表2-1-1-1 死亡事例数及び人数（心中以外の虐待死）^{注1)}

区分	第1次	第2次	第3次	第4次	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	総数
例数	24	48	51	52	73	64	47	45	56	49	36	43	588
人数	25	50	56	61	78	67	49	51	58	51	36	44	626

表2-1-1-2 死亡事例数及び人数（心中による虐待死）

区分	第1次	第2次	第3次	第4次	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	総数
例数	-	5	19	48	42	43	30	37	29	29	27	21	330
人数	-	8	30	65	64	61	39	47	41	39	33	27	454

(2) 死亡した子どもの特性

① 子どもの性別

子どもの性別について、平成26年度に把握した心中以外の虐待死事例について、第11次報告と比較すると、人数、割合ともに男は減少し、女は増加した。心中による虐待死事例では、男女ともに人数は減少したが、男の割合は増加し、女の割合は減少した。

^{注1)} 第1次報告は、対象期間が平成15年7月1日から同年12月末日（半年間）、第5次報告は平成19年1月1日から平成20年3月31日まで（1年3か月間）と、対象期間（月間）が他の報告と異なる。

表 2-2-1-1 死亡した子どもの性別（心中以外の虐待死）

区分	第1次	第2次	第3次	第4次	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	総数	
男	人数	9	23	20	34	50	33	28	28	30	27	23	20	325
	構成割合	36.0%	46.0%	35.7%	55.7%	64.1%	49.3%	57.1%	54.9%	51.7%	52.9%	63.9%	45.5%	51.9%
女	人数	16	27	31	27	28	29	18	23	27	23	13	22	284
	構成割合	64.0%	54.0%	55.4%	44.3%	35.9%	43.3%	36.7%	45.1%	46.6%	45.1%	36.1%	50.0%	45.4%
不明	人数	0	0	5	0	0	5	3	0	1	1	0	2	17
	構成割合	0.0%	0.0%	8.9%	0.0%	0.0%	7.5%	6.1%	0.0%	1.7%	2.0%	0.0%	4.5%	2.7%
計	人数	25	50	56	61	78	67	49	51	58	51	36	44	626
	構成割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表 2-2-1-2 死亡した子どもの性別（心中による虐待死）

区分	第1次	第2次	第3次	第4次	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	総数	
男	人数	-	3	21	32	32	25	25	22	23	22	19	16	240
	構成割合	-	37.5%	70.0%	49.2%	50.0%	41.0%	64.1%	46.8%	56.1%	56.4%	57.6%	59.3%	52.9%
女	人数	-	5	9	33	32	35	14	25	18	17	14	11	213
	構成割合	-	62.5%	30.0%	50.8%	50.0%	57.4%	35.9%	53.2%	43.9%	43.6%	42.4%	40.7%	46.9%
不明	人数	-	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
	構成割合	-	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%
計	人数	-	8	30	65	64	61	39	47	41	39	33	27	454
	構成割合	-	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

② 子どもの年齢

死亡時点における子どもの年齢について、平成 26 年度に把握した心中以外の虐待死事例では、「0 歳」が 27 人（61.4%）で最も多く、3 歳未満は 32 人（72.7%）と 7 割を超える状況であった。第 1 次報告から第 12 次報告の推移をみると、第 12 次報告までのすべてで「0 歳」が最も多く、第 12 次報告では最も高い割合となった。

また、平成 26 年度に把握した心中による虐待死事例では、3 歳未満は計 10 人（37.0%）と 3 割程度に留まり、第 2 次報告から第 11 次報告までの傾向と同様、子どもの年齢にばらつきがみられた。

さらに、死亡した 0 歳児を月齢別にみると、平成 26 年度に把握した心中以外の虐待死事例では、月齢「0 か月」が 15 人（55.6%）であり、第 11 次報告と比較すると人数、割合ともに増加し、0 歳児において最も高い割合を占めた。心中による虐待死事例ではその傾向はみられなかった。

表 2-2-2-1 死亡時点の子どもの年齢（心中以外の虐待死）

区分		第1次	第2次	第3次	第4次	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	総数
0歳	人数	11	23	20	20	37	39	20	23	25	22	16	27	283
	構成割合	44.0%	46.0%	35.7%	32.8%	47.4%	58.2%	40.8%	45.1%	43.1%	43.1%	44.4%	61.4%	45.2%
1歳	人数	3	6	6	7	11	4	8	9	8	7	3	4	76
	構成割合	12.0%	12.0%	10.7%	11.5%	14.1%	6.0%	16.3%	17.6%	13.8%	13.7%	8.3%	9.1%	12.1%
2歳	人数	5	7	1	5	6	4	3	7	6	3	5	1	53
	構成割合	20.0%	14.0%	1.8%	8.2%	7.7%	6.0%	6.1%	13.7%	10.3%	5.9%	13.9%	2.3%	8.5%
3歳	人数	1	4	9	13	9	3	7	4	3	2	2	7	64
	構成割合	4.0%	8.0%	16.1%	21.3%	11.5%	4.5%	14.3%	7.8%	5.2%	3.9%	5.6%	15.9%	10.2%
4歳	人数	2	1	6	7	3	8	2	2	4	1	0	0	36
	構成割合	8.0%	2.0%	10.7%	11.5%	3.8%	11.9%	4.1%	3.9%	6.9%	2.0%	0.0%	0.0%	5.8%
5歳	人数	2	1	3	2	3	2	3	3	2	3	3	1	28
	構成割合	8.0%	2.0%	5.4%	3.3%	3.8%	3.0%	6.1%	5.9%	3.4%	5.9%	8.3%	2.3%	4.5%
6歳	人数	1	2	2	1	1	1	0	0	1	1	1	2	13
	構成割合	4.0%	4.0%	3.6%	1.6%	1.3%	1.5%	0.0%	0.0%	1.7%	2.0%	2.8%	4.5%	2.1%
7歳	人数	0	2	2	2	2	0	2	0	2	0	1	0	13
	構成割合	0.0%	4.0%	3.6%	3.3%	2.6%	0.0%	4.1%	0.0%	3.4%	0.0%	2.8%	0.0%	2.1%
8歳	人数	0	0	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	3
	構成割合	0.0%	0.0%	1.8%	0.0%	1.3%	0.0%	0.0%	2.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.5%
9歳	人数	0	1	0	1	0	1	1	0	2	1	0	0	7
	構成割合	0.0%	2.0%	0.0%	1.6%	0.0%	1.5%	2.0%	0.0%	3.4%	2.0%	0.0%	0.0%	1.1%
10歳	人数	0	0	0	1	1	1	0	0	1	0	0	0	4
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	1.6%	1.3%	1.5%	0.0%	0.0%	1.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.6%
11歳	人数	0	1	1	1	1	1	0	1	0	1	0	0	7
	構成割合	0.0%	2.0%	1.8%	1.6%	1.3%	1.5%	0.0%	2.0%	0.0%	2.0%	0.0%	0.0%	1.1%
12歳	人数	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1	0	0	3
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.5%	0.0%	0.0%	1.7%	2.0%	0.0%	0.0%	0.5%
13歳	人数	0	1	0	0	1	0	0	0	1	1	0	0	4
	構成割合	0.0%	2.0%	0.0%	0.0%	1.3%	0.0%	0.0%	0.0%	1.7%	2.0%	0.0%	0.0%	0.6%
14歳	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	1	4
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.7%	3.9%	0.0%	2.3%	0.6%
15歳	人数	0	1	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	3
	構成割合	0.0%	2.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.0%	0.0%	0.0%	2.0%	0.0%	0.0%	0.5%
16歳	人数	0	0	1	0	2	1	0	0	1	1	0	0	6
	構成割合	0.0%	0.0%	1.8%	0.0%	2.6%	1.5%	0.0%	0.0%	1.7%	2.0%	0.0%	0.0%	1.0%
17歳	人数	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	3
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	1.6%	0.0%	0.0%	0.0%	2.0%	0.0%	2.0%	0.0%	0.0%	0.5%
不明	人数	0	0	4	0	0	1	2	0	0	3	5	1	16
	構成割合	0.0%	0.0%	7.1%	0.0%	0.0%	1.5%	4.1%	0.0%	0.0%	5.9%	13.9%	2.3%	2.6%
計	人数	25	50	56	61	78	67	49	51	58	51	36	44	626
	構成割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表 2-2-2-2 死亡時点の子どもの年齢（心中による虐待死）

区分		第1次	第2次	第3次	第4次	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	総数
0歳	人数	-	1	6	7	9	7	5	3	3	4	4	3	52
	構成割合	-	12.5%	20.0%	10.8%	14.1%	11.5%	12.8%	6.4%	7.3%	10.3%	12.1%	11.1%	11.5%
1歳	人数	-	1	3	4	3	4	1	5	3	2	2	4	32
	構成割合	-	12.5%	10.0%	6.2%	4.7%	6.6%	2.6%	10.6%	7.3%	5.1%	6.1%	14.8%	7.0%
2歳	人数	-	1	2	8	5	2	3	3	4	0	2	3	33
	構成割合	-	12.5%	6.7%	12.3%	7.8%	3.3%	7.7%	6.4%	9.8%	0.0%	6.1%	11.1%	7.3%
3歳	人数	-	2	1	5	5	5	5	3	3	1	2	2	34
	構成割合	-	25.0%	3.3%	7.7%	7.8%	8.2%	12.8%	6.4%	7.3%	2.6%	6.1%	7.4%	7.5%
4歳	人数	-	1	2	4	3	3	2	4	4	2	2	3	30
	構成割合	-	12.5%	6.7%	6.2%	4.7%	4.9%	5.1%	8.5%	9.8%	5.1%	6.1%	11.1%	6.6%
5歳	人数	-	0	1	7	8	5	6	3	3	7	2	1	43
	構成割合	-	0.0%	3.3%	10.8%	12.5%	8.2%	15.4%	6.4%	7.3%	17.9%	6.1%	3.7%	9.5%
6歳	人数	-	0	2	6	6	3	2	5	2	3	1	4	34
	構成割合	-	0.0%	6.7%	9.2%	9.4%	4.9%	5.1%	10.6%	4.9%	7.7%	3.0%	14.8%	7.5%
7歳	人数	-	0	1	2	5	6	4	2	3	2	2	1	28
	構成割合	-	0.0%	3.3%	3.1%	7.8%	9.8%	10.3%	4.3%	7.3%	5.1%	6.1%	3.7%	6.2%
8歳	人数	-	1	2	4	3	5	1	6	4	3	3	1	33
	構成割合	-	12.5%	6.7%	6.2%	4.7%	8.2%	2.6%	12.8%	9.8%	7.7%	9.1%	3.7%	7.3%
9歳	人数	-	1	2	6	4	3	3	3	6	5	4	1	38
	構成割合	-	12.5%	6.7%	9.2%	6.3%	4.9%	7.7%	6.4%	14.6%	12.8%	12.1%	3.7%	8.4%
10歳	人数	-	0	1	3	4	5	2	0	1	4	3	1	24
	構成割合	-	0.0%	3.3%	4.6%	6.3%	8.2%	5.1%	0.0%	2.4%	10.3%	9.1%	3.7%	5.3%
11歳	人数	-	0	3	2	2	4	0	5	0	1	0	0	17
	構成割合	-	0.0%	10.0%	3.1%	3.1%	6.6%	0.0%	10.6%	0.0%	2.6%	0.0%	0.0%	3.7%
12歳	人数	-	0	1	4	0	2	2	2	1	3	1	1	17
	構成割合	-	0.0%	3.3%	6.2%	0.0%	3.3%	5.1%	4.3%	2.4%	7.7%	3.0%	3.7%	3.7%
13歳	人数	-	0	1	0	3	3	0	0	1	2	1	1	12
	構成割合	-	0.0%	3.3%	0.0%	4.7%	4.9%	0.0%	0.0%	2.4%	5.1%	3.0%	3.7%	2.6%
14歳	人数	-	0	0	2	2	1	0	1	2	0	2	0	10
	構成割合	-	0.0%	0.0%	3.1%	3.1%	1.6%	0.0%	2.1%	4.9%	0.0%	6.1%	0.0%	2.2%
15歳	人数	-	0	2	1	0	0	2	2	0	0	1	1	9
	構成割合	-	0.0%	6.7%	1.5%	0.0%	0.0%	5.1%	4.3%	0.0%	0.0%	3.0%	3.7%	2.0%
16歳	人数	-	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	3
	構成割合	-	0.0%	0.0%	0.0%	1.6%	3.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.7%
17歳	人数	-	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	3
	構成割合	-	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.6%	0.0%	2.4%	0.0%	3.0%	0.0%	0.7%
不明	人数	-	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	2
	構成割合	-	0.0%	0.0%	0.0%	1.6%	1.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.4%
計	人数	-	8	30	65	64	61	39	47	41	39	33	27	454
	構成割合	-	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表2-2-3 死亡時点の子どもの年齢（3歳以下）（心中以外の虐待死）

区分		第1次	第2次	第3次	第4次	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	総数
0歳	人数	11	23	20	20	37	39	20	23	25	22	16	27	283
	構成割合	44.0%	46.0%	35.7%	32.8%	47.4%	58.2%	40.8%	45.1%	43.1%	43.1%	44.4%	61.4%	45.3%
1歳	人数	3	6	6	7	11	4	8	9	8	7	3	4	76
	構成割合	12.0%	12.0%	10.7%	11.5%	14.1%	6.0%	16.3%	17.6%	13.8%	13.7%	8.3%	9.1%	12.2%
2歳	人数	5	7	1	5	6	4	3	7	6	3	5	1	53
	構成割合	20.0%	14.0%	1.8%	8.2%	7.7%	6.0%	6.1%	13.7%	10.3%	5.9%	13.9%	2.3%	8.5%
3歳	人数	1	4	9	13	9	3	7	4	3	2	2	7	64
	構成割合	4.0%	8.0%	16.1%	21.3%	11.5%	4.5%	14.3%	7.8%	5.2%	3.9%	5.6%	15.9%	10.2%
計	人数	20	40	36	45	63	50	38	43	42	34	26	39	476
	構成割合	80.0%	80.0%	64.3%	73.8%	80.8%	74.6%	77.6%	84.3%	72.4%	66.7%	72.2%	88.6%	76.2%

表2-2-4 死亡した0歳児の月齢

区分	第11次						第12次					
	心中以外の虐待死			心中による虐待死(未遂含む)			心中以外の虐待死			心中による虐待死(未遂含む)		
	人数	構成割合	累計構成割合	人数	構成割合	累計構成割合	人数	構成割合	累計構成割合	人数	構成割合	累計構成割合
0か月	4	25.0%	25.0%	1	25.0%	25.0%	15	55.6%	55.6%	0	0.0%	0.0%
1か月	1	6.3%	31.3%	0	0.0%	25.0%	0	0.0%	55.6%	1	33.3%	33.3%
2か月	2	12.5%	43.8%	0	0.0%	25.0%	1	3.7%	59.3%	0	0.0%	33.3%
3か月	2	12.5%	56.3%	0	0.0%	25.0%	0	0.0%	59.3%	0	0.0%	33.3%
4か月	2	12.5%	68.8%	0	0.0%	25.0%	4	14.8%	74.1%	0	0.0%	33.3%
5か月	1	6.3%	75.0%	0	0.0%	25.0%	3	11.1%	85.2%	0	0.0%	33.3%
6か月	0	0.0%	75.0%	1	25.0%	50.0%	2	7.4%	92.6%	0	0.0%	33.3%
7か月	0	0.0%	75.0%	0	0.0%	50.0%	0	0.0%	92.6%	1	33.3%	66.7%
8か月	2	12.5%	87.5%	0	0.0%	50.0%	1	3.7%	96.3%	0	0.0%	66.7%
9か月	0	0.0%	87.5%	2	50.0%	100.0%	0	0.0%	96.3%	1	33.3%	100.0%
10か月	2	12.5%	100.0%	0	0.0%	100.0%	1	3.7%	100.0%	0	0.0%	100.0%
11か月	0	0.0%	100.0%	0	0.0%	100.0%	0	0.0%	100.0%	0	0.0%	100.0%
月齢不明	0	0.0%	100.0%	0	0.0%	100.0%	0	0.0%	100.0%	0	0.0%	100.0%
計	16	100.0%	100.0%	4	100.0%	100.0%	27	100.0%	100.0%	3	100.0%	100.0%

(3) 虐待の類型と加害の状況

① 死因となった主な虐待の類型

ア 死因となった主な虐待の類型

子どもの死因となった虐待の類型について、平成26年度に把握した心中以外の虐待死事例においては、「身体的虐待」が24人(54.5%)、「ネグレクト」が15人(34.1%)、「心理的虐待」が1人(2.3%)であった。また、子どもの年齢を3歳未満と3歳以上で比較すると、3歳以上の身体的虐待の割合は63.6%であり、3歳未満の身体的虐待の割合53.1%より多かった。

さらに、第1次報告から第12次報告までの推移でみると、「身体的虐待」が継続して概ね6割程度を、次いで「ネグレクト」が3割程度を占めていた。

表2-3-1 死因となった主な虐待の類型（心中以外の虐待死）

区分		第1次	第2次	第3次	第4次	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	総数
身体的虐待	人数	18	41	44	35	52	44	29	32	38	32	21	24	410
	構成割合	72.0%	82.0%	78.6%	57.4%	66.7%	65.7%	59.2%	62.7%	65.5%	62.7%	58.3%	54.5%	65.5%
ネグレクト	人数	7	7	7	23	26	12	19	14	16	14	9	15	169
	構成割合	28.0%	14.0%	12.5%	37.7%	33.3%	17.9%	38.8%	27.5%	27.6%	27.5%	25.0%	34.1%	27.0%
心理的虐待	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.3%	0.2%
その他	人数	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	構成割合	0.0%	2.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%
不明	人数	0	1	5	3	0	11	1	5	4	5	6	4	45
	構成割合	0.0%	2.0%	8.9%	4.9%	0.0%	16.4%	2.0%	9.8%	6.9%	9.8%	16.7%	9.1%	7.2%
計	人数	25	50	56	61	78	67	49	51	58	51	36	44	626
	構成割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表2-3-2 死因となった主な虐待の類型（3歳未満と3歳以上）（心中以外の虐待死）（第12次）

区分	3歳未満		3歳以上		不明	
	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合
身体的虐待	17	53.1%	7	63.6%	0	0.0%
ネグレクト	12	37.5%	2	18.2%	1	100.0%
心理的虐待	0	0.0%	1	9.1%	0	0.0%
性的虐待	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
不明	3	9.4%	1	9.1%	0	0.0%
計	32	100.0%	11	100.0%	1	100.0%

イ ネグレクトによる死亡事例における内容

ネグレクトにより死亡した事例におけるネグレクトの内容について、平成 26 年度に把握した心中以外の虐待死事例では、「遺棄」が 10 人（66.7%）と 6 割以上を占め、次いで「家に残したまま外出する等、子どもの健康・安全への配慮を怠る」が 5 人（33.3%）であった。第 11 次報告と比較すると「遺棄」の人数、割合ともに大きく増加した。

表 2-3-3 ネグレクトの内容（心中以外の虐待死）（複数回答）

区分	第11次		第12次	
	心中以外の虐待死(9人)		心中以外の虐待死(15人)	
	人数	構成割合	人数	構成割合
家に残したまま外出する、車中に置き去りにするなど子どもの健康・安全への配慮を怠る	6	66.7%	5	33.3%
食事を与えないなどの養育放棄	1	11.1%	3	20.0%
遺棄	2	22.2%	10	66.7%
祖父母、きょうだい、保護者の交際相手等による虐待を見過ごす	0	0.0%	2	13.3%
必要な医療を受けさせない(医療ネグレクト)	0	0.0%	3	20.0%

② 直接の死因

ア 直接の死因

子どもの直接の死因について、平成 26 年度に把握した心中以外の虐待死事例では、「頭部外傷」が 10 人（有効割合 26.3%）^{注2)} であり、3 歳未満と 3 歳以上を比較すると、3 歳未満では「頭部外傷」が 8 人（同 29.6%）で最も多く、また、「頸部絞扼以外による窒息」7 人（同 25.9%）はすべて 0 歳児であった。3 歳以上では、「頭部外傷」「外傷性ショック」「頸部絞扼による窒息」がそれぞれ 2 人（同 20.0%）であり、「その他」の「首つり自殺」が 1 人（同 10.0%）みられた。

一方、心中による虐待死事例では、「頸部絞扼による窒息」が 11 人（同 44.0%）であり、次いで「頭部外傷」が 7 人（同 28.0%）であった。

注2) 「有効割合」とは、「不明」「未記入」とした回答を除いた数を合計数として算出した割合をいう。以下、同様の取扱いとする。

表 2-3-4 直接の死因

区分	第11次						第12次						
	心中以外の虐待死			心中による虐待死(未遂含む)			心中以外の虐待死			心中による虐待死(未遂含む)			
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合	
頭部外傷	11	30.6%	39.3%	0	0.0%	0.0%	10	22.7%	26.3%	7	25.9%	28.0%	
胸部外傷	0	0.0%	0.0%	3	9.1%	10.0%	0	0.0%	0.0%	1	3.7%	4.0%	
腹部外傷	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	2	4.5%	5.3%	0	0.0%	0.0%	
外傷性ショック	1	2.8%	3.6%	1	3.0%	3.3%	2	4.5%	5.3%	0	0.0%	0.0%	
頸部絞扼による窒息	4	11.1%	14.3%	6	18.2%	20.0%	4	9.1%	10.5%	11	40.7%	44.0%	
頸部絞扼以外による窒息	5	13.9%	17.9%	1	3.0%	3.3%	8	18.2%	21.1%	0	0.0%	0.0%	
溺水	1	2.8%	3.6%	1	3.0%	3.3%	2	4.5%	5.3%	2	7.4%	8.0%	
熱傷	0	0.0%	0.0%	1	3.0%	3.3%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	
車中放置による熱中症・脱水	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	1	2.3%	2.6%	0	0.0%	0.0%	
中毒(火災によるものを除く)	0	0.0%	0.0%	8	24.2%	26.7%	0	0.0%	0.0%	1	3.7%	4.0%	
出血性ショック	1	2.8%	3.6%	5	15.2%	16.7%	0	0.0%	0.0%	1	3.7%	4.0%	
低栄養による衰弱	1	2.8%	3.6%	0	0.0%	0.0%	3	6.8%	7.9%	0	0.0%	0.0%	
脱水	1	2.8%	3.6%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	
凍死	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	
火災による熱傷・一酸化炭素中毒	2	5.6%	7.1%	4	12.1%	13.3%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	
病死	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	
その他	1	2.8%	3.6%	0	0.0%	0.0%	6	13.6%	15.8%	2	7.4%	8.0%	
内訳 (再掲)	首つり自殺	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	1	2.3%	2.6%	0	0.0%	0.0%
	肝臓損傷による失血死	1	2.8%	3.6%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
	低体温症又は窒息などの呼吸不全	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	1	2.3%	2.6%	0	0.0%	0.0%
	自宅マンションからの転落	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	1	3.7%	4.0%
	誤嚥	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	1	2.3%	2.6%	0	0.0%	0.0%
	上記以外	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	3	6.8%	7.9%	1	3.7%	4.0%
小計	28	77.8%	100.0%	30	90.9%	100.0%	38	86.4%	100.0%	25	92.6%	100.0%	
不明	8	22.2%		3	9.1%		6	13.6%		2	7.4%		
計	36	100.0%	100.0%	33	100.0%	100.0%	44	100.0%	100.0%	27	100.0%	100.0%	

表2-3-5 直接の死因（3歳未満と3歳以上）（心中以外の虐待死）（第12次）

区分	3歳未満			3歳以上			不明			
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合	
頭部外傷	8	25.0%	29.6%	2	18.2%	20.0%	0	0.0%	0.0%	
胸部外傷	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	
腹部外傷	2	6.3%	7.4%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	
外傷性ショック	0	0.0%	0.0%	2	18.2%	20.0%	0	0.0%	0.0%	
頸部絞扼による窒息	2	6.3%	7.4%	2	18.2%	20.0%	0	0.0%	0.0%	
頸部絞扼以外による窒息	7	21.9%	25.9%	1	9.1%	10.0%	0	0.0%	0.0%	
溺水	1	3.1%	3.7%	1	9.1%	10.0%	0	0.0%	0.0%	
熱傷	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	
車中放置による熱中症・脱水	1	3.1%	3.7%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	
中毒（火災によるものを除く）	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	
出血性ショック	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	
低栄養による衰弱	1	3.1%	3.7%	1	9.1%	10.0%	1	100.0%	100.0%	
脱水	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	
凍死	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	
火災による熱傷・一酸化炭素中毒	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	
病死	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	
その他	5	15.6%	18.5%	1	9.1%	10.0%	0	0.0%	0.0%	
内訳 (再掲)	首つり自殺	0	0.0%	1	9.1%	10.0%	0	0.0%	0.0%	
	低体温症又は窒息などの呼吸不全	1	3.1%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	
	自宅マンションからの転落	0	0.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	
	誤嚥	1	3.1%	3.7%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
	上記以外	3	9.4%	11.1%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
小計	27	84.4%	100.0%	10	90.9%	100.0%	1	100.0%	100.0%	
不明	5	15.6%		1	9.1%		0	0.0%		
計	32	100.0%	100.0%	11	100.0%	100.0%	1	100.0%	100.0%	

イ 乳幼児揺さぶられ症候群（SBS）の有無

頭部外傷のうち「乳幼児揺さぶられ症候群（SBS）（疑い含む）」の「あり」が4人（有効割合40.0%）であった。加害の動機「その他」は、「入浴中ぐったりしたため」「パートナー等の支援なく、児の体調不良等うっ積した思い」であった。

表2-3-6 直接の死因「頭部外傷」のうち乳幼児揺さぶられ症候群（SBS）（疑い含む）の有無

（心中以外の虐待死）

区分	第11次			第12次		
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
なし	4	36.4%	40.0%	6	60.0%	60.0%
あり	6	54.5%	60.0%	4	40.0%	40.0%
不明	1	9.1%		0	0.0%	
計	11	100.0%	100.0%	10	100.0%	100.0%

表 2-3-7 乳幼児揺さぶられ症候群（SBS）（疑い含む）の具体的事例（第 12 次）

年齢(月齢)	主たる虐待者	加害の動機	以前の虐待行為
5か月	実父	その他(入浴中ぐったりしたため)	あり(身体的虐待)
6か月	実母	その他(パートナー等の支援なく、児の体調不良等うっ積した思い)	なし
6か月	不明	不明	なし
1歳2か月	不明	不明	あり(身体的虐待)

(参考) 乳幼児揺さぶられ症候群（SBS）（疑い含む）の具体的事例（第 11 次）

年齢(月齢)	主たる虐待者	加害の動機	以前の虐待行為
2か月	実父	泣きやまないことにいらだったため	なし
2か月	実父	不明	なし
5か月	実母	泣きやまないことにいらだったため	なし
1歳2か月	実父	泣きやまないことにいらだったため	なし
2歳3か月	実父	不明	あり(身体的虐待)
2歳10か月	母の交際相手	しつけのつもり	あり(身体的虐待)

③ 確認された虐待の期間

子どもに対する虐待が確認された期間について、平成 26 年度に把握した心中以外及び心中による虐待死事例は、ともに「～1か月以内」が最も多く、心中以外による虐待死は 6 割程度、心中による虐待死は 7 割程度であった。

表 2-3-8 確認された虐待の期間（第 12 次）

区分	心中以外の虐待死		心中による虐待死(未遂含む)	
	例数	構成割合	例数	構成割合
～1か月以内	27	62.8%	16	76.2%
1か月～6か月以内	6	14.0%	0	0.0%
6か月以上	5	11.6%	0	0.0%
不明	5	11.6%	5	23.8%
計	43	100.0%	21	100.0%

④ 死亡時の虐待以前に確認された虐待

ア 死亡時の虐待以前に確認された虐待の有無

死亡時の虐待以前に確認された虐待について、平成 26 年度に把握した心中以外の虐待死事例では、「なし」が 33 人（有効割合 78.6%）、「あり」が 9 人（同 21.4%）で、「あり」の事例における虐待の種類（複数回答）は、「身体的虐待」「ネグレクト」がともに 5 人、「心理的虐待」が 1 人であった。

表 2-3-9 死亡時の虐待以前に確認された虐待の有無（心中以外の虐待死）（第 12 次）

区分		心中以外の虐待死		
		人数	構成割合	有効割合
なし		33	75.0%	78.6%
あり		9	20.5%	21.4%
内訳 （再掲） （複数回答）	身体的虐待	5	/	/
	ネグレクト	5		
	心理的虐待	1		
	性的虐待	0		
	不明	0		
不明		2	4.5%	
計		44	100.0%	100.0%

イ 死亡時の虐待以前に確認されたネグレクトの内容

死亡時の虐待以前に確認されたネグレクトの内容について、平成 26 年度に把握した心中以外の虐待死事例では、「家に残したまま外出する等、子どもの健康・安全への配慮を怠る」が 3 人（60.0%）、次いで「祖父母、きょうだい等による虐待を見過ごす」「必要な医療を受けさせない（医療ネグレクト）」がそれぞれ 1 人（20.0%）であった。

表 2-3-10 死亡時の虐待以前に確認されたネグレクトの内容

（心中以外の虐待死）（複数回答）（第 12 次）

区分	心中以外・ネグレクト(5人)	
	人数	構成割合
家に残したまま外出する、車中に置き去りにするなど子どもの健康・安全への配慮を怠る	3	60.0%
食事を与えないなどの養育放棄	0	0.0%
遺棄	0	0.0%
祖父母、きょうだい、保護者の交際相手等による虐待を見過ごす	1	20.0%
必要な医療を受けさせない(医療ネグレクト)	1	20.0%

⑤ 主たる加害者

ア 心中以外の虐待死における主たる加害者

主たる加害者について、平成 26 年度に把握した心中以外の虐待死事例では、「実母」が 28 人（63.6%）と最も多く、次いで「実父」が 3 人（6.8%）であった。第 11 次報告と比較すると、「実母」の人数、割合はともに増加し、「実父」の人数、割合はともに減少した。第 1 次報告から第 12 次報告までの傾向をみると、加害者が「実母」である事例が概ね全体の過半数を占めて最も多く、次いで「実父」や「実母と実父」、「実母の交際相手」が比較的多くみられた。

また、3 歳未満と 3 歳以上に分けてみると、3 歳未満では、「実母」が 23 人（有効割合 79.3%）、次いで「実父」が 2 人（同 6.9%）であった。3 歳以上では、「実母」が 5 人（同 45.5%）、次いで「実母と実父」が 2 人（同 18.2%）であった。

表 2-3-11-1 主たる加害者（心中以外の虐待死）

区分		第1次	第2次	第3次	第4次	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	総数	
実母	人数	13	26	38	29	38	36	23	30	33	38	16	28	348	
	構成割合	52.0%	52.0%	67.9%	47.5%	48.7%	53.7%	46.9%	58.8%	56.9%	74.5%	44.4%	63.6%	55.6%	
実父	人数	7	11	11	5	16	10	6	7	11	3	8	3	98	
	構成割合	28.0%	22.0%	19.6%	8.2%	20.5%	14.9%	12.2%	13.7%	19.0%	5.9%	22.2%	6.8%	15.7%	
養母	人数	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	2	
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	1.6%	0.0%	1.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%	
養父	人数	0	1	0	0	1	0	0	3	0	0	0	1	6	
	構成割合	0.0%	2.0%	0.0%	0.0%	1.3%	0.0%	0.0%	5.9%	0.0%	0.0%	0.0%	2.3%	1.0%	
継母	人数	0	1	1	1	0	0	2	0	0	0	0	1	6	
	構成割合	0.0%	2.0%	1.8%	1.6%	0.0%	0.0%	4.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.3%	1.0%	
継父	人数	0	0	1	1	2	0	2	1	2	0	0	0	9	
	構成割合	0.0%	0.0%	1.8%	1.6%	2.6%	0.0%	4.1%	2.0%	3.4%	0.0%	0.0%	0.0%	1.4%	
実母の交際相手	人数	1	4	2	5	8	3	2	4	2	0	2	1	34	
	構成割合	4.0%	8.0%	3.6%	8.2%	10.3%	4.5%	4.1%	7.8%	3.4%	0.0%	5.6%	2.3%	5.4%	
母方祖母	人数	0	1	0	1	1	0	0	0	0	2	0	1	6	
	構成割合	0.0%	2.0%	0.0%	1.6%	1.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.9%	0.0%	2.3%	1.0%	
母方祖父	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.0%	0.0%	0.0%	0.2%	
父方祖母	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
父方祖父	人数	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	
実母と	実父	人数	0	0	0	9	10	5	6	2	5	3	5	2	47
		構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	14.8%	12.8%	7.5%	12.2%	3.9%	8.6%	5.9%	13.9%	4.5%	7.5%
	養父	人数	0	0	1	1	0	2	1	1	0	0	0	1	7
		構成割合	0.0%	0.0%	1.8%	1.6%	0.0%	3.0%	2.0%	2.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.3%	1.1%
	継父	人数	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	2
		構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.0%	0.0%	1.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%
	実母の交際相手	人数	1	0	0	3	1	3	4	1	2	1	0	1	17
		構成割合	4.0%	0.0%	0.0%	4.9%	1.3%	4.5%	8.2%	2.0%	3.4%	2.0%	0.0%	2.3%	2.7%
	母方祖父母	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
		構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.8%	0.0%	0.2%
	実母の交際相手とその他	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
		構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.8%	0.0%	0.2%
	その他	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	3
		構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.8%	4.5%	0.5%
実父とその他	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	
その他	人数	3	6	0	1	1	0	0	2	1	1	0	0	15	
	構成割合	12.0%	12.0%	0.0%	1.6%	1.3%	0.0%	0.0%	3.9%	1.7%	2.0%	0.0%	0.0%	2.4%	
不明	人数	0	0	2	4	0	6	2	0	0	2	2	3	21	
	構成割合	0.0%	0.0%	3.6%	6.6%	0.0%	9.0%	4.1%	0.0%	0.0%	3.9%	5.6%	6.8%	3.4%	
計	人数	25	50	56	61	78	67	49	51	58	51	36	44	626	
	構成割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	

表2-3-12 主たる加害者（3歳未満と3歳以上）（心中以外の虐待死）（第12次）

区分	3歳未満			3歳以上			不明			
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合	
実母	23	71.9%	79.3%	5	45.5%	45.5%	0	0.0%	0.0%	
実父	2	6.3%	6.9%	0	0.0%	0.0%	1	100.0%	100.0%	
養母	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	
養父	0	0.0%	0.0%	1	9.1%	9.1%	0	0.0%	0.0%	
継母	0	0.0%	0.0%	1	9.1%	9.1%	0	0.0%	0.0%	
継父	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	
実母の交際相手	1	3.1%	3.4%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	
実父の交際相手	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	
母方祖母	1	3.1%	3.4%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	
父方祖母	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	
母方祖父	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	
父方祖父	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	
その他	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	
実母と	実父	0	0.0%	0.0%	2	18.2%	18.2%	0	0.0%	0.0%
	養父	0	0.0%	0.0%	1	9.1%	9.1%	0	0.0%	0.0%
	継父	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
	実母の交際相手	1	3.1%	3.4%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
	その他	1	3.1%	3.4%	1	9.1%	9.1%	0	0.0%	0.0%
小計	29	90.6%	100.0%	11	100.0%	100.0%	1	100.0%	100.0%	
不明	3	9.4%		0	0.0%		0	0.0%		
計	32	100.0%	100.0%	11	100.0%	100.0%	1	100.0%	100.0%	

イ 心中による虐待死における主たる加害者

主たる加害者について、平成 26 年度に把握した心中による虐待死事例では、「実母」が 23 人 (85.2%)、次いで「母方祖父」が 1 人 (3.7%) であった。第 11 次報告と比較すると、心中以外の虐待死と同様、「実母」の人数、割合が増加し、第 2 次報告から第 12 次報告において、最も高い割合を占めている。

表 2-3-11-2 主たる加害者 (心中による虐待死)

区分		第1次	第2次	第3次	第4次	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	総数	
実母	人数	-	5	24	46	42	40	22	33	33	24	18	23	310	
	構成割合	-	62.5%	80.0%	70.8%	65.6%	65.6%	56.4%	70.2%	80.5%	61.5%	54.5%	85.2%	68.3%	
実父	人数	-	2	5	13	12	14	14	11	2	6	9	0	88	
	構成割合	-	25.0%	16.7%	20.0%	18.8%	23.0%	35.9%	23.4%	4.9%	15.4%	27.3%	0.0%	19.4%	
養母	人数	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	構成割合	-	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
養父	人数	-	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	
	構成割合	-	0.0%	0.0%	0.0%	1.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	
継母	人数	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	構成割合	-	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
継父	人数	-	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
	構成割合	-	12.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	
実母の交際相手	人数	-	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	
	構成割合	-	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.6%	0.0%	0.0%	0.2%	
母方祖母	人数	-	0	0	1	1	0	1	1	0	2	0	0	6	
	構成割合	-	0.0%	0.0%	1.5%	1.6%	0.0%	2.6%	2.1%	0.0%	5.1%	0.0%	0.0%	1.3%	
母方祖父	人数	-	0	0	0	1	2	0	0	0	0	1	1	5	
	構成割合	-	0.0%	0.0%	0.0%	1.6%	3.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.0%	3.7%	1.1%	
父方祖母	人数	-	0	0	0	0	1	1	1	0	0	2	0	5	
	構成割合	-	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.6%	2.6%	2.1%	0.0%	0.0%	6.1%	0.0%	1.1%	
父方祖父	人数	-	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	
	構成割合	-	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.6%	0.0%	0.0%	0.2%	
実母と	実父	人数	-	0	1	3	4	0	1	0	0	5	2	0	16
		構成割合	-	0.0%	3.3%	4.6%	6.3%	0.0%	2.6%	0.0%	0.0%	12.8%	6.1%	0.0%	3.5%
	養父	人数	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		構成割合	-	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	継父	人数	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		構成割合	-	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	実母の交際相手	人数	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		構成割合	-	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
母方祖父母	人数	-	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	3	
	構成割合	-	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	7.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.7%	
その他	人数	-	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	3	
	構成割合	-	0.0%	0.0%	0.0%	4.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.7%	
不明	人数	-	0	0	2	0	4	0	1	3	0	1	3	14	
	構成割合	-	0.0%	0.0%	3.1%	0.0%	6.6%	0.0%	2.1%	7.3%	0.0%	3.0%	11.1%	3.1%	
計	人数	-	8	30	65	64	61	39	47	41	39	33	27	454	
	構成割合	-	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	

ウ 心中以外の虐待死事例における子どもの年齢別にみた主たる加害者
 心中以外の虐待死事例における子どもの年齢別にみた主たる加害者
 について、平成26年度に把握した心中以外の虐待死事例では、日齢0
 日児事例の加害者はすべて「実母」であり、「1か月～1歳未満」児の
 事例では、「実母」が7人(58.3%)、次いで「実父」が2人(16.7%)
 であった。また、3歳以上の事例においても、「実母」が5人(45.5%)
 と4割以上を占めている。

表2-3-13-1 主たる加害者と死亡した子どもの年齢(心中以外の虐待死)(第12次)

区分	死亡した児童の年齢												
	0日		1日～1か月未満		1か月～1歳未満		1歳以上～3歳未満		3歳以上		不明		
	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	
実母	15	100.0%	0	0.0%	7	58.3%	1	20.0%	5	45.5%	0	0.0%	
実父	0	0.0%	0	0.0%	2	16.7%	0	0.0%	0	0.0%	1	100.0%	
養母	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
養父	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	9.1%	0	0.0%	
継母	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	9.1%	0	0.0%	
継父	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
実母の交際相手	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	20.0%	0	0.0%	0	0.0%	
実父の交際相手	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
母方祖母	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	20.0%	0	0.0%	0	0.0%	
父方祖母	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
母方祖父	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
父方祖父	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
その他	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
実母と	実父	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	18.2%	0	0.0%
	養父	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	9.1%	0	0.0%
	継父	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	実母の交際相手	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	20.0%	0	0.0%	0	0.0%
	その他	0	0.0%	0	0.0%	1	8.3%	0	0.0%	1	9.1%	0	0.0%
小計	15	100.0%	0	0.0%	10	83.3%	4	80.0%	11	100.0%	1	100.0%	
不明	0	0.0%	0	0.0%	2	16.7%	1	20.0%	0	0.0%	0	0.0%	
計	15	100.0%	0	0.0%	12	100.0%	5	100.0%	11	100.0%	1	100.0%	

エ 心中による虐待死事例における主たる加害者と子どもの年齢

心中による虐待死事例における主たる加害者と子どもの年齢について、平成 26 年度に把握した心中による虐待死事例では、すべての年齢において「実母」が加害者である事例が最も多くみられた。

表 2-3-13-2 主たる加害者と死亡した子どもの年齢（心中による虐待死）（第 12 次）

区分	死亡した児童の年齢												
	1か月未満		1か月～1歳未満		1歳以上～3歳未満		3歳以上～6歳未満		6歳以上		不明		
	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	
実母	0	0.0%	3	100.0%	7	100.0%	5	83.3%	8	72.7%	0	0.0%	
実父	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
養母	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
養父	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
継母	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
継父	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
実母の交際相手	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
実父の交際相手	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
母方祖母	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
父方祖母	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
母方祖父	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	9.1%	0	0.0%	
父方祖父	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
その他	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
実母と	実父	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	養父	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	継父	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	実母の交際相手	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	母方祖父母	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
小計	0	0.0%	3	100.0%	7	100.0%	5	83.3%	9	81.8%	0	0.0%	
不明	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	16.7%	2	18.2%	0	0.0%	
計	0	0.0%	3	100.0%	7	100.0%	6	100.0%	11	100.0%	0	0.0%	

オ 心中以外の虐待死事例における死因となった主な虐待の類型別にみた主たる加害者

心中以外の虐待死事例における死因となった主な虐待の類型別にみた主たる加害者について、平成 26 年度に把握した心中以外の虐待死事例では、「身体的虐待」「ネグレクト」とともに「実母」が 6 割を超えていた。

表 2-3-1 4 死因となった主な虐待の類型と主たる加害者（心中以外の虐待死）（第 12 次）

	身体的虐待		ネグレクト		心理的虐待		その他		不明		
	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	
実母	16	66.7%	10	66.7%	0	0.0%	0	0.0%	2	50.0%	
実父	2	8.3%	1	6.7%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
養母	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
養父	0	0.0%	0	0.0%	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	
継母	1	4.2%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
継父	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
実母の交際相手	1	4.2%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
実父の交際相手	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
母方祖母	1	4.2%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
父方祖母	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
母方祖父	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
父方祖父	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
その他	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
実母と	実父	0	0.0%	1	6.7%	0	0.0%	0	0.0%	1	25.0%
	養父	0	0.0%	1	6.7%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	継父	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	実母の交際相手	0	0.0%	1	6.7%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	その他	1	4.2%	1	6.7%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
小計	22	91.7%	15	100.0%	1	100.0%	0	0.0%	3	75.0%	
不明	2	8.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	25.0%	
計	24	100.0%	15	100.0%	1	100.0%	0	0.0%	4	100.0%	

⑥ 加害の動機

ア 心中以外の虐待死における加害の主な動機

心中以外の虐待死事例における加害の主な動機について、平成 26 年度に把握した事例では、動機が「不明」である場合を除き、「子どもの存在の拒否・否定」が 14 人（31.8%）と最も多く、次いで「保護を怠ったことによる死亡」が 5 人（11.4%）、「しつけのつもり」が 4 人（9.1%）であった。3 歳未満と 3 歳以上で比較すると、3 歳未満では、「子どもの存在の拒否・否定」が 13 人（有効割合 50.0%）と最も多く、3 歳以上では、「しつけのつもり」が 3 人（同 27.3%）で最も多かった。

また、第 1 次報告から第 12 次報告の推移でみると、「保護を怠ったことによる死亡」や、「しつけのつもり」「子どもの存在の拒否・否定」、「泣きやまないことにいらだったため」が、加害の動機として多い状態が継続している。

表 2-3-15 加害の動機（心中以外の虐待死）

区分		第2次	第3次	第4次	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	総数
しつけのつもり	人数	9	9	7	9	10	8	3	10	3	4	4	76
	構成割合	18.0%	16.1%	11.5%	11.5%	14.9%	16.3%	5.9%	17.2%	5.9%	11.1%	9.1%	12.6%
子どもがなつかない	人数	0	5	2	1	1	1	0	0	0	1	1	12
	構成割合	0.0%	8.9%	3.3%	1.3%	1.5%	2.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.8%	2.3%	2.0%
パートナーへの愛情を独占された など、子どもに対する嫉妬心	人数	0	0	0	0	1	1	0	1	1	1	0	5
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.5%	2.0%	0.0%	1.7%	2.0%	2.8%	0.0%	0.8%
パートナーへの怒りを子どもに 向ける	人数	0	2	1	1	0	1	0	2	0	0	0	7
	構成割合	0.0%	3.6%	1.6%	1.3%	0.0%	2.0%	0.0%	3.4%	0.0%	0.0%	0.0%	1.2%
慢性の疾患や障害の苦しみから 子どもを救おうという主観的意図	人数	0	0	2	2	0	0	0	1	0	0	0	5
	構成割合	0.0%	0.0%	3.3%	2.6%	0.0%	0.0%	0.0%	1.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.8%
子どもの暴力などから身を守るため	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
MSBP(代理ミュンヘンハウゼン 症候群)	人数	0	0	0	0	3	0	0	1	0	0	0	4
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	4.5%	0.0%	0.0%	1.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.7%
保護を怠ったことによる死亡	人数	3	5	18	13	4	8	11	9	9	6	5	91
	構成割合	6.0%	8.9%	29.5%	16.7%	6.0%	16.3%	21.6%	15.5%	17.6%	16.7%	11.4%	15.1%
子どもの存在の拒否・否定	人数	0	5	5	6	8	10	2	3	4	4	14	61
	構成割合	0.0%	8.9%	8.2%	7.7%	11.9%	20.4%	3.9%	5.2%	7.8%	11.1%	31.8%	10.1%
辺きやまないことにはいらだったため	人数	0	0	4	13	5	5	6	7	8	4	2	54
	構成割合	0.0%	0.0%	6.6%	16.7%	7.5%	10.2%	11.8%	12.1%	15.7%	11.1%	4.5%	9.0%
アルコール又は薬物依存に起因 した精神症状による行為	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
依存系以外に起因した精神症状 による行為(妄想などによる)	人数	3	5	4	7	2	1	2	2	2	2	3	33
	構成割合	6.0%	8.9%	6.6%	9.0%	3.0%	2.0%	3.9%	3.4%	3.9%	5.6%	6.8%	5.5%
その他	人数	23	6	1	2	10	3	7	9	2	1	9	73
	構成割合	46.0%	10.7%	1.6%	2.6%	14.9%	6.1%	13.7%	15.5%	3.9%	2.8%	20.5%	12.1%
不明	人数	12	19	17	24	23	11	20	13	22	13	6	180
	構成割合	24.0%	33.9%	27.9%	30.8%	34.3%	22.4%	39.2%	22.4%	43.1%	36.1%	13.6%	30.0%
計	人数	50	56	61	78	67	49	51	58	51	36	44	601
	構成割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表 2-3-16 加害の動機（3歳未満と3歳以上）（心中以外の虐待死）（第12次）

区分	3歳未満			3歳以上			不明		
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
しつけのつもり	1	3.1%	3.8%	3	27.3%	27.3%	0	0.0%	0.0%
子どもがなつかない	0	0.0%	0.0%	1	9.1%	9.1%	0	0.0%	0.0%
パートナーへの愛情を独占された等、子どもに対する嫉妬心	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
パートナーへの怒りを子どもに向ける	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
慢性の疾患等の苦しみから子どもを救おうという主観的意図	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
子どもの暴力などから身を守るため	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
MSBP(代理ミュンヒハウゼン氏症候群)	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
保護を怠ったことによる死亡	2	6.3%	7.7%	2	18.2%	18.2%	1	100.0%	100.0%
子どもの存在の拒否・否定	13	40.6%	50.0%	1	9.1%	9.1%	0	0.0%	0.0%
泣きやまないことにいらだったため	2	6.3%	7.7%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
アルコール又は薬物依存に起因した精神症状による行為	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
依存系以外に起因した精神症状による行為(妄想など)	2	6.3%	7.7%	1	9.1%	9.1%	0	0.0%	0.0%
その他	6	18.8%	23.1%	3	27.3%	27.3%	0	0.0%	0.0%
小計	26	81.3%	100.0%	11	100.0%	100.0%	1	100.0%	100.0%
不明	6	18.8%		0	0.0%		0	0.0%	
計	32	100.0%	100.0%	11	100.0%	100.0%	1	100.0%	100.0%

イ 心中による虐待死事例における加害の動機

心中による虐待死事例における加害の動機について、平成 26 年度に把握した事例では、「保護者自身の精神疾患、精神不安」が 16 人(59.3%)であり、次いで「育児不安や育児負担感」が 9 人(33.3%)であった。

表 2-3-17 加害の動機（心中による虐待死）（複数回答）（第12次）

区分	心中による虐待死(27人)	
	人数	構成割合
子供の病気・障害(診断)	3	11.1%
保護者自身の精神疾患、精神不安	16	59.3%
保護者自身の病気(精神疾患を除く)・障害等	3	11.1%
経済的困窮(多額の借金など)	1	3.7%
育児不安や育児負担感	9	33.3%
夫婦間のトラブルなどの家庭の不和	5	18.5%
その他	0	0.0%
不明	3	11.1%

(4) 死亡した子どもの生育歴

① 妊娠期・周産期における問題

ア 妊娠期・周産期における問題

妊娠期・周産期の問題について、平成 26 年度に把握した心中以外の虐待死事例では、「望まない妊娠／計画していない妊娠」が 24 人 (54.5%) と最も多く、次いで「妊婦健康診査未受診」が 18 人 (40.9%)、「遺棄」が 15 人 (34.1%) であった。第 3 次報告から第 12 次報告までの推移で見ると、「望まない妊娠／計画していない妊娠」、「妊婦健診未受診」、「母子健康手帳の未発行」、「若年 (10 代) 妊娠」については、継続的に高い水準で事例の発生がみられる。

特に、「若年 (10 代) 妊娠」についてみると、我が国における全出生数のうち母親の年齢が若年 (10 代) の割合は約 1.3%前後で推移^{注3)}している一方で、心中以外の虐待死事例における「若年 (10 代) 妊娠」の平均割合は 16.9%である。これらのことを鑑みれば、その高さは顕著である。

一方、平成 26 年度に把握した心中による虐待死事例では、「喫煙の常習」と「低体重」がそれぞれ 3 人 (11.1%) で最も多くみられた。

第 3 次報告から第 12 次報告までの推移について、心中以外の虐待死事例と心中による虐待死事例を比較すると、心中以外の虐待死事例の特徴として、「切迫流産・切迫早産」や「帝王切開」などの問題よりも、「望まない妊娠／計画していない妊娠」や「母子健康手帳の未発行」、「妊婦健診未受診」などの問題が多かった。

注3) 平成 20 年から 26 年の厚生労働省人口動態統計による。

表2-4-1-1 妊娠期・周産期の問題 (心中以外の虐待死) (複数回答)

区分		第3次	第4次	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	総数
		(56人)	(61人)	(78人)	(67人)	(49人)	(51人)	(58人)	(51人)	(36人)	(44人)	(551人)
切迫流産・切迫早産	人数	1	6	1	4	5	4	2	2	3	4	32
	構成割合	1.8%	9.8%	1.3%	6.0%	10.2%	7.8%	3.4%	3.9%	8.3%	9.1%	5.8%
妊娠高血圧症候群	人数	2	1	2	2	0	2	1	2	3	1	16
	構成割合	3.6%	1.6%	2.6%	3.0%	0.0%	3.9%	1.7%	3.9%	8.3%	2.3%	2.9%
喫煙の常習	人数	1	1	3	7	4	7	8	6	4	4	45
	構成割合	1.8%	1.6%	3.8%	10.4%	8.2%	13.7%	13.8%	11.8%	11.1%	9.1%	8.2%
アルコールの常習	人数	2	1	2	5	1	1	2	3	1	4	22
	構成割合	3.6%	1.6%	2.6%	7.5%	2.0%	2.0%	3.4%	5.9%	2.8%	9.1%	4.0%
違法薬物の使用/薬物の過剰摂取等	人数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0
	構成割合	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%	0.0%
マタニティブルーズ	人数	1	0	0	1	0	0	0	4	1	3	10
	構成割合	1.8%	0.0%	0.0%	1.5%	0.0%	0.0%	0.0%	7.8%	2.8%	6.8%	1.8%
望まない妊娠/計画していない妊娠	人数	7	10	11	21	11	10	18	14	8	24	134
	構成割合	12.5%	16.4%	14.1%	31.3%	22.4%	19.6%	31.0%	27.5%	22.2%	54.5%	24.3%
若年(10代)妊娠	人数	4	8	12	15	7	14	14	4	6	9	93
	構成割合	7.1%	13.1%	15.4%	22.4%	14.3%	27.5%	24.1%	7.8%	16.7%	20.5%	16.9%
お腹をたたく等の墮胎行為	人数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0
	構成割合	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%	0.0%
母子健康手帳の未発行	人数	6	9	11	20	9	9	9	11	5	13	102
	構成割合	10.7%	14.8%	14.1%	29.9%	18.4%	17.6%	15.5%	21.6%	13.9%	29.5%	18.5%
妊婦健診未受診	人数	4	9	10	21	7	11	21	17	10	18	128
	構成割合	7.1%	14.8%	12.8%	31.3%	14.3%	21.6%	36.2%	33.3%	27.8%	40.9%	23.2%
胎児虐待	人数	1	2	2	0	2	5	8	7	0	-	27
	構成割合	1.8%	3.3%	2.6%	0.0%	4.1%	9.8%	13.8%	13.7%	0.0%	-	4.9%
その他(妊娠期の母体側の問題)	人数	-	-	-	-	-	-	1	3	3	1	8
	構成割合	-	-	-	-	-	-	1.7%	5.9%	8.3%	2.3%	1.5%
自宅分娩(助産師などの立ち会いなし)	人数	-	-	-	-	-	-	-	-	2	14	16
	構成割合	-	-	-	-	-	-	-	-	5.6%	31.8%	2.9%
遺棄	人数	-	-	-	-	-	-	-	-	5	15	20
	構成割合	-	-	-	-	-	-	-	-	13.9%	34.1%	3.6%
墜落分娩	人数	2	5	5	9	2	2	5	3	1	5	39
	構成割合	3.6%	8.2%	6.4%	13.4%	4.1%	3.9%	8.6%	5.9%	2.8%	11.4%	7.1%
飛び込み出産	人数	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	4
	構成割合	-	-	-	-	-	-	-	-	5.6%	4.5%	0.7%
陣痛が微弱であった	人数	0	1	1	1	1	0	2	0	-	-	6
	構成割合	0.0%	1.6%	1.3%	1.5%	2.0%	0.0%	3.4%	0.0%	-	-	1.1%
帝王切開	人数	2	2	8	4	7	7	12	7	3	7	59
	構成割合	3.6%	3.3%	10.3%	6.0%	14.3%	13.7%	20.7%	13.7%	8.3%	15.9%	10.7%
救急車で来院	人数	-	-	-	-	-	-	4	3	-	-	7
	構成割合	-	-	-	-	-	-	6.9%	5.9%	-	-	1.3%
医療機関から連絡	人数	-	-	-	-	-	-	5	3	6	1	15
	構成割合	-	-	-	-	-	-	8.6%	5.9%	16.7%	2.3%	2.7%
その他(出産時の母体側の問題)	人数	-	-	-	-	-	-	3	3	0	0	6
	構成割合	-	-	-	-	-	-	5.2%	5.9%	0.0%	0.0%	1.1%
低体重	人数	1	4	6	9	8	7	8	11	4	8	66
	構成割合	1.8%	6.6%	7.7%	13.4%	16.3%	13.7%	13.8%	21.6%	11.1%	18.2%	12.0%
多胎	人数	2	0	1	4	1	3	0	1	0	0	12
	構成割合	3.6%	0.0%	1.3%	6.0%	2.0%	5.9%	0.0%	2.0%	0.0%	0.0%	2.2%
新生児仮死	人数	0	4	0	0	4	0	1	0	2	2	13
	構成割合	0.0%	6.6%	0.0%	0.0%	8.2%	0.0%	1.7%	0.0%	5.6%	4.5%	2.4%
その他の疾患・障害	人数	-	4	2	0	3	0	4	6	6	2	27
	構成割合	-	6.6%	2.6%	0.0%	6.1%	0.0%	6.9%	11.8%	16.7%	4.5%	4.9%
出生時の退院の遅れによる母子分離	人数	2	4	3	6	5	3	5	3	1	3	35
	構成割合	3.6%	6.6%	3.8%	9.0%	10.2%	5.9%	8.6%	5.9%	2.8%	6.8%	6.4%
NICU入院	人数	1	5	3	2	4	1	4	6	3	2	31
	構成割合	1.8%	8.2%	3.8%	3.0%	8.2%	2.0%	6.9%	11.8%	8.3%	4.5%	5.6%

表2-4-1-2 妊娠期・周産期の問題 (心中による虐待死) (複数回答)

区分		第3次 (30人)	第4次 (65人)	第5次 (64人)	第6次 (61人)	第7次 (39人)	第8次 (47人)	第9次 (41人)	第10次 (39人)	第11次 (33人)	第12次 (27人)	総数 (446人)
切迫流産・切迫早産	人数	0	2	2	3	4	2	0	4	3	1	21
	構成割合	0.0%	3.1%	3.1%	4.9%	10.3%	4.3%	0.0%	10.3%	9.1%	3.7%	4.7%
妊娠高血圧症候群	人数	0	2	0	0	3	1	2	2	0	0	10
	構成割合	0.0%	3.1%	0.0%	0.0%	7.7%	2.1%	4.9%	5.1%	0.0%	0.0%	2.2%
喫煙の常習	人数	0	0	1	1	3	1	0	0	1	3	10
	構成割合	0.0%	0.0%	1.6%	1.6%	7.7%	2.1%	0.0%	0.0%	3.0%	11.1%	2.2%
アルコールの常習	人数	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%
違法薬物の使用/薬物の過剰摂取等	人数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0
	構成割合	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%	0.0%
マタニティブルー	人数	0	3	1	1	2	0	2	2	0	1	12
	構成割合	0.0%	4.6%	1.6%	1.6%	5.1%	0.0%	4.9%	5.1%	0.0%	3.7%	2.7%
望まない妊娠/計画していない妊娠	人数	1	0	0	1	4	1	1	1	2	0	11
	構成割合	3.3%	0.0%	0.0%	1.6%	10.3%	2.1%	2.4%	2.6%	6.1%	0.0%	2.5%
若年(10代)妊娠	人数	0	1	0	1	0	2	0	3	2	1	10
	構成割合	0.0%	1.5%	0.0%	1.6%	0.0%	4.3%	0.0%	7.7%	6.1%	3.7%	2.2%
お腹をたたく等の墮胎行為	人数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0
	構成割合	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%	0.0%
母子健康手帳の未発行	人数	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	2
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.6%	0.0%	0.0%	0.0%	3.0%	0.0%	0.4%
妊婦健診未受診	人数	0	0	0	0	0	0	0	4	6	0	10
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	10.3%	18.2%	0.0%	2.2%
胎児虐待	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	-	0.0%
その他(妊娠期の母体側の問題)	人数	-	-	-	-	-	-	0	0	4	0	4
	構成割合	-	-	-	-	-	-	0.0%	0.0%	12.1%	0.0%	0.9%
自宅分娩(助産師などの立ち会いなし)	人数	-	-	-	-	-	-	-	-	1	0	1
	構成割合	-	-	-	-	-	-	-	-	3.0%	0.0%	0.2%
遺棄	人数	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0
	構成割合	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%	0.0%	0.0%
墜落分娩	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
飛び込み出産	人数	-	-	-	-	-	-	-	-	1	0	1
	構成割合	-	-	-	-	-	-	-	-	3.0%	0.0%	0.2%
陣痛が微弱であった	人数	0	0	0	0	1	0	2	1	-	-	4
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.6%	0.0%	4.9%	2.6%	-	-	0.9%
帝王切開	人数	0	4	2	3	5	3	3	5	6	0	31
	構成割合	0.0%	6.2%	3.1%	4.9%	12.8%	6.4%	7.3%	12.8%	18.2%	0.0%	7.0%
救急車で来院	人数	-	-	-	-	-	-	0	0	-	-	0
	構成割合	-	-	-	-	-	-	0.0%	0.0%	-	-	0.0%
医療機関から連絡	人数	-	-	-	-	-	-	2	2	5	2	11
	構成割合	-	-	-	-	-	-	4.9%	5.1%	15.2%	7.4%	2.5%
その他(出産時の母体側の問題)	人数	-	-	-	-	-	-	1	1	1	0	3
	構成割合	-	-	-	-	-	-	2.4%	2.6%	3.0%	0.0%	0.7%
低体重	人数	0	2	3	2	2	4	1	0	2	3	19
	構成割合	0.0%	3.1%	4.7%	3.3%	5.1%	8.5%	2.4%	0.0%	6.1%	11.1%	4.3%
多胎	人数	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0	4
	構成割合	0.0%	0.0%	3.1%	0.0%	5.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.9%
新生児仮死	人数	0	1	0	1	0	1	0	0	1	0	4
	構成割合	0.0%	1.5%	0.0%	1.6%	0.0%	2.1%	0.0%	0.0%	3.0%	0.0%	0.9%
その他の疾患・障害	人数	-	0	0	0	2	2	2	3	2	2	13
	構成割合	-	0.0%	0.0%	0.0%	5.1%	4.3%	4.9%	7.7%	6.1%	7.4%	2.9%
出生時の退院の遅れによる母子分離	人数	0	1	0	0	0	3	1	2	0	1	8
	構成割合	0.0%	1.5%	0.0%	0.0%	0.0%	6.4%	2.4%	5.1%	0.0%	3.7%	1.8%
NICU入院	人数	0	1	0	1	2	3	2	1	1	0	11
	構成割合	0.0%	1.5%	0.0%	1.6%	5.1%	6.4%	4.9%	2.6%	3.0%	0.0%	2.5%

イ 「望まない妊娠／計画していない妊娠」に関連する妊娠期・周産期の問題

心中以外の虐待死事例における妊娠期・周産期の重要な問題の一つである「望まない妊娠／計画していない妊娠」のうち、母子健康手帳の発行状況と妊婦健康診査の受診状況について、子どもの年齢別にみると、平成 26 年度に把握した心中以外の虐待死事例では、日齢 0 日児の事例 14 人のうち、「母子健康手帳の未発行・妊婦健診未受診」は 11 人 (78.6%) であった。

表 2-4-2 「望まない妊娠／計画していない妊娠」と関連する妊娠期・周産期の問題

(心中以外による虐待死)

区分	「望まない妊娠／計画していない妊娠」の内訳(24人)									
	死亡時点の子どもの年齢(心中以外の虐待死)									
	0日(14人)		1日～1か月未満(0人)		1か月～1歳未満(5人)		1歳以上(5人)		不明(0人)	
	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合
母子健康手帳の未発行・妊婦健診未受診	11	78.6%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
母子健康手帳の未発行・妊婦健診受診	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
母子健康手帳の発行・妊婦健診未受診	2	14.3%	0	0.0%	1	20.0%	3	60.0%	0	0.0%
母子健康手帳の発行・妊婦健診受診	0	0.0%	0	0.0%	4	80.0%	2	40.0%	0	0.0%
母子健康手帳の未発行・妊婦健診受診不明	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
母子健康手帳の発行不明・妊婦健診受診不明	1	7.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
その他	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%

② 乳幼児健康診査及び予防接種

ア 乳幼児健康診査・予防接種の受診・接種の有無

乳幼児健康診査の受診状況について、平成 26 年度に把握した心中以外の虐待死事例では、「3～4 か月児健診」の未受診者が 9 人 (有効割合 34.6%)、「3 歳児健診」の未受診者が 3 人 (同 30.0%) であった。予防接種の接種状況については、「BCG」の未接種者が 23 人 (同 59.0%) で最も多く、次いで「ポリオ」が 7 人 (同 30.4%) であった。

他方、平成 26 年度に把握した心中による虐待死事例では、「3～4 か月児健診」の未受診者が 1 人 (同 4.8%)、同じく「1 歳 6 か月児健診」の未受診者も 1 人 (同 5.9%)、「3 歳児健診」の未受診者が 2 人 (同 15.4%) であった。予防接種の接種状況については、「Hib」の未接種者が 7 人 (同 33.3%)、次いで「肺炎球菌」の未接種者が 6 人 (同 30.0%) であった。心中以外の虐待死と比較すると、「Hib」及び「肺炎球菌」を

除いて、乳幼児健康診査及び予防接種ともに未受診、未接種率は低い水準にある。

表 2-4-3 乳幼児健康診査及び予防接種の受診・接種の有無（第 12 次）

区分	心中以外の虐待死(44人)						心中による虐待死(未遂含む)(27人)					
	受診済み		未受診		年齢的に 非該当	不明	受診済み		未受診		年齢的に 非該当	不明
	人数	有効割合	人数	有効割合			人数	有効割合	人数	有効割合		
3～4か月児健診	17	65.4%	9	34.6%	16	2	20	95.2%	1	4.8%	1	5
1歳6か月児健診	13	100.0%	0	0.0%	30	1	16	94.1%	1	5.9%	6	4
3歳児健診	7	70.0%	3	30.0%	34	0	11	84.6%	2	15.4%	10	4
BCG	16	41.0%	23	59.0%	0	5	22	100.0%	0	0.0%	0	5
ポリオ	16	69.6%	7	30.4%	16	5	22	95.7%	1	4.3%	1	3
ジフテリア・百日せき・破傷風 (3種混合)	22	88.0%	3	12.0%	17	2	22	100.0%	0	0.0%	1	4
麻疹	11	84.6%	2	15.4%	28	3	17	89.5%	2	10.5%	3	5
風疹	11	84.6%	2	15.4%	28	3	17	89.5%	2	10.5%	3	5
Hib	19	90.5%	2	9.5%	16	7	14	66.7%	7	33.3%	1	5
肺炎球菌	18	85.7%	3	14.3%	16	7	14	70.0%	6	30.0%	1	6

イ 乳幼児健康診査未受診者への対応

乳幼児健康診査の未受診者への対応について、平成 26 年度に把握した心中以外の虐待死事例では、「3～4か月児健診」未受診者9人のうち7人に対し、電話や家庭訪問等による受診勧奨を行った。また、「3歳児健診」未受診者3人のうち1人に対し、文書、電話、家庭訪問すべてによる受診勧奨を行った。

【参考】

＜心中以外の虐待死＞

○ 5 か月 男児

実母と同居人女性が本児を自宅に放置し餓死させた事例。市町村（母子保健担当部署）は兄（2歳）の出生時から家庭訪問を実施していたが不在で会えないことが多かった。本児出生後も乳児家庭全戸訪問事業により家庭訪問したが不在で面会できず、電話連絡もつかなかったため、乳児健診予定日に母子面談をしようと考えていたところ、本事例が発生した。

表 2-4-4 乳幼児健康診査の未受診者への対応内容（複数回答）（第 12 次）

3～4か月児健診未受診の対応ありの場合	心中以外の虐待死(7人)		心中による虐待死(未遂含む)(0人)	
	人数	構成割合	人数	構成割合
文書による受診勧奨	1	14.3%	0	0.0%
電話による受診勧奨	3	42.9%	0	0.0%
家庭訪問による受診勧奨	2	28.6%	0	0.0%
その他	4	57.1%	0	0.0%
1歳6か月児健診未受診の対応ありの場合	心中以外の虐待死(0人)		心中による虐待死(未遂含む)(1人)	
	人数	構成割合	人数	構成割合
文書による受診勧奨	0	0.0%	0	0.0%
電話による受診勧奨	0	0.0%	1	100.0%
家庭訪問による受診勧奨	0	0.0%	0	0.0%
その他	0	0.0%	1	100.0%
3歳児健診未受診の対応ありの場合	心中以外の虐待死(1人)		心中による虐待死(未遂含む)(2人)	
	人数	構成割合	人数	構成割合
文書による受診勧奨	1	100.0%	2	100.0%
電話による受診勧奨	1	100.0%	1	50.0%
家庭訪問による受診勧奨	1	100.0%	1	50.0%
その他	0	0.0%	0	0.0%

③ 子どもの疾患・障害等

ア 子どもの疾患・障害等の有無等

子どもの疾患・障害等について、平成 26 年度に把握した心中以外の虐待死事例では、「身体疾患」「身体発育の問題（極端な痩せ、身長が低いなど）」があるのがそれぞれ 4 人（9.1%）と最も多かった。平成 26 年度に把握した心中による虐待死事例では、「発達の問題（発達障害、自閉症など）」があるのが 4 人（14.8%）と最も多かった。

表 2-4-5 子どもの疾患・障害等の有無等（複数回答）（第 12 次）

区分	心中以外の虐待死(44人)								心中による虐待死(未遂含む)(27人)								
	あり		なし		不明		疑い		あり		なし		不明		疑い		
	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	
身体疾患	4	9.1%	25	56.8%	15	34.1%	-	-	1	3.7%	21	77.8%	5	18.5%	-	-	
障害	1	2.3%	28	63.6%	15	34.1%	-	-	0	0.0%	23	85.2%	4	14.8%	-	-	
障害ありの内訳	身体障害	1	2.3%	0	0.0%	0	0.0%	-	-	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	-	-
	手帳の有無	1	2.3%	0	0.0%	0	0.0%	-	-	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	-	-
	知的障害	1	2.3%	0	0.0%	0	0.0%	-	-	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	-	-
	手帳の有無	0	0.0%	1	2.3%	0	0.0%	-	-	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	-	-
発達の問題 (発達障害、自閉症など)	1	2.3%	27	61.4%	13	29.5%	3	8.3%	4	14.8%	18	66.7%	4	14.8%	1	3.0%	
身体発育の問題 (極端な痩せ、身長が低いなど)	4	9.1%	29	65.9%	11	25.0%	-	-	0	0.0%	23	85.2%	4	14.8%	-	-	

イ 疾患・障害等があった子どもと関係機関の関与状況

疾患・障害等があった子どもに関与があった関係機関について、平成 26 年度に把握した心中以外の虐待死事例では、「身体疾患」「身体障害」「発達の問題（発達障害、自閉症など）」「身体発育の遅れ（極端な痩せ、身長が低いなど）」をそれぞれもつ子どもについては、すべての子どもに何らかの機関の関与があり、関与した関係機関には、「児童相談所」や「市町村（虐待対応担当部署）」のほか、「市町村の母子保健担当部署（保健センター等）」、「医療機関」などが多くみられた。

また、平成 26 年度に把握した心中による虐待死事例においても、すべての子どもに何らかの機関の関与があり、「市町村の母子保健担当部署（保健センター等）」はすべての子どもに関与が見られた。

表 2-4-6 疾患・障害等があった子どもと関係機関の関与状況（複数回答）（第 12 次）

区分	子どもの疾患・障害等								
	心中以外の虐待死				心中による虐待死(未遂含む)				
	身体疾患 (4)	障害 (知的障害、 身体障害) (1)	発達の問題 (発達障害、 自閉症など) 遅れ (1)	身体発育の問題 (極端な痩せ、身長 が低いなど) (4)	身体疾患 (1)	障害 (知的障害、 身体障害) (0)	発達の問題 (発達障害、 自閉症など) 遅れ (4)	身体発育の問題 (極端な痩せ、身長 が低いなど) (0)	
※()内は疾患・障害等のある子どもの数									
何らかの機関の関与があった子どもの数(人数)	4	1	1	4	1	0	4	0	
関与した 関係機関	児童相談所	2	1	0	3	0	0	2	0
	市町村(虐待対応担当部署)	1	0	0	2	0	0	1	0
	その他機関	4	1	1	4	1	0	4	0
	内訳 (複数回答)								
	福祉事務所	2	1	0	2	0	0	2	0
	家庭児童相談室	1	0	1	2	0	0	3	0
	児童委員	1	0	0	0	0	0	1	0
	保健所	1	1	0	1	0	0	0	0
	市町村の母子保健担当部署 (保健センター等)	4	1	1	4	1	0	4	0
	養育機関・教育機関	3	0	1	2	0	0	4	0
医療機関	3	1	0	3	0	0	3	0	
助産師 (医療機関に勤務する者を除く)	0	0	0	0	0	0	0	0	
警察	1	0	0	1	0	0	0	0	
婦人相談所	0	0	0	0	0	0	0	0	

④ 子どもの情緒・行動上の問題等

子どもの情緒・行動上の問題等について、平成 26 年度に把握した心中以外の虐待死事例では、問題「なし」が 26 人（有効割合 81.3%）、「あり」が 6 人（同 18.8%）であり、「あり」の内訳（複数回答）は、「指示に従わない」が 3 人（同 9.4%）、次いで「激しい泣き」「なつかない」が 2 人（同 6.3%）であった。

また、平成 26 年度に把握した心中による虐待死事例では、問題「なし」が 16 人（同 88.9%）、「あり」が 2 人（同 11.1%）であり、「あり」の内訳（複数回答）は、「かんしゃく」が 2 人（同 11.1%）であった。これら

の問題は、心中以外の虐待死事例及び心中による虐待死事例ともに、保護者の養育困難感を助長する要因になっていることが推察される。

表2-4-7 子どもの情緒・行動上の問題等（複数回答）（第12次）

区分		心中以外の虐待死			心中による虐待死(未遂含む)		
		人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
なし		26	59.1%	81.3%	16	59.3%	88.9%
あり		6	13.6%	18.8%	2	7.4%	11.1%
内訳 (再掲) (複数回答)	ミルクの飲みムラ	1	2.3%	3.1%	0	0.0%	0.0%
	激しい泣き	2	4.5%	6.3%	0	0.0%	0.0%
	夜泣き	1	2.3%	3.1%	0	0.0%	0.0%
	食事の拒否	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
	夜尿	0	0.0%	0.0%	1	3.7%	5.6%
	多動	0	0.0%	0.0%	1	3.7%	5.6%
	衝動性	0	0.0%	0.0%	1	3.7%	5.6%
	かんしゃく	1	2.3%	3.1%	2	7.4%	11.1%
	自傷行為	0	0.0%	0.0%	1	3.7%	5.6%
	性器いじり	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
	指示に従わない	3	6.8%	9.4%	1	3.7%	5.6%
	なつかない	2	4.5%	6.3%	1	3.7%	5.6%
	無表情、表情が乏しい	0	0.0%	0.0%	1	3.7%	5.6%
	固まってしまう	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
	盗癖	0	0.0%	0.0%	1	3.7%	5.6%
	虚言癖	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
	不登校	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
その他	3	6.8%	9.4%	0	0.0%	0.0%	
小計		32	72.7%	100.0%	18	66.7%	100.0%
不明		12	27.3%		9	33.3%	
計		44	100.0%	100.0%	27	100.0%	100.0%

⑤ 養育機関・教育機関の所属

子どもの養育機関・教育機関等の所属について、平成 26 年度に把握した心中以外の虐待死事例では、所属「なし」が 33 人（有効割合 75.0%）、所属「あり」が 11 人（同 25.0%）であり、「あり」の内訳は、「保育所」が 6 人（同 13.6%）、「幼稚園」が 4 人（同 9.1%）、「中学校」が 1 人（同 2.3%）であった。

また、平成 26 年度に把握した心中による虐待死事例では、所属「あり」が 20 人（同 74.1%）であり、死亡した子どもが小学生であった事例が 3 割程度を占めていた。特に、心中による虐待死事例においては、養育機関や教育機関等への所属の割合が高く、各所属機関による気づきや何らかの支援が必要であったことが示唆される。

表 2-4-8 子どもの養育機関・教育機関等の所属（第 12 次）

区分		心中以外の虐待死			心中による虐待死(未遂含む)		
		人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
なし		33	75.0%	75.0%	7	25.9%	25.9%
あり		11	25.0%	25.0%	20	74.1%	74.1%
内訳 (再掲)	保育所	6	13.6%	13.6%	7	25.9%	25.9%
	幼稚園	4	9.1%	9.1%	3	11.1%	11.1%
	小学校	0	0.0%	0.0%	8	29.6%	29.6%
	中学校	1	2.3%	2.3%	1	3.7%	3.7%
	高校	0	0.0%	0.0%	1	3.7%	3.7%
	その他	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
小計		44	100.0%	100.0%	27	100.0%	100.0%
不明		0	0.0%		0	0.0%	
計		44	100.0%	100.0%	27	100.0%	100.0%

⑥ 子どもの施設等への入所経験

子どもの施設等への入所経験について、平成 26 年度に把握した心中以外の虐待死事例では、入所経験「なし」が 35 人（有効割合 85.4%）、「あり」が 6 人（同 14.6%）であり、「あり」の内訳（複数回答）は「乳児院（一時保護委託を含む）」が 4 人（同 9.8%）、「一時保護所」が 3 人（同 7.3%）であった。

また、平成 26 年度に把握した心中による虐待死事例では、「不明」を除くと、すべて入所経験「なし」25 人（同 100%）であった。

第5次報告から第12次報告までの心中以外による虐待死事例の累計では、入所経験「なし」が352人（同91.2%）であり、入所経験「あり」が34人（同8.8%）であった。また、第5次報告から第12次報告までの心中による虐待死事例の累計では、入所経験「なし」が258人（同94.2%）であり、入所経験「あり」が16人（同5.8%）であった。

【参考】

<心中以外の虐待死>

○3歳 男児

実母からの身体的虐待（外傷性ショック）により死亡した事例。本児が3か月時に慢性硬膜下血腫で救急搬送され、転院先の医療機関に一時保護委託、その後乳児院に入所措置となった。1年後家庭復帰し、児童相談所の家庭訪問を拒否したが、本児が保育所に通所していたため、市町村の要保護児童対策地域協議会で見守りとしていた。その後も実母の出産時に一時保護を実施し、解除後も在宅指導措置としたが、実母は児童相談所や市町村の家庭訪問を拒否していた。本児は、家庭復帰した2か月後から保育所を欠席し、その2か月後に死亡した。

○1歳 女児

身体的虐待（乳幼児揺さぶられ症候群（SBS））により死亡した事例（主たる虐待者不明）。本児が4か月時に医療機関より乳幼児揺さぶられ症候群（SBS）疑いにより虐待通告あり、医療機関に一時保護委託、その後乳児院に入所措置となった。保育所入所及び児童相談所、市町村が訪問することで措置入所解除となったが、家庭復帰の2か月後に死亡した。

○3歳 女児

実母及び叔母による身体的虐待（頸部絞扼以外による窒息）により死亡した事例。本児1か月及び2か月時に外傷があり一時保護、その後入所措置となった。約1年後に家庭復帰となったが、実父が精神的不安定となり、母子で婦人相談所に入所。退所後、本児、実父母で市外の父方祖父宅に転居し、その1か月後に死亡した。

表2-4-9-1 子どもの施設等への入所経験（複数回答）（心中以外の虐待死）

区分		第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	総数	
なし	人数	56	60	39	43	47	40	32	35	352	
	構成割合	71.8%	89.6%	79.6%	84.3%	81.0%	78.4%	88.9%	79.5%	81.1%	
	有効割合	93.3%	98.4%	90.7%	97.7%	82.5%	85.1%	97.0%	85.4%	91.2%	
あり	人数	4	1	4	1	10	7	1	6	34	
	構成割合	5.1%	1.5%	8.2%	2.0%	17.2%	13.7%	2.8%	13.6%	7.8%	
	有効割合	6.7%	1.6%	9.3%	2.3%	17.5%	14.9%	3.0%	14.6%	8.8%	
内訳 （再掲） （複数回答）	一時保護所	人数	-	0	1	0	3	2	1	3	10
		構成割合	-	0.0%	2.0%	0.0%	5.2%	3.9%	2.8%	6.8%	2.3%
		有効割合	-	0.0%	2.3%	0.0%	5.3%	4.3%	3.0%	7.3%	2.6%
	児童養護施設（一時保護委託を含む）	人数	-	1	0	0	2	1	0	0	4
		構成割合	-	1.5%	0.0%	0.0%	3.4%	2.0%	0.0%	0.0%	0.9%
		有効割合	-	1.6%	0.0%	0.0%	3.5%	2.1%	0.0%	0.0%	1.0%
	乳児院（一時保護委託を含む）	人数	-	1	2	1	3	4	1	4	16
		構成割合	-	1.5%	4.1%	2.0%	5.2%	7.8%	2.8%	9.1%	3.7%
		有効割合	-	1.6%	4.7%	2.3%	5.3%	8.5%	3.0%	9.8%	4.1%
	児童自立支援施設	人数	-	0	0	0	0	0	0	0	0
		構成割合	-	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
		有効割合	-	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	障害児入所施設（短期入所利用を含む）	人数	-	0	0	0	0	2	0	0	2
		構成割合	-	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.9%	0.0%	0.0%	0.5%
		有効割合	-	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	4.3%	0.0%	0.0%	0.5%
	情緒障害児短期治療施設	人数	-	0	0	0	0	0	0	0	0
		構成割合	-	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
		有効割合	-	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	母子生活支援施設	人数	-	0	0	0	3	0	0	0	3
		構成割合	-	0.0%	0.0%	0.0%	5.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.7%
		有効割合	-	0.0%	0.0%	0.0%	5.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.8%
	婦人相談所	人数	-	-	0	0	0	1	0	1	2
		構成割合	-	-	0.0%	0.0%	0.0%	2.0%	0.0%	2.3%	0.5%
		有効割合	-	-	0.0%	0.0%	0.0%	2.1%	0.0%	2.4%	0.5%
	自立援助ホーム	人数	-	0	0	0	0	0	0	0	0
		構成割合	-	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
		有効割合	-	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
少年院	人数	-	0	0	0	0	0	0	0	0	
	構成割合	-	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
	有効割合	-	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
民間シェルター	人数	-	0	0	0	2	0	0	0	2	
	構成割合	-	0.0%	0.0%	0.0%	3.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.5%	
	有効割合	-	0.0%	0.0%	0.0%	3.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.5%	
里親	人数	-	0	0	0	1	0	0	0	1	
	構成割合	-	0.0%	0.0%	0.0%	1.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	
	有効割合	-	0.0%	0.0%	0.0%	1.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%	
ファミリーホーム	人数	-	-	0	0	0	0	0	0	0	
	構成割合	-	-	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
	有効割合	-	-	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
その他	人数	-	0	1	0	1	0	0	0	2	
	構成割合	-	0.0%	2.0%	0.0%	1.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.5%	
	有効割合	-	0.0%	2.3%	0.0%	1.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.5%	
小計		人数	60	61	43	44	57	47	33	41	386
		構成割合	76.9%	91.0%	87.8%	86.3%	98.3%	92.2%	91.7%	93.2%	88.9%
		有効割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
不明	人数	18	5	6	7	1	4	3	3	47	
	構成割合	23.1%	7.5%	12.2%	13.7%	1.7%	7.8%	8.3%	6.8%	10.8%	
	有効割合	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
未記入	人数	0	1	0	0	0	0	0	0	1	
	構成割合	0.0%	1.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	
	有効割合	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
計		人数	78	67	49	51	58	51	36	44	434
		構成割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
		有効割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表2-4-9-2 子どもの施設等への入所経験（複数回答）（心中による虐待死）

区分		第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	総数	
なし	人数	36	43	26	32	34	33	29	25	258	
	構成割合	56.3%	70.5%	66.7%	68.1%	82.9%	84.6%	87.9%	92.6%	73.5%	
	有効割合	100.0%	100.0%	92.9%	91.4%	85.0%	91.7%	93.5%	100.0%	94.2%	
あり	人数	0	0	2	3	6	3	2	0	16	
	構成割合	0.0%	0.0%	5.1%	6.4%	14.6%	7.7%	6.1%	0.0%	4.6%	
	有効割合	0.0%	0.0%	7.1%	8.6%	15.0%	8.3%	6.5%	0.0%	5.8%	
内訳 (再掲) (複数回答)	一時保護所	人数	-	0	1	3	3	2	1	0	10
		構成割合	-	0.0%	2.6%	6.4%	7.3%	5.1%	3.0%	0.0%	2.8%
		有効割合	-	0.0%	3.6%	8.6%	7.5%	5.6%	3.2%	0.0%	3.6%
	児童養護施設(一時保護委託を含む)	人数	-	0	0	1	0	0	0	0	1
		構成割合	-	0.0%	0.0%	2.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%
		有効割合	-	0.0%	0.0%	2.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.4%
	乳児院(一時保護委託を含む)	人数	-	0	2	0	2	1	0	0	5
		構成割合	-	0.0%	5.1%	0.0%	4.9%	2.6%	0.0%	0.0%	1.4%
		有効割合	-	0.0%	7.1%	0.0%	5.0%	2.8%	0.0%	0.0%	1.8%
	児童自立支援施設	人数	-	0	0	0	0	0	0	0	0
		構成割合	-	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
		有効割合	-	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	障害児入所施設(短期入所利用を含む)	人数	-	0	0	0	0	1	0	0	1
		構成割合	-	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.6%	0.0%	0.0%	0.3%
		有効割合	-	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.8%	0.0%	0.0%	0.4%
	情緒障害児短期治療施設	人数	-	0	0	0	0	0	1	0	1
		構成割合	-	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.0%	0.0%	0.3%
		有効割合	-	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.2%	0.0%	0.4%
	母子生活支援施設	人数	-	0	0	0	1	0	0	0	1
		構成割合	-	0.0%	0.0%	0.0%	2.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%
		有効割合	-	0.0%	0.0%	0.0%	2.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.4%
	婦人相談所	人数	-	-	0	0	1	0	0	0	1
		構成割合	-	-	0.0%	0.0%	2.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%
		有効割合	-	-	0.0%	0.0%	2.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.4%
	自立援助ホーム	人数	-	0	0	0	0	0	0	0	0
		構成割合	-	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
		有効割合	-	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
少年院	人数	-	0	0	0	0	0	0	0	0	
	構成割合	-	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
	有効割合	-	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
民間シェルター	人数	-	0	0	0	2	0	0	0	2	
	構成割合	-	0.0%	0.0%	0.0%	4.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.6%	
	有効割合	-	0.0%	0.0%	0.0%	5.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.7%	
里親	人数	-	0	0	1	0	0	0	0	1	
	構成割合	-	0.0%	0.0%	2.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%	
	有効割合	-	0.0%	0.0%	2.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.4%	
ファミリーホーム	人数	-	-	0	0	0	0	0	0	0	
	構成割合	-	-	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
	有効割合	-	-	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
その他	人数	-	0	1	0	0	0	1	0	2	
	構成割合	-	0.0%	2.6%	0.0%	0.0%	0.0%	3.0%	0.0%	0.6%	
	有効割合	-	0.0%	3.6%	0.0%	0.0%	0.0%	3.2%	0.0%	0.7%	
小計	人数	36	43	28	35	40	36	31	25	274	
	構成割合	56.3%	70.5%	71.8%	74.5%	97.6%	92.3%	93.9%	92.6%	78.1%	
	有効割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
不明	人数	28	18	11	12	1	3	2	2	77	
	構成割合	43.8%	29.5%	28.2%	25.5%	2.4%	7.7%	6.1%	7.4%	21.9%	
	有効割合	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
計	人数	64	61	39	47	41	39	33	27	351	
	構成割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
	有効割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	

(5) 養育環境

① 養育者の世帯の状況

養育者の世帯の状況について、平成 26 年度に把握した心中以外の虐待死事例では、「実父母」が 19 例 (44.2%) と最も多く、次いで「一人親 (未婚)」が 13 例 (30.2%) であった。第 3 次報告から第 12 次報告における心中以外の虐待死事例の推移をみると、「実父母」が養育者である事例が継続して最も多い。

また、平成 26 年度に把握した心中による虐待死事例では、「実父母」が 18 例 (85.7%) と最も多く、次いで、「一人親 (離婚)」が 2 例 (9.5%) であった。第 3 次報告から第 12 次報告における心中による虐待死事例の推移をみると、養育者が「実父母」と「一人親 (離婚)」である事例が継続して多く、また、心中以外の虐待死事例と比較すると、「一人親 (離婚)」の割合が多い傾向にある。

表2-5-1-1 養育者の世帯の状況（心中以外の虐待死）

区分		第3次	第4次	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	総数
実父母	例数	19	24	37	26	26	17	26	20	19	19	233
	構成割合	37.3%	46.2%	50.7%	40.6%	55.3%	37.8%	46.4%	40.8%	52.8%	44.2%	45.2%
一人親(離婚)	例数	3	9	9	5	1	7	8	8	3	2	55
	構成割合	5.9%	17.3%	12.3%	7.8%	2.1%	15.6%	14.3%	16.3%	8.3%	4.7%	10.7%
一人親(未婚)	例数	7	4	9	11	3	4	8	10	7	13	76
	構成割合	13.7%	7.7%	12.3%	17.2%	6.4%	8.9%	14.3%	20.4%	19.4%	30.2%	14.7%
一人親(死別)	例数	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	1.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%
一人親(別居)	例数	-	-	-	-	-	1	3	2	1	2	9
	構成割合	-	-	-	-	-	2.2%	5.4%	4.1%	2.8%	4.7%	1.7%
再婚	例数	4	2	4	2	5	3	2	1	0	3	26
	構成割合	7.8%	3.8%	5.5%	3.1%	10.6%	6.7%	3.6%	2.0%	0.0%	7.0%	5.0%
内縁関係	例数	7	7	5	9	7	6	2	3	3	2	51
	構成割合	13.7%	13.5%	6.8%	14.1%	14.9%	13.3%	3.6%	6.1%	8.3%	4.7%	9.9%
養父母	例数	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	2
	構成割合	0.0%	1.9%	0.0%	1.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.4%
その他	例数	0	0	0	3	1	2	6	0	0	1	13
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	4.7%	2.1%	4.4%	10.7%	0.0%	0.0%	2.3%	2.5%
不明	例数	11	5	9	6	4	5	1	5	3	1	50
	構成割合	21.6%	9.6%	12.3%	9.4%	8.5%	11.1%	1.8%	10.2%	8.3%	2.3%	9.7%
計	例数	51	52	73	64	47	45	56	49	36	43	516
	構成割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表2-5-1-2 養育者の世帯状況（心中による虐待死）

区分		第3次	第4次	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	総数
実父母	例数	15	29	29	22	22	18	13	9	17	18	192
	構成割合	78.9%	60.4%	69.0%	51.2%	73.3%	48.6%	44.8%	31.0%	63.0%	85.7%	59.1%
一人親(離婚)	例数	0	8	4	13	4	7	11	12	3	2	64
	構成割合	0.0%	16.7%	9.5%	30.2%	13.3%	18.9%	37.9%	41.4%	11.1%	9.5%	19.7%
一人親(未婚)	例数	0	0	0	3	1	0	1	2	1	0	8
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	7.0%	3.3%	0.0%	3.4%	6.9%	3.7%	0.0%	2.5%
一人親(死別)	例数	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	3
	構成割合	0.0%	2.1%	0.0%	0.0%	0.0%	2.7%	0.0%	3.4%	0.0%	0.0%	0.9%
一人親(別居)	例数	-	-	-	-	-	4	1	2	2	0	9
	構成割合	-	-	-	-	-	10.8%	3.4%	6.9%	7.4%	0.0%	2.8%
再婚	例数	0	2	1	0	0	0	0	1	0	0	4
	構成割合	0.0%	4.2%	2.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.4%	0.0%	0.0%	1.2%
内縁関係	例数	0	0	0	0	1	0	1	1	2	0	5
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.3%	0.0%	3.4%	3.4%	7.4%	0.0%	1.5%
養父母	例数	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	5.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.6%
その他	例数	0	0	2	1	1	2	2	1	1	0	10
	構成割合	0.0%	0.0%	4.8%	2.3%	3.3%	5.4%	6.9%	3.4%	3.7%	0.0%	3.1%
不明	例数	4	8	6	4	1	3	0	0	1	1	28
	構成割合	21.1%	16.7%	14.3%	9.3%	3.3%	8.1%	0.0%	0.0%	3.7%	4.8%	8.6%
計	例数	19	48	42	43	30	37	29	29	27	21	325
	構成割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

② 祖父母との同居の状況

祖父母との同居状況について、平成 26 年度に把握した心中以外の虐待死事例では、祖父母との同居「あり」が 14 例（有効割合 34.1%）、心中による虐待死事例では、祖父母との同居「あり」が 2 例（同 10.0%）であった。

死亡事例においては、祖父母との同居が、必ずしも真の支援が得られていたとは限らない状況が示唆される。

表 2-5-2 祖父母との同居の状況（第 12 次）

区分		心中以外の虐待死			心中による虐待死(未遂含む)		
		例数	構成割合	有効割合	例数	構成割合	有効割合
なし		27	62.8%	65.9%	18	85.7%	90.0%
あり		14	32.6%	34.1%	2	9.5%	10.0%
内訳 (再掲)	母方祖母同居	4	9.3%	9.8%	0	0.0%	0.0%
	母方祖父同居	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
	母方祖父母同居	5	11.6%	12.2%	0	0.0%	0.0%
	父方祖母同居	3	7.0%	7.3%	0	0.0%	0.0%
	父方祖父同居	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
	父方祖父母同居	2	4.7%	4.9%	2	9.5%	10.0%
小計		41	95.3%	100.0%	20	95.2%	100.0%
不明		2	4.7%		1	4.8%	
計		43	100.0%	100.0%	21	100.0%	100.0%

③ 実父母、祖父母以外の者との同居の状況

実父母、祖父母以外の者との同居の状況について、平成 26 年度に把握した心中以外の虐待死事例では、同居「あり」が 12 例（有効割合 30.8%）であり、同居者の内訳は、「母の交際相手」が 3 例（同 7.7%）であり、「その他」には「叔父」「叔母」等がみられた。

また、平成 26 年度に把握した心中による虐待死事例では、同居「あり」が 2 例（同 10.0%）であり、同居者の内訳は、「その他」が 2 例（同 10.0%）であった。「その他」には、「父方曾祖母」「父方叔父」との同居がみられた。

表 2-5-3 実父母、祖父母以外の者との同居の状況（第 12 次）

区分		心中以外の虐待死			心中による虐待死(未遂含む)		
		例数	構成割合	有効割合	例数	構成割合	有効割合
なし		27	62.8%	69.2%	18	85.7%	90.0%
あり		12	27.9%	30.8%	2	9.5%	10.0%
内訳 (再掲)	母の交際相手	3	7.0%	7.7%	0	0.0%	0.0%
	父の交際相手	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
	母の友人	1	2.3%	2.6%	0	0.0%	0.0%
	父の友人	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
	その他	8	18.6%	20.5%	2	9.5%	10.0%
小計		39	90.7%	100.0%	20	95.2%	100.0%
不明		4	9.3%		1	4.8%	
計		43	100.0%	100.0%	21	100.0%	100.0%

④ 子どもの死亡時における実父母の年齢

子どもの死亡時における実母・実父の年齢について、平成 26 年度に把握した心中以外の虐待死事例では、実母の年齢は「25 歳～29 歳」が 12 例（有効割合 27.9%）と最も多く、次いで「19 歳以下」と「20 歳～24 歳」がそれぞれ 8 例（同 18.6%）であった。実父の年齢は「35 歳～39 歳」が 9 例（同 24.3%）と最も多く、次いで「25 歳～29 歳」「40 歳以上」がそれぞれ 6 例（同 16.2%）であった。

一方、平成 26 年度に把握した心中による虐待死事例では、実母の年齢は「35 歳～39 歳」が 9 例（同 42.9%）と最も多く、次いで「40 歳以上」が 5 例（同 23.8%）であった。実父の年齢は「40 歳以上」が 8 例（同 38.1%）と最も多く、次いで「30 歳～34 歳」が 6 例（同 28.6%）であった。

表 2-5-4 子どもの死亡時における実父母の年齢（第 12 次）

区分	心中以外の虐待死						心中による虐待死(未遂含む)						
	実母			実父			実母			実父			
	例数	構成割合	有効割合	例数	構成割合	有効割合	例数	構成割合	有効割合	例数	構成割合	有効割合	
いない	1	2.3%	2.3%	5	11.6%	13.5%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	
いる	42	97.7%	97.7%	32	74.4%	86.5%	21	100.0%	100.0%	21	100.0%	100.0%	
内訳 (再掲)	19歳以下	8	18.6%	18.6%	2	4.7%	5.4%	1	4.8%	4.8%	0	0.0%	0.0%
	20歳～24歳	8	18.6%	18.6%	1	2.3%	2.7%	0	0.0%	0.0%	1	4.8%	4.8%
	25歳～29歳	12	27.9%	27.9%	6	14.0%	16.2%	3	14.3%	14.3%	0	0.0%	0.0%
	30歳～34歳	7	16.3%	16.3%	4	9.3%	10.8%	3	14.3%	14.3%	6	28.6%	28.6%
	35歳～39歳	3	7.0%	7.0%	9	20.9%	24.3%	9	42.9%	42.9%	4	19.0%	19.0%
	40歳以上	4	9.3%	9.3%	6	14.0%	16.2%	5	23.8%	23.8%	8	38.1%	38.1%
	年齢不明	0	0.0%	0.0%	4	9.3%	10.8%	0	0.0%	0.0%	2	9.5%	9.5%
小計	43	100.0%	100.0%	37	86.0%	100.0%	21	100.0%	100.0%	21	100.0%	100.0%	
不明	0	0.0%		6	14.0%		0	0.0%		0	0.0%		
計	43	100.0%	100.0%	43	100.0%	100.0%	21	100.0%	100.0%	21	100.0%	100.0%	

⑤ 子どもの死亡時における加害者の年齢

子どもの死亡時における加害者の年齢について、平成 26 年度に把握した心中以外の虐待死事例では、加害者が実母である場合には、実母の年齢は「25 歳～29 歳」が 11 例（33.3%）と最も多く、加害者が実父である場合には、実父の年齢は「30 歳～34 歳」が 3 例（60.0%）と最も多かった。実父母以外の加害者である場合には、その年齢は、「20 歳～24 歳」が 3 例（37.5%）と最も多かった。

また、平成 26 年度に把握した心中による虐待死事例では、加害者が実母である場合には、実母の年齢は「35 歳～39 歳」が 9 例（50.0%）で最も多く、実父母以外の加害者の事例は 1 例で、その年齢は「40 歳以上」であった。

心中以外による虐待死事例と心中による虐待死事例を比較すると、心中以外による虐待死事例の方が若年傾向がみられた。

表 2-5-5 子どもの死亡時における加害者の年齢（第 12 次）

区分	心中以外の虐待死						心中による虐待死(未遂含む)					
	実母		実父		実父母以外加害者		実母		実父		実父母以外加害者	
	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合
19歳以下	7	21.2%	0	0.0%	0	0.0%	1	5.6%	0	0.0%	0	0.0%
20歳～24歳	5	15.2%	0	0.0%	3	37.5%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
25歳～29歳	11	33.3%	1	20.0%	1	12.5%	3	16.7%	0	0.0%	0	0.0%
30歳～34歳	4	12.1%	3	60.0%	2	25.0%	3	16.7%	0	0.0%	0	0.0%
35歳～39歳	2	6.1%	1	20.0%	0	0.0%	9	50.0%	0	0.0%	0	0.0%
40歳以上	4	12.1%	0	0.0%	2	25.0%	2	11.1%	0	0.0%	1	100.0%
年齢不明	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
計	33	100.0%	5	100.0%	8	100.0%	18	100.0%	0	0.0%	1	100.0%

⑥ 養育者（実父母）の心理的・精神的問題等

ア 養育者（実母）の心理的・精神的問題等

養育者（実母）の心理的・精神的問題等について、平成 26 年度に把握した心中以外の虐待死事例では、「養育能力の低さ」が 14 例（33.3%）と最も多く、次いで「育児不安」が 12 例（28.6%）であった。「育児不安」や「養育能力の低さ」は第 3 次報告から継続して多い傾向にある。

平成 26 年度に把握した心中による虐待死事例では、「育児不安」と「うつ状態」がそれぞれ 8 例（38.1%）で最も多く、次いで「精神疾患（医師の診断によるもの）」が 7 例（33.3%）であった。第 3 次報告から第 12 次報告の推移をみると、「育児不安」、「精神疾患（医師の診断によるもの）」、「うつ状態」などが継続して多い傾向にある。

なお、「養育能力の低さ」とは、子どもの成長発達を促すために必要な関わり（授乳や食事、保清、情緒的な要求への応答、子どもの体調変化の把握、安全面への配慮等）が適切にできない場合としている。

表2-5-6-1 養育者（実母）の心理的・精神的問題等（心中以外の虐待死）

区分		第3次	第4次	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	総数
		(41例)	(52例)	(73例)	(63例)	(44例)	(44例)	(56例)	(48例)	(36例)	(42例)	(499例)
育児不安	例数	12	14	19	16	11	14	11	15	8	12	132
	構成割合	29.3%	26.9%	26.0%	25.4%	25.0%	31.8%	19.6%	31.3%	22.2%	28.6%	26.5%
マタニティーブルー	例数	2	0	4	1	0	1	1	3	0	3	15
	構成割合	4.9%	0.0%	5.5%	1.6%	0.0%	2.3%	1.8%	6.3%	0.0%	7.1%	3.0%
産後うつ	例数	-	1	3	2	2	1	4	5	2	2	22
	構成割合	-	1.9%	4.1%	3.2%	4.5%	2.3%	7.1%	10.4%	5.6%	4.8%	4.4%
知的障害	例数	2	0	3	2	2	1	4	0	5	0	19
	構成割合	4.9%	0.0%	4.1%	3.2%	4.5%	2.3%	7.1%	0.0%	13.9%	0.0%	3.8%
精神疾患 (医師の診断によるもの)	例数	3	7	8	2	2	7	9	7	4	5	54
	構成割合	7.3%	13.5%	11.0%	3.2%	4.5%	15.9%	16.1%	14.6%	11.1%	11.9%	10.8%
身体障害	例数	1	0	0	2	0	0	2	0	0	0	5
	構成割合	2.4%	0.0%	0.0%	3.2%	0.0%	0.0%	3.6%	0.0%	0.0%	0.0%	1.0%
その他の障害	例数	0	0	1	0	1	0	2	0	0	0	4
	構成割合	0.0%	0.0%	1.4%	0.0%	2.3%	0.0%	3.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.8%
アルコール依存	例数	0	0	1	5	1	1	0	1	0	1	10
	構成割合	0.0%	0.0%	1.4%	7.9%	2.3%	2.3%	0.0%	2.1%	0.0%	2.4%	2.0%
薬物依存	例数	0	0	0	0	0	0	4	1	0	0	5
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	7.1%	2.1%	0.0%	0.0%	1.0%
衝動性	例数	5	5	8	8	6	6	10	8	5	5	66
	構成割合	12.2%	9.6%	11.0%	12.7%	13.6%	13.6%	17.9%	16.7%	13.9%	11.9%	13.2%
攻撃性	例数	2	5	7	6	6	3	9	7	3	6	54
	構成割合	4.9%	9.6%	9.6%	9.5%	13.6%	6.8%	16.1%	14.6%	8.3%	14.3%	10.8%
怒りのコントロール不全	例数	7	4	8	7	6	5	7	6	4	3	57
	構成割合	17.1%	7.7%	11.0%	11.1%	13.6%	11.4%	12.5%	12.5%	11.1%	7.1%	11.4%
うつ状態	例数	6	9	8	3	4	6	7	4	6	6	59
	構成割合	14.6%	17.3%	11.0%	4.8%	9.1%	13.6%	12.5%	8.3%	16.7%	14.3%	11.8%
躁状態	例数	1	0	2	0	0	0	0	0	2	0	5
	構成割合	2.4%	0.0%	2.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	5.6%	0.0%	1.0%
感情の起伏が激しい	例数	4	4	9	5	4	6	8	6	4	3	53
	構成割合	9.8%	7.7%	12.3%	7.9%	9.1%	13.6%	14.3%	12.5%	11.1%	7.1%	10.6%
高い依存性	例数	6	6	3	2	3	2	8	1	6	4	41
	構成割合	14.6%	11.5%	4.1%	3.2%	6.8%	4.5%	14.3%	2.1%	16.7%	9.5%	8.2%
幻覚	例数	1	1	2	0	1	2	3	1	2	0	13
	構成割合	2.4%	1.9%	2.7%	0.0%	2.3%	4.5%	5.4%	2.1%	5.6%	0.0%	2.6%
妄想	例数	2	1	1	1	1	2	2	2	2	1	15
	構成割合	4.9%	1.9%	1.4%	1.6%	2.3%	4.5%	3.6%	4.2%	5.6%	2.4%	3.0%
DVを受けている	例数	2	4	4	6	6	1	8	6	1	5	43
	構成割合	4.9%	7.7%	5.5%	9.5%	13.6%	2.3%	14.3%	12.5%	2.8%	11.9%	8.6%
DVを行っている	例数	0	0	1	0	0	1	0	2	0	1	5
	構成割合	0.0%	0.0%	1.4%	0.0%	0.0%	2.3%	0.0%	4.2%	0.0%	2.4%	1.0%
自殺未遂の既往	例数	3	1	1	1	3	1	3	0	2	2	17
	構成割合	7.3%	1.9%	1.4%	1.6%	6.8%	2.3%	5.4%	0.0%	5.6%	4.8%	3.4%
養育能力の低さ	例数	9	20	18	10	13	11	23	14	12	14	144
	構成割合	22.0%	38.5%	24.7%	15.9%	29.5%	25.0%	41.1%	29.2%	33.3%	33.3%	28.9%
日本語でのコミュニケーションが難しい (日本語を母国語としていない)	例数	-	-	-	-	-	0	0	2	0	0	2
	構成割合	-	-	-	-	-	0.0%	0.0%	4.2%	0.0%	0.0%	0.4%

※実母の有無について「いない」「不明」と回答した事例を除く

表2-5-6-2 養育者（実母）の心理的・精神的問題等（心中による虐待死）

区分		第3次	第4次	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	総数
		(16例)	(48例)	(42例)	(42例)	(30例)	(34例)	(29例)	(28例)	(27例)	(21例)	(317例)
育児不安	例数	4	12	8	12	4	7	8	7	7	8	77
	構成割合	25.0%	25.0%	19.0%	28.6%	13.3%	20.6%	27.6%	25.0%	25.9%	38.1%	24.3%
マタニティーブルー	例数	0	0	2	1	1	0	2	2	0	0	8
	構成割合	0.0%	0.0%	4.8%	2.4%	3.3%	0.0%	6.9%	7.1%	0.0%	0.0%	2.5%
産後うつ	例数	-	2	1	1	2	1	2	3	1	2	15
	構成割合	-	4.2%	2.4%	2.4%	6.7%	2.9%	6.9%	10.7%	3.7%	9.5%	4.7%
知的障害	例数	1	2	1	1	0	1	0	0	0	0	6
	構成割合	6.3%	4.2%	2.4%	2.4%	0.0%	2.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.9%
精神疾患 (医師の診断によるもの)	例数	0	13	5	8	3	14	8	7	8	7	73
	構成割合	0.0%	27.1%	11.9%	19.0%	10.0%	41.2%	27.6%	25.0%	29.6%	33.3%	23.0%
身体障害	例数	0	1	0	0	0	0	1	1	0	0	3
	構成割合	0.0%	2.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.4%	3.6%	0.0%	0.0%	0.9%
その他の障害	例数	0	1	0	2	1	0	0	0	0	0	4
	構成割合	0.0%	2.1%	0.0%	4.8%	3.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.3%
アルコール依存	例数	0	2	0	0	0	2	1	0	0	0	5
	構成割合	0.0%	4.2%	0.0%	0.0%	0.0%	5.9%	3.4%	0.0%	0.0%	0.0%	1.6%
薬物依存	例数	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.6%	0.0%	0.0%	0.3%
衝動性	例数	0	8	1	2	3	1	3	4	1	0	23
	構成割合	0.0%	16.7%	2.4%	4.8%	10.0%	2.9%	10.3%	14.3%	3.7%	0.0%	7.3%
攻撃性	例数	0	3	0	2	1	0	1	2	0	0	9
	構成割合	0.0%	6.3%	0.0%	4.8%	3.3%	0.0%	3.4%	7.1%	0.0%	0.0%	2.8%
怒りのコントロール不全	例数	0	4	0	1	1	0	2	0	0	0	8
	構成割合	0.0%	8.3%	0.0%	2.4%	3.3%	0.0%	6.9%	0.0%	0.0%	0.0%	2.5%
うつ状態	例数	3	9	5	11	1	8	10	9	5	8	69
	構成割合	18.8%	18.8%	11.9%	26.2%	3.3%	23.5%	34.5%	32.1%	18.5%	38.1%	21.8%
躁状態	例数	0	2	0	1	0	0	1	0	0	0	4
	構成割合	0.0%	4.2%	0.0%	2.4%	0.0%	0.0%	3.4%	0.0%	0.0%	0.0%	1.3%
感情の起伏が激しい	例数	0	4	0	1	1	0	5	3	1	1	16
	構成割合	0.0%	8.3%	0.0%	2.4%	3.3%	0.0%	17.2%	10.7%	3.7%	4.8%	5.0%
高い依存性	例数	1	0	0	1	0	1	1	4	0	0	8
	構成割合	6.3%	0.0%	0.0%	2.4%	0.0%	2.9%	3.4%	14.3%	0.0%	0.0%	2.5%
幻覚	例数	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%
妄想	例数	0	0	1	1	0	1	1	0	1	2	7
	構成割合	0.0%	0.0%	2.4%	2.4%	0.0%	2.9%	3.4%	0.0%	3.7%	9.5%	2.2%
DVを受けている	例数	0	1	0	0	1	0	3	1	1	0	7
	構成割合	0.0%	2.1%	0.0%	0.0%	3.3%	0.0%	10.3%	3.6%	3.7%	0.0%	2.2%
DVを行っている	例数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
自殺未遂の既往	例数	2	1	3	5	2	6	3	3	1	0	26
	構成割合	12.5%	2.1%	7.1%	11.9%	6.7%	17.6%	10.3%	10.7%	3.7%	0.0%	8.2%
養育能力の低さ	例数	0	3	0	4	1	3	3	3	2	1	20
	構成割合	0.0%	6.3%	0.0%	9.5%	3.3%	8.8%	10.3%	10.7%	7.4%	4.8%	6.3%
日本語でのコミュニケーションが難しい (日本語を母国語としていない)	例数	-	-	-	-	-	0	0	0	1	0	1
	構成割合	-	-	-	-	-	0.0%	0.0%	0.0%	3.7%	0.0%	0.3%

※実母の有無について「いない」「不明」と回答した事例を除く

イ 養育者（実父）の心理的・精神的問題等

養育者（実父）の心理的・精神的問題等について、平成26年度に把握した心中以外の虐待死事例では、「養育能力の低さ」が6例（18.8%）と最も多く、次いで「攻撃性」と「DVを行っている」がそれぞれ5例

(15.6%)であった。第3次報告から第12次報告までの推移をみると、「衝動性」や「攻撃性」、「怒りのコントロール不全」、「感情の起伏が激しい」、「養育能力の低さ」などの問題が継続してみられた。

また、平成26年度に把握した心中による虐待死事例では、「育児不安」が1例(4.8%)あるのみであった。

表2-5-7-1 養育者(実父)の心理的・精神的問題等(心中以外の虐待死)

区分	第3次 (21例)	第4次 (52例)	第5次 (73例)	第6次 (34例)	第7次 (31例)	第8次 (32例)	第9次 (39例)	第10次 (33例)	第11次 (26例)	第12次 (32例)	総数 (373例)	
育児不安	例数	2	2	1	2	0	2	2	3	1	0	15
	構成割合	9.5%	3.8%	1.4%	5.9%	0.0%	6.3%	5.1%	9.1%	3.8%	0.0%	4.0%
知的障害	例数	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.0%	0.0%	0.0%	0.3%
精神疾患 (医師の診断によるもの)	例数	0	0	1	1	0	0	2	2	1	0	7
	構成割合	0.0%	0.0%	1.4%	2.9%	0.0%	0.0%	5.1%	6.1%	3.8%	0.0%	1.9%
身体障害	例数	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	2
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.1%	2.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.5%
その他の障害	例数	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	2
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.2%	0.0%	0.0%	0.0%	3.8%	0.0%	0.5%
アルコール依存	例数	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.0%	0.0%	0.0%	0.3%
薬物依存	例数	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	2
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.1%	0.0%	0.0%	0.0%	3.1%	0.5%
衝動性	例数	4	4	3	6	5	1	4	4	5	2	38
	構成割合	19.0%	7.7%	4.1%	17.6%	16.1%	3.1%	10.3%	12.1%	19.2%	6.3%	10.2%
攻撃性	例数	5	4	5	7	6	1	5	2	6	5	46
	構成割合	23.8%	7.7%	6.8%	20.6%	19.4%	3.1%	12.8%	6.1%	23.1%	15.6%	12.3%
怒りのコントロール不全	例数	4	4	4	6	6	1	6	2	6	2	41
	構成割合	19.0%	7.7%	5.5%	17.6%	19.4%	3.1%	15.4%	6.1%	23.1%	6.3%	11.0%
うつ状態	例数	1	1	0	1	0	0	0	1	2	0	6
	構成割合	4.8%	1.9%	0.0%	2.9%	0.0%	0.0%	0.0%	3.0%	7.7%	0.0%	1.6%
躁状態	例数	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.8%	0.0%	0.3%
感情の起伏が激しい	例数	2	3	2	5	5	1	4	2	5	4	33
	構成割合	9.5%	5.8%	2.7%	14.7%	16.1%	3.1%	10.3%	6.1%	19.2%	12.5%	8.8%
高い依存性	例数	1	1	2	0	0	1	1	3	0	0	9
	構成割合	4.8%	1.9%	2.7%	0.0%	0.0%	3.1%	2.6%	9.1%	0.0%	0.0%	2.4%
幻覚	例数	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	2
	構成割合	0.0%	0.0%	1.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.8%	0.0%	0.5%
妄想	例数	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	2
	構成割合	0.0%	0.0%	1.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.8%	0.0%	0.5%
DVを受けている	例数	0	0	1	0	0	1	1	1	1	1	6
	構成割合	0.0%	0.0%	1.4%	0.0%	0.0%	3.1%	2.6%	3.0%	3.8%	3.1%	1.6%
DVを行っている	例数	2	1	1	3	5	1	4	4	2	5	28
	構成割合	9.5%	1.9%	1.4%	8.8%	16.1%	3.1%	10.3%	12.1%	7.7%	15.6%	7.5%
自殺未遂の既往	例数	0	0	0	0	0	1	0	1	1	1	4
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.1%	0.0%	3.0%	3.8%	3.1%	1.1%
養育能力の低さ	例数	2	8	7	5	7	2	6	5	7	6	55
	構成割合	9.5%	15.4%	9.6%	14.7%	22.6%	6.3%	15.4%	15.2%	26.9%	18.8%	14.7%
日本語でのコミュニケーションが難しい (日本語を母国語としていない)	例数	-	-	-	-	-	1	0	2	0	1	4
	構成割合	-	-	-	-	-	3.1%	0.0%	6.1%	0.0%	3.1%	1.1%

※実父の有無について「いない」「不明」と回答した事例を除く

表 2-5-7-2 養育者（実父）の心理的・精神的問題等（心中による虐待死）

区分		第3次	第4次	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	総数
		(14例)	(48例)	(42例)	(34例)	(26例)	(31例)	(23例)	(19例)	(22例)	(21例)	(280例)
育児不安	例数	0	1	1	2	0	0	1	1	1	1	8
	構成割合	0.0%	2.1%	2.4%	5.9%	0.0%	0.0%	4.3%	5.3%	4.5%	4.8%	2.9%
知的障害	例数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
精神疾患 (医師の診断によるもの)	例数	0	0	0	0	2	1	1	0	1	0	5
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	7.7%	3.2%	4.3%	0.0%	4.5%	0.0%	1.8%
身体障害	例数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
その他の障害	例数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
アルコール依存	例数	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	4.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.4%
薬物依存	例数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
衝動性	例数	0	2	1	0	1	1	3	0	0	0	8
	構成割合	0.0%	4.2%	2.4%	0.0%	3.8%	3.2%	13.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.9%
攻撃性	例数	0	3	0	0	1	1	0	0	0	0	5
	構成割合	0.0%	6.3%	0.0%	0.0%	3.8%	3.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.8%
怒りのコントロール不全	例数	0	1	0	0	1	2	2	0	0	0	6
	構成割合	0.0%	2.1%	0.0%	0.0%	3.8%	6.5%	8.7%	0.0%	0.0%	0.0%	2.1%
うつ状態	例数	0	1	2	1	1	2	0	0	1	0	8
	構成割合	0.0%	2.1%	4.8%	2.9%	3.8%	6.5%	0.0%	0.0%	4.5%	0.0%	2.9%
躁状態	例数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
感情の起伏が激しい	例数	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0	3
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.2%	4.3%	0.0%	4.5%	0.0%	1.1%
高い依存性	例数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
幻覚	例数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
妄想	例数	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.4%
DVを受けている	例数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
DVを行っている	例数	0	0	0	0	1	1	1	0	1	0	4
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.8%	3.2%	4.3%	0.0%	4.5%	0.0%	1.4%
自殺未遂の既往	例数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
養育能力の低さ	例数	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	2
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	4.3%	0.0%	4.5%	0.0%	0.7%
日本語でのコミュニケーションが難しい (日本語を母国語としていない)	例数	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0
	構成割合	-	-	-	-	-	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

※実父の有無について「いない」「不明」と回答した事例を除く

⑦ 世帯の家計を支えている主たる者

世帯の家計を支えている主たる者について、平成 26 年度に把握した心中以外の虐待死事例では、「実父」が 17 例（有効割合 45.9%）と最も多く、次いで「実母」が 12 例（同 32.4%）であった。

また、平成 26 年度に把握した心中による虐待死事例では、「実父」が 19 例（同 90.5%）と最も多く、次いで「実母」が 2 例（同 9.5%）であった。

表 2-5-8 家計を支えている主たる者（第12次）

区分	心中以外の虐待死			心中による虐待死(未遂含む)		
	例数	構成割合	有効割合	例数	構成割合	有効割合
実母	12	27.9%	32.4%	2	9.5%	9.5%
実父	17	39.5%	45.9%	19	90.5%	90.5%
継母	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
継父	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
養母	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
養父	1	2.3%	2.7%	0	0.0%	0.0%
母方祖母	3	7.0%	8.1%	0	0.0%	0.0%
母方祖父	1	2.3%	2.7%	0	0.0%	0.0%
父方祖母	1	2.3%	2.7%	0	0.0%	0.0%
父方祖父	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
母の交際相手	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
父の交際相手	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
その他	2	4.7%	5.4%	0	0.0%	0.0%
小計	37	86.0%	100.0%	21	100.0%	100.0%
不明	6	14.0%		0	0.0%	
計	43	100.0%	100.0%	21	100.0%	100.0%

⑧ 子どもの住居の状況

子どもの住居の状況について、平成 26 年度に把握した心中以外の虐待死事例では、「集合住宅（賃貸）」が 17 例（有効割合 45.9%）と最も多く、次いで「一戸建て住宅（所有）」が 9 例（同 24.3%）であった。

また、平成 26 年度に把握した心中による虐待死事例では、「一戸建て住宅（所有）」が 7 例（同 46.7%）で最も多く、次いで「集合住宅（賃貸）」が 4 例（同 26.7%）であった。

表 2-5-9 子どもの住居の状況（第 12 次）

区分	心中以外の虐待死			心中による虐待死(未遂含む)		
	例数	構成割合	有効割合	例数	構成割合	有効割合
一戸建て住宅(所有)	9	20.9%	24.3%	7	33.3%	46.7%
一戸建て住宅(賃貸)	5	11.6%	13.5%	1	4.8%	6.7%
集合住宅(所有)	4	9.3%	10.8%	1	4.8%	6.7%
集合住宅(賃貸)	17	39.5%	45.9%	4	19.0%	26.7%
公営住宅	2	4.7%	5.4%	2	9.5%	13.3%
他人の家に同居	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
母子生活支援施設	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
シェルター	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
定住地なし	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
小計	37	86.0%	100.0%	15	71.4%	100.0%
不明	6	14.0%		6	28.6%	
計	43	100.0%	100.0%	21	100.0%	100.0%

⑨ 世帯の経済状況

家庭の経済状況について、平成 26 年度に把握した心中以外の虐待死事例では、経済状況について「不明」である事例が多いものの、判明している事例では「市町村民税非課税世帯（所得割、均等割ともに非課税）」及び「市町村民税課税世帯（年収 500 万円未満）」がそれぞれ 8 例（有効割合 34.8%）と最も多かった。

また、平成 26 年度に把握した心中による虐待死事例では、「市町村民税課税世帯（年収 500 万円未満）」が 6 例（同 42.9%）と最も多かった。

表 2-5-10 家庭の経済状況（第12次）

区分	心中以外の虐待死			心中による虐待死(未遂含む)		
	例数	構成割合	有効割合	例数	構成割合	有効割合
生活保護世帯	4	9.3%	17.4%	1	4.8%	7.1%
市町村民税非課税世帯 (所得割、均等割ともに非課税)	8	18.6%	34.8%	2	9.5%	14.3%
市町村民税課税世帯 (所得割のみ非課税)	1	2.3%	4.3%	0	0.0%	0.0%
市町村民税課税世帯 (年収500万円未満)	8	18.6%	34.8%	6	28.6%	42.9%
年収500万円以上	2	4.7%	8.7%	5	23.8%	35.7%
小計	23	53.5%	100.0%	14	66.7%	100.0%
不明	20	46.5%		7	33.3%	
計	43	100.0%	100.0%	21	100.0%	100.0%

⑩ 子どもの死亡時における実父母の就業状況

子どもの死亡時における実父母の就業状況について、平成26年度に把握した心中以外の虐待死事例では、実母は「無職」が18例（有効割合51.4%）、実父は「フルタイム」が18例（同72.0%）で最も多かった。

また、平成26年度に把握した心中による虐待死事例では、心中以外の虐待死事例と同様、実母は「無職」が9例（同69.2%）、実父はすべて「フルタイム」で14例（同100%）であった。

表 2-5-11 子どもの死亡時における実父母の就業状況（第12次）

区分	心中以外の虐待死						心中による虐待死(未遂含む)					
	実母			実父			実母			実父		
	例数	構成割合	有効割合	例数	構成割合	有効割合	例数	構成割合	有効割合	例数	構成割合	有効割合
無職	18	42.9%	51.4%	4	12.5%	16.0%	9	42.9%	69.2%	0	0.0%	0.0%
フルタイム	4	9.5%	11.4%	18	56.3%	72.0%	1	4.8%	7.7%	14	66.7%	100.0%
パート	13	31.0%	37.1%	3	9.4%	12.0%	3	14.3%	23.1%	0	0.0%	0.0%
小計	35	83.3%	100.0%	25	78.1%	100.0%	13	61.9%	100.0%	14	66.7%	100.0%
不明	7	16.7%		7	21.9%		8	38.1%		7	33.3%	
計	42	100.0%	100.0%	32	100.0%	100.0%	21	100.0%	100.0%	21	100.0%	100.0%

※実父母の有無について「いない」「不明」と回答した事例を除く

⑪ 子どもが出生してからの転居回数

子どもが出生してからの転居回数について、平成 26 年度に把握した心中以外の虐待死事例では、転居「なし」が 27 例（有効割合 73.0%）、次いで転居「1 回」が 5 例（同 13.5%）であり、3 回以上転居している家庭は 3 例（同 8.1%）であった。

また、平成 26 年度に把握した心中による虐待死事例では、転居「なし」が 12 例（同 60.0%）、次いで転居「1 回」が 4 例（同 20.0%）であり、3 回以上転居している家庭は 1 例（同 5.0%）であった。

表 2-5-12 死亡した子どもが出生してからの転居回数（第 12 次）

区分	心中以外の虐待死			心中による虐待死(未遂含む)		
	例数	構成割合	有効割合	例数	構成割合	有効割合
なし	27	62.8%	73.0%	12	57.1%	60.0%
1回	5	11.6%	13.5%	4	19.0%	20.0%
2回	2	4.7%	5.4%	3	14.3%	15.0%
3回	2	4.7%	5.4%	0	0.0%	0.0%
4回	1	2.3%	2.7%	1	4.8%	5.0%
5回以上	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
小計	37	86.0%	100.0%	20	95.2%	100.0%
不明	6	14.0%		1	4.8%	
計	43	100.0%	100.0%	21	100.0%	100.0%

⑫ 家庭の地域社会との接触状況

子どもの家庭における地域社会との接触状況について、平成 26 年度に把握した心中以外の虐待死事例では、地域社会との接触が「ほとんど無い」が 11 例（有効割合 37.9%）、「乏しい」が 10 例（同 34.5%）であり、両者を合わせると、有効割合の 7 割以上を占めていた。

また、平成 26 年度に把握した心中による虐待死事例でも、多くの事例が「不明」であったが、判明している事例では「ふつう」が 7 例（同 87.5%）で最も多く、次いで「乏しい」が 1 例（同 12.5%）であった。

第 2 次報告から第 12 次報告までの心中以外の虐待死事例の累計では、「ほとんど無い」が 135 例（有効割合 42.2%）と最も多く、「乏しい」92 例（同 28.8%）と合わせると、有効割合の 7 割を占めている。また、心中による虐待死事例の累計では、「ふつう」が 86 例（同 61.4%）と最も多く、「ほとんど無い」22 例（同 15.7%）と「乏しい」21 例（同 15.0%）を合わせると、有効例数全体の約 3 割であった。

表 2-5-13-1 家庭の地域社会との接触状況（心中以外の虐待死）

区分		第2次	第3次	第4次	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	総数
ほとんど無い	例数	14	9	11	9	19	14	11	19	7	11	11	135
	構成割合	29.2%	17.6%	21.2%	12.3%	29.7%	29.8%	24.4%	33.9%	14.3%	30.6%	25.6%	23.9%
	有効割合	45.2%	39.1%	42.3%	31.0%	48.7%	56.0%	45.8%	48.7%	25.0%	40.7%	37.9%	42.2%
乏しい	例数	9	7	8	12	7	5	4	6	13	11	10	92
	構成割合	18.8%	13.7%	15.4%	16.4%	10.9%	10.6%	8.9%	10.7%	26.5%	30.6%	23.3%	16.3%
	有効割合	29.0%	30.4%	30.8%	41.4%	17.9%	20.0%	16.7%	15.4%	46.4%	40.7%	34.5%	28.8%
ふつう	例数	8	7	7	7	13	6	9	13	8	3	7	88
	構成割合	16.7%	13.7%	13.5%	9.6%	20.3%	12.8%	20.0%	23.2%	16.3%	8.3%	16.3%	15.6%
	有効割合	25.8%	30.4%	26.9%	24.1%	33.3%	24.0%	37.5%	33.3%	28.6%	11.1%	24.1%	27.5%
活発	例数	0	0	0	1	0	0	0	1	0	2	1	5
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	1.4%	0.0%	0.0%	0.0%	1.8%	0.0%	5.6%	2.3%	0.9%
	有効割合	0.0%	0.0%	0.0%	3.4%	0.0%	0.0%	0.0%	2.6%	0.0%	7.4%	3.4%	1.6%
小計	例数	31	23	26	29	39	25	24	39	28	27	29	320
	構成割合	64.6%	45.1%	50.0%	39.7%	60.9%	53.2%	53.3%	69.6%	57.1%	75.0%	67.4%	56.7%
	有効割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
不明・未記入	例数	17	28	26	44	25	22	21	17	21	9	14	244
	構成割合	35.4%	54.9%	50.0%	60.3%	39.1%	46.8%	46.7%	30.4%	42.9%	25.0%	32.6%	43.3%
	有効割合												
計	例数	48	51	52	73	64	47	45	56	49	36	43	564
	構成割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	有効割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表 2-5-13-2 家庭の地域社会との接触状況（心中による虐待死）

区分		第2次	第3次	第4次	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	総数
ほとんど無い	例数	0	1	2	0	3	4	5	3	3	1	0	22
	構成割合	0.0%	5.3%	4.2%	0.0%	7.0%	13.3%	13.5%	10.3%	10.3%	3.7%	0.0%	6.7%
	有効割合	0.0%	12.5%	11.8%	0.0%	15.8%	36.4%	25.0%	25.0%	17.6%	7.7%	0.0%	15.7%
乏しい	例数	0	2	4	2	2	0	2	2	2	4	1	21
	構成割合	0.0%	10.5%	8.3%	4.8%	4.7%	0.0%	5.4%	6.9%	6.9%	14.8%	4.8%	6.4%
	有効割合	0.0%	25.0%	23.5%	16.7%	10.5%	0.0%	10.0%	16.7%	11.8%	30.8%	12.5%	15.0%
ふつう	例数	2	3	9	9	13	6	12	7	11	7	7	86
	構成割合	40.0%	15.8%	18.8%	21.4%	30.2%	20.0%	32.4%	24.1%	37.9%	25.9%	33.3%	26.1%
	有効割合	66.7%	37.5%	52.9%	75.0%	68.4%	54.5%	60.0%	58.3%	64.7%	53.8%	87.5%	61.4%
活発	例数	1	2	2	1	1	1	1	0	1	1	0	11
	構成割合	20.0%	10.5%	4.2%	2.4%	2.3%	3.3%	2.7%	0.0%	3.4%	3.7%	0.0%	3.3%
	有効割合	33.3%	25.0%	11.8%	8.3%	5.3%	9.1%	5.0%	0.0%	5.9%	7.7%	0.0%	7.9%
小計	例数	3	8	17	12	19	11	20	12	17	13	8	140
	構成割合	60.0%	42.1%	35.4%	28.6%	44.2%	36.7%	54.1%	41.4%	58.6%	48.1%	38.1%	42.4%
	有効割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
不明・未記入	例数	2	11	31	30	24	19	17	17	12	14	13	190
	構成割合	40.0%	57.9%	64.6%	71.4%	55.8%	63.3%	45.9%	58.6%	41.4%	51.9%	61.9%	57.6%
	有効割合	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
計	例数	5	19	48	42	43	30	37	29	29	27	21	330
	構成割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	有効割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

⑬ 養育の支援の状況

子どもの養育の支援の状況について、平成 26 年度に把握した心中以外の虐待死事例では、実母の場合は支援「あり」が 30 例（71.4%）で、「なし」の 7 例（16.7%）と比較して多く、支援者について（複数回答）は、「行政の相談担当課」が 17 例（40.5%）と最も多く、次いで自分の「親」が 16 例（38.1%）、「配偶者」が 14 例（33.3%）であった。実父の場合には、支援「あり」が 16 例（50.0%）で、その支援者の内訳は、「配偶者」及び自分の「親」がそれぞれ 10 例（31.3%）であった。

一方、平成 26 年度に把握した心中による虐待死事例では、実母の場合は、支援「あり」が 14 例（66.7%）で、支援者について（複数回答）は、「配偶者」が 10 例（47.6%）、次いで自分の「親」が 9 例（42.9%）であった。また、実父について、支援「あり」が 12 例（57.1%）であり、支援者は「配偶者」が 9 例（42.9%）で最も多く、次いで「配偶者の親」が 7 例（33.3%）であった。

表 2-5-14 養育の支援の状況（複数回答）（第12次）

区分		心中以外の虐待死				心中による虐待死(未遂含む)			
		実母		実父		実母		実父	
		例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合
なし		7	16.7%	9	28.1%	1	4.8%	2	9.5%
あり		30	71.4%	16	50.0%	14	66.7%	12	57.1%
内訳 (再掲) (複数回答)	配偶者	14	33.3%	10	31.3%	10	47.6%	9	42.9%
	親	16	38.1%	10	31.3%	9	42.9%	3	14.3%
	配偶者の親	9	21.4%	9	28.1%	2	9.5%	7	33.3%
	虐待者のきょうだい	4	9.5%	5	15.6%	2	9.5%	0	0.0%
	配偶者のきょうだい	3	7.1%	5	15.6%	0	0.0%	2	9.5%
	近所の人	0	0.0%	1	3.1%	2	9.5%	1	4.8%
	職場の友人・知人	2	4.8%	2	6.3%	1	4.8%	2	9.5%
	保育所・学校などの職員	10	23.8%	5	15.6%	7	33.3%	5	23.8%
	ベビーシッター	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	行政の相談担当課	17	40.5%	7	21.9%	7	33.3%	3	14.3%
	職場以外の友人	4	9.5%	1	3.1%	0	0.0%	0	0.0%
	子育てサークル	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	親類	3	7.1%	2	6.3%	0	0.0%	0	0.0%
	その他	1	2.4%	1	3.1%	3	14.3%	3	14.3%
小計		37	88.1%	25	78.1%	15	71.4%	14	66.7%
不明		5	11.9%	7	21.9%	6	28.6%	7	33.3%
計		42	100.0%	32	100.0%	21	100.0%	21	100.0%

※実父母の有無について「いない」「不明」と回答した事例を除く

⑭ 行政機関等による子育て支援事業の利用状況

行政機関等による子育て支援事業の利用状況について、平成 26 年度に把握した心中以外の虐待死事例では、利用「なし」が 24 例 (55.8%)、「あり」が 17 例 (39.5%) であり、最も利用されている事業 (複数回答) は「乳児家庭全戸訪問事業」で 11 例 (25.6%) であった。また、平成 26 年度に把握した心中による虐待死事例では、利用「なし」が 5 例 (23.8%)、「あり」が 14 例 (66.7%) であり、最も利用されている事業 (複数回答) は「乳児家庭全戸訪問事業」で 12 例 (57.1%) であった。

心中以外の虐待死及び心中による虐待死ともに、子育て支援事業の利用率は低く、「乳児家庭全戸訪問事業」が最も利用されていることが分かった。

表 2-5-15 行政機関等による子育て支援事業の利用状況 (複数回答) (第 12 次)

区分		心中以外の虐待死		心中による虐待死(未遂含む)	
		例数	構成割合	例数	構成割合
なし		24	55.8%	5	23.8%
あり		17	39.5%	14	66.7%
内訳 (再掲) (複数回答)	利用者支援事業	0	0.0%	0	0.0%
	地域子育て支援拠点事業	2	4.7%	3	14.3%
	乳児家庭全戸訪問事業	11	25.6%	12	57.1%
	訪問時期 生後1か月以内	2	4.7%	2	9.5%
	生後1から2か月の間	5	11.6%	5	23.8%
	生後2から3か月の間	2	4.7%	1	4.8%
	生後3から4か月の間	1	2.3%	4	19.0%
	生後4か月以降	1	2.3%	0	0.0%
	養育支援訪問事業	3	7.0%	2	9.5%
	子育て短期支援事業	1	2.3%	0	0.0%
	ファミリー・サポートセンター事業	1	2.3%	1	4.8%
	一時預かり事業	0	0.0%	1	4.8%
	延長保育事業	3	7.0%	0	0.0%
	病児保育事業	0	0.0%	0	0.0%
	放課後児童健全育成事業	1	2.3%	0	0.0%
保育所入所	9	20.9%	6	28.6%	
小計		41	95.3%	19	90.5%
不明		2	4.7%	2	9.5%
計		43	100.0%	21	100.0%

⑮ 各種届出、制度等の利用状況

平成 26 年度に把握した心中以外の虐待死事例において、「児童手当」の利用が 28 人（63.6%）で最も多く、次いで「子ども医療費助成」の利用が 23 人（52.3%）であった。

また、平成 26 年度に把握した心中による虐待死事例において、「児童手当」の利用が 25 人（92.6%）で最も多く、次いで「子ども医療費助成」の利用が 23 人（85.2%）と、心中以外の虐待死事例と同様の傾向であった。

表 2-5-16 各種届出、制度等の利用状況（第 12 次）

区分	心中以外の虐待死(44人)						心中による虐待死(未遂含む)(27人)					
	なし		あり		不明	非該当	なし		あり		不明	非該当
	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	人数	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	人数
転出届	12	27.3%	10	22.7%	2	20	10	37.0%	5	18.5%	1	11
転入届	6	13.6%	17	38.6%	1	20	3	11.1%	12	44.4%	1	11
児童手当	10	22.7%	28	63.6%	1	5	0	0.0%	25	92.6%	2	0
児童扶養手当	19	43.2%	9	20.5%	0	16	15	55.6%	2	7.4%	0	10
特別児童扶養手当	24	54.5%	2	4.5%	0	18	15	55.6%	1	3.7%	1	10
子ども医療費助成	11	25.0%	23	52.3%	2	8	2	7.4%	23	85.2%	1	1
その他	41	93.2%	3	6.8%	0	0	26	96.3%	1	3.7%	0	0

(6) きょうだい

① きょうだいの状況

死亡した子どものきょうだいの状況について、平成26年度に把握した心中以外の虐待死事例では、きょうだいが「なし（ひとりっ子）」が16例（有効割合40.0%）と最も高く、次いで「1人（2人きょうだい）」が12例（同30.0%）であった。また、平成26年度に把握した心中による虐待死事例では、きょうだいが「なし（ひとりっ子）」が13例（同61.9%）、次いで「1人（2人きょうだい）」が6例（同28.6%）であった。

表2-6-1 きょうだいの状況（第12次）

区分	心中以外の虐待死			心中による虐待死（未遂含む）		
	例数	構成割合	有効割合	例数	構成割合	有効割合
なし（ひとりっ子）	16	37.2%	40.0%	13	61.9%	61.9%
1人（2人きょうだい）	12	27.9%	30.0%	6	28.6%	28.6%
2人（3人きょうだい）	6	14.0%	15.0%	2	9.5%	9.5%
3人（4人きょうだい）	1	2.3%	2.5%	0	0.0%	0.0%
4人（5人きょうだい）	4	9.3%	10.0%	0	0.0%	0.0%
5人（6人きょうだい）	1	2.3%	2.5%	0	0.0%	0.0%
小計	40	93.0%	100.0%	21	100.0%	100.0%
不明	3	7.0%		0	0.0%	
計	43	100.0%	100.0%	21	100.0%	100.0%

表2-6-2 出生順位（第12次）

区分	心中以外の虐待死			心中による虐待死（未遂含む）		
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
第1子	24	54.5%	58.5%	22	81.5%	81.5%
第2子	8	18.2%	19.5%	5	18.5%	18.5%
第3子	5	11.4%	12.2%	0	0.0%	0.0%
第4子	2	4.5%	4.9%	0	0.0%	0.0%
第5子	1	2.3%	2.4%	0	0.0%	0.0%
第6子以降	1	2.3%	2.4%	0	0.0%	0.0%
小計	41	93.2%	100.0%	27	100.0%	100.0%
不明	3	6.8%		0	0.0%	
計	44	100.0%	100.0%	27	100.0%	100.0%

② きょうだいの特性

ア きょうだいの性別

きょうだいの性別について、平成 26 年度に把握した心中以外の虐待死事例では、「男」が 21 人 (53.8%)、「女」が 18 人 (46.2%) であった。また、平成 26 年度に把握した心中による虐待死事例では、「男」が 1 人 (25.0%)、「女」が 3 人 (75.0%) であった。

表 2-6-3 きょうだいの性別 (第 12 次)

区分	心中以外の虐待死		心中による虐待死(未遂含む)	
	人数	構成割合	人数	構成割合
男	21	53.8%	1	25.0%
女	18	46.2%	3	75.0%
不明	0	0.0%	0	0.0%
計	39	100.0%	4	100.0%

イ きょうだいの年齢

きょうだいの年齢について、平成 26 年度に把握した心中以外の虐待死事例では、「1 歳」「2 歳」「3 歳」がそれぞれ 4 人（10.3%）であり、死亡した子どもが低年齢の傾向にあることに伴い、そのきょうだいについても幼児期の年齢が多かった。また、平成 26 年度に把握した心中による虐待死事例では、「4 歳」「9 歳」「12 歳」「15 歳」がそれぞれ 1 人（25.0%）であった。

表 2-6-4 きょうだいの年齢（第 12 次）

区分	心中以外の虐待死		心中による虐待死(未遂含む)	
	人数	構成割合	人数	構成割合
0歳	2	5.1%	0	0.0%
1歳	4	10.3%	0	0.0%
2歳	4	10.3%	0	0.0%
3歳	4	10.3%	0	0.0%
4歳	3	7.7%	1	25.0%
5歳	3	7.7%	0	0.0%
6歳	3	7.7%	0	0.0%
7歳	2	5.1%	0	0.0%
8歳	3	7.7%	0	0.0%
9歳	3	7.7%	1	25.0%
10歳	0	0.0%	0	0.0%
11歳	1	2.6%	0	0.0%
12歳	1	2.6%	1	25.0%
13歳	1	2.6%	0	0.0%
14歳	1	2.6%	0	0.0%
15歳	1	2.6%	1	25.0%
16歳	1	2.6%	0	0.0%
17歳	0	0.0%	0	0.0%
18歳	0	0.0%	0	0.0%
19歳	0	0.0%	0	0.0%
20歳以上	2	5.1%	0	0.0%
小計	39	100.0%	4	100.0%
不明	0	0.0%	0	0.0%
計	39	100.0%	4	100.0%

③ 子どもの死亡時におけるきょうだいの同居の状況

子どもの死亡時におけるきょうだいの同居の状況について、平成 26 年度に把握した心中以外の虐待死事例では、同居「あり」が 30 人（有効割合 76.9%）、「なし」が 9 人（同 23.1%）であった。また、平成 26 年度に把握した心中による虐待死事例では、すべて同居「あり」4 人（同 100%）であった。

表 2-6-5 子どもの死亡時におけるきょうだいの同居の状況（第 12 次）

区分	心中以外の虐待死			心中による虐待死(未遂含む)		
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
あり	30	76.9%	76.9%	4	100.0%	100.0%
なし	9	23.1%	23.1%	0	0.0%	0.0%
小計	39	100.0%	100.0%	4	100.0%	100.0%
不明	0	0.0%		0	0.0%	
計	39	100.0%	100.0%	4	100.0%	100.0%

④ きょうだいの養育機関・教育機関の所属

きょうだいの養育機関・教育機関の所属について、平成 26 年度に把握した心中以外の虐待死事例では、所属「なし」が 7 人（有効割合 20.0%）、所属機関がある場合には、「保育所」が 12 人（同 34.3%）、次いで「小学校」が 11 人（同 31.4%）であった。また、平成 26 年度に把握した心中による虐待死事例では、すべて所属機関があり、「中学校」が 2 人（同 50.0%）、「幼稚園」「小学校」がそれぞれ 1 人（同 25.0%）であった。

表2-6-6 きょうだいの養育機関・教育機関の所属（第12次）

区分	心中以外の虐待死			心中による虐待死(未遂含む)		
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
なし	7	17.9%	20.0%	0	0.0%	0.0%
保育所	12	30.8%	34.3%	0	0.0%	0.0%
幼稚園	2	5.1%	5.7%	1	25.0%	25.0%
小学校	11	28.2%	31.4%	1	25.0%	25.0%
中学校	2	5.1%	5.7%	2	50.0%	50.0%
高等学校	1	2.6%	2.9%	0	0.0%	0.0%
大学	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
その他	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
小計	35	89.7%	100.0%	4	100.0%	100.0%
不明	4	10.3%		0	0.0%	
計	39	100.0%	100.0%	4	100.0%	100.0%

⑤ きょうだいが虐待を受けた経験

きょうだいが虐待を受けた経験について、平成26年度に把握した心中以外の虐待死事例では、経験「なし」は7人（有効割合36.8%）、「あり」は12人（同63.2%）であり、その中でも「ネグレクト」が6人（同31.6%）と最も多く、次いで「心理的虐待」が4人（同21.1%）であった。また、平成26年度に把握した心中による虐待死事例では、「不明」を除き、すべて経験「なし」2人（同100.0%）であった。

表2-6-7 きょうだいが虐待を受けた経験（第12次）

区分	心中以外の虐待死			心中による虐待死(未遂含む)			
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合	
あり	12	30.8%	63.2%	0	0.0%	0.0%	
内訳 (再掲)	身体的虐待	2	5.1%	10.5%	0	0.0%	0.0%
	ネグレクト	6	15.4%	31.6%	0	0.0%	0.0%
	心理的虐待	4	10.3%	21.1%	0	0.0%	0.0%
	性的虐待	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
なし	7	17.9%	36.8%	2	50.0%	100.0%	
小計	19	48.7%	100.0%	2	50.0%	100.0%	
不明	20	51.3%		2	50.0%		
計	39	100.0%	100.0%	4	100.0%	100.0%	

⑥ きょうだいに対する児童相談所の関与

子どもの死亡時以前のきょうだいに対する児童相談所の関与について、平成26年度に把握した心中以外の虐待死事例では、関与「あり」が13人（有効割合37.1%）、「なし」が22人（同62.9%）であった。また、平成26年度に把握した心中による虐待死事例では、すべて関与「なし」4人（同100.0%）であった。

表2-6-8 きょうだいに対する児童相談所の関与（第12次）

区分	心中以外の虐待死			心中による虐待死(未遂含む)			計		
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
あり	13	33.3%	37.1%	0	0.0%	0.0%	13	30.2%	33.3%
なし	22	56.4%	62.9%	4	100.0%	100.0%	26	60.5%	66.7%
小計	35	89.7%	100.0%	4	100.0%	100.0%	39	90.7%	100.0%
不明	4	10.3%		0	0.0%		4	9.3%	
計	39	100.0%	100.0%	4	100.0%	100.0%	43	100.0%	100.0%

⑦ きょうだいに対する市町村の関与

子どもの死亡時以前のきょうだいに対する市町村の関与について、平成26年度に把握した心中以外の虐待死事例では、関与「あり」が13人（有効割合37.1%）、「なし」が22人（同62.9%）であった。また、平成26年度に把握した心中による虐待死事例では、関与「あり」が1人（同25.0%）、「なし」が3人（同75.0%）であった。

表2-6-9 きょうだいに対する市町村の関与（第12次）

区分	心中以外の虐待死			心中による虐待死(未遂含む)			計		
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
あり	13	33.3%	37.1%	1	25.0%	25.0%	14	32.6%	35.9%
なし	22	56.4%	62.9%	3	75.0%	75.0%	25	58.1%	64.1%
小計	35	89.7%	100.0%	4	100.0%	100.0%	39	90.7%	100.0%
不明	4	10.3%		0	0.0%		4	9.3%	
計	39	100.0%	100.0%	4	100.0%	100.0%	43	100.0%	100.0%

⑧ 子どもの死亡時におけるきょうだいへの対応

子どもの死亡時におけるきょうだいへの対応について、平成 26 年度に把握した心中以外の虐待死事例では、対応「なし」が 26 例 (60.5%)、「あり」が 17 例 (39.5%) であり、行った対応内容 (複数回答) は、「安全確認」が 14 例 (32.6%)、「面接」及び「心理的ケア」がそれぞれ 8 例 (18.6%) であった。また、平成 26 年度に把握した心中による虐待死事例では、対応「なし」が 20 例 (95.2%)、「あり」が 1 例 (4.8%) であり、行った対応内容は、「その他」で「保護者と面接」であった。心中による虐待死事例では、子どもの死亡時にきょうだいへ何らかの対応をした事例は少なかった。

表 2-6-10 子どもの死亡時におけるきょうだいへの対応 (第 12 次)

区分		心中以外の虐待死		心中による虐待死(未遂含む)	
		例数	構成割合	例数	構成割合
なし		26	60.5%	20	95.2%
あり		17	39.5%	1	4.8%
内訳 (再掲) (複数回答)	安全確認	14	32.6%	0	0.0%
	面接	8	18.6%	0	0.0%
	親からの分離	5	11.6%	0	0.0%
	心理的ケア	8	18.6%	0	0.0%
	その他	4	9.3%	1	4.8%
	不明	0	0.0%	0	0.0%
小計		43	100.0%	21	100.0%
不明		0	0.0%	0	0.0%
計		43	100.0%	21	100.0%

⑨ 子どもの死亡後のきょうだいの居所

子どもの死亡後におけるきょうだいの居所について、平成 26 年度に把握した心中以外の虐待死事例では、「自宅」が 19 人（有効割合 54.3%）で最も多く、次いで「児童養護施設」が 9 人（同 25.7%）であった。「その他」には、「他市転居」等の事例があった。また、平成 26 年度に把握した心中による虐待死事例では、「自宅」が 3 人（同 75.0%）で「その他」1 人（同 25.0%）は「障害児入所施設」であった。

表 2-6-11 子どもの死亡後のきょうだいの居所（第 12 次）

区分	心中以外の虐待死			心中による虐待死(未遂含む)		
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
自宅	19	48.7%	54.3%	3	75.0%	75.0%
祖父母宅	2	5.1%	5.7%	0	0.0%	0.0%
児童養護施設	9	23.1%	25.7%	0	0.0%	0.0%
母子生活支援施設	1	2.6%	2.9%	0	0.0%	0.0%
その他	4	10.3%	11.4%	1	25.0%	25.0%
小計	35	89.7%	100.0%	4	100.0%	100.0%
不明	4	10.3%		0	0.0%	
計	39	100.0%	100.0%	4	100.0%	100.0%

(7) 関係機関の関与・対応状況

① 虐待通告の状況

ア 虐待通告の有無と通告先

死亡に至った事件の発生以前になされた虐待通告について、平成 26 年度に把握した心中以外の虐待死事例では、通告「なし」が 36 例 (83.7%)、「あり」が 7 例 (16.3%) であり、死亡に至った事件の発生直前になされた虐待通告先としては、「児童相談所」が 3 例 (7.0%)、「市町村」が 4 例 (9.3%) であった。

平成 26 年度に把握した心中による虐待死事例では、通告「なし」が 18 例 (85.7%)、「あり」が 3 例 (14.3%) であり、死亡に至った事件の発生直前になされた虐待通告先は、「児童相談所」が 1 例 (4.8%)、「市町村」が 2 例 (9.5%) であった。

表 2-7-1-1 虐待通告の有無と通告先 (心中以外の虐待死)

区分		第3次	第4次	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	総数	
なし	例数	37	39	58	56	37	34	38	38	24	36	397	
	構成割合	72.5%	75.0%	79.5%	87.5%	78.7%	75.6%	67.9%	77.6%	66.7%	83.7%	76.9%	
あり	例数	8	10	15	7	9	7	18	10	12	7	103	
	構成割合	15.7%	19.2%	20.5%	10.9%	19.1%	15.6%	32.1%	20.4%	33.3%	16.3%	20.0%	
内訳	児童相談所	例数	6	7	7	5	7	4	14	8	9	3	70
		構成割合	11.8%	13.5%	9.6%	7.8%	14.9%	8.9%	25.0%	16.3%	25.0%	7.0%	13.6%
	市町村	例数	2	2	7	1	2	3	3	1	3	4	28
		構成割合	3.9%	3.8%	9.6%	1.6%	4.3%	6.7%	5.4%	2.0%	8.3%	9.3%	5.4%
	福祉事務所	例数	0	1	1	1	0	0	1	0	0	0	4
		構成割合	0.0%	1.9%	1.4%	1.6%	0.0%	0.0%	1.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.8%
	その他	例数	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
		構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.0%	0.0%	0.0%	0.2%
不明	例数	6	3	0	1	1	4	0	1	0	0	16	
	構成割合	11.8%	5.8%	0.0%	1.6%	2.1%	8.9%	0.0%	2.0%	0.0%	0.0%	3.1%	
計	例数	51	52	73	64	47	45	56	49	36	43	516	
	構成割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	

表 2-7-1-2 虐待通告の有無と通告先（心中による虐待死）

区分		第3次	第4次	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	総数	
なし	例数	14	40	40	39	26	32	25	24	18	18	276	
	構成割合	73.7%	83.3%	95.2%	90.7%	86.7%	86.5%	86.2%	82.8%	85.7%	85.7%	86.5%	
あり	例数	0	3	0	2	4	4	4	5	3	3	28	
	構成割合	0.0%	6.3%	0.0%	4.7%	13.3%	10.8%	13.8%	17.2%	14.3%	14.3%	8.8%	
内訳	児童相談所	例数	0	2	0	1	3	2	4	0	1	1	14
		構成割合	0.0%	4.2%	0.0%	2.3%	10.0%	5.4%	13.8%	0.0%	4.8%	4.8%	4.4%
	市町村	例数	0	1	0	1	1	2	0	4	0	2	11
		構成割合	0.0%	2.1%	0.0%	2.3%	3.3%	5.4%	0.0%	13.8%	0.0%	9.5%	3.4%
	福祉事務所	例数	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
		構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.4%	0.0%	0.0%	0.3%
	その他	例数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
不明	例数	5	5	2	2	0	1	0	0	0	0	15	
	構成割合	26.3%	10.4%	4.8%	4.7%	0.0%	2.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	4.7%	
計	例数	19	48	42	43	30	37	29	29	21	21	319	
	構成割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	

イ 通告回数

死亡に至った事件の発生以前になされた虐待通告について、平成 26 年度に把握した心中以外の虐待死事例での通告回数は、「1 回」が 4 例（有効割合 9.3%）と最も多く、「2 回」「4 回」「6 回」がそれぞれ 1 例（同 2.3%）であった。8 割以上の事例では通告がなく、他方で約 7% の事例で複数回通告を受けながら死亡に至ってしまっているという状況がみられている。

通告先としては、1 回目の通告は 7 例のうち児童相談所が 4 例（57.1%）、市町村が 3 例（42.9%）、2 回目の通告は 3 例のうち児童相談所が 1 例（33.3%）、市町村が 2 例（66.7%）、3 回目の通告は 2 例ともに市町村、4 回目の通告は児童相談所、市町村ともにそれぞれ 1 例であった。6 回通告のあった 1 例については、1 回目の通告のみが児童相談所で、2 回目以降は市町村であった。

平成 26 年度に把握した心中による虐待死事例では、通告のあった 3 例の通告回数はすべて「1 回」であり、通告先は児童相談所が 1 例（33.3%）、市町村が 2 例（66.7%）であった。

【参考】

< 心中以外の虐待死 >

○ 3 歳 男児

実母による身体的虐待（外傷性ショック）により死亡した事例。きょうだ

いに対する虐待があり、妊娠中から児童相談所及び市町村（虐待対応担当部署及び母子保健担当部署）の関与があった。6回の通告内容はいずれも外傷で、2回目以降は保育所からの通告であった。いずれも児童相談所は目視による安全確認を行ったが、「虐待とは言い切れない」「虐待ではない」と判断した。

表2-7-2 通告回数（第12次）

区分	通告回数						
	心中以外の虐待死			心中による虐待死（未遂含む）			
	例数	構成割合	有効割合	例数	構成割合	有効割合	
なし	36	83.7%	83.7%	18	85.7%	85.7%	
あり	7	16.3%	16.3%	3	14.3%	14.3%	
内訳	1回	4	9.3%	9.3%	3	14.3%	14.3%
	2回	1	2.3%	2.3%	0	0.0%	0.0%
	3回	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
	4回	1	2.3%	2.3%	0	0.0%	0.0%
	5回	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
	6回	1	2.3%	2.3%	0	0.0%	0.0%
小計	43	100.0%	100.0%	21	100.0%	100.0%	
不明	0	0.0%		0	0.0%		
計	43	100.0%	100.0%	21	100.0%	100.0%	

表2-7-3-1 虐待通告の通告先（心中以外の虐待死）（第12次）

区分	1回目		2回目		3回目		4回目		5回目		6回目	
	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合
児童相談所	4	57.1%	1	33.3%	0	0.0%	1	50.0%	0	0.0%	0	0.0%
市町村	3	42.9%	2	66.7%	2	100.0%	1	50.0%	1	100.0%	1	100.0%
福祉事務所	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
その他	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
不明	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
計	7	100.0%	3	100.0%	2	100.0%	2	100.0%	1	100.0%	1	100.0%

表 2-7-3-2 虐待通告の通告先（心中による虐待死）（第 12 次）

区分	1回目		2回目		3回目		4回目		5回目		6回目	
	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合
児童相談所	1	33.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
市町村	2	66.7%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
福祉事務所	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
その他	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
不明	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
計	3	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%

ウ 通告理由

死亡に至った事件の発生直前になされた虐待通告理由について、平成 26 年度に把握した心中以外の虐待死事例での虐待通告理由は、「外傷」が 4 例（57.1%）と最も多かった。「その他」としては、「迷子」「受診中断」がみられ、6 回通告のあった事例については、6 回すべての通告理由が「外傷」であった。第 5 次報告から第 12 次報告までの推移で見ると、「外傷」が 28 例（32.9%）と最も多くみられた。

平成 26 年度に把握した心中による虐待死事例では、死亡に至った事例の発生直前になされた虐待通告 3 例について、通告理由はすべて「その他」であり、内容は「外傷はないが、父から叩かれたという話があった」「実母からの「子どもと離れて暮らしたい」との訴え」等であった。第 5 次報告から第 12 次報告までの推移で見ると、「その他」を除いて、「外傷」「ネグレクトを疑わせる外見」が 3 例（13.0%）であった。

表 2-7-4-1 通告理由(心中以外の虐待死)

区分		第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	総数
外傷	例数	4	3	4	3	6	2	2	4	28
	構成割合	26.7%	42.9%	44.4%	42.9%	33.3%	20.0%	16.7%	57.1%	32.9%
泣き声、あらしう声が聞こえる	例数	2	0	1	2	3	2	1	0	11
	構成割合	13.3%	0.0%	11.1%	28.6%	16.7%	20.0%	8.3%	0.0%	12.9%
ネグレクトを疑わせる外見	例数	3	2	2	0	1	3	2	1	14
	構成割合	20.0%	28.6%	22.2%	0.0%	5.6%	30.0%	16.7%	14.3%	16.5%
不登園・不登校	例数	0	1	0	0	0	0	0	0	1
	構成割合	0.0%	14.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.2%
居所不明 (家族全体で所在不明)	例数	-	-	-	-	-	-	1	0	1
	構成割合	-	-	-	-	-	-	8.3%	0.0%	1.2%
本人の姿が確認できない(家族 の居住は確認できている)	例数	-	-	-	-	-	-	2	0	2
	構成割合	-	-	-	-	-	-	16.7%	0.0%	2.4%
徘徊などの問題行動	例数	0	0	1	0	0	0	0	0	1
	構成割合	0.0%	0.0%	11.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.2%
性的虐待の疑い	例数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
その他	例数	6	1	1	2	8	3	4	2	27
	構成割合	40.0%	14.3%	11.1%	28.6%	44.4%	30.0%	33.3%	28.6%	31.8%
計	例数	15	7	9	7	18	10	12	7	85
	構成割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表 2-7-5-1 通告理由(心中以外の虐待死) (第12次)

区分	1回目		2回目		3回目		4回目		5回目		6回目	
	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合
外傷	4	57.1%	1	33.3%	1	50.0%	2	100.0%	1	100.0%	1	100.0%
泣き声、あらしう声が聞こえる	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
ネグレクトを疑わせる外見	1	14.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
不登園・不登校	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
居所不明(家族全体で所在不明)	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
本人の姿が確認できない(家族の 居住は確認できている)	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
徘徊などの問題行動	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
性的虐待の疑い	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
その他	2	28.6%	2	66.7%	1	50.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
不明	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
計	7	100.0%	3	100.0%	2	100.0%	2	100.0%	1	100.0%	1	100.0%

表 2-7-4-2 通告理由(心中による虐待死)

区分		第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	総数
外傷	例数	0	0	0	2	1	0	0	0	3
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	13.0%
泣き声、あらしう声が聞こえる	例数	0	0	1	0	0	0	0	0	1
	構成割合	0.0%	0.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	4.3%
ネグレクトを疑わせる外見	例数	0	0	1	1	0	1	0	0	3
	構成割合	0.0%	0.0%	25.0%	25.0%	0.0%	20.0%	0.0%	0.0%	13.0%
不登園・不登校	例数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
居所不明 (家族全体で所在不明)	例数	-	-	-	-	-	-	0	0	0
	構成割合	-	-	-	-	-	-	0.0%	0.0%	0.0%
本人の姿が確認できない(家族 の居住は確認できている)	例数	-	-	-	-	-	-	0	0	0
	構成割合	-	-	-	-	-	-	0.0%	0.0%	0.0%
徘徊などの問題行動	例数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
性的虐待の疑い	例数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
その他	例数	0	2	2	1	3	4	1	3	16
	構成割合	0.0%	100.0%	50.0%	25.0%	75.0%	80.0%	100.0%	100.0%	69.6%
計	例数	0	2	4	4	4	5	1	3	23
	構成割合	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表 2-7-5-2 通告理由(心中による虐待死) (第12次)

区分	1回目		2回目		3回目		4回目		5回目		6回目	
	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合
外傷	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
泣き声、あらしう声が聞こえる	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
ネグレクトを疑わせる外見	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
不登園・不登校	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
居所不明(家族全体で所在不明)	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
本人の姿が確認できない(家族の 居住は確認できている)	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
徘徊などの問題行動	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
性的虐待の疑い	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
その他	3	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
不明	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
計	3	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%

エ 目視による安全確認

通告時における目視による安全確認について、平成 26 年度に把握した心中以外の虐待死事例での 1 回目の通告では、目視による安全確認を「行った」事例は 7 例すべてであり、2 回目、3 回目の通告では「行わなかった」事例がそれぞれ 1 例あった。「行わなかった」理由として、「病

院入院したため」「関係機関に確認を依頼」といった事例がみられた。

平成 26 年度に把握した心中による虐待死事例 3 事例について、目視による安全確認を「行った」事例は 2 例であり、「行わなかった」1 例の理由としては、「住所・氏名等の詳細不明」であった。

表 2-7-6-1 目視による子どもの安全確認(心中以外の虐待死) (第 12 次)

区分	1回目		2回目		3回目		4回目		5回目		6回目	
	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合
行わなかった	0	0.0%	1	33.3%	1	50.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
行った	7	100.0%	2	66.7%	1	50.0%	2	100.0%	1	100.0%	1	100.0%
不明	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
計	7	100.0%	3	100.0%	2	100.0%	2	100.0%	1	100.0%	1	100.0%

表 2-7-6-2 目視による子どもの安全確認(心中による虐待死) (第 12 次)

区分	1回目		2回目		3回目		4回目		5回目		6回目	
	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合
行わなかった	1	33.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
行った	2	66.7%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
不明	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
計	3	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%

オ 通告後 48 時間以内の対応

通告後 48 時間以内の対応について、平成 26 年度に把握した心中以外の虐待死事例での 1 回目の通告では、「虐待を確認し、在宅で関与開始」「虐待は確認されなかったが、養育相談で関与開始」「虐待がないと判断(確認)し、対応終結」がそれぞれ 1 例(14.3%)であった。「その他」として、「入院対応」「市町村(母子保健担当部署)での見守り継続」といった事例がみられた。

平成 26 年度に把握した心中による虐待死事例について、「虐待は確認されなかったが養護相談で関与開始」が 2 例(66.7%)、「虐待を確認し、在宅で関与開始」が 1 例(33.3%)であった。

表 2-7-7-1 通告後 48 時間以内の対応(心中以外の虐待死) (第 12 次)

区分	1回目		2回目		3回目		4回目		5回目		6回目	
	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合
虐待を確認し、在宅で関与開始	1	14.3%	1	33.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
虐待を確認し、緊急一時保護	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	50.0%	0	0.0%	0	0.0%
虐待は確認されなかったが、養護相談で関与開始	1	14.3%	1	33.3%	1	50.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	100.0%
虐待がないと判断(確認)し、対応終結	1	14.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
その他	4	57.1%	1	33.3%	1	50.0%	1	50.0%	1	100.0%	0	0.0%
計	7	100.0%	3	100.0%	2	100.0%	2	100.0%	1	100.0%	1	100.0%

表 2-7-7-2 通告後 48 時間以内の対応(心中による虐待死) (第 12 次)

区分	1回目		2回目		3回目		4回目		5回目		6回目	
	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合
虐待を確認し、在宅で関与開始	1	33.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
虐待を確認し、緊急一時保護	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
虐待は確認されなかったが、養護相談で関与開始	2	66.7%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
虐待がないと判断(確認)し、対応終結	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
その他	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
計	3	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%

カ 警察への情報提供

通告後の警察への情報提供について、平成 26 年度に把握した心中以外の虐待死事例での 1 回目の通告では、「行った」が 4 例 (57.1%)、「行わなかった」が 3 例 (42.9%) であった。2 回目以降の通告についても、ほとんどの事例が警察への情報提供を行っていなかった。「行わなかった」理由として、「明らかな虐待状況を把握しなかった」「受傷の程度が軽度だったため」「特別不審な点は見られなかった」といった事例がみられた。

平成 26 年度に把握した心中による虐待死事例について、3 例すべて「行わなかった」事例であった。その理由として、「虐待の程度が軽度だったため」「要支援家庭のため」といった事例がみられた。

表 2-7-8-1 警察への情報提供(心中以外の虐待死) (第 12 次) 【新規】

区分	1回目		2回目		3回目		4回目		5回目		6回目	
	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合
行わなかった	3	42.9%	3	100.0%	2	100.0%	1	50.0%	1	100.0%	1	100.0%
行った	4	57.1%	0	0.0%	0	0.0%	1	50.0%	0	0.0%	0	0.0%
不明	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
計	7	100.0%	3	100.0%	2	100.0%	2	100.0%	1	100.0%	1	100.0%

表 2-7-8-2 警察への情報提供(心中による虐待死) (第 12 次) 【新規】

区分	1回目		2回目		3回目		4回目		5回目		6回目	
	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合
行わなかった	3	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
行った	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
不明	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
計	3	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%

② 児童相談所の関与

ア 児童相談所の関与の状況

児童相談所の関与の状況について、平成 26 年度に把握した心中以外の虐待死事例では、関与「あり」が 11 例(25.6%)、「なし」が 31 例(72.1%)で、関与がない事例が全体の 7 割を占めていた。3 歳未満と 3 歳以上に分けてみると、3 歳未満では、関与「あり」が 5 例(有効割合 16.1%)、「なし」が 26 例(同 83.9%)で、3 歳以上では「あり」「なし」ともにそれぞれ 5 例(同 50.0%)であった。第 11 次報告と比較すると関与があった事例が 3 歳未満では減少し、3 歳以上では増加した。

平成 26 年度に把握した心中による虐待死事例では、関与「あり」が 3 例(14.3%)、「なし」が 18 例(85.7%)で、関与がない事例が全体の 8 割以上を占めた。

【参考】

児童相談所の関与があった事例

<心中以外の虐待死>

○8か月 女児

実父からの身体的虐待（頭部外傷）により死亡した事例。度重なる原因不明の頭部受傷が続き、市町村（虐待対応担当部署及び母子保健担当部署）が目視確認及びけがの経緯について確認し、その都度児童相談所と情報共有していたが、児童相談所は直接介入することはなかった。

<心中による虐待死>

○1歳 男児

実母が本児の首を絞め、その後実母も自殺を図った事例。実母から児童相談所に匿名で「子どもと離れて暮らしたい」旨の電話相談があり、一時保護を提案したが、「もう一日考えたい」と答えた。電話番号を聴取していたため、その後数回実母に電話するが繋がらず、約1週間後に死亡した。

児童相談所の関与がなかった事例

<心中以外の虐待死>

○5歳 男児

実母が本児をマンションから落とし死亡させた事例。本事例発生の2年前に実母の友人から実母の対応について市町村（虐待対応担当部署）に相談があり、市町村（母子保健担当部署）が、実母が精神科医療機関に定期的に通院していることを把握した。その後、実母に電話連絡するも繋がらず、実母からの連絡待ちとしていた。約2年後、実母がホテルで本児の首を絞め、その2日後、実父とともに精神科医療機関を受診。実母が本児の首を絞めた約1週間後に実父が警察に電話相談したが、同日、本事例が発生した。

<心中による虐待死>

○9か月 女児

実母と本児がマンションから飛び降り死亡した事例。実母は里帰り出産で母方実家に戻り、生後2か月で一度自宅に戻ったが、育児不安等あり、数ヶ月後に母方実家に再度帰省した。実母は不眠の訴えあり精神科医療機関を受診し、統合失調症疑いで治療を勧め、内服薬を処方されたが1度服薬したのみであった。最後に受診した約10日後に自宅に戻り本事例が発生した。

表 2-7-9-1 児童相談所の関与の有無（心中以外の虐待死）

区分	第1次	第2次	第3次	第4次	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	総数	
あり	例数	12	14	10	12	15	7	12	7	17	15	13	11	145
	構成割合	50.0%	29.2%	19.6%	23.1%	20.5%	10.9%	25.5%	15.6%	30.4%	30.6%	36.1%	25.6%	24.7%
なし	例数	12	29	37	40	58	56	35	38	39	33	23	31	431
	構成割合	50.0%	60.4%	72.5%	76.9%	79.5%	87.5%	74.5%	84.4%	69.6%	67.3%	63.9%	72.1%	73.3%
不明	例数	0	5	4	0	0	1	0	0	0	1	0	1	12
	構成割合	0.0%	10.4%	7.8%	0.0%	0.0%	1.6%	0.0%	0.0%	0.0%	2.0%	0.0%	2.3%	2.0%
計	例数	24	48	51	52	73	64	47	45	56	49	36	43	588
	構成割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表 2-7-10 児童相談所の関与の有無（3歳未満と3歳以上）（心中以外の虐待死）（第12次）

区分	第11次									第12次								
	3歳未満			3歳以上			不明			3歳未満			3歳以上			不明		
	例数	構成割合	有効割合	例数	構成割合	有効割合	例数	構成割合	有効割合	例数	構成割合	有効割合	例数	構成割合	有効割合	例数	構成割合	有効割合
あり	10	41.7%	41.7%	1	14.3%	14.3%	2	40.0%	40.0%	5	15.6%	16.1%	5	50.0%	50.0%	1	100.0%	100.0%
なし	14	58.3%	58.3%	6	85.7%	85.7%	3	60.0%	60.0%	26	81.3%	83.9%	5	50.0%	50.0%	0	0.0%	0.0%
小計	24	100.0%	100.0%	7	100.0%	100.0%	5	100.0%	100.0%	31	96.9%	100.0%	10	100.0%	100.0%	1	100.0%	100.0%
不明	0	0.0%	/	0	0.0%	/	0	0.0%	/	1	3.1%	/	0	0.0%	/	0	0.0%	/
計	24	100.0%	100.0%	7	100.0%	100.0%	5	100.0%	100.0%	32	100.0%	100.0%	10	100.0%	100.0%	1	100.0%	100.0%

表 2-7-9-2 児童相談所の関与の有無（心中による虐待死）

区分	第1次	第2次	第3次	第4次	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	総数	
あり	例数	-	2	1	8	2	2	6	5	5	10	4	3	48
	構成割合	-	40.0%	5.3%	16.7%	4.8%	4.7%	20.0%	13.5%	17.2%	34.5%	14.8%	14.3%	14.5%
なし	例数	-	3	14	40	40	37	24	32	24	19	23	18	274
	構成割合	-	60.0%	73.7%	83.3%	95.2%	86.0%	80.0%	86.5%	82.8%	65.5%	85.2%	85.7%	83.0%
不明	例数	-	0	4	0	0	4	0	0	0	0	0	0	8
	構成割合	-	0.0%	21.1%	0.0%	0.0%	9.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.4%
計	例数	-	5	19	48	42	43	30	37	29	29	27	21	330
	構成割合	-	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

イ 児童相談所が関与していた事例における関係機関の関与の状況

児童相談所が関与していた事例における関係機関の関与の状況について、平成26年度に把握した心中以外の虐待死事例では、「児童相談所の関与あり」11例のうち、「市町村（虐待対応担当部署）の関与あり」が9例（81.8%）、「その他の機関の関与あり」は11例すべての事例であり、「市町村の母子保健担当部署（保健センター等）」の関与があった。

また、平成 26 年度に把握した心中による虐待死事例では、「児童相談所の関与あり」3 例のうち、「市町村（虐待対応担当部署）の関与あり」1 例（33.3%）、「その他の機関の関与あり」は 3 例すべての事例であり、「市町村の母子保健担当部署（保健センター等）」「養育機関・教育機関」の関与があった。

表 2-7-11 児童相談所が関与していた事例における関係機関の関与状況（第 12 次）

区分	心中以外の虐待死		心中による虐待死（未遂含む）	
	例数	構成割合	例数	構成割合
児童相談所の関与あり	11		3	
市町村(虐待対応担当部署)の関与あり	9	81.8%	1	33.3%
その他の機関の関与あり	11	100.0%	3	100.0%

ウ 児童相談所における相談種別

児童相談所で関与した事例における相談種別（複数回答）について、平成 26 年度に把握した心中以外の虐待死事例では、「虐待相談」「障害相談」がそれぞれ 5 例（45.5%）であった。

また、平成 26 年度に把握した心中による虐待死事例では、「虐待以外の養護相談」が 2 例（66.7%）、次いで「虐待相談」「その他」がそれぞれ 1 例（33.3%）であった。

表 2-7-12 児童相談所における相談種別（複数回答）

区分	第11次				第12次			
	心中以外の虐待死(13例)		心中による虐待死(未遂含む)(4例)		心中以外の虐待死(11例)		心中による虐待死(未遂含む)(3例)	
	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合
虐待相談	8	61.5%	1	25.0%	5	45.5%	1	33.3%
虐待以外の養護相談	0	0.0%	3	75.0%	1	9.1%	2	66.7%
障害相談	5	38.5%	0	0.0%	5	45.5%	0	0.0%
非行相談	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
育成相談	0	0.0%	0	0.0%	1	9.1%	0	0.0%
保健相談	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
その他	1	7.7%	0	0.0%	1	9.1%	1	33.3%

エ 児童相談所の相談受付経路

児童相談所で関与した事例における相談受付経路（複数回答）について、平成 26 年度に把握した心中以外の虐待死事例では、「都道府県・市町村」が 6 例（54.5%）で最も多く、次いで「医療機関」が 3 例（27.3%）

であり、すべて「小児科」からの相談であった。

また、平成 26 年度に把握した心中による虐待死事例では、「家族・親戚」が 2 例（66.7%）であり、「その他」 1 例（33.3%）は加害者である「実母」からの「子どもと離れて過ごしたい」旨の相談であった。

【参考】

小児科からの相談

＜心中以外の虐待死＞

○ 6 か月 男児

実母からの身体的虐待（頭部外傷）により死亡した事例。生後 1 か月時に実母が「お風呂で落とした」と医療機関を受診し、医療機関から児童相談所へ通告。調査の結果、事故と判断。その数週間後、本児が気管支炎で入院し、実母の育児手技について不安があると、医療機関から通告。退院後も児童相談所、市町村（虐待対応担当部署及び母子保健担当部署）が見守りを継続し、医療機関とも連携を図っていた。

表 2-7-13 児童相談所の相談受付経路（複数回答）（第 12 次）

区分	心中以外の虐待死(11例)		心中による虐待死(未遂含む)(3例)	
	例数	構成割合	例数	構成割合
都道府県・市町村	6	54.5%	0	0.0%
児童家庭支援センター	2	18.2%	0	0.0%
児童福祉施設・指定医療機関	1	9.1%	0	0.0%
警察	1	9.1%	0	0.0%
家庭裁判所	0	0.0%	0	0.0%
保健所または保健センター	2	18.2%	0	0.0%
医療機関	3	27.3%	0	0.0%
産婦人科	0	0.0%	0	0.0%
小児科	3	27.3%	0	0.0%
内科	0	0.0%	0	0.0%
精神科	0	0.0%	0	0.0%
整形外科	0	0.0%	0	0.0%
脳神経外科	0	0.0%	0	0.0%
救急外来	0	0.0%	0	0.0%
歯科	0	0.0%	0	0.0%
その他	0	0.0%	0	0.0%
学校等	1	9.1%	0	0.0%
里親	0	0.0%	0	0.0%
配偶者暴力相談支援センター	0	0.0%	0	0.0%
家族・親戚	2	18.2%	2	66.7%
近隣、知人	0	0.0%	0	0.0%
子ども本人	0	0.0%	0	0.0%
民間団体	0	0.0%	0	0.0%
その他	0	0.0%	1	33.3%

オ 児童相談所における虐待についての認識

児童相談所が関与した事例における児童相談所の虐待についての認識について、平成 26 年度に把握した心中以外の虐待死事例では、「虐待の認識があり、対応していた」が 3 例 (27.3%)、「虐待の可能性は認識していたが、確定していなかった」「虐待の認識はなかった」がそれぞれ 4 例 (36.4%) であった。つまり、虐待の認識を有し対応していた事例は全体の 3 分の 1 程度にとどまっていた。第 3 次報告から第 12 次報告までの推移をみても、虐待の認識を有して対応をしていた事例は、全体の半分に満たないという傾向がみられた。

また、平成 26 年度に把握した心中による虐待死事例では、「虐待の認識があり、対応していた」が 1 例 (33.3%)、「虐待の認識はなかった」が 2 例 (66.7%) であり、虐待の認識がなかった事例が全体の 6 割を超えていた。第 3 次報告から第 12 次報告までの推移をみると、虐待の認識がなかった事例は、継続して全体の半分以上を占める傾向がみられた。

【参考】

虐待の認識があり、対応していた事例

<心中以外の虐待死>

○ 4 か月 女児

実母による身体的虐待（頭部外傷）により死亡した事例。出生前から育児環境について問題あり、出生後に一時保護を実施。家庭復帰後も市町村（虐待対応担当部署及び母子保健担当部署）とともに、継続支援を実施していた。

虐待の認識はなかった事例

<心中以外の虐待死>

○ 3 歳 女児

実母が言うことを聞かない本児を、橋の欄干から川に落とし死亡させた事例。本事例発生 2 か月前に実母から本児の育児負担について市町村（虐待対応担当部署）に相談あり、児童相談所へ指導を仰いでいた。その後も実母が、発熱した本児の保育所の迎えを拒否することもあり、市町村の家庭訪問や保育所での状況等について、児童相談所とも情報共有していた。

○ 死亡時年齢不明 男児

実父のネグレクトにより、死後 7 年以上が経過した状態で本児の白骨化した遺体が発見された事例。当時 3 歳の本児が早朝路上に一人で居たため、警察が保護し、児童相談所は迷子ケースとして一時保護を実施し、翌日実母の

迎えがあり、家庭引き取りとなった。児童相談所は調査継続の支援方針を決めたものの、家庭訪問等で本児及び家族との接触が図られることはなかった。

表 2-7-1 4-1 児童相談所における虐待についての認識（心中以外の虐待死）

区分		第3次	第4次	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	総数
虐待の認識があり、対応していた	例数	4	5	4	2	2	3	8	5	4	3	40
	構成割合	40.0%	41.7%	26.7%	28.6%	16.7%	42.9%	47.1%	33.3%	30.8%	27.3%	33.6%
虐待の可能性は認識していたが、確定していなかった	例数	2	1	5	4	5	3	7	3	7	4	41
	構成割合	20.0%	8.3%	33.3%	57.1%	41.7%	42.9%	41.2%	20.0%	53.8%	36.4%	34.5%
虐待の認識はなかった	例数	4	6	6	1	5	1	2	7	2	4	38
	構成割合	40.0%	50.0%	40.0%	14.3%	41.7%	14.3%	11.8%	46.7%	15.4%	36.4%	31.9%
計	例数	10	12	15	7	12	7	17	15	13	11	119
	構成割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表 2-7-1 4-2 児童相談所における虐待についての認識（心中による虐待死）

区分		第3次	第4次	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	総数
虐待の認識があり、対応していた	例数	0	2	0	0	2	0	0	2	0	1	7
	構成割合	0.0%	25.0%	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%	0.0%	20.0%	0.0%	33.3%	15.2%
虐待の可能性は認識していたが、確定していなかった	例数	0	0	0	0	1	1	2	1	1	0	6
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	16.7%	20.0%	40.0%	10.0%	25.0%	0.0%	13.0%
虐待の認識はなかった	例数	1	6	2	2	3	4	3	7	3	2	33
	構成割合	100.0%	75.0%	100.0%	100.0%	50.0%	80.0%	60.0%	70.0%	75.0%	66.7%	71.7%
計	例数	1	8	2	2	6	5	5	10	4	3	46
	構成割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

カ 児童相談所におけるリスク判定の定期的な見直し状況

児童相談所が関与した事例におけるリスク判定の見直し状況について、平成 26 年度に把握した心中以外の虐待死事例では、定期的な見直しを「行った」が 4 例（36.4%）、「行わなかった」が 7 例（63.6%）であり、また、平成 26 年度に把握した心中による虐待死事例では、すべて定期的な見直しを「行わなかった」3 例（100.0%）であった。

第 5 次報告から第 12 次報告における心中以外の虐待死事例の累計は、定期的な見直しを「行った」が 25 例（25.8%）、「行わなかった」が 71 例（73.2%）であった。また、心中による虐待死事例の累計は、定期的な見直しを「行った」が 3 例（8.1%）、「行わなかった」が 34 例（91.9%）であった。

【参考】

定期的な見直しを行わなかった事例（1年以上の関与あり）

＜心中以外の虐待死＞

○3歳 男児

実母による身体的虐待（頭部外傷）により死亡した事例。本児が3か月時に慢性硬膜下血腫で救急搬送され、一時保護委託、その後乳児院に入所措置となった。家庭復帰後も実母の出産時に一時保護を実施し、解除後は在宅指導措置とした。解除後、保育所から本児の外傷について3回通告があったが、児童相談所は虐待ではないと判断していた。

表2-7-15-1 児童相談所におけるリスク判定の定期的な見直し状況（心中以外の虐待死）

区分		第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	総数
行った	例数	4	0	2	1	5	5	4	4	25
	構成割合	26.7%	0.0%	16.7%	14.3%	29.4%	33.3%	30.8%	36.4%	25.8%
行わなかった	例数	11	7	10	5	12	10	9	7	71
	構成割合	73.3%	100.0%	83.3%	71.4%	70.6%	66.7%	69.2%	63.6%	73.2%
不明	例数	0	0	0	1	0	0	0	0	1
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	14.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.0%
計	例数	15	7	12	7	17	15	13	11	97
	構成割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表2-7-15-2 児童相談所におけるリスク判定の定期的な見直し状況（心中による虐待死）

区分		第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	総数
行った	例数	0	0	1	0	0	2	0	0	3
	構成割合	0.0%	0.0%	16.7%	0.0%	0.0%	20.0%	0.0%	0.0%	8.1%
行わなかった	例数	2	2	5	5	5	8	4	3	34
	構成割合	100.0%	100.0%	83.3%	100.0%	100.0%	80.0%	100.0%	100.0%	91.9%
不明	例数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
計	例数	2	2	6	5	5	10	4	3	37
	構成割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

キ 児童相談所による子どもとの接触状況

児童相談所が関与した事例における児童相談所による子どもとの接触状況について、平成26年度に把握した心中以外の虐待死事例では、接触が「なし」が3例（有効割合27.3%）、「あり」が8例（同72.7%）であり、接触があった事例の接触状況は、「初回面接（訪問）時のみ」が3例（同27.3%）と最も多く、次いで「2週間に1回程度」と「2か

月に1回程度」がそれぞれ1例（同9.1%）であった。「その他」は「一時保護実施」「必要時」等であった。

また、平成26年度に把握した心中による虐待死事例では、接触「なし」が1例（同33.3%）、接触「あり」が2例（同66.7%）であり、その接触状況は、「初回面接（訪問）時のみ」と「その他」がそれぞれ1例（同33.3%）であった。

表2-7-16 児童相談所による子どもとの接触状況（第12次）

区分	心中以外の虐待死			心中による虐待死(未遂含む)			
	例数	構成割合	有効割合	例数	構成割合	有効割合	
なし	3	27.3%	27.3%	1	33.3%	33.3%	
あり	8	72.7%	72.7%	2	66.7%	66.7%	
内訳 (再掲)	初回面接(訪問)時のみ	3	27.3%	27.3%	1	33.3%	33.3%
	週1回程度	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
	2週間に1回程度	1	9.1%	9.1%	0	0.0%	0.0%
	3週間に1回程度	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
	1か月に1回程度	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
	2か月に1回程度	1	9.1%	9.1%	0	0.0%	0.0%
	3か月に1回程度	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
	その他	3	27.3%	27.3%	1	33.3%	33.3%
小計	11	100.0%	100.0%	3	100.0%	100.0%	
不明	0	0.0%		0	0.0%		
計	11	100.0%	100.0%	3	100.0%	100.0%	

ク 児童相談所による最終安全確認の時期

児童相談所が関与した事例における児童相談所による最終安全確認を行っていた時期について、平成26年度に把握した心中以外の虐待死事例では、安全確認を行った時期が「死亡前の1週間未満」「死亡前の1週間～1か月未満」「死亡前の1か月～3か月未満」がそれぞれ3例（27.3%）であった。全体の約半数が、死亡する1か月未満に安全確認していた。

また、平成26年度に把握した心中による虐待死事例では、安全確認を行った時期が「死亡前の半年以上」であった事例が2例（66.7%）であった。心中以外の虐待死事例と比較すると、心中による虐待死事例では、安全確認を死亡する直前に行っていた事例は少なくみられた。

表 2-7-17 児童相談所による最終安全確認の時期（第 12 次）

区分	心中以外の虐待死		心中による虐待死(未遂含む)	
	例数	構成割合	例数	構成割合
死亡前の1週間未満	3	27.3%	0	0.0%
死亡前の1週間～1か月未満	3	27.3%	0	0.0%
死亡前の1か月～3か月未満	3	27.3%	0	0.0%
死亡前の3か月～半年未満	0	0.0%	0	0.0%
死亡前の半年以上	2	18.2%	2	66.7%
小計	11	100.0%	2	66.7%
不明・未記入	0	0.0%	1	33.3%
計	11	100.0%	3	100.0%

ケ 児童相談所による安全確認方法

児童相談所が関与した事例における児童相談所による安全確認方法について、平成 26 年度に把握した心中以外の虐待死事例では、「不定期に訪問して安全確認」が 3 例（27.3%）、「不定期に電話にて安全確認」「定期的に訪問し安全確認」がそれぞれ 1 例（9.1%）、「その他」が 6 例（54.5%）であった。「その他」には、「関係機関からの情報収集」「保育所での安全確認」「市担当保健師に目視を依頼」といった事例があった。

また、平成 26 年度に把握した心中による虐待死事例では、すべて「その他」3 例（100.0%）であった。「その他」には、「療育手帳での関与」「住所等不明のため安全確認できなかった」といった事例があった。

表 2-7-18 児童相談所による安全確認方法（第 12 次）

区分	心中以外の虐待死		心中による虐待死(未遂含む)	
	例数	構成割合	例数	構成割合
不定期に電話にて安全確認	1	9.1%	0	0.0%
不定期に訪問して安全確認	3	27.3%	0	0.0%
定期的に電話にて安全確認	0	0.0%	0	0.0%
定期的に訪問し安全確認	1	9.1%	0	0.0%
その他	6	54.5%	3	100.0%
計	11	100.0%	3	100.0%

③ 市町村（虐待対応担当部署）の関与

ア 市町村（虐待対応担当部署）の関与状況

市町村の虐待対応担当部署の関与状況について、平成 26 年度に把握した心中以外の虐待死事例では、関与「あり」が 12 例（27.9%）、「なし」が 30 例（69.8%）であった。3 歳未満と 3 歳以上に分けてみると、3 歳未満では市町村の関与「あり」が 7 例（有効割合 22.6%）、「なし」が 24 例（同 77.4%）、3 歳以上では「あり」「なし」ともにそれぞれ 5 例（同 50.0%）であった。第 1 次報告から第 12 次報告までの推移をみると、第 1 次報告を除き、関与がない事例が多い傾向がみられた。

また、平成 26 年度に把握した心中による虐待死事例では、関与「あり」が 4 例（19.0%）、「なし」が 17 例（81.0%）で、全体の 8 割以上が市町村（虐待対応担当部署）の関与がない事例であった。第 2 次報告から第 12 次報告までの推移をみると、市町村の関与がある事例は 1 割程度と少なかった。

【参考】

市町村（虐待対応担当部署）の関与があった事例

< 心中以外の虐待死 >

○ 5 か月 男児

実母と同居人女性が本児を自宅に放置し餓死させた事例。市町村（母子保健担当部署）は兄（2 歳）の出生時より家庭訪問を実施していたが不在で会えないことが多かった。本児妊娠時に特定妊婦として登録し、本児出生後も乳児家庭全戸訪問事業により家庭訪問したが不在で面会できず、電話連絡もつかなかった。

<心中による虐待死>

○3歳 女児

実母が本児とともに飛び降り自殺を図り死亡した事例。実母は産後うつで育児が困難な状況であったため、市町村の要保護児童対策地域協議会で要支援家庭として登録していた。市町村（母子保健担当部署）の地区担当保健師の関与があり、心配される問題がなくなったため、本事例発生の約1年前に要保護児童対策地域協議会ケースとしては終了していた。

市町村（虐待対応担当部署）の関与がなかった事例

<心中以外の虐待死>

○3歳 女児

継母による身体的虐待（頭部外傷）のため死亡した事例。本事例発生の約2か月前に、本児の発達と関わり方について継母から市町村（母子保健担当部署）へ相談があった。臨床心理士による3回の発達相談と、家庭児童相談室での5回の面接を行ったが、虐待の徴候は確認されなかった。

<心中による虐待死>

○2歳 男児

実母が本児とともに心中を図り死亡した事例。新生児訪問の際に実母から家族の養育観の負担について相談があり、その後も健診や育児相談にて対応していた。1歳6か月児健診時に、実母は落ち着いた様子であったため、2歳6か月児健診で確認することとしていた。

表 2-7-19-1 市町村（虐待対応担当部署）の関与の有無（心中以外の虐待死）

区分	第1次	第2次	第3次	第4次	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	総数	
あり	例数	19	12	11	9	15	3	12	10	16	13	10	12	142
	構成割合	79.2%	25.0%	21.6%	17.3%	20.5%	4.7%	25.5%	22.2%	28.6%	26.5%	27.8%	27.9%	24.1%
なし	例数	5	29	35	38	54	60	35	35	40	35	26	30	422
	構成割合	20.8%	60.4%	68.6%	73.1%	74.0%	93.8%	74.5%	77.8%	71.4%	71.4%	72.2%	69.8%	71.8%
不明	例数	0	7	5	5	4	1	0	0	0	1	0	1	24
	構成割合	0.0%	14.6%	9.8%	9.6%	5.5%	1.6%	0.0%	0.0%	0.0%	2.0%	0.0%	2.3%	4.1%
計	例数	24	48	51	52	73	64	47	45	56	49	36	43	588
	構成割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表 2-7-20 市町村（虐待対応担当部署）の関与の有無（3歳未満と3歳以上）（心中以外の虐待死）

区分	第11次									第12次								
	3歳未満			3歳以上			不明			3歳未満			3歳以上			不明		
	例数	構成割合	有効割合	例数	構成割合	有効割合	例数	構成割合	有効割合	例数	構成割合	有効割合	例数	構成割合	有効割合	例数	構成割合	有効割合
あり	7	29.2%	29.2%	2	28.6%	28.6%	1	20.0%	20.0%	7	21.9%	22.6%	5	50.0%	50.0%	0	0.0%	0.0%
なし	17	70.8%	70.8%	5	71.4%	71.4%	4	80.0%	80.0%	24	75.0%	77.4%	5	50.0%	50.0%	1	100.0%	100.0%
小計	24	100.0%	100.0%	7	100.0%	100.0%	5	100.0%	100.0%	31	96.9%	100.0%	10	100.0%	100.0%	1	100.0%	100.0%
不明	0	0.0%	/	0	0.0%	/	0	0.0%	/	1	3.1%	/	0	0.0%	/	0	0.0%	/
計	24	100.0%	100.0%	7	100.0%	100.0%	5	100.0%	100.0%	32	100.0%	100.0%	10	100.0%	100.0%	1	100.0%	100.0%

表 2-7-19-2 市町村（虐待対応担当部署）の関与の有無（心中による虐待死）

区分	第1次	第2次	第3次	第4次	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	総数	
あり	例数	-	2	3	4	1	1	4	5	4	8	4	4	40
	構成割合	-	40.0%	15.8%	8.3%	2.4%	2.3%	13.3%	13.5%	13.8%	27.6%	14.8%	19.0%	12.1%
なし	例数	-	3	11	38	37	39	26	32	25	21	23	17	272
	構成割合	-	60.0%	57.9%	79.2%	88.1%	90.7%	86.7%	86.5%	86.2%	72.4%	85.2%	81.0%	82.4%
不明	例数	-	0	5	6	4	3	0	0	0	0	0	0	18
	構成割合	-	0.0%	26.3%	12.5%	9.5%	7.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	5.5%
計	例数	-	5	19	48	42	43	30	37	29	29	27	21	330
	構成割合	-	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

イ 市町村（虐待対応担当部署）における相談種別

市町村の虐待対応担当部署が関与した事例における相談種別（複数回答）について、平成 26 年度に把握した心中以外の虐待死事例では、「虐待相談」が 6 例（50.0%）、次いで「虐待以外の養護相談」と「その他」がそれぞれ 4 例（33.3%）であった。「その他」には、「児童相談所から家庭復帰に向けての協力依頼」「市町村母子保健担当部署の見守りケー

スとしての情報提供」等がみられた。また、平成 26 年度に把握した心中による虐待死では、「虐待以外の養護相談」が 2 例（50.0%）、「虐待相談」「障害相談」がそれぞれ 1 例（25.0%）であった。

表 2-7-21 市町村（虐待対応担当部署）における相談種別（複数回答）

区分	第11次				第12次			
	心中以外の虐待死(10例)		心中による虐待死(未遂含む)(4例)		心中以外の虐待死(12例)		心中による虐待死(未遂含む)(4例)	
	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合
虐待相談	5	50.0%	1	25.0%	6	50.0%	1	25.0%
虐待以外の養護相談	3	30.0%	1	25.0%	4	33.3%	2	50.0%
障害相談	0	0.0%	1	25.0%	0	0.0%	1	25.0%
非行相談	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
育成相談	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
保健相談	2	20.0%	1	25.0%	0	0.0%	0	0.0%
その他	3	30.0%	1	25.0%	4	33.3%	0	0.0%

ウ 市町村（虐待対応担当部署）の相談受付経路

市町村（虐待対応担当部署）で関与した事例における相談受付経路（複数回答）について、平成 26 年度に把握した心中以外の虐待死事例では、「保健所または保健センター」が 7 例（58.3%）で最も多く、次いで「都道府県・市町村」が 5 例（41.7%）であった。また、「医療機関」2 例（16.7%）は、「産婦人科」からの相談であった。

平成 26 年度に把握した心中による虐待死事例では、「保健所または保健センター」が 2 例（50.0%）で、次いで「学校等」「家族・親戚」「その他」がそれぞれ 1 例（25.0%）であった。

【参考】

産婦人科からの相談

< 心中以外の虐待死 >

○ 0 日 女児

妊娠時から特定妊婦として市町村（虐待対応担当部署及び母子保健担当部署）が関与するとともに、実母が出産後の養子縁組を希望していたため児童相談所も支援を行っていた事例。妊婦健診の状況等について、市町村（母子保健担当部署）を中心に、情報共有をしていた。

学校等からの相談

<心中以外の虐待死>

○3歳 男児

実父母による虐待により死亡した事例。きょうだいの出席状況等が悪いことから養護教諭が家庭状況を尋ねたところ、本児の名前があがらなかったとの情報提供を受けて立入調査を実施。実父母は、本児について「遺体を埋めた」と供述した。

<心中による虐待死>

○8歳 男児

きょうだい2人を殺害し、実母が自殺を図った事例。死亡する1週間前に本児が所属する小学校から、本児に外傷は見られないが、実父から本児が叩かれたと市町村（虐待対応担当部署）に通告があった。

表2-7-22 市町村の相談受付経路（複数回答）（第12次）

区分	心中以外の虐待死(12例)		心中による虐待死(未遂含む)(4例)	
	例数	構成割合	例数	構成割合
都道府県・市町村	5	41.7%	0	0.0%
児童家庭支援センター	0	0.0%	0	0.0%
児童福祉施設・指定医療機関	1	8.3%	0	0.0%
警察	0	0.0%	0	0.0%
家庭裁判所	0	0.0%	0	0.0%
保健所または保健センター	7	58.3%	2	50.0%
医療機関	2	16.7%	0	0.0%
産婦人科	2	16.7%	0	0.0%
小児科	0	0.0%	0	0.0%
内科	0	0.0%	0	0.0%
精神科	0	0.0%	0	0.0%
整形外科	0	0.0%	0	0.0%
脳神経外科	0	0.0%	0	0.0%
救急外来	0	0.0%	0	0.0%
歯科	0	0.0%	0	0.0%
その他	0	0.0%	0	0.0%
学校等	2	16.7%	1	25.0%
里親	0	0.0%	0	0.0%
配偶者暴力相談支援センター	0	0.0%	0	0.0%
家族・親戚	4	33.3%	1	25.0%
近隣、知人	1	8.3%	0	0.0%
子ども本人	0	0.0%	0	0.0%
民間団体	0	0.0%	0	0.0%
その他	2	16.7%	1	25.0%

④ 児童相談所と市町村（虐待対応担当部署）の関与の状況

児童相談所と市町村の虐待対応担当部署の関与の状況について、平成26年度に把握した心中以外の虐待死事例では、「児童相談所と市町村（虐

待対応担当部署)の両方」の関与があった事例が9例(64.3%)、次いで「市町村(虐待対応担当部署)のみ」が3例(21.4%)であった。

また、平成26年度に把握した心中による虐待死事例では、「市町村(虐待対応担当部署)のみ」が3例(50.0%)、「児童相談所のみ」が2例(33.3%)であった。

【参考】

児童相談所及び市町村(虐待対応担当部署)の関与があった事例

<心中以外の虐待死>

○6か月 男児

実母からの身体的虐待(頭部外傷)により死亡した事例。妊娠中から市町村(母子保健担当部署)の関与あり。出産後も体重増加不良や実母の養育対応の不安等で児童相談所、市町村(虐待対応担当部署)の関与があった。本児の痩せや小さなあざ等の情報について、医療機関から情報入手し、家庭訪問について協議を行い、次回受診日まで経過観察と判断したが、その約1週間後に本事例が発生した。

<心中による虐待死>

○3歳 男児

実母が本児とともに無理心中を図り死亡した事例。本児の障害相談で児童相談所、市町村(虐待対応担当部署及び障害担当部署)の関与、実母の相談窓口として、市町村(母子保健担当部署)や主任児童委員の関与があったが、個別ケース検討会議を実施する等、関係機関同士の連携がとれていなかった。

表2-7-23 児童相談所と市町村(虐待対応担当部署)の関与

区分	第11次				第12次			
	心中以外の虐待死		心中による虐待死 (未遂を含む)		心中以外の虐待死		心中による虐待死 (未遂を含む)	
	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合
児童相談所のみ	6	37.5%	2	33.3%	2	14.3%	2	33.3%
市町村(虐待対応担当部署)のみ	3	18.8%	2	33.3%	3	21.4%	3	50.0%
児童相談所と市町村(虐待対応担当部署)の両方	7	43.8%	2	33.3%	9	64.3%	1	16.7%
計	16	100.0%	6	100.0%	14	100.0%	6	100.0%

⑤ その他の関係機関の関与の状況

児童相談所と市町村(虐待対応担当部署)を除いた、その他の関係機関の関与の状況について、平成26年度に把握した心中以外の虐待死事例では、「市町村の母子保健担当部署」は、関与があったものの虐待の認識を

持たずに対応していた「関与あり／虐待の認識なし」の事例が20例(46.5%)で、他の機関と比較して最も多く、また、虐待の認識がありながら関与していた「関与あり／虐待の認識あり」の事例についても8例(18.6%)で他の機関と比較して最も多かった。また、「医療機関」についても、「関与あり／虐待の認識なし」が12例(27.9%)、「関与あり／虐待の認識あり」が5例(11.6%)と「市町村の母子保健担当部署」に次いで多かった。3歳未満と3歳以上に分けてみると、3歳未満では、「いずれかの関与あり」の事例は22例(有効割合75.9%)、「全く関与なし」が7例(同24.1%)であり、3歳以上では、すべて「いずれかの関与あり」10例(同100.0%)であった。

また、平成26年度に把握した心中による虐待死事例では、関与があったものの虐待の認識がなかった「関与あり／虐待の認識なし」の事例が、「市町村の母子保健担当部署」で16例(76.2%)と他の機関と比較して最も多く、次いで「養育機関・教育機関」は10例(47.6%)、「医療機関」が9例(42.9%)であり、虐待の認識がありながら関与していた「関与あり／虐待の認識あり」の事例については、「養育機関・教育機関」が1例(4.8%)であった。

【参考】

市町村(母子保健担当部署)のみが関与していた事例

<心中以外の虐待死>

○5か月 男児

実母がパチンコ店の駐車場で本児を車内に放置したまま熱中症により死亡させた事例。本事例発生の約2週間前に乳児健診を受診し、養育状況等も特に問題はみられなかった。

<心中による虐待死>

○2歳 男児

実母が本児とともに心中を図り死亡した事例。新生児訪問の際に実母から家族の養育観の負担について相談があり、エジンバラ産後うつ病質問票(EPDS)が高得点であったため(新生児訪問24点→4か月児健診22点→育児相談15点)、健診や育児相談にて対応していた。1歳6か月児健診時に、実母は落ち着いた様子であったため、2歳6か月児健診で確認することとしていた。

市町村母子保健担当部署及びその他機関の関与があった事例

<心中以外の虐待死>

○4か月 男児

身体的虐待（低酸素脳症）により死亡した事例。出生後より市町村（母子保健担当部署）が電話、訪問するも不在が続き、3か月児健診も未受診だったため、心配な家庭であると市町村（虐待対応担当部署）に情報提供があった。その後、市町村（母子保健担当部署）が家庭訪問し、本児のやけどの跡（医療機関で治療中）を発見。翌月の発達相談及び健診案内するも受診せず、健診予定日の3日後に死亡した。

<心中による虐待死>

○1歳 男児

実母が本児の首を絞め、その後実母も自殺を図った事例。本事例発生4か月前の本児の1歳6か月児健診受診時に、実母はアンケート「気分の落ち込み」に「○」をつけていたが、継続相談支援とならず、保育所へも育児不安等を訴えていたが、行政機関へつながることがなかった。実母から児童相談所に匿名で「子どもと離れて暮らしたい」旨の電話相談があり、一時保護を提案したが、「もう一日考えたい」と答えた。電話番号を聴取していたため、その後数回実母に電話するがつながらず、約1週間後に死亡した。

養育機関・教育機関が虐待の認識があり関与していた事例

<心中による虐待死>

○8歳 男児

きょうだい2人を殺害し、実母が自殺を図った事例。本事例が発生する1週間前に、本児が通学する小学校から、外傷は見られないが、本児が実父から叩かれたと市町村（虐待対応担当部署）へ通告があった。

複数の機関の関与があった事例

<心中以外の虐待死>

○6か月 男児

実母からの身体的虐待（頭部外傷）により死亡した事例。妊娠中から市町村（母子保健担当部署）、出産後も体重増加不良や実母の養育対応の不安等で児童相談所、市町村（虐待対応担当部署）の関与があり、定期的に医療機関に受診していたため、医療機関とも情報共有していた。

<心中による虐待死>

○3歳 男児

実母が本児とともに心中を図り死亡した事例。本児の障害相談で児童相談

所、市町村（虐待対応担当部署及び障害担当部署）の関与、実母の相談窓口として、市町村（母子保健担当部署）や主任児童委員の関与があったが、個別ケース検討会議を実施する等、関係機関同士の連携がとれていなかった。

表2-7-24-1 その他の関係機関の関与状況（心中以外の虐待死）（複数回答）（不明除く）

区分	第4次			第5次			第6次			第7次			第8次			第9次			第10次		
	関与なし	関与あり/ 虐待の認識なし	関与あり/ 虐待の認識あり	関与なし	関与あり/ 虐待の認識なし	関与あり/ 虐待の認識あり	関与なし	関与あり/ 虐待の認識なし	関与あり/ 虐待の認識あり	関与なし	関与あり/ 虐待の認識なし	関与あり/ 虐待の認識あり	関与なし	関与あり/ 虐待の認識なし	関与あり/ 虐待の認識あり	関与なし	関与あり/ 虐待の認識なし	関与あり/ 虐待の認識あり	関与なし	関与あり/ 虐待の認識なし	関与あり/ 虐待の認識あり
	上段:例数 下段:構成割合 (32例)			上段:例数 下段:構成割合 (73例)			上段:例数 下段:構成割合 (64例)			上段:例数 下段:構成割合 (47例)			上段:例数 下段:構成割合 (45例)			上段:例数 下段:構成割合 (56例)			上段:例数 下段:構成割合 (49例)		
福祉事務所	30	8	6	48	9	4	54	4	3	38	5	3	37	6	0	40	10	5	37	7	3
	57.7%	15.4%	11.5%	65.8%	12.3%	5.5%	84.4%	6.3%	4.7%	80.9%	10.6%	6.4%	82.2%	13.3%	0.0%	71.4%	17.9%	8.9%	75.5%	14.3%	6.1%
家庭児童相談室	37	3	5	52	8	4	60	0	1	38	4	4	36	1	2	49	2	4	43	1	4
	71.2%	5.8%	9.6%	71.2%	11.0%	5.5%	93.8%	0.0%	1.6%	80.9%	8.5%	8.5%	80.0%	2.2%	4.4%	87.5%	3.6%	7.1%	87.8%	2.0%	8.2%
児童委員	36	1	3	50	0	4	57	0	0	41	2	3	33	1	1	42	8	3	40	1	2
	69.2%	1.9%	5.8%	68.5%	0.0%	5.5%	89.1%	0.0%	0.0%	87.2%	4.3%	6.4%	73.3%	2.2%	2.2%	75.0%	14.3%	5.4%	81.6%	2.0%	4.1%
保健所	36	3	2	52	5	3	54	3	3	37	7	2	36	4	1	49	6	1	40	5	2
	69.2%	5.8%	3.8%	71.2%	6.8%	4.1%	84.4%	4.7%	4.7%	78.7%	14.9%	4.3%	80.0%	8.9%	2.2%	87.5%	10.7%	1.8%	81.6%	10.2%	4.1%
市町村の 母子保健担当部署	22	18	5	28	25	7	43	13	2	22	17	7	22	18	2	25	24	7	20	19	8
	42.3%	34.6%	9.6%	38.4%	34.2%	9.6%	67.2%	20.3%	3.1%	46.8%	36.2%	14.9%	48.9%	40.0%	4.4%	44.6%	42.9%	12.5%	40.8%	38.8%	16.3%
養育機関 ・教育機関	-	-	-	52	9	4	49	7	4	34	7	5	32	5	4	37	7	11	29	13	4
	-	-	-	71.2%	12.3%	5.5%	76.6%	10.9%	6.3%	72.3%	14.9%	10.6%	71.1%	11.1%	8.9%	66.1%	12.5%	19.6%	59.2%	26.5%	8.2%
医療機関	23	13	3	32	14	6	25	17	6	28	11	2	14	15	3	31	15	7	23	10	6
	44.2%	25.0%	5.8%	43.8%	19.2%	8.2%	39.1%	26.6%	9.4%	59.6%	23.4%	4.3%	31.1%	33.3%	6.7%	55.4%	26.8%	12.5%	46.9%	20.4%	12.2%
助産師	38	1	1	50	1	0	47	1	0	36	3	0	29	1	0	48	2	0	41	2	1
	73.1%	1.9%	1.9%	68.5%	1.4%	0.0%	73.4%	1.6%	0.0%	76.6%	6.4%	0.0%	64.4%	2.2%	0.0%	85.7%	3.6%	0.0%	83.7%	4.1%	2.0%
警察	38	2	1	50	4	3	52	2	0	43	0	2	39	2	1	46	3	6	39	3	5
	73.1%	3.8%	1.9%	68.5%	5.5%	4.1%	81.3%	3.1%	0.0%	91.5%	0.0%	4.3%	86.7%	4.4%	2.2%	82.1%	5.4%	10.7%	79.6%	6.1%	10.2%
婦人相談所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	32	0	0	49	1	1	45	1	0
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	71.1%	0.0%	0.0%	87.5%	1.8%	1.8%	91.8%	2.0%	0.0%

区分	第11次			第12次		
	関与なし	関与あり/ 虐待の認識なし	関与あり/ 虐待の認識あり	関与なし	関与あり/ 虐待の認識なし	関与あり/ 虐待の認識あり
	上段:例数 下段:構成割合 (36例)			上段:例数 下段:構成割合 (43例)		
福祉事務所	27	8	1	33	8	1
	75.0%	22.2%	2.8%	76.7%	18.6%	2.3%
家庭児童相談室	33	0	2	35	4	2
	91.7%	0.0%	5.6%	81.4%	9.3%	4.7%
児童委員	31	0	1	37	1	1
	86.1%	0.0%	2.8%	86.0%	2.3%	2.3%
保健所	32	3	1	39	1	0
	88.9%	8.3%	2.8%	90.7%	2.3%	0.0%
市町村の 母子保健担当部署	12	17	7	14	20	8
	33.3%	47.2%	19.4%	32.6%	46.5%	18.6%
養育機関 ・教育機関	30	5	1	27	10	3
	83.3%	13.9%	2.8%	62.8%	23.3%	7.0%
医療機関	12	13	7	21	12	5
	33.3%	36.1%	19.4%	48.8%	27.9%	11.6%
助産師	27	3	1	37	1	0
	75.0%	8.3%	2.8%	86.0%	2.3%	0.0%
警察	28	2	5	34	6	2
	77.8%	5.6%	13.9%	79.1%	14.0%	4.7%
婦人相談所	34	0	0	38	1	1
	94.4%	0.0%	0.0%	88.4%	2.3%	2.3%

表 2-7-25 児童相談所を含む関係機関の関与(3歳未満と3歳以上)(心中以外の虐待死)(第12次)

区分	3歳未満			3歳以上			不明		
	例数	構成割合	有効割合	例数	構成割合	有効割合	例数	構成割合	有効割合
いずれかの関与あり	22	68.8%	75.9%	10	100.0%	100.0%	1	100.0%	100.0%
全く関与なし	7	21.9%	24.1%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
不明	3	9.4%		0	0.0%		0	0.0%	
計	32	100.0%	100.0%	10	100.0%	100.0%	1	100.0%	100.0%

表2-7-24-2 その他の関係機関の関与状況（心中による虐待死）（複数回答）（不明除く）

区分	第4次			第5次			第6次			第7次			第8次			第9次			第10次		
	関与なし	関与あり/ 虐待の認識なし	関与あり/ 虐待の認識あり	関与なし	関与あり/ 虐待の認識なし	関与あり/ 虐待の認識あり	関与なし	関与あり/ 虐待の認識なし	関与あり/ 虐待の認識あり	関与なし	関与あり/ 虐待の認識なし	関与あり/ 虐待の認識あり	関与なし	関与あり/ 虐待の認識なし	関与あり/ 虐待の認識あり	関与なし	関与あり/ 虐待の認識なし	関与あり/ 虐待の認識あり	関与なし	関与あり/ 虐待の認識なし	関与あり/ 虐待の認識あり
	上段:例数 下段:構成割合 (48例)			上段:例数 下段:構成割合 (42例)			上段:例数 下段:構成割合 (43例)			上段:例数 下段:構成割合 (30例)			上段:例数 下段:構成割合 (37例)			上段:例数 下段:構成割合 (29例)			上段:例数 下段:構成割合 (29例)		
福祉事務所	35	5	0	28	1	0	32	7	0	22	6	0	24	9	0	25	4	0	18	8	3
	72.9%	10.4%	0.0%	66.7%	2.4%	0.0%	74.4%	16.3%	0.0%	73.3%	20.0%	0.0%	64.9%	24.3%	0.0%	86.2%	13.8%	0.0%	62.1%	27.6%	10.3%
家庭児童相談室	36	2	0	31	1	0	37	2	0	25	3	1	27	4	1	26	3	1	24	4	1
	75.0%	4.2%	0.0%	73.8%	2.4%	0.0%	86.0%	4.7%	0.0%	83.3%	10.0%	3.3%	73.0%	10.8%	2.7%	89.7%	10.3%	3.4%	82.8%	13.8%	3.4%
児童委員	33	0	0	23	0	0	32	2	0	23	0	1	28	0	0	24	1	0	25	1	0
	68.8%	0.0%	0.0%	54.8%	0.0%	0.0%	74.4%	4.7%	0.0%	76.7%	0.0%	3.3%	75.7%	0.0%	0.0%	82.8%	3.4%	0.0%	86.2%	3.4%	0.0%
保健所	31	5	0	15	13	0	37	2	0	25	2	0	28	5	1	26	3	0	22	6	0
	64.6%	10.4%	0.0%	35.7%	31.0%	0.0%	86.0%	4.7%	0.0%	83.3%	6.7%	0.0%	75.7%	13.5%	2.7%	89.7%	10.3%	0.0%	75.9%	20.7%	0.0%
市町村の 母子保健担当部署	27	7	2	15	13	0	28	11	0	11	16	0	18	17	0	15	16	2	8	19	1
	56.3%	14.6%	4.2%	35.7%	31.0%	0.0%	65.1%	25.6%	0.0%	36.7%	53.3%	0.0%	48.6%	45.9%	0.0%	51.7%	55.2%	6.9%	27.6%	65.5%	3.4%
養育機関 ・教育機関	-	-	-	18	14	0	20	16	0	16	9	1	15	17	0	6	17	0	10	16	3
	-	-	-	42.9%	33.3%	0.0%	46.5%	37.2%	0.0%	53.3%	30.0%	3.3%	40.5%	45.9%	0.0%	20.7%	58.6%	0.0%	34.5%	55.2%	10.3%
医療機関	16	8	2	12	7	0	20	6	0	9	9	1	16	8	1	9	10	1	6	17	0
	33.3%	16.7%	4.2%	28.6%	16.7%	0.0%	46.5%	14.0%	0.0%	30.0%	30.0%	3.3%	43.2%	21.6%	2.7%	31.0%	34.5%	3.4%	20.7%	58.6%	0.0%
助産師	28	1	0	19	1	0	28	1	0	21	1	0	24	2	0	19	3	0	24	0	0
	58.3%	2.1%	0.0%	45.2%	2.4%	0.0%	65.1%	2.3%	0.0%	70.0%	3.3%	0.0%	64.9%	5.4%	0.0%	65.5%	10.3%	0.0%	82.8%	0.0%	0.0%
警察	26	3	0	22	0	0	35	0	0	21	0	1	33	1	0	24	4	1	28	0	1
	54.2%	6.3%	0.0%	52.4%	0.0%	0.0%	81.4%	0.0%	0.0%	70.0%	0.0%	3.3%	89.2%	2.7%	0.0%	82.8%	13.8%	3.4%	96.6%	0.0%	3.4%
婦人相談所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	28	0	0	24	1	0	29	0	0
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	75.7%	0.0%	0.0%	82.8%	3.4%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%

区分	第11次			第12次		
	関与なし	関与あり/ 虐待の認識なし	関与あり/ 虐待の認識あり	関与なし	関与あり/ 虐待の認識なし	関与あり/ 虐待の認識あり
	上段:例数 下段:構成割合 (27例)			上段:例数 下段:構成割合 (21例)		
福祉事務所	19	8	0	16	5	0
	70.4%	29.6%	0.0%	76.2%	23.8%	0.0%
家庭児童相談室	24	3	0	16	5	0
	88.9%	11.1%	0.0%	76.2%	23.8%	0.0%
児童委員	21	2	0	12	4	0
	77.8%	7.4%	0.0%	57.1%	19.0%	0.0%
保健所	26	1	0	17	3	0
	96.3%	3.7%	0.0%	81.0%	14.3%	0.0%
市町村の 母子保健担当部署	12	15	0	5	16	0
	44.4%	55.6%	0.0%	23.8%	76.2%	0.0%
養育機関 ・教育機関	16	10	1	10	10	1
	59.3%	37.0%	3.7%	47.6%	47.6%	4.8%
医療機関	7	12	0	5	9	0
	25.9%	44.4%	0.0%	23.8%	42.9%	0.0%
助産師	17	4	0	16	0	0
	63.0%	14.8%	0.0%	76.2%	0.0%	0.0%
警察	23	1	1	16	2	0
	85.2%	3.7%	3.7%	76.2%	9.5%	0.0%
婦人相談所	25	0	0	15	0	0
	92.6%	0.0%	0.0%	71.4%	0.0%	0.0%

⑥ 児童相談所及び関係機関の関与状況

児童相談所及び関係機関の関与状況について、平成 26 年度に把握した心中以外の虐待死事例で、特に多くみられた事例は「関係機関との接点があったが、虐待や虐待の可能性を認識していなかった事例」が 20 例 (46.5%) と最も多く、次いで「児童相談所が関わっていた事例 (虐待以外の養護相談などで関わっていた事例を含む)」が 11 例 (25.6%) であった。第 1 次報告から第 12 次報告までの推移で見ると、継続して「児童相談所が関わっていた事例」と「関係機関との接点があったが、虐待や虐待の可能性を認識していなかった事例」が多い傾向がみられた。

また、平成 26 年度に把握した心中による虐待死事例についても、特に多くみられた事例は「関係機関との接点があったが、虐待や虐待の可能性を認識していなかった事例」が 16 例 (76.2%) であり、次いで「児童相談所が関わっていた事例」が 3 例 (14.3%) であった。第 4 次報告から第 12 次報告までの推移で見ると、心中以外の虐待死事例と同様、継続して「児童相談所が関わっていた事例」と「関係機関との接点があったが、虐待や虐待の可能性を認識していなかった事例」が多い傾向がみられた。

「関係機関と全く接点を持ちえなかった事例」は、心中以外の虐待死事例では 7 例 (すべて 0 日児事例) (16.3%)、心中による虐待死事例では 0 例であった。

【参考】

関係機関と全く接点を持ちえなかった事例

< 心中以外の虐待死 >

○ 0 日 女児

17 歳 (高校 2 年生) の実母が自宅トイレで出産し、窒息死させた事例。実母は医療機関への受診歴や関係機関への相談歴はなく、母子健康手帳未交付であった。事件発生前日まで、市内の高校に通学しており、学校関係者も実母の妊娠に気づいておらず、同居の母方祖母も気づいていなかった。実母は妊娠について周囲に隠しており、大きめの服装などで体型をカバーしていた。

○ 0 日 男児

実母が養子縁組斡旋団体へ「自宅出産した」内容のメールを送り、警察及び救急隊が自宅に到着した際には、すでに死亡していた事例。母方祖母 (別居) によると、「数週間前に実母に会った際、お腹が大きいため『妊娠しているのか』と尋ねたが、『生理がきているので妊娠していない』との返答があった」とのことであった。

表 2-7-26-1 児童相談所及び関係機関の関与状況（心中以外の虐待死）

区分		第1次	第2次	第3次	第4次	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	総数
児童相談所が関わっていた事例 (虐待以外の養護相談などで関わっていた事例を含む)	例数	12	14	10	12	15	7	12	7	17	15	13	11	145
	構成割合	50.0%	29.2%	19.6%	23.1%	20.5%	10.9%	25.5%	15.6%	30.4%	30.6%	36.1%	25.6%	24.7%
関係機関が虐待や虐待の可能性を認識していたが、 児童相談所が関わっていなかった事例	例数	3	3	1	4	6	6	4	2	2	2	1	2	36
	構成割合	12.5%	6.3%	2.0%	7.7%	8.2%	9.4%	8.5%	4.4%	3.6%	4.1%	2.8%	4.7%	6.1%
関係機関との接点はあったが、 虐待や虐待の可能性を認識していなかった事例	例数	6	13	23	24	22	22	16	17	22	17	13	20	215
	構成割合	25.0%	27.1%	45.1%	46.2%	30.1%	34.4%	34.0%	37.8%	39.3%	34.7%	36.1%	46.5%	36.6%
関係機関と全く接点を持ちえなかった事例	例数	3	18	12	6	13	14	11	6	11	9	4	7	114
	構成割合	12.5%	37.5%	23.5%	11.5%	17.8%	21.9%	23.4%	13.3%	19.6%	18.4%	11.1%	16.3%	19.4%
関係機関の関与不明	例数	0	0	5	6	17	15	4	13	4	6	5	3	78
	構成割合	0.0%	0.0%	9.8%	11.5%	23.3%	23.4%	8.5%	28.9%	7.1%	12.2%	13.9%	7.0%	13.3%
計	例数	24	48	51	52	73	64	47	45	56	49	36	43	588
	構成割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表 2-7-26-2 児童相談所及び関係機関の関与状況（心中による虐待死）

区分		第4次	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	総数
児童相談所が関わっていた事例 (虐待以外の養護相談などで関わっていた事例を含む)	例数	8	2	2	6	5	5	10	4	3	45
	構成割合	16.7%	4.8%	4.7%	20.0%	13.5%	17.2%	34.5%	14.8%	14.3%	14.7%
関係機関が虐待や虐待の可能性を認識していたが、 児童相談所が関わっていなかった事例	例数	1	0	1	0	2	0	3	0	2	9
	構成割合	2.1%	0.0%	2.3%	0.0%	5.4%	0.0%	10.3%	0.0%	9.5%	2.9%
関係機関との接点はあったが、 虐待や虐待の可能性を認識していなかった事例	例数	34	21	21	16	23	20	14	19	16	184
	構成割合	70.8%	50.0%	48.8%	53.3%	62.2%	69.0%	48.3%	70.4%	76.2%	60.1%
関係機関と全く接点を持ちえなかった事例	例数	3	4	8	3	3	1	2	2	0	26
	構成割合	6.3%	9.5%	18.6%	10.0%	8.1%	3.4%	6.9%	7.4%	0.0%	8.5%
関係機関の関与不明	例数	2	15	11	5	4	3	0	2	0	42
	構成割合	4.2%	35.7%	25.6%	16.7%	10.8%	10.3%	0.0%	7.4%	0.0%	13.7%
計	例数	48	42	43	30	37	29	29	27	21	306
	構成割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

⑦ 関係機関間の連携状況

関係機関間の連携状況について、平成 26 年度に把握した心中以外の虐待死事例で、関係機関間の連携が「なし」が 28 例（有効割合 65.1%）、「あり」が 15 例（同 34.9%）であり、連携があった事例における連携の状況については、「まあまあ取れていた」が 9 例（同 20.9%）と最も多く、次いで「よく取れていた」「あまり取れていなかった」がそれぞれ 3 例（同 7.0%）であった。関係機関間における連携が取れていた事例が全体の 3 割程度と少なかった。

また、平成 26 年度に把握した心中による虐待死事例では、関係機関間の連携が「なし」が 16 例（同 80.0%）、「あり」が 4 例（同 20.0%）で、連携があった事例における連携の状況については、「まあまあ取れていた」が 2 例（同 10.0%）、次いで「よく取れていた」「ほとんど取れていなかった」が 1 例（同 5.0%）であった。心中以外の虐待死事例と同様、関係機関間の連携があった事例が全体の 2 割以下と少なかった。

【参考】

関係機関間の連携がよく取れていた事例

<心中以外の虐待死>

○1歳 女児

身体的虐待（乳幼児揺さぶられ症候群（SBS））により死亡した事例（主たる虐待者不明）。本児が4か月時に医療機関より乳幼児揺さぶられ症候群（SBS）疑いにより虐待通告あり、医療機関に一時保護委託、その後乳児院に入所措置となった。事例発生2か月前に家庭復帰となり、児童相談所、市町村（虐待対応担当部署及び母子保健担当部署）、保育所間で個別ケース検討会議の開催や、家庭訪問を行っていた。

<心中による虐待死>

○1か月 女児

里帰り先の母方実家で心中を図った事例。住所地の市町村（母子保健担当部署）へ実母から育児不安について電話相談あったため、里帰り先の市町村（母子保健担当部署）へ情報提供をしていた。里帰り先の市町村（母子保健担当部署）が訪問した5日後、住所地の市町村（母子保健担当部署）が電話連絡した2日後に本事例が発生した。

関係機関間の連携があまり取れていなかった・ほとんど取れていなかった事例

<心中以外の虐待死>

○3歳 女児

実母及び養父からのネグレクトにより低栄養による衰弱で死亡した事例。身体疾患を持つ本児に対し、市町村（母子保健担当部署）、保健所、訪問看護、福祉事務所の関与があった。実母の再婚により、養父との生活が始まり、本児の成長発達を理由に、実母、養父の意向で訪問看護、療育施設の外来訓練の利用が中止となり、市町村（母子保健担当部署）が家庭訪問の日程を調整するも、実母が出産予定とのことで訪問できず、本事例が発生した。

<心中による虐待死>

○7か月 男児

実母が本児の首を絞め、飛び降り自殺を図った事例。出産前より育児不安あり、出産直後から2か月間育児支援ヘルパーを利用していた。市町村（母子保健担当部署）は育児支援ヘルパー利用終了後も定期的に家庭訪問を実施し、訪問の度に実母から育児不安の訴えがあったが、事例発生1か月前に初めて事例検討会を実施したのみであった。

表2-7-27 関係機関間の連携状況（第12次）

区分	心中以外の虐待死			心中による虐待死(未遂含む)			
	例数	構成割合	有効割合	例数	構成割合	有効割合	
なし	28	65.1%	65.1%	16	76.2%	80.0%	
あり	15	34.9%	34.9%	4	19.0%	20.0%	
内訳 (再掲)	よく取れていた	3	7.0%	7.0%	1	4.8%	5.0%
	まあまあ取れていた	9	20.9%	20.9%	2	9.5%	10.0%
	あまり取れていなかった	3	7.0%	7.0%	0	0.0%	0.0%
	ほとんど取れていなかった	0	0.0%	0.0%	1	4.8%	5.0%
小計	43	100.0%	100.0%	20	95.2%	100.0%	
不明	0	0.0%		1	4.8%		
計	43	100.0%	100.0%	21	100.0%	100.0%	

⑧ 関係機関間の情報提供（通告を除く）

関係機関間の通告を除く情報提供について、平成26年度に把握した心中以外の虐待死事例で、関係機関から児童相談所へ情報提供のあった事例は10例（23.3%）で、「市町村（虐待対応担当部署）」からの情報提供が7例（16.3%）であった。また、関係機関から市町村（虐待対応担当部署）へ情報提供のあった事例は13例（30.2%）で、「保健所または保健センター」からの情報提供が10例（23.3%）であった。関係機関から市町村の

母子保健担当部署（保健センター等）へ情報提供のあった事例は 14 例（32.6%）で、「医療機関」からの情報提供が 6 例（14.0%）、「児童相談所」「市町村（虐待対応担当部署）」からの情報提供がそれぞれ 5 例（11.6%）であった。

平成 26 年度に把握した心中による虐待死事例で、関係機関から児童相談所へ情報提供のあった事例はなく（0 例）、関係機関から市町村（虐待対応担当部署）へ情報提供のあった事例は 4 例（19.0%）で、その全てにおいて「保健所または保健センター」から情報提供があった。関係機関から市町村の母子保健担当部署（保健センター等）へ情報提供のあった事例は 4 例（19.0%）で、「医療機関」からの情報提供が 3 例（14.3%）であった。

表 2-7-28 関係機関から児童相談所への情報提供（通告を除く）（第 12 次） 【新規】

区分		心中以外の虐待死		心中による虐待死（未遂含む）	
		例数	構成割合	例数	構成割合
なし		33	76.7%	21	100.0%
あり		10	23.3%	0	0.0%
内訳 （再掲） （複数回答）	市町村（虐待対応担当部署）	7	16.3%	0	0.0%
	福祉事務所	1	2.3%	0	0.0%
	児童委員	1	2.3%	0	0.0%
	保健所または保健センター	5	11.6%	0	0.0%
	保育所、学校等	4	9.3%	0	0.0%
	医療機関	5	11.6%	0	0.0%
	警察	2	4.7%	0	0.0%
	検察	0	0.0%	0	0.0%
	その他	0	0.0%	0	0.0%
計		43	100.0%	21	100.0%

表 2-7-29 関係機関から市町村(虐待対応担当部署)への情報提供(通告を除く)(第12次)【新規】

区分		心中以外の虐待死		心中による虐待死(未遂含む)	
		例数	構成割合	例数	構成割合
なし		30	69.8%	17	81.0%
あり		13	30.2%	4	19.0%
内訳 (再掲) (複数回答)	児童相談所	5	11.6%	0	0.0%
	福祉事務所	2	4.7%	0	0.0%
	児童委員	0	0.0%	1	4.8%
	保健所または保健センター	10	23.3%	4	19.0%
	保育所、学校等	4	9.3%	1	4.8%
	医療機関	2	4.7%	0	0.0%
	警察	0	0.0%	0	0.0%
	検察	0	0.0%	0	0.0%
	その他	1	2.3%	1	4.8%
計		43	100.0%	21	100.0%

表 2-7-30 関係機関から市町村の母子保健担当部署(保健センター等)への情報提供(通告を除く)

(第12次)【新規】

区分		心中以外の虐待死		心中による虐待死(未遂含む)	
		例数	構成割合	例数	構成割合
なし		29	67.4%	17	81.0%
あり		14	32.6%	4	19.0%
内訳 (再掲) (複数回答)	児童相談所	5	11.6%	0	0.0%
	市町村(虐待対応担当部署)	5	11.6%	1	4.8%
	福祉事務所	2	4.7%	0	0.0%
	児童委員	0	0.0%	0	0.0%
	保健所	1	2.3%	0	0.0%
	保育所、学校等	1	2.3%	0	0.0%
	医療機関	6	14.0%	3	14.3%
	警察	0	0.0%	0	0.0%
	その他	2	4.7%	0	0.0%
計		43	100.0%	21	100.0%

(8) 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）

- ① 死亡事例の発生した地域における要保護児童対策地域協議会の設置状況
死亡事例の発生した地域における要保護児童対策地域協議会の設置状況について、平成 26 年度に把握した心中以外の虐待死事例、心中による虐待死事例ともに、すべての地域で要保護児童対策地域協議会が設置されていた。

表 2-8-1 死亡事例の発生した地域における要保護児童対策地域協議会の設置状況（第 12 次）

区分	心中以外の虐待死		心中による虐待死(未遂含む)	
	例数	構成割合	例数	構成割合
あり	43	100.0%	21	100.0%
なし	0	0.0%	0	0.0%
計	43	100.0%	21	100.0%

- ② 死亡事例発生地域における要保護児童対策地域協議会の構成機関
死亡事例の発生した地域に設置された要保護児童対策地域協議会の構成機関について、平成 26 年度に把握した心中以外の虐待死事例では、すべての地域で「児童相談所」「市町村担当課」が含まれており、「児童委員」「警察」「教育委員会」は 9 割以上、「福祉事務所」は 8 割以上でそれぞれの要保護児童対策地域協議会の構成機関となっていた。
また、平成 26 年度に把握した心中による虐待死事例では、すべての地域で「児童相談所」「市町村担当課」「警察」「教育委員会」が構成機関となっており、「医療機関」「小学校」「中学校」「児童委員」は 9 割以上でそれぞれの要保護児童対策地域協議会の構成機関となっていた。

表2-8-2 死亡事例発生地域における要保護児童対策地域協議会の構成機関（複数回答）（第12次）

区分	心中以外の虐待死(43例)		心中による虐待死(未遂含む)(21例)	
	例数	構成割合	例数	構成割合
児童相談所	43	100.0%	21	100.0%
市町村担当課	43	100.0%	21	100.0%
福祉事務所	37	86.0%	16	76.2%
児童家庭支援センター	7	16.3%	9	42.9%
保健所	32	74.4%	15	71.4%
保健センター	33	76.7%	16	76.2%
医療機関	33	76.7%	19	90.5%
保育所	34	79.1%	17	81.0%
認可外保育施設	7	16.3%	5	23.8%
幼稚園	32	74.4%	18	85.7%
小学校	34	79.1%	19	90.5%
中学校	32	74.4%	19	90.5%
高等学校	6	14.0%	4	19.0%
児童委員	39	90.7%	20	95.2%
警察	42	97.7%	21	100.0%
裁判所	7	16.3%	4	19.0%
弁護士	15	34.9%	12	57.1%
民間団体	15	34.9%	11	52.4%
教育委員会	41	95.3%	21	100.0%
児童館	17	39.5%	6	28.6%
児童養護施設などの児童福祉施設	23	53.5%	12	57.1%
社会福祉協議会	18	41.9%	17	81.0%
婦人相談所	6	14.0%	3	14.3%
配偶者暴力支援センター	5	11.6%	4	19.0%
婦人保護施設	3	7.0%	2	9.5%
その他	24	55.8%	9	42.9%

③ 死亡事例発生地域における要保護児童対策地域協議会の実施状況

死亡事例の発生した地域に設置された要保護児童対策地域協議会の実施状況について、平成 26 年度に把握した心中以外の虐待死事例では、すべての地域で「代表者会議」「実務者会議」「個別ケース検討会議」を実施していた。実務者会議を年に 11 回以上実施していた地域は 21 例(48.8%)、個別ケース検討会議を年に 100 回以上実施していた地域は 16 例(37.2%)であった。

表 2-8-3 死亡事例発生地域における要保護児童対策地域協議会の実施状況 (年間開催回数)

(第 12 次)

区分	心中以外の虐待死(43例)				心中による虐待死(未遂含む)(21例)			
	実施した		実施していない		実施した		実施していない	
	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合
代表者会議	43	100.0%	0	0.0%	19	90.5%	2	9.5%
実施した場合の回数	1回	33	76.7%	/	9	42.9%	/	
	2~3回	9	20.9%		6	28.6%		
	4~5回	0	0.0%		0	0.0%		
	6~10回	0	0.0%		2	9.5%		
	11~15回	1	2.3%		2	9.5%		
	16回以上	0	0.0%		0	0.0%		
	不明	0	0.0%		0	0.0%		
実務者会議	43	100.0%	0		0.0%	21		100.0%
実施した場合の回数	1回	1	2.3%	/	0	0.0%	/	
	2~3回	6	14.0%		3	14.3%		
	4~5回	6	14.0%		5	23.8%		
	6~10回	9	20.9%		1	4.8%		
	11~15回	11	25.6%		5	23.8%		
	16~20回	3	7.0%		1	4.8%		
	21回以上	7	16.3%		6	28.6%		
	不明	0	0.0%		0	0.0%		
個別ケース検討会議	43	100.0%	0	0.0%	21	100.0%	0	0.0%
実施した場合の回数	5回以下	2	4.7%	/	0	0.0%	/	
	6~10回	1	2.3%		1	4.8%		
	11~20回	5	11.6%		1	4.8%		
	21~30回	1	2.3%		2	9.5%		
	31~40回	2	4.7%		1	4.8%		
	41~99回	16	37.2%		5	23.8%		
	100回以上	16	37.2%		11	52.4%		
	不明	0	0.0%		0	0.0%		

④ 死亡事例発生地域における進行管理会議の実施状況

平成 26 年度に把握した心中以外の虐待死事例が発生した地域の要保護児童対策地域協議会の進行管理会議における 1 回あたりの平均検討事例数は 70 例を超えており、会議の平均時間（2.6 時間）で割返すと 1 件につき約 2.2 分の検討時間であった。本来の会議目的を果たしきれていないこと等が推察される。

また、1 回あたりの事例数及び時間は地域で差がみられた。

表 2-8-4 進行管理会議における 1 回あたりの検討事例数(心中以外の虐待死) (第 12 次)

区分	例数	構成割合
10件以下	5	11.6%
11～30件	11	25.6%
31～50件	12	27.9%
51～70件	3	7.0%
71件～90件	3	7.0%
91～110件	4	9.3%
111～130件	2	4.7%
131～150件	0	0.0%
151件以上	3	7.0%
計	43	100.0%

平均 71.0 例

表 2-8-5 進行管理会議における 1 回あたりの時間(心中以外の虐待死) (第 12 次)

区分	例数	構成割合
0.5時間未満	1	2.3%
0.5～1時間未満	0	0.0%
1～2時間未満	3	7.0%
2～3時間未満	22	51.2%
3～4時間未満	13	30.2%
4時間以上	4	9.3%
計	43	100.0%

平均 2.6 時間

⑤ 死亡事例発生地域における要保護児童対策地域協議会の活用状況

死亡事例の発生した地域における要保護児童対策地域協議会の活用状況について、平成 26 年度に把握した心中以外の虐待死事例では、「よく活用している」が 26 例 (60.5%)、「ある程度活用している」が 12 例 (27.9%) であり、「よく活用している」と「ある程度活用している」を合わせると、8 割以上の事例発生地域で要保護児童対策地域協議会が活用されていた。

また、平成 26 年度に把握した心中による虐待死事例では、「よく活用している」が 12 例 (57.1%)、「ある程度活用している」が 8 例 (38.1%) であり、「よく活用している」と「ある程度活用している」を合わせると、9 割以上の事例発生地域で要保護児童対策地域協議会が活用されていた。

関係機関の連携状況と要保護児童対策地域協議会の活用状況について、平成 26 年度に把握した心中以外の虐待死事例では、検証対象となった事例については、「関係機関の連携なし」であるが通常は要保護児童対策地域協議会を「よく活用している」が 18 例、「ある程度活用している」が 7 例であった。「関係機関の連携あり」では要保護児童対策地域協議会を「よく活用している」が 8 例、「ある程度活用している」が 5 例であった。

また、平成 26 年度に把握した心中による虐待死事例では、「関係機関の連携なし」であるが要保護児童対策地域協議会を「よく活用している」が 8 例、「ある程度活用している」が 7 例であった。「関係機関の連携あり」で要保護児童対策地域協議会を「よく活用している」が 3 例、「ある程度活用している」が 1 例であった。

表 2-8-6 死亡事例発生地域における要保護児童対策地域協議会の活用状況 (第 12 次)

区分	心中以外の虐待死		心中による虐待死(未遂含む)	
	例数	構成割合	例数	構成割合
よく活用している	26	60.5%	12	57.1%
ある程度活用している	12	27.9%	8	38.1%
あまり活用していない	2	4.7%	1	4.8%
ほとんど活用していない	3	7.0%	0	0.0%
計	43	100.0%	21	100.0%

表 2-8-7-1 要保護児童対策地域協議会の活用状況と関係機関の連携状況

(心中以外の虐待死) (第 12 次)

区分	連携なし	連携あり					不明	計
		よく取れていた	まあまあ取れていた	あまり取れていなかった	ほとんど取れていなかった	小計		
よく活用している	18	2	4	2	0	8	0	26
ある程度活用している	7	0	5	0	0	5	0	12
あまり活用していない	1	1	0	0	0	1	0	2
ほとんど活用していない	2	0	0	1	0	1	0	3
計	28					15	0	43

表 2-8-7-2 要保護児童対策地域協議会の活用状況と関係機関の連携状況

(心中による虐待死) (第 12 次)

区分	連携なし	連携あり					不明	計
		よく取れていた	まあまあ取れていた	あまり取れていなかった	ほとんど取れていなかった	小計		
よく活用している	8	1	1	0	1	3	1	12
ある程度活用している	7	0	1	0	0	1	0	8
あまり活用していない	1	0	0	0	0	0	0	1
ほとんど活用していない	0	0	0	0	0	0	0	0
計	16					4	1	21

⑥ 要保護児童対策地域協議会における本事例の検討状況

死亡事例発生地域の要保護児童対策地域協議会における本事例の検討状況については、平成 26 年度に把握した心中以外の虐待死事例では、検討「あり」が 8 例 (18.6%)、「なし」が 35 例 (81.4%) で、8 割以上の事例で検討がなされていなかった。検討「あり」の事例のうち、「実務者会議」で検討されていた事例は 7 例 (16.3%)、「個別ケース検討会議」で検討されていた事例は 5 例 (11.6%) であった。また、「要保護児童」として扱われていた事例は 6 例 (14.0%) で、うち 4 例が「虐待」として扱われていた。

児童相談所や市町村 (虐待対応担当部署) のみが関与していた事例 5 例すべてについて、要保護児童対策地域協議会では検討がされていなかった。また、児童相談所と市町村 (虐待対応担当部署) のどちらも関与があった事例 9 例のうち、要保護児童対策地域協議会で検討されていた事例は 7 例であった。

平成 26 年度に把握した心中による虐待死事例では、検討「あり」が 1 例 (4.8%) で、「事例検討会 (その他)」で検討され、「要支援母 (その他)」として扱われていた。

児童相談所や市町村 (虐待対応担当部署) が関与していた事例のうち、要保護児童対策地域協議会で検討されていた事例は、市町村 (虐待対応担当部署) のみが関与していた 1 例のみであった。

表 2-8-8 要保護児童対策地域協議会における本事例についての検討会議状況 (第 12 次) 【新規】

区分		心中以外の虐待死		心中による虐待死 (未遂含む)	
		例数	構成割合	例数	構成割合
あり		8	18.6%	1	4.8%
内訳 (再掲) (複数回答)	代表者会議	0	0.0%	0	0.0%
	実務者会議	7	16.3%	0	0.0%
	個別ケース検討会議	5	11.6%	0	0.0%
	その他	0	0.0%	1	4.8%
なし		35	81.4%	20	95.2%
計		43	100.0%	21	100.0%

表 2-8-9 要保護児童対策地域協議会における本事例についての検討取扱い状況 (第 12 次)

区分		心中以外の虐待死		心中による虐待死 (未遂含む)	
		例数	構成割合	例数	構成割合
あり		8	18.6%	1	4.8%
内訳 (再掲)	要保護児童	6	14.0%	0	0.0%
	要支援児童	0	0.0%	0	0.0%
	特定妊婦	2	4.7%	0	0.0%
	その他	0	0.0%	1	4.8%
なし		35	81.4%	20	95.2%
計		43	100.0%	21	100.0%

表 2-8-10 要保護児童対策地域協議会における「要保護児童」の区分（第 12 次）

区分	心中以外の虐待死		心中による虐待死(未遂含む)	
	例数	構成割合	例数	構成割合
虐待	4	66.7%	0	0.0%
その他	2	33.3%	0	0.0%

表 2-8-11 児童相談所と市町村（虐待対応担当部署）の関与と

要保護児童対策地域協議会での検討の状況（第 12 次）

区分	心中以外の虐待死				心中による虐待死(未遂を含む)			
	関与状況		(再掲)検討あり		関与状況		(再掲)検討あり	
	例数	構成割合	例数	割合	例数	構成割合	例数	割合
児童相談所のみ	2	14.3%	0	0.0%	2	33.3%	0	0.0%
市町村(虐待対応担当部署)のみ	3	21.4%	0	0.0%	3	50.0%	1	33.3%
児童相談所と市町村(虐待対応担当部署)の両方	9	64.3%	7	77.8%	1	16.7%	0	0.0%
計	14	100.0%	7	50.0%	6	100.0%	1	16.7%

(9) 子どもの死亡後の対応状況

① 本事例に関する死亡情報の入手先

各事例に関する死亡情報の入手先（複数回答）について、平成 26 年度に把握した心中以外の虐待死事例では、「報道」が 23 例（53.5%）、次いで「警察」が 20 例（46.5%）、「医療機関」が 15 例（34.9%）であった。

また、平成 26 年度に把握した心中による虐待死事例について、「報道」が 14 例（66.7%）、「警察」が 10 例（47.6%）であった。

表 2-9-1 本事例に関する死亡情報の入手先（複数回答）（第 12 次）

区分	心中以外の虐待死(43例)		心中による虐待死(未遂含む)(21例)	
	例数	構成割合	例数	構成割合
医療機関	15	34.9%	3	14.3%
警察	20	46.5%	10	47.6%
報道	23	53.5%	14	66.7%
家族	4	9.3%	4	19.0%
その他	4	9.3%	1	4.8%

② 本事例に関する行政機関内部における検証の実施状況

各事例に関する行政機関内部における検証の実施状況について、平成26年度に把握した心中以外の虐待死事例では、検証を「実施した」が18例（41.9%）、「実施していない」が19例（44.2%）、調査時点「実施中」が6例（14.0%）であり、検証を実施している事例は全体の6割弱であった。

また、平成26年度に把握した心中による虐待死事例については、検証を「実施した」が6例（28.6%）、「実施していない」が13例（61.9%）で、心中以外の虐待死事例と比較して、検証の実施率は低かった。

表2-9-2 本事例に関する行政機関内部における検証の実施状況（第12次）

区分	心中以外の虐待死		心中による虐待死(未遂含む)	
	例数	構成割合	例数	構成割合
実施した	18	41.9%	6	28.6%
実施していない	19	44.2%	13	61.9%
実施中	6	14.0%	2	9.5%
計	43	100.0%	21	100.0%

③ 行政機関内部における検証組織の構成

各事例に対する行政機関内部における検証組織の構成について、平成26年度に把握した心中以外の虐待死事例では、「児童相談所と市町村」が7例（29.2%）、次いで「都道府県・指定都市・児童相談所設置市（本庁のみ）」が5例（20.8%）、「市町村のみ」が4例（16.7%）であった。

また、平成26年度に把握した心中による虐待死事例では、「市町村のみ」が3例（37.5%）、次いで「児童相談所と市町村」が2例（25.0%）であった。

「その他の機関」は、要保護児童対策地域協議会等がみられた。

表 2-9-3 行政機関内部における検証組織の構成（第 12 次）

区分	心中以外の虐待死		心中による虐待死(未遂含む)	
	例数	構成割合	例数	構成割合
児童相談所のみ	1	4.2%	0	0.0%
市町村のみ	4	16.7%	3	37.5%
都道府県・指定都市・児童相談所設置市(本庁)のみ	5	20.8%	1	12.5%
児童相談所と市町村	7	29.2%	2	25.0%
児童相談所と市町村と都道府県・指定都市・児童相談所設置市(本庁)	1	4.2%	1	12.5%
児童相談所と市町村とその他機関	1	4.2%	0	0.0%
児童相談所と都道府県・指定都市・児童相談所設置市(本庁)	2	8.3%	0	0.0%
児童相談所と都道府県・指定都市・児童相談所設置市(本庁)とその他機関	1	4.2%	0	0.0%
市町村と都道府県・指定都市・児童相談所設置市(本庁)	0	0.0%	1	12.5%
市町村とその他機関	1	4.2%	0	0.0%
その他機関	1	4.2%	0	0.0%
計	24	100.0%	8	100.0%

④ 第三者による本事例についての検証の実施状況

第三者による本事例についての検証の実施状況について、平成 26 年度に把握した心中以外の虐待死事例では、検証を「実施した」が 12 例(27.9%)、「実施していない」が 19 例(44.2%)、調査時点「実施中」が 12 例(27.9%)であり、検証を実施している事例は全体の半数程度であった。

また、平成 26 年度に把握した心中による虐待死事例では、検証を「実施した」が 5 例(23.8%)、「実施していない」が 14 例(66.7%)、調査時点「実施中」が 2 例(9.5%)であり、検証を実施している事例が全体の 3 割程度で、心中以外の虐待死事例と比較すると、検証の実施率は低かった。

表 2-9-4 第三者による本事例についての検証の実施状況（第 12 次）

区分	心中以外の虐待死		心中による虐待死(未遂含む)	
	例数	構成割合	例数	構成割合
実施した	12	27.9%	5	23.8%
実施していない	19	44.2%	14	66.7%
実施中	12	27.9%	2	9.5%
計	43	100.0%	21	100.0%

⑤ 本事例において危機感を持つべきだったと思われる時期

事件発生後、各関係地方公共団体職員が各事例において危機感を持つべきだったと思われる時期について、平成 26 年度に把握した心中以外の虐待死事例では、事件発生の「半年以上」前が 13 例（有効割合 31.0%）と最も多く、次いで「3 か月～半年未満」が 10 例（同 23.8%）、「1 か月～3 か月未満」が 9 例（同 21.4%）であった。

また、平成 26 年度に把握した心中による虐待死事例では、事件発生の「1 週間～1 か月未満」と「半年以上」がそれぞれ 7 例（同 33.3%）、次いで「1 週間未満」が 4 例（同 19.0%）であった。

第 5 次報告から第 12 次報告までの心中以外の虐待死事例の累計は、事件発生前「半年以上」が 99 例（同 28.7%）と最も多く、次いで「1 週間未満」が 65 例（同 18.8%）であった。

また、心中による虐待死事例の累計は、事件発生前「1 週間未満」が 70 例（同 34.1%）と最も多く、次いで「半年以上」が 51 例（同 24.9%）であった。

表 2-9-5-1 本事例において危機感を持つべきだったと思われる時期 (心中以外の虐待死)

区分		第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	総数
1週間未満	例数	7	23	9	3	6	8	6	3	65
	構成割合	9.6%	35.9%	19.1%	6.7%	10.7%	16.3%	16.7%	7.0%	15.7%
	有効割合	18.9%	41.1%	20.0%	10.3%	10.9%	16.7%	18.2%	7.1%	18.8%
1週間～1か月未満	例数	5	8	8	7	13	8	7	7	63
	構成割合	6.8%	12.5%	17.0%	15.6%	23.2%	16.3%	19.4%	16.3%	15.3%
	有効割合	13.5%	14.3%	17.8%	24.1%	23.6%	16.7%	21.2%	16.7%	18.3%
1か月～3か月未満	例数	14	8	9	7	10	7	8	9	72
	構成割合	19.2%	12.5%	19.1%	15.6%	17.9%	14.3%	22.2%	20.9%	17.4%
	有効割合	37.8%	14.3%	20.0%	24.1%	18.2%	14.6%	24.2%	21.4%	20.9%
3か月～半年未満	例数	6	3	4	5	6	7	5	10	46
	構成割合	8.2%	4.7%	8.5%	11.1%	10.7%	14.3%	13.9%	23.3%	11.1%
	有効割合	16.2%	5.4%	8.9%	17.2%	10.9%	14.6%	15.2%	23.8%	13.3%
半年以上	例数	5	14	15	7	20	18	7	13	99
	構成割合	6.8%	21.9%	31.9%	15.6%	35.7%	36.7%	19.4%	30.2%	24.0%
	有効割合	13.5%	25.0%	33.3%	24.1%	36.4%	37.5%	21.2%	31.0%	28.7%
小計	例数	37	56	45	29	55	48	33	42	345
	構成割合	50.7%	87.5%	95.7%	64.4%	98.2%	98.0%	91.7%	97.7%	83.5%
	有効割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
不明・未記入	例数	36	8	2	16	1	1	3	1	68
	構成割合	49.3%	12.5%	4.3%	35.6%	1.8%	2.0%	8.3%	2.3%	16.5%
	有効割合									
計	例数	73	64	47	45	56	49	36	43	413
	構成割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	有効割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表 2-9-5-2 本事例において危機感を持つべきだったと思われる時期 (心中による虐待死)

区分		第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	総数
1週間未満	例数	4	14	15	12	7	7	7	4	70
	構成割合	9.5%	32.6%	50.0%	32.4%	24.1%	24.1%	25.9%	19.0%	27.1%
	有効割合	44.4%	36.8%	51.7%	46.2%	24.1%	24.1%	29.2%	19.0%	34.1%
1週間～1か月未満	例数	2	4	2	7	3	6	5	7	36
	構成割合	4.8%	9.3%	6.7%	18.9%	10.3%	20.7%	18.5%	33.3%	14.0%
	有効割合	22.2%	10.5%	6.9%	26.9%	10.3%	20.7%	20.8%	33.3%	17.6%
1か月～3か月未満	例数	2	5	4	2	7	3	3	2	28
	構成割合	4.8%	11.6%	13.3%	5.4%	24.1%	10.3%	11.1%	9.5%	10.9%
	有効割合	22.2%	13.2%	13.8%	7.7%	24.1%	10.3%	12.5%	9.5%	13.7%
3か月～半年未満	例数	0	6	3	1	3	4	2	1	20
	構成割合	0.0%	14.0%	10.0%	2.7%	10.3%	13.8%	7.4%	4.8%	7.8%
	有効割合	0.0%	15.8%	10.3%	3.8%	10.3%	13.8%	8.3%	4.8%	9.8%
半年以上	例数	1	9	5	4	9	9	7	7	51
	構成割合	2.4%	20.9%	16.7%	10.8%	31.0%	31.0%	25.9%	33.3%	19.8%
	有効割合	11.1%	23.7%	17.2%	15.4%	31.0%	31.0%	29.2%	33.3%	24.9%
小計	例数	9	38	29	26	29	29	24	21	205
	構成割合	21.4%	88.4%	96.7%	70.3%	100.0%	100.0%	88.9%	100.0%	79.5%
	有効割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
不明・未記入	例数	33	5	1	11	0	0	3	0	53
	構成割合	78.6%	11.6%	3.3%	29.7%	0.0%	0.0%	11.1%	0.0%	20.5%
	有効割合									
計	例数	42	43	30	37	29	29	27	21	258
	構成割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	有効割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(10) 児童相談所の組織体制等

① 児童相談所の組織体制

平成26年度に把握した心中以外の虐待死事例が発生した地域における児童相談所の組織体制について、スーパーバイザーの配置が39例(90.7%)、医療職の配置が40例(93.0%)、警察官の配置が32例(74.4%)であった。

医療職の配置のうち、医師(非常勤)が31例(77.5%)で最も多く、次いで保健師(常勤)が22例(55.0%)であった。

また、警察官の配置のうち、OBの警察官が24例(75.0%)、現職警察官が8例(25.0%)であった。

表 2-10-1 児童相談所の組織体制(心中以外の虐待死) (第12次)

区分	心中以外の虐待死(43例)					
	あり		なし		不明	
	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合
スーパーバイザーの配置	39	90.7%	4	9.3%	0	0.0%
医療職配置	40	93.0%	3	7.0%	0	0.0%
内訳 (複数回答)	医師(常勤)	9	22.5%	/		
	医師(非常勤)	31	77.5%			
	保健師(常勤)	22	55.0%			
	保健師(非常勤)	3	7.5%			
	看護師(常勤)	10	25.0%			
	看護師(非常勤)	1	2.5%			
	その他	1	2.5%			
警察官配置	32	74.4%	11	25.6%	0	0.0%
内訳	現職警察官	8	25.0%	/		
	OBの警察官	24	75.0%			
	現職及びOBの警察官	0	0.0%			

② 児童相談所における当該事例の担当職員の受け持ち事例数

ア 担当職員の受け持ち事例数

平成26年度に把握した心中以外の虐待死事例が発生した地域における児童相談所の当該事例担当職員の平成26年度の受け持ち事例数は、「51～100件」が19例(44.2%)と最も多く、平均事例数は104.9件であった。

表 2-10-2 担当職員の受け持ち事例数(心中以外の虐待死) (第12次)

区分	例数	構成割合
50件以下	7	16.3%
51～100件	19	44.2%
101～150件	9	20.9%
151～200件	5	11.6%
201件以上	3	7.0%
計	43	100.0%

平均 104.9 件

イ 受け持ち事例数の内訳（虐待相談件数）

平成 26 年度に把握した心中以外の虐待死事例が発生した地域における児童相談所の当該事例担当職員の平成 26 年度の受け持ち事例のうち、虐待相談件数は「1～50 件」が 22 例（51.2%）と最も多く、平均件数は 59.7 件であった。

表 2-10-3 担当職員の受け持ち事例数のうち虐待相談の数(心中以外の虐待死) (第 12 次)

区分	例数	構成割合
0件	1	2.3%
1～50件	22	51.2%
51～100件	13	30.2%
101～150件	6	14.0%
151～200件	1	2.3%
201件以上	0	0.0%
計	43	100.0%

平均 59.7 件

ウ 重症度別件数の内訳

平成 26 年度に把握した心中以外の虐待死事例が発生した児童相談所における当該事例担当職員の平成 26 年度の受け持ち事例のうち、虐待相談事例の重症度別の平均件数（0 件を除く）は、「生命の危機あり」が 2.2 件、「重度虐待」が 5.0 件、「中度虐待」が 19.9 件、「軽度虐待」が 26.0 件、「虐待の危惧あり」が 14.4 件であった。

表 2-10-4 虐待相談事例の重症度別件数 (心中以外の虐待死) (第 12 次)

※表 2-10-3 「0 件」と回答した 1 例を除く

区分	心中以外の虐待死(43例)				
	生命の危機あり	重度虐待	中度虐待	軽度虐待	虐待の危惧あり
0件	21	14	0	1	13
1～10件	20	26	20	13	14
11～20件	1	1	11	5	6
21～30件	0	1	3	9	6
31～40件	0	0	3	5	3
41件～50件	0	0	0	4	0
51件以上	0	0	5	5	0
計	42	42	42	42	42
平均件数(0件除く)	2.2	5.0	19.9	26.0	14.4

エ 当該事例発生地域の担当職員の相談対応件数

平成 26 年度に把握した心中以外の虐待死事例が発生した地域における児童相談所の当該事例担当職員の 1 か月間の訪問及び来所相談対応件数の平均件数（0 件を除く）は、「訪問（勤務時間内）」が 14.1 件、「訪問（勤務時間外）」が 6.4 件、「来所相談（勤務時間内）」が 11.4 件、「来所相談（勤務時間外）」が 3.8 件であった。

表 2-10-5 1 か月間の相談対応件数（訪問、来所相談）（心中以外の虐待死）（第 12 次）

区分	心中以外の虐待死(43例)			
	訪問 (勤務時間内)	訪問 (勤務時間外)	来所相談 (勤務時間内)	来所相談 (勤務時間外)
0件	1	3	0	5
1～10件	13	32	24	38
11～20件	24	8	16	0
21～30件	5	0	0	0
31～40件	0	0	2	0
41件～50件	0	0	0	0
51件以上	0	0	1	0
計	43	43	43	43
平均件数(0件除く)	14.1	6.4	11.4	3.8

(11) 市町村における事業実施状況等

① 乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業の実施状況

平成 26 年度に把握した心中以外及び心中による虐待死事例が発生した地域の乳児家庭全戸訪問事業の訪問者は「保健師」58 例（90.6%）、「助産師」47 例（73.4%）、「看護師」15 例（23.4%）であった。

「保健師」「助産師」「看護師」等の専門職が対応していない地域において、「児童委員・民生委員」等が訪問している状況が見られた。

また、平成 26 年度に把握した心中以外及び心中による虐待死事例が発生した市町村の養育支援訪問事業の訪問者は「保健師」41 例（64.1%）、「助産師」26 例（40.6%）、「看護師」11 例（17.2%）であった。「その他」には、「介護福祉士」「社会福祉士」「家庭相談員」等が見られた。

「保健師」「助産師」「看護師」等の専門職が対応していない地域において、「保育士」「社会福祉士」等が訪問している状況が見られた。

表 2-11-1 乳児家庭全戸訪問事業の訪問者（第12次）

区分	心中以外の虐待死 (43例)		心中による虐待死(未遂含む) (21例)		計 (64例)	
	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合
保健師	40	93.0%	18	85.7%	58	90.6%
助産師	32	74.4%	15	71.4%	47	73.4%
看護師	7	16.3%	8	38.1%	15	23.4%
母子保健推進員	8	18.6%	3	14.3%	11	17.2%
保育士	6	14.0%	5	23.8%	11	17.2%
児童委員・民生委員	9	20.9%	8	38.1%	17	26.6%
子育て経験者	2	4.7%	2	9.5%	4	6.3%
愛育班員	2	4.7%	0	0.0%	2	3.1%
子育て支援を行う民間団体のスタッフ	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
その他	1	2.3%	1	4.8%	2	3.1%

表 2-11-2 養育支援訪問事業で専門的相談支援を行う訪問者（第12次）

区分	心中以外の虐待死 (43例)		心中による虐待死(未遂含む) (21例)		計 (64例)	
	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合
保健師	29	67.4%	12	57.1%	41	64.1%
助産師	20	46.5%	6	28.6%	26	40.6%
看護師	4	9.3%	7	33.3%	11	17.2%
保育士	19	44.2%	11	52.4%	30	46.9%
児童指導員	2	4.7%	0	0.0%	2	3.1%
その他	13	30.2%	6	28.6%	19	29.7%

② 市町村の子育て支援事業の実施状況

平成 26 年度に把握した心中以外の虐待死事例が発生した地域における子育て支援事業の実施状況について、「乳児家庭全戸訪問事業」「放課後児童健全育成事業」「保育所入所」はすべての地域で実施していた。

表 2-11-3 子育て支援事業の実施状況 (心中以外の虐待死) (第 12 次)

区分	心中以外の虐待死(43例)					
	実施なし		実施あり		今後実施予定	
	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合
利用者支援事業	16	37.2%	22	51.2%	5	11.6%
地域子育て支援拠点事業	7	16.3%	36	83.7%	0	0.0%
乳児家庭全戸訪問事業	0	0.0%	43	100.0%	0	0.0%
養育支援訪問事業	4	9.3%	37	86.0%	2	4.7%
子育て短期支援事業	13	30.2%	28	65.1%	2	4.7%
ファミリー・サポートセンター事業	2	4.7%	40	93.0%	1	2.3%
一時預かり事業	0	0.0%	42	97.7%	1	2.3%
延長保育事業	2	4.7%	41	95.3%	0	0.0%
病児保育事業	8	18.6%	34	79.1%	1	2.3%
放課後児童健全育成事業	0	0.0%	43	100.0%	0	0.0%
保育所入所	0	0.0%	43	100.0%	0	0.0%

3 個別調査票による重症事例の調査結果

(1) 虐待による重症事例の回答状況

平成26年4月1日から6月30日までの間に全国の児童相談所が児童虐待相談として受理した事例の中で、同年9月1日時点までに、「身体的虐待」等による生命の危険にかかわる受傷、「養育の放棄・怠慢」のために衰弱死の危険性があるなどの事例（心中未遂を除く）については、10例（10人）の回答を得ており、その結果を以下のとおり取りまとめた。

表3-1-1 重症事例数及び人数

区分	心中未遂以外の重症の虐待
例数	10
人数	10

(2) 重症となった子どもの特性

① 子どもの性別

子どもの性別について、「男」6人（60.0%）、「女」4人（40.0%）であった。

表3-2-1 受傷した子どもの性別

区分	心中未遂以外の重症の虐待	
	人数	構成割合
男	6	60.0%
女	4	40.0%
計	10	100.0%

② 子どもの年齢

重症となった受傷時の子どもの年齢は、「0歳」が8人（80.0%）と最も多かった。

さらに、受傷した0歳児を月齢別にみると、月齢「1か月」が3人（37.5%）で最も多く、次いで「2か月」が2人（25.0%）であった。

表3-2-2 受傷時点の子どもの年齢

区分	心中未遂以外の重症の虐待	
	人数	構成割合
0歳	8	80.0%
1歳	0	0.0%
2歳	0	0.0%
3歳	0	0.0%
4歳	1	10.0%
5歳	0	0.0%
6歳	1	10.0%
7歳	0	0.0%
8歳	0	0.0%
9歳	0	0.0%
10歳	0	0.0%
11歳	0	0.0%
12歳	0	0.0%
13歳	0	0.0%
14歳	0	0.0%
15歳	0	0.0%
16歳	0	0.0%
17歳	0	0.0%
計	10	100.0%

表3-2-3 受傷した0歳児の月齢

区分	心中未遂以外の重症の虐待		
	人数	構成割合	累計構成割合
0か月	1	12.5%	12.5%
1か月	3	37.5%	50.0%
2か月	2	25.0%	75.0%
3か月	0	0.0%	75.0%
4か月	0	0.0%	75.0%
5か月	0	0.0%	75.0%
6か月	1	12.5%	87.5%
7か月	0	0.0%	87.5%
8か月	1	12.5%	100.0%
9か月	0	0.0%	100.0%
10か月	0	0.0%	100.0%
11か月	0	0.0%	100.0%
計	8	100.0%	100.0%

(3) 虐待の種類と加害の状況

① 重症の原因となった虐待の種類

ア 主な虐待の種類

重症となった受傷の原因となった虐待の種類は、「身体的虐待」が7人（70.0%）、「ネグレクト」が3人（30.0%）であった。

子どもの年齢が3歳未満においては、「身体的虐待」が87.5%と高い割合を占め、3歳以上においては、「ネグレクト」のみであった。

表3-3-1 重症となった主な虐待の種類

区分	心中未遂以外の重症の虐待		
	人数	構成割合	有効割合
身体的虐待	7	70.0%	70.0%
ネグレクト	3	30.0%	30.0%
心理的虐待	0	0.0%	0.0%
性的虐待	0	0.0%	0.0%
小計	10	100.0%	100.0%
不明	0	0.0%	
計	10	100.0%	100.0%

表3-3-2 主な虐待の種類（3歳未満と3歳以上）

区分	3歳未満		3歳以上	
	人数	構成割合	人数	構成割合
身体的虐待	7	87.5%	0	0.0%
ネグレクト	1	12.5%	2	100.0%
心理的虐待	0	0.0%	0	0.0%
性的虐待	0	0.0%	0	0.0%
不明	0	0.0%	0	0.0%
計	8	100.0%	2	100.0%

イ ネグレクトによる重症事例の内容

ネグレクトにより受傷した事例におけるネグレクトの内容（複数回答）は、「祖父母、きょうだい、保護者の交際相手等による虐待を見過ごす」が2人（66.7%）であった。

表3-3-3 ネグレクトの内容（複数回答）

区分	心中未遂以外の重症の虐待(3人)	
	人数	構成割合
家に残したまま外出する、車中に置き去りにするなど子どもの健康・安全への配慮を怠る	0	0.0%
食事を与えないなどの養育放棄	0	0.0%
遺棄	1	33.3%
祖父母、きょうだい、保護者の交際相手等による虐待を見過ごす	2	66.7%
必要な医療を受けさせない(医療ネグレクト)	0	0.0%

② 直接の受傷の要因

子どもの直接の受傷の原因は、「頭部外傷」が8人（80.0%）であり、3歳未満が6人、3歳以上が2人であった。

「その他」には、「低体温症」「脳出血」がみられた。

表3-3-4 直接の受傷の要因

区分	心中未遂以外の重症の虐待		
	人数	構成割合	有効割合
頭部外傷	8	80.0%	80.0%
胸部外傷	0	0.0%	0.0%
腹部外傷	0	0.0%	0.0%
外傷性ショック	0	0.0%	0.0%
頸部絞扼による窒息	0	0.0%	0.0%
頸部絞扼以外による窒息	0	0.0%	0.0%
溺水	0	0.0%	0.0%
熱傷	0	0.0%	0.0%
車中放置による熱中症・脱水	0	0.0%	0.0%
中毒(火災によるものを除く)	0	0.0%	0.0%
出血性ショック	0	0.0%	0.0%
低栄養による衰弱	0	0.0%	0.0%
脱水	0	0.0%	0.0%
凍傷	0	0.0%	0.0%
火災による熱傷・一酸化炭素中毒	0	0.0%	0.0%
病気	0	0.0%	0.0%
その他	2	20.0%	20.0%
小計	10	100.0%	100.0%
不明	0	0.0%	
計	10	100.0%	100.0%

表 3-3-5 直接の受傷の要因（3歳未満と3歳以上）

区分	3歳未満			3歳以上		
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
頭部外傷	6	75.0%	75.0%	2	100.0%	100.0%
胸部外傷	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
腹部外傷	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
外傷性ショック	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
頸部絞扼による窒息	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
頸部絞扼以外による窒息	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
溺水	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
熱傷	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
車中放置による熱中症・脱水	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
中毒(火災によるものを除く)	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
出血性ショック	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
低栄養による衰弱	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
脱水	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
凍傷	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
火災による熱傷・一酸化炭素中毒	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
病気	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
その他	2	25.0%	25.0%	0	0.0%	0.0%
小計	8	100.0%	100.0%	2	100.0%	100.0%
不明	0	0.0%		0	0.0%	
計	8	100.0%	100.0%	2	100.0%	100.0%

③ 確認された虐待の期間

子どもに対する虐待が確認された期間については、「～1か月以内」が8例（80.0%）であった。

表3-3-6 確認された虐待の期間

区分	心中未遂以外の重症の虐待	
	例数	構成割合
～1か月以内	8	80.0%
1か月～6か月以内	0	0.0%
6か月以上	2	20.0%
不明	0	0.0%
計	10	100.0%

④ 重症の受傷時の虐待以前に確認された虐待

重症の受傷時以前に確認された虐待について、「なし」が5人（有効割合55.6%）、「あり」が4人（同44.4%）で、「あり」の事例における虐待の類型（複数回答）は、「身体的虐待」が3人、「ネグレクト」が2人、「心理的虐待」「性的虐待」がそれぞれ1人であった。

表3-3-7 重症の受傷時の虐待以前に確認された虐待の有無（複数回答）

区分		心中未遂以外の重症の虐待		
		人数	構成割合	有効割合
なし		5	50.0%	55.6%
あり		4	40.0%	44.4%
内訳 (再掲) (複数回答)	身体的虐待	3	/	/
	ネグレクト	2		
	心理的虐待	1		
	性的虐待	1		
	不明	0		
不明		1	10.0%	/
計		10	100.0%	100.0%

⑤ 主たる加害者

主たる加害者については、「実父」が5人（有効割合 50.0%）、「実母」が3人（同 30.0%）、「実母と母の交際相手」が2人（同 20.0%）であった。

また、3歳以上の2事例どちらも「実母と母の交際相手」が主たる加害者であった。

表3-3-8 主たる加害者

区分		心中未遂以外の重症の虐待		
		人数	構成割合	有効割合
実母		3	30.0%	30.0%
実父		5	50.0%	50.0%
養母		0	0.0%	0.0%
養父		0	0.0%	0.0%
継母		0	0.0%	0.0%
継父		0	0.0%	0.0%
母の交際相手		0	0.0%	0.0%
父の交際相手		0	0.0%	0.0%
母方祖母		0	0.0%	0.0%
父方祖母		0	0.0%	0.0%
母方祖父		0	0.0%	0.0%
父方祖父		0	0.0%	0.0%
その他		0	0.0%	0.0%
実母と	実父	0	0.0%	0.0%
	母の交際相手	2	20.0%	20.0%
	継父	0	0.0%	0.0%
	母方祖父母	0	0.0%	0.0%
	その他	0	0.0%	0.0%
母方祖母とその他		0	0.0%	0.0%
実父とその他		0	0.0%	0.0%
小計		10	100.0%	100.0%
不明		0	0.0%	
計		10	100.0%	100.0%

表3-3-9 主たる加害者（3歳未満と3歳以上）

区分		3歳未満			3歳以上		
		人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
実母		3	37.5%	37.5%	0	0.0%	0.0%
実父		5	62.5%	62.5%	0	0.0%	0.0%
養母		0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
養父		0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
継母		0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
継父		0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
母の交際相手		0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
父の交際相手		0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
母方祖母		0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
父方祖母		0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
母方祖父		0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
父方祖父		0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
その他		0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
実母と	実父	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
	母の交際相手	0	0.0%	0.0%	2	100.0%	100.0%
	継父	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
	母方祖父母	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
	その他	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
母方祖母とその他		0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
実父とその他		0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
小計		8	100.0%	100.0%	2	100.0%	100.0%
不明		0	0.0%		0	0.0%	
計		8	100.0%	100.0%	2	100.0%	100.0%

⑥ 加害の動機

加害の主な動機について、「泣きやまないことにいらだったため」が3人（有効割合 37.5%）、「しつけのつもり」が2人（同 25.0%）であった。

表3-3-10 加害の動機

区分	心中未遂以外の重症の虐待		
	人数	構成割合	有効割合
しつけのつもり	2	20.0%	25.0%
子どもがなつかない	0	0.0%	0.0%
パートナーへの愛情を独占された等、子どもに対する嫉妬心	0	0.0%	0.0%
パートナーへの怒りを子どもに向ける	0	0.0%	0.0%
慢性の疾患等の苦しみから子どもを救おうという主観的意図	0	0.0%	0.0%
子どもの暴力などから身を守るため	0	0.0%	0.0%
MSBP(代理ミュンヒハウゼン氏症候群)	0	0.0%	0.0%
保護を怠ったことによる重症	0	0.0%	0.0%
子どもの存在の拒否・否定	1	10.0%	12.5%
泣きやまないことにいらだったため	3	30.0%	37.5%
アルコール又は薬物依存に起因した精神症状による行為	0	0.0%	0.0%
依存系以外に起因した精神症状による行為(妄想など)	0	0.0%	0.0%
その他	2	20.0%	25.0%
小計	8	80.0%	100.0%
不明	2	20.0%	
計	10	100.0%	100.0%

⑦ 発生場所

重症となった虐待が発生した場所は、「自宅」が9人（90.0%）、「自宅以外」が1人（10.0%）で「実母の友人宅」であった。

表3-3-11 重症となった虐待の発生場所

区分	心中未遂以外の重症の虐待	
	人数	構成割合
自宅	9	90.0%
自宅以外	1	10.0%
不明	0	0.0%
計	10	100.0%

⑧ 発覚の経緯

重症となった虐待の発覚の経緯は、「虐待者が自ら救急車を要請または病院に連れて行って」が7人(70.0%)、「虐待者でない親や家族その他の同居者が救急車を要請または病院に連れて行って」が2人(20.0%)であった。

表3-3-12 重症となった虐待の発覚の経緯

区分	心中未遂以外の重症の虐待	
	人数	構成割合
虐待者が自ら救急車を要請または病院に連れて行って	7	70.0%
虐待者でない親や家族その他の同居者が救急車を要請または病院に連れて行って	2	20.0%
近隣住民・知人が救急車を要請または病院に連れて行って	0	0.0%
虐待者自らが警察に通報あるいは出頭して	0	0.0%
虐待者でない家族その他の同居者が警察に通報して	0	0.0%
近隣住民・知人が警察に通報して	0	0.0%
虐待者が自ら児童相談所に相談又は通告して	0	0.0%
虐待者でない親や家族その他の同居者が児童相談所に相談または通告して	0	0.0%
近隣住民・知人が児童相談所に相談または通告して	0	0.0%
その他	1	10.0%
不明	0	0.0%
計	10	100.0%

(4) 子どもの生育歴

① 妊娠期・周産期における問題

妊娠期・周産期の問題については、「切迫流産・切迫早産」「帝王切開」「低体重」「NICU入院」がそれぞれ5人（50.0%）であった。

表3-4-1 妊娠期・周産期の問題（複数回答）

区分	心中未遂以外の重症の虐待(10人)					
	あり		なし		不明	
	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合
切迫流産・切迫早産	5	50.0%	4	40.0%	1	10.0%
妊娠高血圧症候群(妊娠中毒症)	1	10.0%	6	60.0%	3	30.0%
喫煙の常習	2	20.0%	6	60.0%	2	20.0%
アルコールの常習	0	0.0%	6	60.0%	4	40.0%
違法薬物の使用／薬物の過剰摂取等	0	0.0%	8	80.0%	2	20.0%
マタニティブルーズ	2	20.0%	6	60.0%	2	20.0%
望まない妊娠／計画していない妊娠	4	40.0%	4	40.0%	2	20.0%
若年(10代)妊娠	2	20.0%	8	80.0%	0	0.0%
お腹をたたく等の墮胎行為	0	0.0%	9	90.0%	1	10.0%
母子健康手帳の未発行	1	10.0%	9	90.0%	0	0.0%
妊婦健診未受診	3	30.0%	5	50.0%	2	20.0%
その他(妊娠期の母体側の問題)	0	0.0%	10	100.0%	0	0.0%
遺棄	1	10.0%	9	90.0%	0	0.0%
墜落分娩	1	10.0%	9	90.0%	0	0.0%
飛び込み出産	1	10.0%	9	90.0%	0	0.0%
帝王切開	5	50.0%	5	50.0%	0	0.0%
医療機関から連絡	4	40.0%	6	60.0%	0	0.0%
その他(出産時の母体側の問題)	0	0.0%	10	100.0%	0	0.0%
低体重	5	50.0%	5	50.0%	0	0.0%
多胎	2	20.0%	8	80.0%	0	0.0%
新生児仮死	2	20.0%	8	80.0%	0	0.0%
その他の疾患・障害	4	40.0%	6	60.0%	0	0.0%
出生時の退院の遅れによる母子分離	4	40.0%	5	50.0%	1	10.0%
NICU入院	5	50.0%	4	40.0%	1	10.0%

② 乳幼児健康診査及び予防接種

乳幼児健康診査の受診状況について、年齢的に非該当及び不明を除く事例において、「3～4か月児健診」「3歳児健診」については、すべての事例が受診していた。

予防接種の接種状況については、年齢的に非該当及び不明を除く事例において、「ポリオ」「ジフテリア・百日せき・破傷風（3種混合）」「麻疹」「風疹」の予防接種はすべての事例で接種していた。

表3-4-2 乳幼児健康診査及び予防接種の受診・接種の有無

区分	心中未遂以外の重症の虐待(10人)					
	受診済み		未受診		年齢的に非該当	不明
	人数	有効割合	人数	有効割合	人数	人数
3～4か月児健診	4	100.0%	0	0.0%	6	0
1歳6か月児健診	1	50.0%	1	50.0%	8	0
3歳児健診	2	100.0%	0	0.0%	8	0
BCG	3	30.0%	7	70.0%	0	0
ポリオ	4	100.0%	0	0.0%	6	0
ジフテリア・百日せき・破傷風(3種混合)	4	100.0%	0	0.0%	6	0
麻疹	2	100.0%	0	0.0%	8	0
風疹	2	100.0%	0	0.0%	8	0
Hib	2	40.0%	3	60.0%	4	1
肺炎球菌	2	40.0%	3	60.0%	4	1

③ 子どもの疾患・障害等

子どもの疾患・障害等について、「身体疾患」があるのが4人(40.0%)、「身体発育の問題(極端な痩せ、身長が低いなど)」があるのが3人(30.0%)であった。

表3-4-3 子どもの疾患・障害等の有無等(複数回答)

区分	心中未遂以外の重症の虐待(10人)						
	あり		なし		不明		
	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	
身体疾患	4	40.0%	6	60.0%	0	0.0%	
障害	0	0.0%	10	100.0%	0	0.0%	
障害ありの内訳	身体障害	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	手帳の有無	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	知的障害	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	手帳の有無	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
発達の問題(発達障害、自閉症など)	0	0.0%	9	90.0%	1	10.0%	
身体発育の問題(極端な痩せ、身長が低いなど)	3	30.0%	7	70.0%	0	0.0%	

④ 子どもの情緒・行動上の問題等

子どもの情緒・行動上の問題等について、「なし」が4人（有効割合50.0%）、「あり」が4人（同50.0%）であり、「あり」の内訳（複数回答）は「激しい泣き」が3人（同37.5%）、「夜泣き」「指示に従わない」がそれぞれ2人（同25.0%）であった。

表3-4-4 子どもの情緒・行動上の問題等（複数回答）

区分		心中未遂以外の重症の虐待(10人)		
		人数	構成割合	有効割合
なし		4	40.0%	50.0%
あり		4	40.0%	50.0%
内訳 (再掲) (複数回答)	ミルクの飲みムラ	1	10.0%	12.5%
	激しい泣き	3	30.0%	37.5%
	夜泣き	2	20.0%	25.0%
	食事の拒否	0	0.0%	0.0%
	夜尿	1	10.0%	12.5%
	多動	0	0.0%	0.0%
	衝動性	1	10.0%	12.5%
	かんしゃく	1	10.0%	12.5%
	自傷行為	0	0.0%	0.0%
	性器いじり	0	0.0%	0.0%
	指示に従わない	2	20.0%	25.0%
	なつかない	1	10.0%	12.5%
	無表情、表情が乏しい	0	0.0%	0.0%
	固まってしまう	0	0.0%	0.0%
	盗癖	1	10.0%	12.5%
	虚言癖	0	0.0%	0.0%
	不登校	0	0.0%	0.0%
その他	0	0.0%	0.0%	
小計		8	80.0%	100.0%
不明		2	20.0%	
計		10	100.0%	100.0%

⑤ 養育機関・教育機関の所属

子どもの養育機関・教育機関等の所属について、所属「あり」が2人(20.0%)であり、2人どちらも長期欠席(1か月以上)はみられなかった。

表3-4-5 子どもの養育機関・教育機関等の所属

区分		心中未遂以外の重症の虐待		
		人数	構成割合	有効割合
なし		8	80.0%	80.0%
あり		2	20.0%	20.0%
内訳 (再掲)	保育所	1	10.0%	10.0%
	幼稚園	0	0.0%	0.0%
	小学校	1	10.0%	10.0%
	中学校	0	0.0%	0.0%
	高校	0	0.0%	0.0%
	その他	0	0.0%	0.0%
小計		10	100.0%	100.0%
不明		0	0.0%	
計		10	100.0%	100.0%

表3-4-6 養育機関・教育機関の所属ありの場合の長期欠席の有無

区分	心中未遂以外の重症の虐待		
	人数	構成割合	有効割合
長期欠席(1か月以上)なし	2	100.0%	100.0%
長期欠席(1か月以上)あり	0	0.0%	0.0%
小計	2	100.0%	100.0%
不明	0	0.0%	
計	2	100.0%	100.0%

⑥ 子どもの施設等への入所経験

子どもの施設等への入所経験について、経験「あり」が1人（10.0%）であり、「あり」の内訳（複数回答）は、「一時保護所」及び「婦人相談所」であった。

表3-4-7 子どもの施設等への入所経験（複数回答）

区分		心中未遂以外の重症の虐待		
		人数	構成割合	有効割合
なし		9	90.0%	90.0%
あり		1	10.0%	10.0%
内訳 (再掲) (複数回答)	一時保護所	1	10.0%	10.0%
	児童養護施設(一時保護委託を含む)	0	0.0%	0.0%
	乳児院(一時保護委託を含む)	0	0.0%	0.0%
	児童自立支援施設	0	0.0%	0.0%
	障害児入所施設	0	0.0%	0.0%
	情緒障害児短期治療施設	0	0.0%	0.0%
	母子生活支援施設	0	0.0%	0.0%
	婦人相談所	1	10.0%	10.0%
	自立援助ホーム	0	0.0%	0.0%
	少年院	0	0.0%	0.0%
	民間シェルター	0	0.0%	0.0%
	里親	0	0.0%	0.0%
	ファミリーホーム	0	0.0%	0.0%
	その他	0	0.0%	0.0%
小計		10	100.0%	100.0%
不明		0	0.0%	
計		10	100.0%	100.0%

(5) 養育環境

① 養育者の世帯の状況

養育者の世帯の状況について、「実父母」が6例（60.0%）と最も多く、次いで「内縁関係」が2例（20.0%）であった。

表3-5-1 養育者の世帯の状況

区分	心中未遂以外の重症の虐待		
	例数	構成割合	有効割合
実父母	6	60.0%	60.0%
一人親（離婚）	0	0.0%	0.0%
一人親（未婚）	1	10.0%	10.0%
一人親（死別）	0	0.0%	0.0%
一人親（別居）	0	0.0%	0.0%
内縁関係	2	20.0%	20.0%
再婚	0	0.0%	0.0%
養父母	0	0.0%	0.0%
その他	1	10.0%	10.0%
小計	10	100.0%	100.0%
不明	0	0.0%	
計	10	100.0%	100.0%

② 祖父母との同居の状況

祖父母との同居状況について、祖父母との同居「あり」が2例（20.0%）で、どちらも「母方祖母同居」であった。

表3-5-2 祖父母との同居状況

区分	心中未遂以外の重症の虐待			
	例数	構成割合	有効割合	
なし	8	80.0%	80.0%	
あり	2	20.0%	20.0%	
内訳 （再掲）	母方祖母同居	2	20.0%	20.0%
	母方祖父同居	0	0.0%	0.0%
	母方祖父母同居	0	0.0%	0.0%
	父方祖母同居	0	0.0%	0.0%
	父方祖父同居	0	0.0%	0.0%
	父方祖父母同居	0	0.0%	0.0%
小計	10	100.0%	100.0%	
不明	0	0.0%		
計	10	100.0%	100.0%	

③ 実父母、祖父母以外の者との同居の状況

実父母、祖父母以外の者との同居の状況について、同居「あり」が2例(20.0%)で、その同居者は「母の交際相手」と「その他(母方叔母)」であった。

表3-5-3 実父母、祖父母以外の者との同居の状況

区分		心中未遂以外の重症の虐待		
		例数	構成割合	有効割合
なし		8	80.0%	80.0%
あり		2	20.0%	20.0%
内訳 (再掲)	母の交際相手	1	10.0%	10.0%
	父の交際相手	0	0.0%	0.0%
	母の友人	0	0.0%	0.0%
	父の友人	0	0.0%	0.0%
	その他	1	10.0%	10.0%
小計		10	100.0%	100.0%
不明		0	0.0%	
計		10	100.0%	100.0%

④ 子どもの受傷時における実父母の年齢

子どもの受傷時における実父母の年齢について、実母、実父ともに「25歳～29歳」が最も多かった。

表3-5-4 子どもの受傷時における実父母の年齢

区分		心中未遂以外の重症の虐待					
		実母			実父		
		例数	構成割合	有効割合	例数	構成割合	有効割合
いない		0	0.0%	0.0%	2	20.0%	20.0%
いる		10	100.0%	100.0%	8	80.0%	80.0%
内訳 (再掲)	19歳以下	1	10.0%	10.0%	0	0.0%	0.0%
	20歳～24歳	2	20.0%	20.0%	1	10.0%	10.0%
	25歳～29歳	6	60.0%	60.0%	5	50.0%	50.0%
	30歳～34歳	0	0.0%	0.0%	2	20.0%	20.0%
	35歳～39歳	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
	40歳以上	1	10.0%	10.0%	0	0.0%	0.0%
	年齢不明	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
小計		10	100.0%	100.0%	10	100.0%	100.0%
不明		0	0.0%		0	0.0%	
計		10	100.0%	100.0%	10	100.0%	100.0%

⑤ 子どもの受傷時における加害者の年齢

子どもの受傷時における加害者の年齢について、加害者が実母である場合には、実母の年齢は「25歳～29歳」が2例（40.0%）と最も多く、加害者が実父である場合には、実父の年齢は「25歳～29歳」が4例（80.0%）と最も多かった。実父母以外の加害者である場合には、その年齢は、「20歳～24歳」「40歳以上」がそれぞれ1例（50.0%）であった。

表3-5-5 子どもの受傷時における加害者の年齢

区分	実母		実父		実父母以外加害者	
	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合
19歳以下	1	20.0%	0	0.0%	0	0.0%
20歳～24歳	1	20.0%	0	0.0%	1	50.0%
25歳～29歳	2	40.0%	4	80.0%	0	0.0%
30歳～34歳	0	0.0%	1	20.0%	0	0.0%
35歳～39歳	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
40歳以上	1	20.0%	0	0.0%	1	50.0%
年齢不明	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
計	5	100.0%	5	100.0%	2	100.0%

⑥ 養育者（実父母）の心理的・精神的問題等

養育者（実母）の心理的・精神的問題等について、「養育能力の低さ」が5例(50.0%)と最も多く、次いで「感情の起伏が激しい」が3例(30.0%)であった。

養育者(実父)の心理的・精神的問題等について、「衝動性」が3例(37.5%)と最も多く、次いで「攻撃性」「養育能力の低さ」がそれぞれ2例(25.0%)であった。

表3-5-6 養育者（実父母）の心理的・精神的問題等

区分	実母(10例)						実父(8例)					
	あり		なし		不明		あり		なし		不明	
	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合
育児不安	2	20.0%	7	70.0%	1	10.0%	1	12.5%	4	50.0%	3	37.5%
マタニティーブルー	2	20.0%	7	70.0%	1	10.0%	-	-	-	-	-	-
産後うつ	0	0.0%	9	90.0%	1	10.0%	-	-	-	-	-	-
知的障害	1	10.0%	8	80.0%	1	10.0%	1	12.5%	7	87.5%	0	0.0%
精神障害 (医師の診断によるもの)	2	20.0%	8	80.0%	0	0.0%	0	0.0%	6	75.0%	2	25.0%
身体障害	0	0.0%	10	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	8	100.0%	0	0.0%
その他の障害	0	0.0%	9	90.0%	1	10.0%	0	0.0%	7	87.5%	1	12.5%
アルコール依存	0	0.0%	9	90.0%	1	10.0%	0	0.0%	6	75.0%	2	25.0%
薬物依存	0	0.0%	9	90.0%	1	10.0%	0	0.0%	6	75.0%	2	25.0%
衝動性	2	20.0%	7	70.0%	1	10.0%	3	37.5%	2	25.0%	3	37.5%
攻撃性	0	0.0%	9	90.0%	1	10.0%	2	25.0%	4	50.0%	2	25.0%
怒りのコントロール不全	2	20.0%	7	70.0%	1	10.0%	1	12.5%	4	50.0%	3	37.5%
うつ状態	2	20.0%	7	70.0%	1	10.0%	0	0.0%	6	75.0%	2	25.0%
躁状態	1	10.0%	7	70.0%	2	20.0%	0	0.0%	6	75.0%	2	25.0%
感情の起伏が激しい	3	30.0%	6	60.0%	1	10.0%	1	12.5%	5	62.5%	2	25.0%
高い依存性	2	20.0%	6	60.0%	2	20.0%	0	0.0%	5	62.5%	3	37.5%
幻覚	0	0.0%	9	90.0%	1	10.0%	0	0.0%	6	75.0%	2	25.0%
妄想	0	0.0%	8	80.0%	2	20.0%	0	0.0%	6	75.0%	2	25.0%
DVを受けている	2	20.0%	6	60.0%	2	20.0%	0	0.0%	5	62.5%	3	37.5%
DVを行っている	0	0.0%	9	90.0%	1	10.0%	0	0.0%	4	50.0%	4	50.0%
自殺未遂の既往	2	20.0%	6	60.0%	2	20.0%	0	0.0%	5	62.5%	3	37.5%
養育能力の低さ	5	50.0%	4	40.0%	1	10.0%	2	25.0%	4	50.0%	2	25.0%
日本語でのコミュニケーションが難しい (日本語を母国語としていない)	0	0.0%	10	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	8	100.0%	0	0.0%

※実父母の有無について「いない」「不明」と回答した事例を除く

⑦ 世帯の家計を支えている主たる者

世帯の家計を支えている主たる者について、「実父」が6例（60.0%）と最も多く、次いで「実母」「母方祖母」がそれぞれ2例（20.0%）であった。

表3-5-7 家計を支えている主たる者

区分	心中未遂以外の重症の虐待		
	例数	構成割合	有効割合
実母	2	20.0%	20.0%
実父	6	60.0%	60.0%
継母	0	0.0%	0.0%
継父	0	0.0%	0.0%
養母	0	0.0%	0.0%
養父	0	0.0%	0.0%
母方祖母	2	20.0%	20.0%
母方祖父	0	0.0%	0.0%
父方祖母	0	0.0%	0.0%
父方祖父	0	0.0%	0.0%
母の交際相手	0	0.0%	0.0%
父の交際相手	0	0.0%	0.0%
その他	0	0.0%	0.0%
小計	10	100.0%	100.0%
不明	0	0.0%	
計	10	100.0%	100.0%

⑧ 子どもの住居の状況

子どもの住居の状況について、「集合住宅（賃貸）」が7例（70.0%）と最も多かった。

表3-5-8 子どもの住居の状況

区分	心中未遂以外の重症の虐待		
	例数	構成割合	有効割合
一戸建て住宅（所有）	0	0.0%	0.0%
一戸建て住宅（賃貸）	1	10.0%	10.0%
集合住宅（所有）	1	10.0%	10.0%
集合住宅（賃貸）	7	70.0%	70.0%
公営住宅	1	10.0%	10.0%
他人の家に同居	0	0.0%	0.0%
母子生活支援施設	0	0.0%	0.0%
シェルター	0	0.0%	0.0%
定住地なし	0	0.0%	0.0%
小計	10	100.0%	100.0%
不明	0	0.0%	
計	10	100.0%	100.0%

⑨ 家庭の経済状況

家庭の経済状況について、「市町村民税課税世帯（年収 500 万円未満）」が 4 例（有効割合 44.4%）であり、「生活保護世帯」「市町村民税非課税世帯（所得割、均等割ともに非課税）」が 2 例（同 22.2%）であった。

表 3-5-9 家庭の経済状況

区分	心中未遂以外の重症の虐待		
	例数	構成割合	有効割合
生活保護世帯	2	20.0%	22.2%
市町村民税非課税世帯 (所得割、均等割ともに非課税)	2	20.0%	22.2%
市町村民税課税世帯 (所得割のみ非課税)	1	10.0%	11.1%
市町村民税課税世帯 (年収500万円未満)	4	40.0%	44.4%
年収500万円以上	0	0.0%	0.0%
小計	9	90.0%	100.0%
不明	1	10.0%	
計	10	100.0%	100.0%

⑩ 子どもの受傷時における実父母の就業状況

子どもの受傷時における実父母の就業状況について、実母は「無職」が 7 例（有効割合 70.0%）、実父は「フルタイム」が 5 例（同 62.5%）で最も多かった。

表 3-5-10 子どもの受傷時における実父母の就業状況

区分	心中未遂以外の重症の虐待					
	実母			実父		
	例数	構成割合	有効割合	例数	構成割合	有効割合
無職	7	70.0%	70.0%	2	25.0%	25.0%
フルタイム	0	0.0%	0.0%	5	62.5%	62.5%
パート	3	30.0%	30.0%	1	12.5%	12.5%
小計	10	100.0%	100.0%	8	100.0%	100.0%
不明	0	0.0%		0	0.0%	
計	10	100.0%	100.0%	8	100.0%	100.0%

※実父母の有無について「いない」「不明」と回答した事例を除く

⑪ 子どもが出生してからの転居回数

子どもが出生してからの転居回数について、転居「なし」が6例（有効割合 60.0%）、転居「1回」が4例（同 40.0%）であった。

表3-5-11 子どもが出生してからの転居回数

区分	心中未遂以外の重症の虐待		
	例数	構成割合	有効割合
なし	6	60.0%	60.0%
1回	4	40.0%	40.0%
2回	0	0.0%	0.0%
3回	0	0.0%	0.0%
4回	0	0.0%	0.0%
5回以上	0	0.0%	0.0%
小計	10	100.0%	100.0%
不明	0	0.0%	
計	10	100.0%	100.0%

⑫ 家庭の地域社会との接触状況

子どもの家庭における地域社会との接触状況について、「乏しい」が4例（有効割合 50.0%）と最も多く、「ほとんど無い」2例（同 25.0%）を合わせると、有効割合の7割以上を占めていた。

表3-5-12 家庭の地域社会との接触状況

区分	心中未遂以外の重症の虐待		
	例数	構成割合	有効割合
ほとんど無い	2	20.0%	25.0%
乏しい	4	40.0%	50.0%
ふつう	2	20.0%	25.0%
活発	0	0.0%	0.0%
小計	8	80.0%	100.0%
不明	2	20.0%	
計	10	100.0%	100.0%

⑬ 養育の支援の状況

子どもの養育の支援の状況について、実母の場合、すべて支援「あり」であり、支援者について（複数回答）は、「配偶者」が9例（90.0%）と最も多く、次いで自分の「親」が8例（80.0%）であった。

実父の場合は、支援「あり」が7例（87.5%）で、支援者について（複数回答）は、「配偶者」が7例（87.5%）と最も多く、次いで「配偶者の親」が6例（75.0%）であった。

表3-5-13 養育の支援の状況（複数回答）

区分		心中未遂以外の重症の虐待			
		実母		実父	
		例数	構成割合	例数	構成割合
なし		0	0.0%	1	12.5%
あり		10	100.0%	7	87.5%
内訳 (再掲) (複数回答)	配偶者	9	90.0%	7	87.5%
	親	8	80.0%	3	37.5%
	配偶者の親	3	30.0%	6	75.0%
	虐待者のきょうだい	1	10.0%	2	25.0%
	配偶者のきょうだい	2	20.0%	2	25.0%
	近所の人	0	0.0%	0	0.0%
	職場の友人・知人	0	0.0%	0	0.0%
	保育所などの職員	2	20.0%	0	0.0%
	ベビーシッター	0	0.0%	0	0.0%
	行政の相談担当課	2	20.0%	0	0.0%
	職場以外の友人	1	10.0%	0	0.0%
	子育てサークル	0	0.0%	0	0.0%
	親類	2	20.0%	1	12.5%
	その他	0	0.0%	0	0.0%
小計		10	100.0%	8	100.0%
不明		0	0.0%	0	0.0%
計		10	100.0%	8	100.0%

※実父母の有無について「いない」「不明」と回答した事例を除く

⑭ 行政機関等による子育て支援事業の利用状況

行政機関等による子育て支援事業の利用状況について、利用「なし」が7例（70.0%）、「あり」が3例（30.0%）であり、最も利用されている事業（複数回答）は「乳児家庭全戸訪問事業」「保育所入所」でそれぞれ2例（20.0%）だった。

表3-5-14 行政機関等による子育て支援事業の利用状況（複数回答）

区分		心中未遂以外の重症の虐待	
		例数	構成割合
なし		7	70.0%
あり		3	30.0%
内訳 (再掲) (複数回答)	利用者支援事業	0	0.0%
	地域子育て支援拠点事業	0	0.0%
	乳児家庭全戸訪問事業	2	20.0%
	訪問時期 生後1か月以内	1	10.0%
	生後1から2か月の間	0	0.0%
	生後2から3か月の間	1	10.0%
	生後3から4か月の間	0	0.0%
	生後4か月以降	0	0.0%
	養育支援訪問事業	0	0.0%
	子育て短期支援事業	0	0.0%
	ファミリー・サポートセンター事業	0	0.0%
	一時預かり事業	0	0.0%
	延長保育事業	0	0.0%
	病児保育事業	0	0.0%
	放課後児童健全育成事業	0	0.0%
	保育所入所	2	20.0%
小計		10	100.0%
不明		0	0.0%
計		10	100.0%

(6) きょうだい

① きょうだいの状況

受傷した子どものきょうだいの状況について、きょうだいが「2人（3人きょうだい）」が4例（40.0%）と最も多く、次いで「1人（2人きょうだい）」が3例（30.0%）であった。

表3-6-1 きょうだいの状況

区分	心中未遂以外の重症の虐待(10例)		
	例数	構成割合	有効割合
なし(ひとりっ子)	2	20.0%	20.0%
1人(2人きょうだい)	3	30.0%	30.0%
2人(3人きょうだい)	4	40.0%	40.0%
3人(4人きょうだい)	1	10.0%	10.0%
4人(5人きょうだい)	0	0.0%	0.0%
5人(6人きょうだい)	0	0.0%	0.0%
小計	10	100.0%	100.0%
不明	0	0.0%	
計	10	100.0%	100.0%

② きょうだいの特性

きょうだいの性別について、「男」が6人(42.9%)、「女」が8人(57.1%)であった。

また、きょうだいの年齢について、「1歳」が4人(28.6%)、次いで「0歳」が3人(21.4%)であった。

表3-6-2 きょうだいの性別

区分	心中未遂以外の重症の虐待	
	人数	構成割合
男	6	42.9%
女	8	57.1%
計	14	100.0%

表3-6-3 きょうだいの年齢

区分	心中未遂以外の重症の虐待(14人)	
	人数	構成割合
0歳	3	21.4%
1歳	4	28.6%
2歳	0	0.0%
3歳	1	7.1%
4歳	1	7.1%
5歳	2	14.3%
6歳	1	7.1%
7歳	0	0.0%
8歳	0	0.0%
9歳	0	0.0%
10歳	0	0.0%
11歳	1	7.1%
12歳	0	0.0%
13歳	1	7.1%
14歳	0	0.0%
15歳	0	0.0%
16歳	0	0.0%
17歳	0	0.0%
18歳	0	0.0%
19歳	0	0.0%
20歳以上	0	0.0%
計	14	100.0%

- ③ 子どもの受傷時におけるきょうだいの同居の状況
 子どもの受傷時におけるきょうだいの同居の状況について、同居「あり」が12人(85.7%)、「なし」が2人(14.3%)であった。

表3-6-4 子どもの受傷時におけるきょうだいの同居の状況

区分	心中未遂以外の重症の虐待(14人)		
	人数	構成割合	有効割合
あり	12	85.7%	85.7%
なし	2	14.3%	14.3%
小計	14	100.0%	100.0%
不明	0	0.0%	
計	14	100.0%	100.0%

④ きょうだいの養育機関・教育機関の所属

きょうだいの養育機関・教育機関の所属について、所属「なし」が9人（有効割合69.2%）、所属機関がある場合には、「小学校」が2人（同15.4%）、次いで「保育所」「中学校」がそれぞれ1人（同7.7%）であった。

表3-6-5 きょうだいの養育機関・教育機関の所属

区分	心中未遂以外の重症の虐待		
	人数	構成割合	有効割合
なし	9	64.3%	69.2%
保育所	1	7.1%	7.7%
幼稚園	0	0.0%	0.0%
小学校	2	14.3%	15.4%
中学校	1	7.1%	7.7%
高等学校	0	0.0%	0.0%
大学	0	0.0%	0.0%
その他	0	0.0%	0.0%
小計	13	92.9%	100.0%
不明	1	7.1%	
計	14	100.0%	100.0%

⑤ きょうだいが虐待を受けた経験

きょうだいが虐待を受けた経験について、経験「あり」が9人（有効割合64.3%）であり、その内訳は「身体的虐待」が5人（同35.7%）、「ネグレクト」「心理的虐待」がそれぞれ2人（同14.3%）であった。

表3-6-6 きょうだいが虐待を受けた経験

区分		心中未遂以外の重症の虐待		
		人数	構成割合	有効割合
あり		9	64.3%	64.3%
内訳 (再掲)	身体的虐待	5	35.7%	35.7%
	ネグレクト	2	14.3%	14.3%
	心理的虐待	2	14.3%	14.3%
	性的虐待	0	0.0%	0.0%
なし		5	35.7%	35.7%
小計		14	100.0%	100.0%
不明		0	0.0%	
計		14	100.0%	100.0%

⑥ きょうだいに対する児童相談所の関与

子どもの受傷時以前のきょうだいに対する児童相談所の関与について、関与「あり」が9人(64.3%)、「なし」が5人(35.7%)であった。

表3-6-7 きょうだいに対する児童相談所の関与

区分	心中未遂以外の重症の虐待	
	人数	構成割合
あり	9	64.3%
なし	5	35.7%
小計	14	100.0%
不明	0	0.0%
計	14	100.0%

⑦ きょうだいに対する市町村の関与

子どもの受傷時以前のきょうだいに対する市町村の関与について、関与「あり」が7人(50.0%)、「なし」が5人(35.7%)であった。

表3-6-8 きょうだいに対する市町村の関与

区分	心中未遂以外の重症の虐待	
	人数	構成割合
あり	7	50.0%
なし	5	35.7%
小計	12	85.7%
不明	2	14.3%
計	14	100.0%

⑧ 子どもの受傷時におけるきょうだいへの対応

子どもの受傷時におけるきょうだいへの対応について、対応「なし」が3例(30.0%)、「あり」が7例(70.0%)であり、行った対応内容(複数回答)は「安全確認」が7例(70.0%)、次いで「面接」が5例(50.0%)であった。

表3-6-9 子どもの受傷時におけるきょうだいへの対応

区分		心中未遂以外の重症の虐待	
		例数	構成割合
なし		3	30.0%
あり		7	70.0%
内訳 (再掲) (複数回答)	安全確認	7	70.0%
	面接	5	50.0%
	親からの分離	4	40.0%
	心理的ケア	4	40.0%
	その他	2	20.0%
	不明	0	0.0%
小計		10	100.0%
不明		0	0.0%
計		10	100.0%

⑨ 子どもの受傷後のきょうだいの居所 (平成26年9月1日時点)

子どもの受傷後におけるきょうだいの居所について、「自宅」が7人(有効割合50.0%)で最も多く、「児童養護施設」が3人(同21.4%)、「祖父母宅」が2人(同14.3%)であった。「その他」の2人(同14.3%)は、「ファミリーホーム」等がみられた。

表3-6-10 子どもの受傷後のきょうだいの居所

区分	心中未遂以外の重症の虐待		
	人数	構成割合	有効割合
自宅	7	50.0%	50.0%
祖父母宅	2	14.3%	14.3%
児童養護施設	3	21.4%	21.4%
母子生活支援施設	0	0.0%	0.0%
シェルター	0	0.0%	0.0%
その他	2	14.3%	14.3%
小計	14	100.0%	100.0%
不明	0	0.0%	
計	14	100.0%	100.0%

(7) 関係機関の関与・対応状況

① 虐待通告の状況（重症に至った本事例の発覚に伴う通告を含む）

重症となった受傷に関する虐待通告について、すべての事例で「児童相談所」へ通告がなされていた。また、重症となった受傷以前の通告回数は、「1回」「2回」「3回」それぞれ1例（10.0%）であった。

表3-7-1 虐待通告の有無と通告回数

区分		心中未遂以外の重症の虐待			
		例数	構成割合	有効割合	
なし		0	0.0%	0.0%	
あり		10	100.0%	100.0%	
内訳	重症となった受傷に関する通告	10	100.0%	100.0%	
	重症となった受傷以前の通告	1回	1	10.0%	10.0%
		2回	1	10.0%	10.0%
		3回	1	10.0%	10.0%
		4回	0	0.0%	0.0%
		5回	0	0.0%	0.0%
小計		10	100.0%	100.0%	
不明		0	0.0%		
計		10	100.0%	100.0%	

表3-7-2 虐待通告の通告先

区分	重症となった受傷に関する通告		重症となった受傷以前の通告					
			1回目		2回目		3回目	
	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合
児童相談所	10	100.0%	1	33.3%	2	100.0%	0	0.0%
市町村	0	0.0%	2	66.7%	0	0.0%	1	100.0%
福祉事務所	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
その他	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
不明	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
計	10	100.0%	3	100.0%	2	100.0%	1	100.0%

② 児童相談所の関与（重症に至った本事例の発覚前に限る）

ア 児童相談所の関与の状況

児童相談所の関与の状況について、関与「あり」が4例（40.0%）、
「なし」が6例（60.0%）であった。また、3歳未満では関与「あり」
が2例（25.0%）、3歳以上では2例どちらも関与「あり」であった。

表3-7-3 児童相談所の関与の有無

区分	心中未遂以外の重症の虐待	
	例数	構成割合
あり	4	40.0%
なし	6	60.0%
不明	0	0.0%
計	10	100.0%

表3-7-4 児童相談所の関与の有無（3歳未満と3歳以上）

区分	3歳未満			3歳以上		
	例数	構成割合	有効割合	例数	構成割合	有効割合
あり	2	25.0%	25.0%	2	100.0%	100.0%
なし	6	75.0%	75.0%	0	0.0%	0.0%
小計	8	100.0%	100.0%	2	100.0%	100.0%
不明	0	0.0%		0	0.0%	
計	8	100.0%	100.0%	2	100.0%	100.0%

イ 児童相談所が関与していた事例における関係機関の関与の状況

児童相談所が関与していた事例における関係機関の関与の状況につ
いて、「児童相談所の関与あり」の4例のうち、2例が「市町村（虐待
対応担当部署）」の関与があり、4例すべてにおいて、「その他の機関」
の関与があった。なお、「その他の機関」は「医療機関」であった。

表3-7-5 児童相談所が関与していた事例における関係機関の関与状況

区分	心中未遂以外の重症の虐待	
	例数	構成割合
児童相談所の関与あり	4	
市町村(虐待対応担当部署)の関与あり	2	50.0%
その他の機関の関与あり	4	100.0%

ウ 児童相談所における相談種別

児童相談所で関与した事例における相談種別（複数回答）について、「虐待相談」が3例（75.0%）であった。

表3-7-6 児童相談所における相談種別（複数回答）

区分 (複数回答)	心中未遂以外の重症の虐待(4例)	
	例数	構成割合
虐待相談	3	75.0%
虐待以外の養護相談	1	25.0%
障害相談	0	0.0%
非行相談	0	0.0%
育成相談	1	25.0%
保健相談	1	25.0%
その他	1	25.0%

エ 児童相談所における虐待についての認識

児童相談所が関与した事例における児童相談所の虐待についての認識について、3例において虐待の可能性も含め、虐待の認識を有し対応していた。

表3-7-7 児童相談所における虐待についての認識

区分	心中未遂以外の重症の虐待	
	例数	構成割合
虐待の認識があり、対応していた	2	50.0%
虐待の可能性は認識していたが、 確定していなかった	1	25.0%
虐待の認識はなかった	1	25.0%
計	4	100.0%

オ 児童相談所におけるリスク判定の定期的な見直し状況

児童相談所が関与した事例におけるリスク判定の見直し状況について、定期的な見直しを「行った」事例が1例（25.0%）、「行わなかった」事例が3例（75.0%）であった。

表3-7-8 児童相談所におけるリスク判定の定期的な見直し状況

区分	心中未遂以外の重症の虐待	
	例数	構成割合
行った	1	25.0%
行わなかった	3	75.0%
不明	0	0.0%
計	4	100.0%

カ 児童相談所による子どもとの接触状況

児童相談所が関与した事例における児童相談所による子どもとの接触状況について、接触「なし」「あり」ともに2例（50.0%）であり、「あり」の場合の接触状況は、「2週間に1回程度」「2か月に1回程度」がそれぞれ1例（25.0%）であった。

表3-7-9 児童相談所による子どもとの接触状況

区分		心中未遂以外の重症の虐待		
		例数	構成割合	有効割合
なし		2	50.0%	50.0%
あり		2	50.0%	50.0%
内訳 (再掲)	初回面接(訪問)時のみ	0	0.0%	0.0%
	週1回程度	0	0.0%	0.0%
	2週間に1回程度	1	25.0%	25.0%
	3週間に1回程度	0	0.0%	0.0%
	1か月に1回程度	0	0.0%	0.0%
	2か月に1回程度	1	25.0%	25.0%
	3か月に1回程度	0	0.0%	0.0%
	その他	0	0.0%	0.0%
小計		4	100.0%	100.0%
不明		0	0.0%	
計		4	100.0%	100.0%

キ 児童相談所による最終安全確認の時期

児童相談所が関与した事例における児童相談所による最終安全確認を行っていた時期について、「重症前の半年以上」が2例（50.0%）、「重症前の1週間未満」「重症前の1週間～1か月未満」がそれぞれ1例（25.0%）であった。

表3-7-10 児童相談所による最終安全確認の時期

区分	心中未遂以外の重症の虐待	
	例数	構成割合
重症前の1週間未満	1	25.0%
重症前の1週間～1か月未満	1	25.0%
重症前の1か月～3か月未満	0	0.0%
重症前の3か月～半年未満	0	0.0%
重症前の半年以上	2	50.0%
小計	4	100.0%
不明・未記入	0	0.0%
計	4	100.0%

③ 市町村（虐待対応担当部署）の関与（重症に至った本事例の発覚前に限る）

ア 市町村（虐待対応担当部署）の関与状況

市町村の虐待対応担当部署の関与状況について、関与「あり」が3例（30.0%）、「なし」が7例（70.0%）であった。また、3歳未満では関与「あり」が1例（12.5%）、3歳以上の2例どちらも関与「あり」であった。

表3-7-11 市町村（虐待対応担当部署）の関与の有無

区分	心中未遂以外の重症の虐待		
	例数	構成割合	有効割合
あり	3	30.0%	30.0%
なし	7	70.0%	70.0%
小計	10	100.0%	100.0%
不明	0	0.0%	
計	10	100.0%	100.0%

表3-7-12 市町村（虐待対応担当部署）の関与の有無（3歳未満と3歳以上）

区分	3歳未満			3歳以上		
	例数	構成割合	有効割合	例数	構成割合	有効割合
あり	1	12.5%	12.5%	2	100.0%	100.0%
なし	7	87.5%	87.5%	0	0.0%	0.0%
小計	8	100.0%	100.0%	2	100.0%	100.0%
不明	0	0.0%		0	0.0%	
計	8	100.0%	100.0%	2	100.0%	100.0%

イ 市町村（虐待対応担当部署）における相談種別

市町村の虐待対応担当部署が関与した事例における相談種別（複数回答）について、「虐待相談」が2例（66.7%）、「虐待以外の養護相談」「非行相談」がそれぞれ1例（33.3%）であった。

表3-7-13 市町村（虐待対応担当部署）における相談種別（複数回答）

区分 （複数回答）	心中未遂以外の重症の虐待（3例）	
	例数	構成割合
虐待相談	2	66.7%
虐待以外の養護相談	1	33.3%
障害相談	0	0.0%
非行相談	1	33.3%
育成相談	0	0.0%
保健相談	0	0.0%
その他	0	0.0%

④ 児童相談所と市町村（虐待対応担当部署）の関与の状況（重症に至った本事例の発覚前に限る）

児童相談所と市町村の虐待対応担当部署の関与の状況について、「児童相談所と市町村（虐待対応担当部署）の両方」の関与があった事例は2例（40.0%）であった。

表3-7-14 児童相談所と市町村（虐待対応担当部署）の関与

区分	心中未遂以外の重症の虐待	
	例数	構成割合
児童相談所のみ	2	40.0%
市町村（虐待対応担当部署）のみ	1	20.0%
児童相談所と市町村（虐待対応担当部署）の両方	2	40.0%
計	5	100.0%

- ⑤ その他の関係機関の関与の状況（重症に至った本事例の発覚前に限る）
 児童相談所と市町村（虐待対応担当部署）を除いた、その他の関係機関の関与の状況について、関与があったものの虐待の認識を持たずに対応していた「関与あり／虐待の認識なし」の事例は、「医療機関」が6例（60.0%）、
 「市町村の母子保健担当部署（保健センター等）」が4例（40.0%）であった。
 また、虐待の認識がありながら関与していた「関与あり／虐待の認識あり」の事例は、「市町村の母子保健担当部署（保健センター等）」「医療機関」がそれぞれ3例（30.0%）であった。

表3-7-15 その他の関係機関の関与状況（複数回答）

区分	心中未遂以外の重症の虐待(10例)			
	関与なし	関与あり		不明
		虐待の認識なし	虐待の認識あり	
上段: 例数 下段: 構成割合				
福祉事務所	7	1	2	0
	70.0%	10.0%	20.0%	0.0%
家庭児童相談室	8	0	2	0
	80.0%	0.0%	20.0%	0.0%
児童委員	10	0	0	0
	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
保健所	9	0	1	0
	90.0%	0.0%	10.0%	0.0%
市町村の母子保健担当部署 (保健センター等)	3	4	3	0
	30.0%	40.0%	30.0%	0.0%
養育機関・教育機関	8	0	2	0
	80.0%	0.0%	20.0%	0.0%
医療機関	1	6	3	0
	10.0%	60.0%	30.0%	0.0%
助産師	9	1	0	0
	90.0%	10.0%	0.0%	0.0%
警察	7	0	3	0
	70.0%	0.0%	30.0%	0.0%
婦人相談所	9	0	1	0
	90.0%	0.0%	10.0%	0.0%

⑥ 関係機関間の連携状況（重症に至った本事例の発覚前に限る）

関係機関間の連携状況について、連携「あり」が3例（30.0%）であり、連携の状況については、「よく取れていた」が2例（20.0%）、「まあまあ取れていた」が1例（10.0%）であった。

表 3-7-16 関係機関間の連携状況

区分		心中未遂以外の重症の虐待		
		例数	構成割合	有効割合
なし		7	70.0%	70.0%
あり		3	30.0%	30.0%
内訳 (再掲)	よく取れていた	2	20.0%	20.0%
	まあまあ取れていた	1	10.0%	10.0%
	あまり取れていなかった	0	0.0%	0.0%
	ほとんど取れていなかった	0	0.0%	0.0%
小計		10	100.0%	100.0%
不明		0	0.0%	
計		10	100.0%	100.0%

(8) 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）

- ① 重症事例の発生した地域における要保護児童対策地域協議会の設置状況
重症事例の発生した地域における要保護児童対策地域協議会の設置状況について、すべての地域で設置されていた。

表 3-8-1 重症事例の発生した地域における要保護児童対策地域協議会の設置状況

区分	心中未遂以外の重症の虐待	
	例数	構成割合
あり	10	100.0%
なし	0	0.0%
計	10	100.0%

- ② 重症事例発生地域における要保護児童対策地域協議会の構成機関
重症事例の発生した地域に設置された要保護児童対策地域協議会の構成機関について、すべての地域で「児童相談所」「市町村担当課」が含まれており、「保育所」「児童委員」「警察」「教育委員会」は、9割が要保護児童対策地域協議会の構成機関となっていた。

表3-8-2 重症事例発生地域における要保護児童対策地域協議会の構成機関（複数回答）

区分	心中未遂以外の重症の虐待(10例)	
	例数	構成割合
児童相談所	10	100.0%
市町村担当課	10	100.0%
福祉事務所	8	80.0%
児童家庭支援センター	1	10.0%
保健所	6	60.0%
保健センター	8	80.0%
医療機関	8	80.0%
保育所	9	90.0%
認可外保育施設	1	10.0%
幼稚園	6	60.0%
小学校	5	50.0%
中学校	5	50.0%
高等学校	2	20.0%
児童委員	9	90.0%
警察	9	90.0%
裁判所	2	20.0%
弁護士	6	60.0%
民間団体	3	30.0%
教育委員会	9	90.0%
児童館	2	20.0%
児童養護施設などの児童福祉施設	5	50.0%
社会福祉協議会	2	20.0%
婦人相談所	0	0.0%
配偶者暴力支援センター	1	10.0%
婦人保護施設	1	10.0%
その他	5	50.0%

- ③ 重症事例発生地域における要保護児童対策地域協議会の実施状況
重症事例の発生した地域に設置された要保護児童対策地域協議会の平成26年4月1日から6月30日までの実施状況について、「代表者会議」「実務者会議」を実施していた地域は7例（70.0%）、「個別ケース検討会議」を実施していた地域は8例（80.0%）であった。

表3-8-3 重症事例発生地域における要保護児童対策地域協議会の実施状況

(平成26年4月1日から6月30日までの実施状況)

区分	心中未遂以外の重症の虐待(10例)			
	実施した		実施していない	
	例数	構成割合	例数	構成割合
代表者会議	7	70.0%	3	30.0%
実施した場合の回数	1回	5	50.0%	/
	2~3回	1	10.0%	
	4~5回	0	0.0%	
	6~10回	1	10.0%	
	11~15回	0	0.0%	
	16回以上	0	0.0%	
	不明	0	0.0%	
実務者会議	7	70.0%	3	
実施した場合の回数	1回	0	0.0%	/
	2~3回	4	40.0%	
	4~5回	0	0.0%	
	6~10回	1	10.0%	
	11~15回	0	0.0%	
	16~20回	1	10.0%	
	21回以上	1	10.0%	
	不明	0	0.0%	
個別ケース検討会議	8	80.0%	2	20.0%
実施した場合の回数	5回以下	1	10.0%	/
	6~10回	1	10.0%	
	11~20回	0	0.0%	
	21~30回	0	0.0%	
	31~40回	0	0.0%	
	41回以上	5	50.0%	
	100回以上	1	10.0%	
	不明	0	0.0%	

- ④ 重症事例発生地域における進行管理会議の実施状況
重症事例の発生した地域の要保護児童対策地域協議会の進行管理会議における1回あたりの平均事例数は48.3例、会議の平均時間は2.7時間であった。

表3-8-4 進行管理会議における1回あたりの検討事例数

区分	例数	構成割合
10件以下	2	20.0%
11～30件	4	40.0%
31～50件	1	10.0%
51～70件	1	10.0%
71件～90件	0	0.0%
91～110件	0	0.0%
111～130件	0	0.0%
131～150件	2	20.0%
151件以上	0	0.0%
計	10	100.0%

平均 48.3 例

表3-8-5 進行管理会議1回あたりの時間

区分	例数	構成割合
0.5時間未満	0	0.0%
0.5～1時間未満	0	0.0%
1～2時間未満	1	10.0%
2～3時間未満	6	60.0%
3～4時間未満	1	10.0%
4時間以上	2	20.0%
計	10	100.0%

平均 2.7 時間

⑤ 重症事例発生地域における要保護児童対策地域協議会の活用状況

重症事例の発生した地域における要保護児童対策地域協議会の活用状況について、「ある程度活用している」5例（50.0%）と「よく活用している」4例（40.0%）を合わせると、9割の事例発生地域で要保護児童対策地域協議会が活用されていた。

表3-8-6 重症事例発生地域における要保護児童対策地域協議会の活用状況

区分	心中未遂以外の重症の虐待	
	例数	構成割合
よく活用している	4	40.0%
ある程度活用している	5	50.0%
あまり活用していない	1	10.0%
ほとんど活用していない	0	0.0%
計	10	100.0%

⑥ 要保護児童対策地域協議会における本事例の検討状況（重症に至った本事例の発覚前に限る）

要保護児童対策地域協議会における受傷前の本事例の検討状況については、検討「あり」が3例（30.0%）、「なし」が7例（70.0%）で、7割の事例で検討がなされていなかった。検討「あり」の事例は、すべて「要保護児童」として扱われていた。

表3-8-7 要保護児童対策地域協議会における本事例についての検討状況（受傷前）

区分	心中未遂以外の重症の虐待		
	例数	構成割合	
あり	3	30.0%	
内訳 (再掲)	要保護児童	3	30.0%
	要支援児童	0	0.0%
	特定妊婦	0	0.0%
	その他	0	0.0%
なし	7	70.0%	
計	10	100.0%	

(9) 重症となった受傷後の対応状況

① 本事例に関する受傷の情報の入手先

各事例に関する受傷の情報の入手先（複数回答）について、すべての事例が「医療機関」から情報を入手していた。

表3-9-1 本事例に関する受傷の情報の入手先（複数回答）

区分	心中未遂以外の重症の虐待(10例)	
	例数	構成割合
医療機関	10	100.0%
警察	3	30.0%
報道	0	0.0%
家族	3	30.0%
その他	1	10.0%

② 本事例に関する行政機関内部における検証の実施状況

各事例に関する行政機関内部における検証の実施状況について、「実施した」事例は3例（30.0%）であった。

表3-9-2 本事例に関する行政機関内部における検証の実施状況

区分	心中未遂以外の重症の虐待	
	例数	構成割合
実施した	3	30.0%
実施していない	7	70.0%
実施中	0	0.0%
計	10	100.0%

③ 本事例に関する第三者による検証の実施状況

第三者による本事例についての検証の実施状況について、「実施した」事例は2例（20.0%）であった。

表3-9-3 本事例に関する第三者による検証の実施状況

区分	心中未遂以外の重症の虐待	
	例数	構成割合
実施した	2	20.0%
実施していない	8	80.0%
実施中	0	0.0%
計	10	100.0%

- ④ 本事例において危機感を持つべきだったと思われる時期
 本事例発生後、各関係地方公共団体職員が各事例において危機感を持つべきだったと思われる時期について、「1週間～1か月未満」が5例(50.0%)であった。

表3-9-4 本事例において危機感を持つべきだったと思われる時期

区分	心中未遂以外の重症の虐待		
	例数	構成割合	有効割合
1週間未満	1	10.0%	10.0%
1週間～1か月未満	5	50.0%	50.0%
1か月～3か月未満	2	20.0%	20.0%
3か月～半年未満	1	10.0%	10.0%
半年以上	1	10.0%	10.0%
小計	10	100.0%	100.0%
不明	0	0.0%	
計	10	100.0%	100.0%

⑤ 医療機関への入院の有無及び一時保護委託の有無

すべての事例について、重症となった受傷後に医療機関へ入院しており、対応した診療科は「小児科」が7例(70.0%)であった。また、6例(60.0%)が医療機関へ一時保護委託を実施している。

表3-9-5 医療機関への入院の有無

区分	心中未遂以外の重症の虐待	
	例数	構成割合
入院あり	10	100.0%
入院なし	0	0.0%
計	10	100.0%

表3-9-6 対応した診療科

区分	心中未遂以外の重症の虐待	
	例数	構成割合
小児科	7	70.0%
脳神経外科	1	10.0%
NICU及び小児科	1	10.0%
救命救急外来	1	10.0%
計	10	100.0%

表3-9-7 医療機関における一時保護委託の有無

区分	心中未遂以外の重症の虐待	
	例数	構成割合
あり	6	60.0%
なし	4	40.0%
計	10	100.0%

⑥ 児童相談所の対応

ア 援助方針の内容

重症となった受傷後における児童相談所の援助方針の内容は、「施設入所措置」が5例（50.0%）と最も多かった

また、「施設入所措置」事例における施設入所先は「乳児院」「医療型障害児入所施設」がそれぞれ2例（40.0%）であった。

表3-9-8 児童相談所における本事例受理後当初の援助方針の内容

区分	心中未遂以外の重症の虐待	
	例数	構成割合
継続指導	1	10.0%
児童福祉司指導	1	10.0%
施設入所措置	5	50.0%
里親委託	1	10.0%
未定	0	0.0%
その他	2	20.0%
計	10	100.0%

表3-9-9 施設入所先

区分	心中未遂以外の重症の虐待	
	例数	構成割合
乳児院	2	40.0%
医療型障害児入所施設	2	40.0%
児童養護施設	1	20.0%
計	5	100.0%

イ ケース終結の有無

重症となった受傷後の児童相談所の対応について、対応を「終結」したケースは4例（40.0%）であり、その理由として「転居したから」が3例（30.0%）と最も多かった。

表3-9-10 ケース終結の有無

区分		心中未遂以外の重症の虐待	
		例数	構成割合
終結		4	40.0%
内訳 (再掲)	養育状況が改善し安全が確認されたから	0	0.0%
	支援体制が整ったから	0	0.0%
	転居したから	3	30.0%
	その他	1	10.0%
終結していない		6	60.0%
計		10	100.0%

ウ 親権喪失・停止の申し立て

重症となった受傷後に、親権喪失・停止の申し立てを行った事例はなかった。

表3-9-11 親権喪失の申し立ての実施状況

区分	心中未遂以外の重症の虐待	
	例数	構成割合
申し立てを行った	0	0.0%
申し立てを行っていない	10	100.0%
計	10	100.0%

表3-9-12 親権停止の申し立ての実施状況

区分	心中未遂以外の重症の虐待	
	例数	構成割合
申し立てを行った	0	0.0%
申し立てを行っていない	10	100.0%
計	10	100.0%

⑦ 要保護児童対策地域協議会への登録状況

重症となった受傷後に、要保護児童対策地域協議会に登録された事例は6例（60.0%）であった。登録していない理由として、「施設入所中」や「市外へ転居」がみられた。

また、登録後の主担当機関はすべて「児童相談所」であった。

表3-9-13 要保護児童対策地域協議会への登録状況

区分	心中未遂以外の重症の虐待	
	例数	構成割合
登録された	6	60.0%
登録していない	4	40.0%
計	10	100.0%

表3-9-14 要保護児童対策地域協議会に登録後の主担当機関

区分	心中未遂以外の重症の虐待	
	例数	構成割合
児童相談所	6	100.0%
市町村担当課	0	0.0%
福祉事務所	0	0.0%
保健所	0	0.0%
保健センター	0	0.0%
その他	0	0.0%
計	6	100.0%

⑧ 関係機関の関与の状況

ア 受傷後半年時点における関与

重症となった受傷後半年時点での関係機関の関与について、すべての事例について「児童相談所」の関与がみられた。

表3-9-15 受傷後半年時点での関係機関の関与の有無

区分	心中未遂以外の重症の虐待	
	例数	構成割合
関与がある	10	100.0%
関与がない	0	0.0%
不明	0	0.0%
計	10	100.0%

表3-9-16 受傷後半年時点での関係機関の関与（複数回答）

区分	心中未遂以外の重症の虐待（10例）	
	例数	構成割合
児童相談所	10	100.0%
市町村（虐待対応担当部署）	4	40.0%
福祉事務所	1	10.0%
児童家庭支援センター	0	0.0%
児童福祉施設	4	40.0%
指定医療機関	1	10.0%
警察	3	30.0%
家庭裁判所	0	0.0%
保健・医療機関	6	60.0%
学校等	0	0.0%
里親	1	10.0%
配偶者暴力相談支援センター	0	0.0%
母子生活支援施設	0	0.0%
民間団体	0	0.0%
その他	5	50.0%

イ 受傷後1年時点での関係機関の関与

重症となった受傷後1年時点での関係機関の関与について、「関与がある」事例は8例（80.0%）であり、そのすべてにおいて「児童相談所」の関与がみられた。

表3-9-17 受傷後1年時点での関係機関の関与の有無

区分	心中未遂以外の重症の虐待	
	例数	構成割合
関与がある	8	80.0%
関与がない	1	10.0%
不明	1	10.0%
計	10	100.0%

表3-9-18 受傷後1年時点での関係機関の関与の有無（複数回答）

区分	心中未遂以外の重症の虐待(8例)	
	例数	構成割合
児童相談所	8	100.0%
市町村(虐待対応担当部署)	3	37.5%
福祉事務所	1	12.5%
児童家庭支援センター	0	0.0%
児童福祉施設	4	50.0%
指定医療機関	1	12.5%
警察	2	25.0%
家庭裁判所	0	0.0%
保健・医療機関	5	62.5%
学校等	0	0.0%
里親	0	0.0%
配偶者暴力相談支援センター	0	0.0%
母子生活支援施設	0	0.0%
民間団体	0	0.0%
その他	5	62.5%

⑨ 加害者と子どもの交流状況、自立の方針（平成26年9月1日時点）

加害者と子どもの同居の有無について、「同居している」事例が3例（30.0%）であり、「同居していない」事例が7例（70.0%）であった。同居していない事例のうち、加害者と子どもの交流について、「交流している」事例が1例（14.3%）、「交流していない」事例が6例（85.7%）であった。

また、同居していない事例における自立の方針について、「分離」が4例（57.1%）、「家族再統合」が2例（28.6%）であり、「家族再統合」の方針をとった2例のうち家族再統合を前提としたプログラムを実施している事例は1例（50.0%）であった。「分離」の方針をとった4例の分離先は「里親」が1例（25.0%）であり、「その他」としては、「障害児入所施設」等がみられた。

表3-9-19 同居の有無

区分	心中未遂以外の重症の虐待	
	例数	構成割合
同居している	3	30.0%
同居していない	7	70.0%
計	10	100.0%

表3-9-20 同居していない場合の加害者と子どもの交流の有無

区分	心中未遂以外の重症の虐待	
	例数	構成割合
交流している	1	14.3%
交流していない	6	85.7%
計	7	100.0%

表3-9-21 同居していない場合の自立の方針

区分	心中未遂以外の重症の虐待	
	例数	構成割合
家族再統合	2	28.6%
分離	4	57.1%
その他	1	14.3%
計	7	100.0%

表3-9-22 家族再統合を前提としたプログラムの実施の有無

区分	心中未遂以外の重症の虐待	
	例数	構成割合
行っている	1	50.0%
行っていない	1	50.0%
計	2	100.0%

表3-9-23 家族からの分離先

区分	心中未遂以外の重症の虐待	
	例数	構成割合
乳児院	0	0.0%
児童養護施設	0	0.0%
里親	1	25.0%
保護者以外の親族	0	0.0%
その他	3	75.0%
計	4	100.0%

4 現地調査（ヒアリング調査）の結果について

本委員会では、全検証対象事例の中でも特徴的で、かつ、特に重大であると考えられる事例について、都道府県・市町村及びその関係機関等を対象に、事例発生当時の状況や対応等の詳細に関してヒアリング調査を行った。

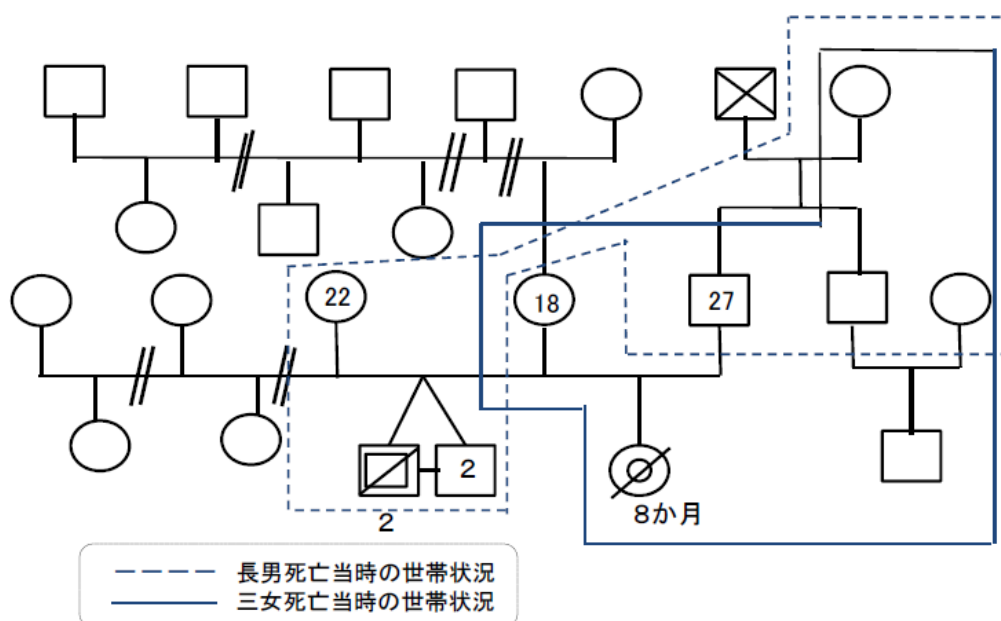
(1) 事例の概要

ヒアリングを行った4つの事例について、それぞれの概要を紹介する。

※ 以下のうち、事例の事実に関する記載は、個人情報保護に配慮し、概要として整理した内容である。

① きょうだい異なる時期に、それぞれ死亡した事例

ア 長男が頭部外傷で死亡し、父母離婚後に実父と再婚相手との間に生まれた異母妹も頭部外傷で死亡した事例【事例1】

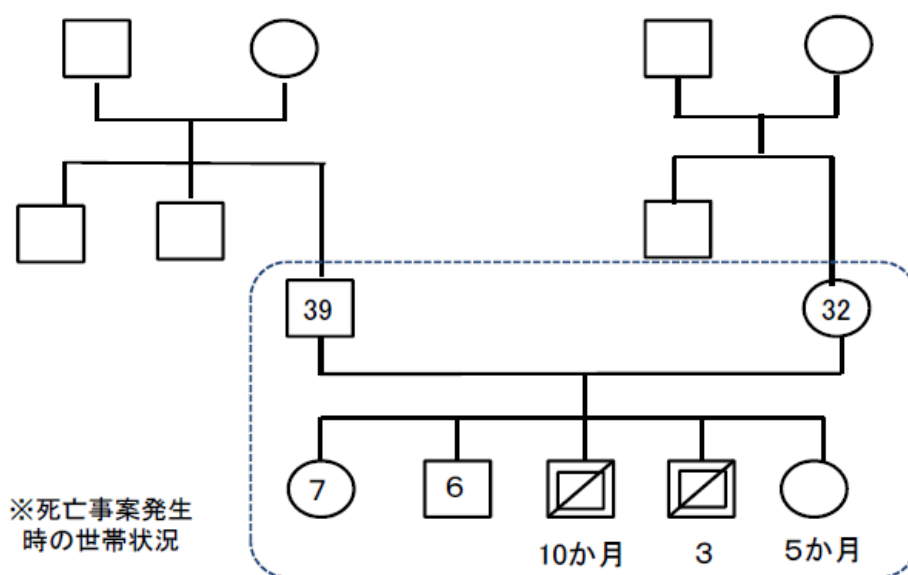


- 双子で生まれた長男は、生後3か月から10か月の間に原因不明の頭部外傷を何度も負って医療機関への受診を繰り返していた。医療機関は、これを児童相談所に通告した。児童相談所は、長男を乳児院に入所させたが、外傷についての原因究明を十分には行わなかった。
- 児童相談所は、約1年半後に、長男の父母への家庭引き取りを認めたが、生活状況の安定や保育所への入所決定を措置解除の根拠とし、虐待の発生リスクについては十分な検討を行わなかった。長男

は、措置解除後1か月で（当時2歳）、頭部外傷により死亡した。

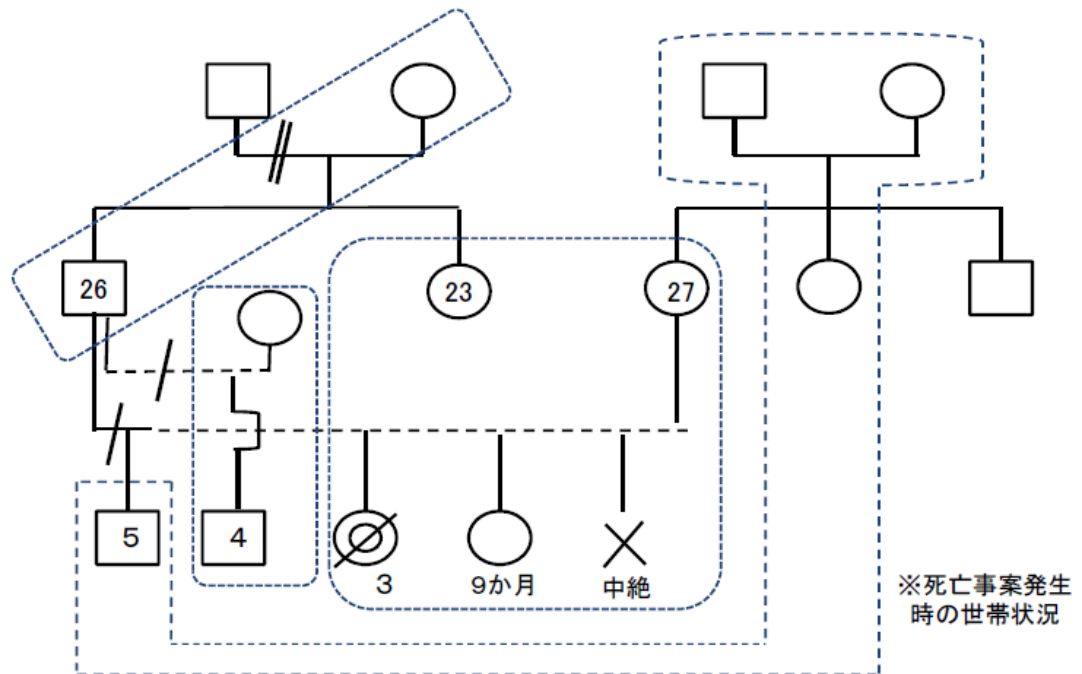
- ・ この後、父母は離婚し、次男は実母に引き取られた。実父は、まもなく未成年の女性と再婚し、この女性との間に自身の第5子となる三女（実父にとっては4度目の結婚である。）を設けた。この三女も、複数回の暴行を受け、生後8か月時に頭部外傷により死亡した。

イ 次男、三男ともに実母からの身体的な暴力によって死亡した事例【事例2】



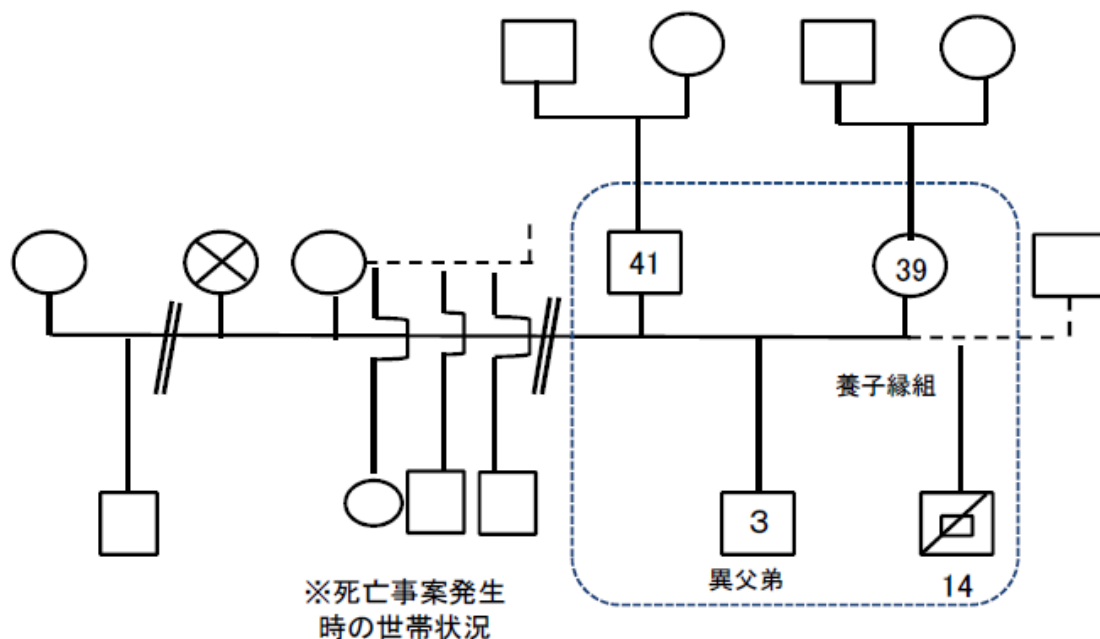
- ・ 次男は新生児期に、三男は生後3か月時に実母から身体的暴力を受けた。次男は、頭部外傷により重症心身障害状態になり入院先で死亡した。
- ・ その後生まれた三男は、頭部外傷により入院した医療機関から通告があり、これを受けて乳児院に保護されたものの、引取り後の3歳の時点で再度、実母から身体的暴力を受けて死亡した。なお、実母には精神疾患があり通院をしていた。
- ・ 次男の事件発生により実母は逮捕されたが、執行猶予判決を受けた。実母が不在の間、長男と長女は一時保護された。実母が拘留を解かれたとき、児童相談所は、家庭引き取りとした2人について、遵守事項などを記した文書を示して児童福祉司による指導措置をとったが、翌年には、このきょうだいへの虐待がないこと、市町村の関わりがあること、きょうだい保育所に通所していることを根拠に、関係機関との十分な協議や合意がないまま、この措置を解除した。

② 実母と父方叔母が、長女の両足・両手首を縛り上げ、口にガムテープを貼るなどして窒息により死亡した事例【事例3】



- 長女出産時には、医療機関からの情報提供を受け、概ね毎日のように家庭訪問を行うという手厚い支援が行われていた。長女は、生後3か月までの間に3回あざなどが認められた後に、実父が精神的に不安定で警察に保護されたことをきっかけとして職権で一時保護され、その後生後5か月から1歳4か月までの1年間乳児院に入所していた。
- 父母は内縁関係であったが、2人の中には、死亡した長女を含め3人の子どもがおり、事件発生の3か月前にも人工妊娠中絶を行っていた。なお、実母が母子生活支援施設入所中に失踪するなどの経緯により、第1子の長男は母方実家で養育されていた。
- 事件が発生する1か月余前に、実父、実母、長女、次女は、父方祖母宅から父方祖父宅に転居し、父方叔母との同居生活が始まっていたが、父方祖父は遠方での就労のために長期不在であった。なお、実父は、事件が起こる半月程前には、それまで暮らしていた父方祖母宅に一人戻っていた。

③ 長男が養父から身体的暴力を繰り返し受けたうえで、「24 時間以内に自殺しろ」と教唆され自死に至った事例【事例 4】



- ・ 養父は、長男が小学5年生の頃、母子が住む公営住宅に同居するようになり、翌年実母と結婚し、同時に長男との間で養子縁組をした。養子縁組直前に異父弟が生まれた。
- ・ 養父は、実母に対しても殴る、蹴るなどのDVがあった。また、就労せずに実母名義で借金をしていた。
- ・ 養父から長男に対する本格的な虐待は、中学進学頃から始まった。養父は、長男が中学2年生の運動会での出来事を契機に不登校となると、長男を自室に閉じ込め、食事やトイレなどを極端に制限するようになった。また、実母に対して、「殴って教育しろ」と強要していた。
- ・ 養父は、長男がふすまをしっかりと閉めなかったことに立腹し、胸を蹴り上げ、拳で顔面を殴るなどして、全治2～3週間等の傷害を負わせた。また、「24 時間以内に自殺しろ」と長男に対して自殺を教唆する発言をした。翌日、長男は、タオルで首を吊った状態で発見された。

(2) 問題点・対応策に関する分析

上記4事例のヒアリング調査を行った後、本委員会において、各事例を通して把握された問題点やそれぞれの対応策について取りまとめた。

① 施設措置及び解除後の児童相談所と関係機関の対応

ア 事実

【事例1】

- ・ 児童相談所は、医療機関から複数回の通告を受け、両親に対して居住環境の改善指導と不適切な養育が確認された際の一時保護の実施を誓約させ、在宅指導としていた。再度、頭部外傷が発生したため同意のもとでの一時保護及び施設入所措置を行った。
- ・ 乳児院の措置解除を決定する会議では、「経済的な安定」「家族関係の改善」「養育に家族からの協力が得られる」「保育所入所の決定」を根拠に在宅復帰が決定され、子どもの安全が守られるか否かのリスクアセスメントがされていなかった。

【事例2】

- ・ 児童相談所は、長女及び長男が一時保護所を退所した後の家庭訪問を実母から拒否され、児童福祉司による在宅指導が実施できていなかったが、長女及び長男への虐待がないこと、保育所への通所及び要保護児童対策地域協議会を通じて見守りがあることを理由に、児童相談所の対応を終結していた。終結は、三男が生まれる1か月前の時期であった。
- ・ 児童相談所は、三男が医療機関に搬送・入院したことから一時保護する方針であったが、医療機関と方針が一致できず一時帰宅となった。その後、治療を引き継いだ別の医療機関の説得を受けて、三男は、父母の同意によって乳児院へ入所することになった。

【事例3】

- ・ 児童相談所は、父母の養育の手法が向上していること、保育所入所が可能であり、児童相談所、市町村の継続支援を受け入れていることを理由に乳児院の措置を解除とした。その方針について関係機関に連絡し、反対意見等が聞かれなかったため、措置解除の方針を確認するための個別ケース検討会議は開催していなかった。

イ 問題点

【事例1】

- ・ 父母の同意による、一時保護及び施設入所措置を行ったため、父母

には、頭部外傷が虐待の可能性があり重大なこととして伝わらず、児童相談所の関わりが虐待に対する介入的な関わりとの認識がされなかった。

【事例2】

- ・ 児童相談所は、長男と長女への指導措置の解除をした時点において、翌月には三男が生まれること、これは次男が受傷した時と重なる状況であること、三男への虐待の発生のリスクがあることなどを十分に認識していなかった。
- ・ 三男の乳児院への入所は、児童相談所が虐待の疑いを父母に告知した上で、措置権者の決定として行うものであることを明確にしたものではなかった。また、三男の家庭引き取りの決定も、虐待が再び発生するリスクを示して、引き取り後の関わりを父母に約束させることを伴ったものではなかったため、家庭引き取り後、関わりを拒否する父母に対して、実質的な関与ができていなかった。
- ・ 市町村の母子保健担当部署は、特定妊婦として関わりを継続していた。出産前後の実母の精神的な不安定さや三男の出産後の養育環境の課題等を虐待のリスクとして判断し、児童相談所の在宅指導の継続を担当者間で依頼したが、児童相談所の方針は変わらなかった。
- ・ 市町村は、虐待のリスクを考え、児童相談所に三男のけがを報告し、個別ケース検討会議などを開催していたが、児童相談所に虐待対応としての介入を強く提示できないまま、けがに関する報告の継続と児童相談所からの指示を待つ状況が続いていた。

【事例3】

- ・ 乳児院は、実父の精神的な不安定さや実母の失踪の可能性などを理由に家庭引き取りへの不安を感じていたが、措置解除に関する意見交換の場がなかった。その後、開催された個別ケース検討会議において、新たに支援体制に加わった保育所には、施設が把握している不安な点が情報として共有されなかった。

ウ 対応策

ヒアリングを実施した4事例のうち、施設入所した子どもが含まれている事例が3事例あった。なかには、保護者との信頼関係を維持することより、把握している事実を示して枠組みを作ることや、その枠組みに基づいて一時保護等の対応をすることが必要な場面でありながら、それを回避してしまう事例が認められた。一時保護及び乳児院の入所措置時には、原因の究明と再発リスクを踏まえた指導内容と支援目標の設定が

必要である。子どもの安全を第一に、養育者の子どもへの愛着や愛情の有無に左右されず、養育者の持つ長所や課題解決能力等の「強み」と「リスク」の双方を客観的にアセスメントすることが重要である。

また、保護者が子どもとの関わりに関する教育的なプログラムに参加したことやショートステイなどの支援を受け入れたことなどをもって、実際以上にリスクが低いと評価された可能性があり、家族再統合を見据えた援助を行う上では、面会や外泊の際の夫婦関係、親子の様子などを観察し、家庭内での子どもの安全を第一とした支援目標を設定するとともに、リスクアセスメントをすべきである。

特に事例1のように、乳児期に起こった重大な頭部外傷の原因が不明の場合には、児童相談所は、あらゆる可能性を想定した支援目標を設定し、家庭環境の確認をすることが必要である。場合によっては、市町村の協力を得ながら家庭の育児環境の改善及び整備に取り組むことも一つであろう。

さらに、事例3の問題点に挙げられているように、児童相談所は、乳児院の職員が持つ、面会時の養育者の言動や子育ての態度・姿勢などの情報を得ながら、家庭の環境整備への配慮、家族関係、親子関係に関するアセスメントにより措置解除の可否を検討すべきである。

また、施設入所措置の解除を決定する前には、施設や在宅指導時に関わりをもつ関係者・機関とアセスメント内容を協議し、施設から在宅へ切れ目なく支援を引き継ぎ、措置解除後の子どもの安全を確保する体制について事前に調整することが必須である。

しかしながら、このような対応が行われない場合には、市町村や関係機関から児童相談所等に措置解除前の状況に関する情報提供を求めるとともに、個別ケース検討会議の開催を求めるなど積極的な姿勢で臨むことも必要である。

② 関係機関間の情報共有及びリスクアセスメント

ア 事実

【事例1】

- ・ 児童相談所は、三女が頭部外傷で医療機関に受診をした情報を把握したが、積極的な受理をせず、市町村に「送致の手続をしてほしい」との依頼をしていた。

【事例2】

- ・ 保育所及び市町村は、複数回にわたり、子ども自身から「噛まれた」「叩かれた」等の訴えを児童相談所に伝えていた。児童相談所は、そ

の後に保育所に通所していない情報を得たにも関わらずこれまでの養育支援を続け、方針の見直しを行っていなかった。

- ・ 保育所による見守りが継続される中、実母が再度妊娠し、三男と妹が保育所に通所しない状況になったが、児童相談所は、家庭訪問を行わずにいた。また、市町村の母子保健担当部署は、三男の状況確認を保育所との電話連絡により把握していた。

【事例3】

- ・ 市町村の虐待対応担当部署は、祖母から実母の養育能力が十分ではないことを疑わせる情報を把握しながら、実母の養育能力を総合的に評価し、支援方針を考える視点が十分ではなかった。また、父方祖父宅への一時的な転居時には、実母からの希望が無かったこと、滞在が短期間との聞き取りから転居先市町村への情報提供が行われていなかった。
- ・ 児童相談所、市町村ともに、次女の誕生、父方祖母との同居、父方叔母との同居など、家庭状況が変化している状況を把握していたにもかかわらず、リスクアセスメントが十分に行われず、見直しがされていなかった。

イ 問題点

【事例1】

- ・ 児童相談所は、三女の養育について支援を継続していた市町村からの情報提供を通告として受理することなく、「市町村の要保護児童対策地域協議会で進行管理を行う事例」として位置づけ、市町村が対応すべき事例として取り扱ったため、都道府県の業務として位置づけられている「専門的な知識及び技術を必要とするもの」として認識せず、自らの責任においてなすべきリスクアセスメントを適切に行うことがなかった。市町村も、当該父親のみならず若年の母親による養育であることなどを把握し、母子保健担当を中心とした継続的な関わりの中で得た情報や資料の提供を児童相談所に行っていたものの、必要な時期に、一時保護を要する児童である旨を申し出るなど行うことはなかった。
- ・ 市町村は、親族からのけがに関する情報提供があった時点で、聞き取りと目視が必要であったが、実母からの訪問拒否などのため目視ができないまま数日を過ごしていた。

【事例2】

- ・ 児童相談所は、実母からの拒否により直接的な関わりができなくな

り、三男に直接関わることができる保育所からの情報により、リスクアセスメントを行っていた。家庭訪問を含め直接的な状況確認が十分にされず、「関わりを拒否していること」に着目したリスクアセスメントが適切に行われていなかった。

- ・ 児童相談所、市町村は、父母の出会いや妊娠・出産の経緯、父母の生活歴など、リスクの予見につながる関連情報の把握や、すでに把握済みの情報に関する十分なアセスメントがされていなかった。
- ・ 児童相談所は、傷があっても軽微な外傷として扱い、医師の診察や父母への聞き取りもしないままに、担当職員間で「虐待ではない」との判断で終始し、組織としての見直しを行っていなかった。
- ・ 保育所は、傷を見つけるたびに、市町村の虐待対応担当部署に報告していたが、児童相談所の「虐待ではない」という判断を頼りに、不安を抱えつつも保育をせざるを得なかった。
- ・ 保育所、市町村及び児童相談所は、三男が保育所に通所していない状況が続いている情報を共有していたが、実母の説明をそのまま受け入れるだけに留まっていた。(後に、父母が、三男がけがをしていることを隠すために、保育所を休ませていたことが明らかになっている。)

【事例3】

- ・ 市町村の虐待対応担当部署は、多機関から提供された父母の不安定さから起きる様々な出来事の情報収集はしていたが、関係者への報告やリスクアセスメントに十分取り組むことができていなかった。
- ・ 実母の養育力に関するリスクアセスメントが十分にされなかったため、父方祖父宅への一時的な転居が、周囲から支援が得られにくい状況下となり実母が養育に困窮する事態になり得ること、たとえ短期でも転居先の市町村の協力を得ながら支援体制を図る必要性について考えられていなかった。

ウ 対応策

今回の事例では、関係機関において既に得ている情報が活用されず、また全体を俯瞰した判断がなされていない状況も見られた。

このため、適切な支援を行うには、現時点での父母の様子や親子関係のみならず、養育力や育児行動の基盤となる父母の生育歴、それぞれの生まれ育った家庭の養育に関する情報を意識的に聞き取り、リスクアセスメントをする必要がある。

また、父母からの説明を鵜呑みにせず、支援側は事実関係を確認する

ことが必要であり、特に市町村は、家庭に最も身近な機関として、けがやあざなどの受傷情報は通告と受け止め、48時間以内に目視を行うことが求められる。

さらに、養育者との関係性を重視するあまり介入が遅れることがないよう、判断や対応は組織として行い、担当者が抱え込まない体制の整備が求められる。

また、転居や出産などによって、家族内に生じる変化や危機を把握することの重要性を認識し、家庭状況の急激な変化が起きた場合には、要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議等において関係機関と情報共有・連携を図りつつ、早期に児童相談所との協議の場を設け、介入についての検討を行うことが望ましい。

③ 頭部外傷を繰り返す養育者への対応

ア 事実

【事例1】

- ・ 生後3か月から生後10か月の間に頭部の外傷が繰り返しあり、養育者からの加害が疑われる所見もあった。また、わずか2週間程度の間に3度繰り返された頭部の外傷は、生後8か月の乳児の頭部に外力が加えられたものが疑われ、父母から聞き取った受傷の経緯では、原因を説明できない状況であった。
- ・ 児童相談所は、医療機関から通告を受理するも十分な危機感を持たず「原因不明」として扱い、さらに医師の意見についてもセカンドオピニオンを求めるなどの原因の究明に取り組んでいなかった。
- ・ 乳児の頭部のけがは、まず虐待を疑う必要があるが、医療機関では、児童相談所からの受診状況の照会を受けても、病院内の虐待防止委員会への報告がされていなかった。

【事例2】

- ・ 三男が救急搬送された医療機関は、一旦、虐待通告として児童相談所及び警察に連絡するも、医学的に虐待行為によるものの根拠はないと判断していた。また、警察も事件化をすることなく終結した。

その後、児童相談所がアドバイザーとして依頼した別の医療機関の医師から搬送先の医療機関に対し、乳幼児揺さぶられ症候群（SBS）の可能性と虐待のリスクが高い旨の助言があり、児童相談所は一時保護に動き始めたが、搬送先の医療機関との調整が間に合わず、結果として一時保護の前に一時帰宅が行われてしまった。

イ 問題点

【事例1】

- ・ 医療機関は、長男が頭部の外傷で初めて受診した際には、養育支援が必要な家庭と児童相談所へ通告していた。その後、頭部の外傷による受診が続くも3回目の頭蓋骨骨折時に児童相談所に通告をしていた。あきらかに医療機関からの連絡の遅れがあった。
- ・ 児童相談所は、長男の初回の頭部外傷について、医師の「外部からの衝撃によるものとは考えにくい」との意見をそのまま受け入れ、危機感を持たず、主体的に事実を究明しようという姿勢が欠けていた。
- ・ 児童相談所は、市町村の虐待対応担当部署から提供があった三女の頭部外傷の写真を入手した時点で、受診先の医療機関と詳細な情報交換を行い、虐待のリスクアセスメントを行う必要があったが、医療機関の判断内容（虐待ではない）と父母からの聞き取り内容を把握したのみで、危機意識が薄いやりとりで留まった。

【事例2】

- ・ 次男への虐待に関するリスク評価が医師、医療機関により異なり、特に救急搬送された医療機関では、虐待に関する評価が担当医によるところが多く、病院内の虐待防止委員会など組織的な対応が行われていなかった。
- ・ 児童相談所は、救急搬送された医療機関とは連絡を取っていたものの、医師の判断に従い、病院内の虐待防止委員会への参画や児童相談所の見解を積極的に伝えていなかった。

ウ 対応策

子どもの診療行為に関わる医師、看護師、助産師等は、日頃から児童虐待に関する知識を持ち、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した際には速やかに通告する立場であることを改めて意識する必要がある。

事例2では、三男の緊急搬送に関して、医療機関からは児童相談所に対して通告があったが、児童相談所は、外傷の治療に要する期間を想定した迅速な関わりを行っていなかった。また、児童相談所は三男を一時保護する方針であったが、その方針を医療機関と共有せず、医療機関は三男の一時帰宅を認め、介入のタイミングを逸した経過がある。このようなことを防ぐには、医療機関に対し、児童相談所の対応の流れを伝えること、そして、児童相談所から医療機関に対する情報提供が、医療機関の支援方針の決定を左右する大切な役割を担っていることを自覚し、日頃からの情報のやりとりを意識する必要がある。

逆に、医療機関は、児童相談所等からの情報が不十分と感じられたときには、医療相談室や医療ソーシャルワーカーなどを活用し、積極的に情報収集に取り組むことも大切である。

また、医療機関と連絡をとりながらも、医療機関へ児童虐待か否かの判断を丸投げしたり、それまでの関わりや関わりを通じて把握している情報を十分には伝えずに医療機関に判断を求めたりすることがあり、児童相談所が自ら判断すべき時に対応されていなかった。たび重なる頭部外傷の際には、児童虐待の可能性を十分に認識し、一時保護等の対応を行うこと、特に乳児期においては、原因不明のけがや受傷が繰り返された場合には、養育困難対応から虐待対応に切り替え、一時保護などの迅速な対応をすべきである。

④ 精神疾患のある養育者等の支援を必要としている家庭への対応

ア 事実

【事例2】

- ・ 市町村の母子保健担当部署は、転入時の面接から実母の精神疾患を把握し、実母の体調不良と子育ての負担感の軽減のために、保育所の入所手続とその利用調整を行った。
- ・ 実母は三男の妊娠中に、通院先の医療機関の精神科医師から「出産や育児は困難である」との説明後に通院先を診療所に変更していた。児童相談所は、すみやかに転院先の診療所に連絡をとり、病状の把握と連携を図った。
- ・ 実母は、出産時にきょうだいの世話が可能な医療機関を条件に、産婦人科の診療所を選択し、妊婦健診の定期受診も同診療所に通院をしていた。

【事例3】

- ・ 児童相談所は、実父の精神疾患に関する通院・治療状況を把握していたが、援助終結後に判明した実母の精神疾患に関する情報は把握していなかった。一方、市町村は、実母から自身が精神的な不安定さから医療機関を受診し「うつ状態」との診断があったことを把握していた。

イ 問題点

【事例2】

- ・ 市町村の母子保健担当部署は、特定妊婦である実母に関わりを持ち続け、出産先の医療機関の紹介とともに、実母の病状や精神科への通

院状況等を把握していた。しかしながら、妊娠の経過は「特に問題なし」と判断し、産婦人科医師へ連絡や連携には取り組んでいなかった。

- ・ 三男の出産前に、児童相談所、市町村、保育所で妊娠中の実母の状況や出産後の支援体制等の情報共有を行っているが、実母の精神疾患に関する評価が十分に行われていなかった。また、産褥期に実母の精神症状が悪化する可能性についての十分な検討がされていなかった。

【事例3】

- ・ 児童相談所、市町村それぞれが実父、実母の精神疾患の病状に関する情報を把握していたが、父母を総合的に捉え、個々の精神状態がもたらす家庭への影響や養育環境の変化などを予測する観点での個別ケース検討会議の開催や情報共有はされていなかった。
- ・ 実母は、攻撃的な行動は見られなかったが、施設や家から突然、行方がわからなくなるなど、周囲の人間関係や環境の変化から影響を受けやすく、それによって衝動性の高い行動(精神的なリスクを有する)をとるという特性を支援者側が十分に認識していなかった。
- ・ 市町村は、支援が必要な家庭と捉え、転居先への訪問を行った。実母の不安定な状況を認識していたが、実母からの支援希望がなかったこと、さらに、転居先での生活、共に生活する父方叔母との関係、保育所の通所が中断される可能性など子どもの安全面への十分な検討に至らず、短期で一時的な居所の移動として、転居先の自治体への情報提供を必要と判断せず、要支援家庭としての支援調整など行っていなかった。
- ・ 実父は、精神科への通院により、現時点の病状等の診断や治療はされていたが、複雑な家庭環境下での生育歴と現在に至った経緯に関するアセスメントが十分にされていなかった。

ウ 対応策

精神疾患のある妊産婦の精神状況を評価し、支援策を見立てるには、精神科、産科の医療機関がともに関わることが重要である。

また、精神疾患の症状によっては、妊娠・出産・産後の管理が可能な産科、もしくは精神科が併設された医療機関に早期からつなぎ、精神保健の観点からの支援を行うことが必要である。

さらに、事例3では、養育者の生育歴に着目し、適切な養育を受けないままに親になった養育者の課題や子どもの頃の成長・発達の状況を踏まえた精神面のリスクアセスメントの必要性が明らかにされた。また、養育者が精神科につながっている場合には、主治医と養育者の生育歴な

どの情報共有を行うことも重要であることも分かった。そのためには、関係機関は養育者が通う精神科等の医療機関との情報交換の方法を検討しておく必要がある。

事例3は、父母ともに精神的な課題があり通院をしていた。ただし、養育者それぞれの精神的な課題を把握していても、相互の関係性からどのような影響や事態が生じるかは、予測が困難な状況と考えられる。

しかしながら、このような養育者に対し、どのように危機的な状況を把握し、予防的な介入をすべきかを精神医学や心理学の専門家からの助言が得られると支援側のリスクアセスメントも取り組みやすいと考える。

また、「軽度のネグレクト状態として関わり、関係機関の受け入れも良く、多機関による支援が実施していたにもかかわらず、実母の衝動性を見過ごしたことにより発生した死亡事例」と言い表せる事例である。一見、安定しているように見えても、個々の潜在的なリスクが結びつくことで、急激な変化と危機的な状況が生じる危険性を示唆する事例として、支援者の一人ひとりが心に留めておくべき事例の一つと考えられる。

⑤ きょうだいの虐待死をうけて、虐待の再発を防止するための対応

ア 事実

【事例1】

- ・ 長男の実母は、長男の死亡に関わる実父の傷害致死容疑が、嫌疑不十分で不起訴処分となったことに対して不服申立を行った。その後、検察審査会の不起訴不当議決により地方検察庁が再捜査を開始していた。
- ・ 三女の妊娠届出の直後から、市町村の虐待対応担当部署及び母子保健担当部署は関わりを持ち続け、妊娠中から事件発生に至るまで、事例検討会の開催や児童相談所への情報提供を続けていた。
- ・ (三女の妊娠が判明した時点で開催した) 事例検討会では、極めて高いリスクがある家庭であり、実父のみならず、若年の母や祖母の養育力、安全面の配慮に関するアセスメントの実施、妊娠中からの手厚い支援と継続的に関係者が協議を持つ必要性が指摘されていた。

【事例2】

- ・ 保育所及び市町村は複数回にわたり、子ども自身から「噛まれた」「叩かれた」等の訴えを児童相談所に伝えていたが、児童相談所は、その後に保育所に通所しない情報を得たにも関わらずこれまでの養育支援を続け、方針の見直しを行っていなかった。

イ 問題点

【事例1】

- ・ 実父は長男が死亡した事件で逮捕されたが、不起訴処分になった。この扱いについて、長男の実母が検察審査会に対して審査の申立てをし、議決により地方検察庁が再捜査を開始していたが、児童相談所は、実母から事情を聞くことも、検察庁に照会することもなかった。
- ・ 児童相談所は、実父が離婚し、新たな相手との間で妊娠したことを把握していたが、市町村を通した情報把握にとどまり、自ら関わることがなかった。
- ・ 児童相談所は、三女が生まれた後、市町村とともに訪問し、親子に面接しているも関わらず、要保護児童対策地域協議会における情報共有を中心とし、児童相談所の関わりは必要なしとの判断であった。

【事例2】

- ・ 児童相談所は、次男の死後に頻回な家庭訪問を行い、三男の妊娠・出産の情報を把握し、三男への虐待のリスクが予見できたにもかかわらず、市町村の関わりと保育所の支援を理由に、児童福祉司による指導の解除及び終結をした。

ウ 対応策

警察等の関与と過去に虐待死があり再び虐待の可能性のある家庭に対し、まずは、児童相談所の介入等を想定した対応を考えるべきである。

特に事例1では、再捜査が始まり、検察官等が把握する虐待事案の内容や捜査等の経緯が、その後生まれた三女の養育環境及び安全確保の判断に資する情報となる可能性があったと考えられる。実父の養育状況など、家庭の中のことは長男の実母が最もよく知っていたと思われ、リスクアセスメントには有効な情報源の一つになった可能性がある。

このような対応を円滑に行うためにも、あらかじめ検察官等と照会内容や範囲を協議しておくことが必要であり、平素からの関係構築は言うまでもない。

また、2つの事例ともにその後の実母の妊娠を市町村の母子保健担当部署が把握し、家庭への関わりを取り組み始めていたが、関係者間での危機感の共有が不十分であった。

やはり、過去に虐待のおそれ・疑いがあった養育者は、養育支援の必要な対象者であることは言うまでも無く、生まれてくる子どもの安全を第一に、危機感を関係者の中で共有し、妊娠期から虐待を防止するための支援策を検討すべきである。その際は、出産直後の介入も含め、医療

機関と事前に打ち合わせを行うとともに、児童相談所の一時保護も意識した積極的な関わりが重要である。

⑥ 学齢期以降の子どもに対する支援のあり方

ア 事実

【事例4】

- ・ 学校は、長期に欠席が続いているにもかかわらず、家庭訪問の実施を含む長男の状況についての直接確認は行わず、実母や養父と連絡をとるのみであった。また、教育委員会などと連携した対応は行っていなかった。
- ・ 担当教諭が長男の服装違反や喧嘩について指導した際、養父は家庭の方針であり、長男の行動を認めていると話していた。また、学校は養父による暴力の存在や叩かれたことによるあざがあることを確認していた。
- ・ 担当教諭は養父を教育熱心であると評価し、疑うことがなかった。養父は別の教諭には威圧的な態度で接することがあったため、養父の印象は教諭間で異なっていたが、教諭間でのすり合わせや学校が組織として養父について評価することはなかった。
- ・ 中学校では、片方の目を覆うあざに気づいたが、長男が暴力を否定したことで、実母に眼科受診を勧めたのみで、児童虐待を疑うことはなかった。また、担当教諭は学年会であざについて報告し、学年の教諭に対して状況観察の依頼をしたが、学校全体で情報を共有することはなかった。

イ 問題点

【事例4】

- ・ 養父の対応は教諭によって異なり、養父の評価についても教諭により異なっていた。結果、担当教諭による評価が優先され、学校では、十分な養父の評価が行われず、虐待を疑うことができなかった。
- ・ 学校は、医療機関への受診勧奨により受診したという事実確認のみでは、虐待を完全に否定することが困難であることの認識がなかった。
- ・ 家庭内で虐待を受けていた長男にとって、中学校は大切な生活環境であったと思われるが、学校行事での失敗は長男の大切な場所を喪失する、絶望的な出来事であったと考えられる。その後、長期の欠席となるも、学校による直接確認は行われず、欠席理由も学校行事での失敗が原因とされ、家庭での虐待が深刻化していった。

- ・ 本家庭に関わる関係機関が限られたため、学校単独では切迫した家庭状況の把握は困難な状況であった。

ウ 対応策

子どもに関わるすべての関係者に通じることだが、同一人物に対する評価が、支援者によって異なる場合は、慎重な対応が求められる。特に、けがやあざ、子どもの発言から虐待が疑われる場合には、慎重な評価が必要である。事例4のように、子どもの側から自発的にSOSが発せられることがなくとも、あざが認められた時点で、具体的な状況を聞き取るための適切な質問がなされていれば、子どもが置かれている状況や受けている身体的暴力の状況を把握することができた可能性があると思われる。

また、身体的虐待と考えられる状況を把握した場合には、医療機関へ受診の有無によらず、虐待の可能性を念頭に置いた継続的な確認とリスクアセスメントが必要である。

さらに、欠席が長期間にわたる場合は、その欠席理由によらず、教諭が子どもを直接確認できる体制を構築することが重要である。文部科学省通知（平成22年1月26日21初児生第29号）においても「学級担任、生徒指導担当教員、養護教諭、スクールカウンセラーなど教職員等が協力して、日頃から幼児児童生徒の状況の把握に努める」、「学校として組織的に取り組むとともに、教育委員会への連絡、又は必要に応じて相談を行うこと。」などとされており、改めて確認する必要がある。加えて、文部科学省通知（平成27年3月31日26文科初第1479号）においては、「病気やけがなどの正当な事由がなく児童生徒が連続して欠席している場合、担任教諭・養護教諭等がチェックをした上で、3日を目安に校長等へ報告を行うこととする。また、正当な事由がなく7日以上連続して欠席し、児童生徒本人の状況の確認ができていない場合は、学校は設置者へ報告を行うこととする。いずれの段階にあっても、担任や養護教諭等は、原則として対面で児童生徒本人と会い、状況を確認する必要がある。」などとされており、改めて確認する必要がある。

なお、たとえ正当な事由があつたとしても、長期の欠席は親子の関係や家庭に影響を与える可能性もあることから、児童生徒本人の状況や家庭状況の変化などの把握に努める必要がある。

そのためには、教育機関が子どもや家庭に関わる支援機関との連携体制を構築することが重要である。

また、学校のみでは家族・家庭の状況を把握することが困難と思われ

るが、児童虐待は、家族・家庭の状況を踏まえて適切に判断することが重要であるため、可能な限り家庭状況を把握し、必要な場合には関係機関と情報共有していくことが求められる。

なお、事例4では、その後の対応策として、組織として欠席日数による報告や家庭訪問の対応、場合によっては警察など関係機関への相談など共通のルールを明確にすることが取り組まれていた。

また、教育機関の経験者を調整役として、地域関係者、支援機関との話し合いの場を持つ取り組みがされ、関係者同士の協力関係が構築され、家庭の状況等を共有する機会づくりを積極的に行うなど参考となる取り組みがされている。

5 地方公共団体における検証等に関する調査結果

国及び地方公共団体は、重大な子ども虐待事例についての調査研究及び検証を行うことが責務とされており、地方公共団体が行う検証については、「地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について」(平成 20 年 3 月 14 日付雇児総発第 0314002 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知)により詳細を示している。

今回、平成 27 年 9 月 1 日現在の「地方公共団体における検証組織の設置状況」、「地方公共団体が行う検証の実施状況」、「国の検証報告の活用状況」について調査した結果は以下のとおりである。(調査対象：地方公共団体(各都道府県、指定都市、児童相談所設置市) 数 69 か所)

(1) 地方公共団体における検証組織の設置状況

① 検証組織の設置の有無

地方公共団体における検証組織の設置状況については、検証組織を設置している地方公共団体が 69 か所(100.0%)であり、すべての地方公共団体に検証組織が設置されている。

そのうち設置されている検証組織が常設である地方公共団体は 52 か所、事例毎に随時設置される地方公共団体は 17 か所であった。

表 5-1-1 検証組織の設置状況

区分		地方公共団体数	設置率
設置		69	100.0%
内訳	常設	52	
	事例毎に随時設置	17	

② 検証組織の設置形態

検証組織の設置形態は、児童福祉審議会の下部組織として設置している地方公共団体が 25 か所(36.2%)、地方社会福祉審議会の下部組織として設置している地方公共団体が 34 か所(49.3%)、単独設置をしている地方公共団体が 8 か所(11.6%)であった。

表5-1-2 検証組織の設置形態

区分	地方公共団体数	構成割合
児童福祉審議会の下部組織として設置	25	36.2%
地方社会福祉審議会の下部組織として設置	34	49.3%
単独設置	8	11.6%
その他	2	2.9%
計	69	100.0%

③ 検証組織の設置要綱の有無

検証組織の設置要綱がある地方公共団体は、56 か所(81.2%)であった。

表5-1-3 検証組織の設置要綱の有無

区分	地方公共団体数	構成割合
あり	56	81.2%
なし	13	18.8%
計	69	100%

④ 検証対象の範囲

検証対象の範囲について、検証組織が検証する対象の範囲を定めている地方公共団体は41 か所(59.4%)であった。第11次報告と比較して3か所増加している。

また、検証組織が定めている検証対象の範囲は、「2. 重大事例(死亡事例を含む。)を対象」が26 か所(63.4%)で最も多く、次いで「『1. 死亡事例のみ』または『2. 重大事例(死亡事例を含む。)を対象』のうち、関係機関の関与状況により判断」が13 か所(31.7%)であった。

表5-1-4 検証対象の範囲の定め

区分	地方公共団体数	構成割合
定めている	41	59.4%
定めていない	28	40.6%
計	69	100%

表5-1-5 検証対象の範囲の内容

区分	地方公共団体数	構成割合
1. 死亡事例のみ	0	0.0%
2. 重大事例(死亡事例を含む。)を対象	26	63.4%
3. 1または2のうち、関係機関の関与の状況により判断	13	31.7%
4. その他	2	4.9%
計	41	100.0%

⑤ 検証組織の構成員

調査時点、検証組織の構成員に関し委嘱をしている地方公共団体 59 か所における各検証組織の構成員の数は、「5人」が19か所(32.2%)と最も多く、次に「6人」が17か所(28.8%)となっていた。なお、構成員の人数の平均は6.7人であった。

検証組織の構成員の職種、所属等については、「大学等の教育研究機関の教員・研究者^{注1)}」、「医師^{注2)}」、「弁護士」が9割以上の地方公共団体で委嘱されており、次いで「児童福祉施設関係(協議会等を含む。)(59.3%)」、「民生委員・児童委員(同上)」(37.3%)が多く、多くの地方公共団体で委嘱されていた。「その他」については、臨床心理士や助産師、NPO法人代表者があった。

委嘱されている「大学の教育研究機関の教員・研究者」の専門については、「児童福祉分野」が34か所(60.7%)と最も多く、次いで「心理部門(児童心理、臨床心理を含む)」が24か所(42.9%)、「社会福祉分野」15か所(26.8%)であった。

また、「医師」の専門については、「小児科医」が43か所(72.9%)と最も多く、次いで「精神科医」が23か所(39.0%)、「児童精神科医」が19か所(32.2%)であった。

注1) 医師、保健・公衆衛生関係の教員、研究者を除く。

注2) 大学等の研究教育機関の医師を含み、保健・公衆衛生の医師を除く。

表5-1-6 検証組織の構成員の人数

人数	地方公共団体数	構成割合
4人	1	1.7%
5人	19	32.2%
6人	17	28.8%
7人	8	13.6%
8人	6	10.2%
9人	3	5.1%
10人以上	5	8.5%
その他	0	0.0%
計	59	100.0%

表5-1-7 検証組織の構成員の職種・所属等（複数回答）

職種、所属等(OB等を含む)	地方公共団体数	構成割合
大学等の教育研究機関の教員・研究者 ^{注1)}	56	94.9%
医師 ^{注2)}	59	100.0%
弁護士	57	96.6%
児童福祉施設関係(協議会等を含む。)	35	59.3%
民生委員・児童委員(協議会等を含む。)	22	37.3%
保健・公衆衛生関係	7	11.9%
児童相談所関係	2	3.4%
保育所関係(保育協議会等を含む。)	12	20.3%
社会福祉協議会	4	6.8%
小学校・中学校の校長会	10	16.9%
家庭裁判所関係(調査官等)	2	3.4%
里親会	6	10.2%
警察	3	5.1%
母子寡婦福祉連合会	4	6.8%

表5-1-8 「大学等の教育研究機関の教員・研究者^{注1)}」の専門（複数回答）

大学等の教育研究機関の教員等の専門	地方公共団体数	構成割合
児童福祉分野	34	60.7%
社会福祉分野	15	26.8%
心理部門(児童心理、臨床心理を含む)	24	42.9%
教育部門	12	21.4%
保育部門	5	8.9%
看護・保健分野	8	14.3%
その他	5	8.9%

表5-1-9 「医師^{注2)}」の専門（複数回答）

医師の専門	地方公共団体数	構成割合
小児科医	43	72.9%
児童精神科医	19	32.2%
産婦人科医	2	3.4%
精神科医	23	39.0%
法医学(監察医、解剖医含む)	1	1.7%
保健・公衆衛生関係	2	3.4%
その他	3	5.1%

(2) 地方公共団体が行う検証の実施状況

① 平成25年度に地方公共団体が把握した児童虐待による死亡事例

平成25年度に児童虐待による死亡事例を把握した地方公共団体は、35か所(50.7%)であり、5例以上を把握した地方公共団体は2か所(5.7%)であった。把握した事例数が最も多い地方公共団体では、8事例を把握していた。

表5-2-1 平成25年度の児童虐待による死亡事例の有無

区分	地方公共団体数	構成割合
事例があった	35	50.7%
事例はない	34	49.3%
計	69	100.0%

表5-2-2 地方公共団体あたりの事例数

区分	地方公共団体数	構成割合
1例	23	65.7%
2例	5	14.3%
3例	3	8.6%
4例	2	5.7%
5例以上	2	5.7%
計	35	100.0%

② 地方公共団体による検証の実施状況

平成 25 年度に把握した児童虐待による死亡事例の検証の実施状況は、「検証していない」事例がある地方公共団体は 21 か所 (60.0%) であり、次いで「複数事例のうち一部検証した／一部検証中」事例がある地方公共団体は 4 か所 (11.4%)、「検証した」事例がある地方公共団体は 9 か所 (25.7%)、「検証中」の事例がある地方公共団体は 1 か所 (2.9%) であった。

「検証していない」理由 (複数回答) としては、「行政機関が関わった事例ではないため」が約 7 割を占めており、「その他」の中には、「死亡と虐待 (暴行) との因果関係が不明」や「検証を行うための材料がほとんどなかったため」などがあつた。

また、心中以外の虐待死の事例のうち「検証していない事例」で、かつ、「児童相談所又は市町村 (虐待対応担当部署) の関与事例」は 5 事例であり、一方、心中による虐待死 (未遂含む) のうち「検証していない事例」で、かつ、「児童相談所又は市町村 (虐待対応担当部署) の関与事例」は 1 事例であった。

表5-2-3 地方公共団体による検証状況

区分	地方公共団体数	構成割合
検証していない	21	60.0%
複数事例のうち一部検証した／一部検証中	4	11.4%
検証した	9	25.7%
検証中である	1	2.9%
計	35	100.0%

表5-2-4 検証していない理由（複数回答）

区分	検証していない事例のある地方公共団体(25)	
	地方公共団体数	構成割合
行政機関が関わった事例ではないため	19	76.0%
裁判中のため	1	4.0%
その他	16	64.0%

表5-2-5 地方公共団体による検証状況と児童相談所等の関与状況

区分	心中以外の虐待死	心中による虐待死 (未遂含む)	計
検証していない事例	22	21	43
うち、児童相談所又は市町村(虐待 対応担当部署)の関与事例	5	1	6
検証した事例	13	6	19
うち、児童相談所又は市町村(虐待 対応担当部署)の関与事例	8	1	9
検証中の事例	1	0	1
うち、児童相談所又は市町村(虐待 対応担当部署)の関与事例	0	0	0
計	36	27	63

③ 地方公共団体における検証報告書数

平成25年度に把握した児童虐待による死亡事例について、13か所の地方公共団体が検証を行い、作成した検証報告書数は計19報告であった。第11次報告における18地方公共団体、25報告書と比較すると、地方公共団体数、報告書数ともに減少している。

表5-2-6 地方公共団体による検証報告書数

地方公共団体の 検証報告書数	地方公共団体数	計
1	10	10
2	2	4
3	0	0
4	0	0
5	1	5
計	13	19

④ 地方公共団体による検証にかかった期間

平成 25 年度に把握した児童虐待による死亡事例について、地方公共団体が行った検証にかかった期間は、「12 か月以上」が最も多く（36.8%）、最短では2 か月、最長では 20 か月かかっており、平均では 10.2 か月であった。

表 5-2-7 検証にかかった期間

区分	検証報告書数	構成割合
3か月未満	1	5.3%
3か月	0	0.0%
4か月	1	5.3%
5か月	2	10.5%
6か月	5	26.3%
7か月	0	0.0%
8か月	1	5.3%
9か月	1	5.3%
10か月	0	0.0%
11か月	1	5.3%
12か月以上	7	36.8%
計	19	100.0%

⑤ 地方公共団体による検証における支障の有無

平成 25 年度に把握した児童虐待による死亡事例について、地方公共団体が行った検証において、検証における支障が「ない」とした検証報告書は 9 報告（47.4%）であり、支障が「あり」とした検証報告書は 10 報告（52.6%）であった。

また、支障が「あり」としたその内容は、「その他」を除くと「警察から情報が得られない」「関係機関の関与がなく情報がない」がそれぞれ 1 報告（10.0%）であった。「その他」の回答は 8 報告（80.0%）であったが、その内訳としては「人員の不足」や「裁判傍聴による情報収集に依拠せざるを得なかった」等であった。

表 5-2-8 検証における支障の有無

区分	検証報告書数		構成割合
ない	9		47.4%
あり	10		52.6%
内訳 (複数回答)	医療機関から情報が得られない	0	0.0%
	警察から情報が得られない	1	10.0%
	家庭裁判所から情報が得られない	0	0.0%
	保育所・幼稚園から情報が得られない	0	0.0%
	学校から情報が得られない	0	0.0%
	時間が経っており関係資料がない	0	0.0%
	関係機関の関与がなく情報がない	1	10.0%
	その他	8	80.0%

⑥ 地方公共団体の検証報告書の周知方法

平成 25 年度に把握した児童虐待による死亡事例について、地方公共団体による検証報告書の周知方法は、去年と同様、関係部署や関係機関、要保護児童対策地域協議会といった関係者への配布や研修・会議での使用のほか、ホームページへの掲載や記者発表など、広く一般向けに周知を行った。

表 5-2-9 検証報告書の周知方法（複数回答）

区分	検証報告書数	構成割合
関係部署へ配布	14	73.7%
関係機関へ配布	14	73.7%
要保護児童対策地域協議会にて配布	11	57.9%
記者発表	6	31.6%
ホームページへ掲載	10	52.6%
広報誌へ掲載	0	0.0%
関係者への研修・会議で使用	11	57.9%
フォーラム・住民向け会議を開催	0	0.0%
その他	2	10.5%

⑦ 地方公共団体の検証報告の提言に対する対応の有無

平成 25 年度に把握した児童虐待による死亡事例について、地方公共団体が行った検証においてなされた提言については、全てにおいて何らかの対応をしていた。

表 5-2-10 検証報告の提言に対する対応の有無

区分	検証報告書数	構成割合
対応していない	0	0.0%
一部対応している	10	52.6%
全て対応している	9	47.4%
計	19	100.0%

⑧ 地方公共団体の検証報告の提言に対する取組状況の公表の有無

平成 25 年度に把握した児童虐待による死亡事例について、地方公共団体が行った検証においてなされた提言の取組状況を公表している検証報告書は 2 報告（10.5%）であった。

表 5-2-11 検証報告の提言に対する取組状況の公表の有無

区分	検証報告書数	構成割合
公表していない	17	89.5%
公表した	2	10.5%
計	19	100.0%

(3) 国の検証報告の活用状況

国の検証報告である第10次報告について、公表から1年を経過した後の活用状況について調査を行った。

① 第10次報告の周知

9割以上の地方公共団体が、都道府県・市町村の関係部署や関係機関に対し周知を行っていた。

表5-3-1 第10次報告の周知先（複数回答）

区分	地方公共団体数	構成割合
関係部署へ配布	68	98.6%
関係機関へ配布	65	94.2%
要保護児童対策地域協議会にて配布	18	26.1%
ホームページへ掲載	1	1.4%
広報誌へ掲載	0	0.0%
関係者への研修で使用	25	36.2%
その他	6	8.7%

② 第10次報告の提言を踏まえての取組状況

第10次報告の提言を踏まえての取組状況については、多くの提言について、ほとんどの地方公共団体が「取り組んだ」又は「既に対応済み」との状況であった。特に、提言「A. 望まない妊娠に係る相談体制の充実、相談窓口の周知」「C. 妊娠期からの保健、医療、福祉分野の役割におけるそれぞれの確実な対応と連携の強化」「F. 児童虐待に係る通告義務・通告先・相談窓口等に関する広報及び啓発のより一層の強化」についてはすべての地方公共団体で取組がなされていた。

一方、未だ「取り組んでいない」と回答した地方公共団体が多かった提言は、「T. 地域をまたがる転居における検証の地方公共団体間における協力」であり、「既に対応済み」や「該当事例がなかった」、「検討中」などの回答があった。また、「R. 地方公共団体による検証の確実な実施」についても、提言Tと同様、「既に対応済み」や「該当事例がなかった」などの回答が多かったが、一部で、「一律に検証対象とするのは合理的でない」といった回答も見られた。

表5-3-2 第10次報告の提言に対する取組

区分	取り組んだ		取り組んでいない					
	地方公共 団体数	構成割合	地方公共 団体数	構成割合	取り組んでいない理由(複数回答)			
					既に対応済み	予算がない	組織の合意が 得られない	その他
A. 望まない妊娠に係る相談体制の充実、相談窓口の周知	40	58.0%	29	42.0%	29	0	0	0
B. 妊婦健康診査の受診に係る啓発の強化	31	44.9%	38	55.1%	35	1	0	3
C. 妊娠期からの保健、医療、福祉分野の役割におけるそれぞれの確実な対応と連携の強化	35	50.7%	34	49.3%	34	0	0	0
D. 精神疾患のある養育者等の支援を必要とする家庭に対する相談及び支援体制の強化	33	47.8%	36	52.2%	31	0	1	4
E. 虐待の発生予防につながる子育て支援サービス等に関する広報・情報提供の着実な実施	31	44.9%	38	55.1%	36	0	0	2
F. 児童虐待に係る通告義務・通告先・相談窓口等に関する広報及び啓発のより一層の強化	41	59.4%	28	40.6%	28	0	0	0
G. 乳幼児健康診査及び就学時の健康診断未受診等の家庭の把握と対応	31	44.9%	38	55.1%	33	1	1	3
H. 居住実態が把握できない児童・家庭に対する要保護児童対策地域協議会を活用したフォロー体制の整備	37	53.6%	32	46.4%	27	0	0	5
I. 市町村職員の児童虐待に対する専門的な知識や相談援助技術の向上	38	55.1%	31	44.9%	29	0	0	2
J. 市町村における虐待対応担当部署のコーディネーター機能の強化について	31	44.9%	38	55.1%	31	1	0	7
K. 児童相談所における虐待対応の専門性及び中核的機関としての役割機能の強化	32	46.4%	37	53.6%	33	1	0	3
L. 丁寧かつ迅速な相談体制の強化に向けた児童相談所及び市町村(虐待対応担当部署、母子保健担当部署)における人員体制の充実	34	49.3%	35	50.7%	25	8	7	0
M. 要保護児童対策地域協議会の特性を活かした関係機関における連携の強化	29	42.0%	40	58.0%	36	0	0	4
N. 要保護児童対策地域協議会における個別ケース検討会議の積極的な活用と効果的な実務者会議のあり方	30	43.5%	39	56.5%	31	0	0	8
O. 要保護児童対策地域協議会における入所措置解除時の支援体制整備	22	31.9%	47	68.1%	41	0	0	6
P. 児童相談所と市町村における専門性を活かした役割分担と連携・協働の徹底	30	43.5%	39	56.5%	30	0	1	8
Q. 地域をまたがる転居事例に関する地方公共団体間での情報共有の徹底と支援を要する徹底	22	31.9%	47	68.1%	40	0	0	7
R. 地方公共団体による検証の確実な実施	14	20.3%	55	79.7%	24	0	1	30
S. 検証を実施するための効果的な手法	19	27.5%	50	72.5%	27	0	0	23
T. 地域をまたがる転居における検証の地方公共団体間における協力	11	15.9%	58	84.1%	21	0	0	37
U. 検証報告の積極的な活用による虐待死事例の再発防止	37	53.6%	32	46.4%	25	1	1	5

6 特集 施設入所等の経験のある子どもの死亡事例

これまで、本委員会における検証において把握された子ども虐待による死亡事例の中で、入所措置解除時に養育者や養育環境などについて、十分なアセスメントがなされぬまま家庭復帰した後、虐待が発生した事例が見受けられる。

本特集では、第10次報告から第12次報告までの心中以外の虐待死事例の中で、施設入所等の経験のある事例を検証することとした。

(1) 施設入所等の経験のある事例の概要

施設入所等の経験のある心中以外の虐待死事例について、第10次報告から第12次報告までの累計は14例（14人）であった。そのうち、複数回にわたり施設入所等の経験のある事例は4例（4人）であった。

表6-1-1 施設入所等の経験のある子どもの死亡事例概要（第10次から第12次報告）

	概要	年齢 性別	虐待者	施設種別	入所期間	家庭復帰から 発生までの期間
事例1	同居男性が本児に食事の後片付けをしておくよう指示したが、言いつけを守らなかったこと、睨んだことから暴行し、数時間後も暴力を続けた。 翌日嘔吐が見られ、意識がなくなったため、病院に搬送され、死亡が確認された。 本児は、実母のネグレクトにより施設入所していたが、自宅外泊中に「施設には絶対に戻らない」と言い、在宅生活していた。	14歳 女	同居男性	障害児入所施設	5年11か月	1か月後
事例2	実母がインスタント食品等やわずかなお金を置いて、本児と姉(14歳)を残し、長期間不在にした。 姉から「本児が衰弱している」と警察に緊急連絡があり、救急・警察により本児の死亡が確認された。 実母は過去にも本児を残し長期間自宅を不在にしていたため、本児らは施設入所していたが、実母からの要望を受け家庭復帰した。	3歳 女	実母	乳児院 (一時保護委託を含む)	2年3か月	10か月後
事例3	本児は、心肺停止の状態で救急搬送され、その後搬送先の病院で死亡した。死亡時、本児のあごの骨が折れていたほか、身体に殴られた痕が十数箇所認められた。 本児は、時々あざを作って保育所に通所したり、実母から本児の養育不安による保護を希望したため、一時保護となったことがあった。	5歳 男	実母 母の交際相手	一時保護所	3週間	—
				一時保護所	1か月	1か月後
事例4	精神疾患のある実母が養父を追い出し、本児と家に閉じこもり、児童相談所、市、保健所等が家庭訪問等を実施。警察とともに自宅へ立入調査し、本児が死亡しているのを発見した。	17歳 男	実母	障害児入所施設 (短期入所利用)	2週間	5か月後
事例5	実母が外出し、本児と弟、実父の3人で留守番していた時に、本児の様子がおかしいと実父が実母に連絡。病院に心肺停止の状態での救急搬送され、死亡が確認された。本児の頭蓋骨にひびが入っており、頭部に出血の跡が確認された。 病院から本児の頭部外傷について3回にわたる通告を受け、施設入所となり、地域での支援体制を構築し、家庭復帰となっていた。	2歳 男	実父	乳児院 (一時保護委託を含む)	1年2か月	1か月後
事例6	極低出生体重児で出生し、実母は重度の産後うつ病と診断されたため、育児困難をきたす恐れがあり乳児院に入所した。 その後、面会、外泊を繰り返していたが、実母が本児を車中に残したままパチンコ店へ行き、死亡させた。	5か月 男	実母	乳児院 (一時保護委託を含む)	1か月 (入所中)	4日後 (外泊中)
事例7	実母から自宅で頭部や腹部等に暴行を受け、その後自家用車で移動中に意識不明となり、救急搬送され死亡が確認された。 実母の家出や実父母の離婚により、養育困難にて施設入所していた。母方祖母宅で生活したが、実母と母方祖母による体罰があり施設入所したが、自宅外泊中に本児からの強い希望により家庭復帰した。	11歳 女	実母	乳児院 (一時保護委託を含む)	1日	—
				乳児院 児童養護施設	4年5か月	—
				一時保護所	3週間	1年9か月後
				児童養護施設	1年9か月	

	概要	年齢 性別	虐待者	施設種別	入所期間	家庭復帰から 発生までの期間
事例 8	乳児院からの家庭復帰2週間後に、実父からの暴行による外傷性くも膜下出血により死亡した。 生後3か月時に医療機関から乳幼児揺さぶられ症候群(SBS)疑いで通告、生後6か月時に医療機関から大腿骨折で再度通告があり、施設入所となっていた。	2歳 男	実父	一時保護所	2か月	2週間後
				乳児院	1年5か月	
事例 9	自宅で実母が本児を突き飛ばし、頭蓋内損傷に基づく外傷性ショックにより死亡させた。 生後3か月時に医療機関からけいれん・意識障害で通告があり、転院時に一時保護委託し施設入所となった。2歳時に実母の希望や出産のため、一時保護をしていた。 実母は4年前にも大泣きした次兄(生後20日)を投げつけ急性硬膜下血腫をおわせた(生後10か月で死亡)。	3歳 男	実母	乳児院 (一時保護委託を含む)	1年	—
				一時保護所	1か月	—
				一時保護所	1か月	4か月後
事例 10	児童相談所から警察署へ行方不明を届け出ていた本児が、アパートにて遺体で発見された。 本児は、約10年前に児童相談所で迷子ケースで一時保護したが、それ以降、関係機関において所在の確認がされておらず、遺体発見時には死後7年以上が経過していた。	不明 男	実父	一時保護所	1日	2年後 (死亡推定)
事例 11	姉の出席状況等が悪いことから、養護教諭が姉から家庭状況を尋ねたところ、本児の名前が挙がらなかったと児童相談所が情報を入手し、立入調査を実施。その後、臨検捜索を実施したところ、部屋の中には誰もおらず、生活用品もなくなっていた。 警察により家族は発見されたが、本児については「1年前に遺体を埋めた」「朝起きたら死んでいた」と供述した。 本児、きょうだいは、他県で一時保護され、転入後家庭復帰した。	3歳 男	実母 実父	一時保護所	1か月	1年後 (死亡推定)
事例 12	救急搬送先の医療機関で、乳幼児揺さぶられ症候群(SBS)による呼吸停止により死亡した。硬膜下血腫が確認され、本児の額と顎に痣が見られた。 生後4か月時に医療機関から乳幼児揺さぶられ症候群(SBS)の疑いで通告があり、施設入所となっていた。	1歳 女	不明	乳児院 (一時保護委託を含む)	7か月	2か月後
事例 13	父方祖父宅において、実母、父方叔母が本児の両足、両手首を縛り上げ、口にガムテープを貼り付けるなどの暴行を加え、死亡させた。 生後3か月時に実父の精神不安定な状態により、子育て短期支援事業(ショートステイ)利用から、施設入所となっていた。	3歳 女	実母 父方叔母	乳児院 (一時保護委託を含む)	1年1か月	1年9か月後
事例 14	実母が本児を「一緒にお風呂に入った後に意識を失った」と自ら病院へ搬送し、急性硬膜下血腫が確認され、5日後に死亡した。 本児出生後、安定した居宅や経済基盤が確保されていないため、一時保護となり、母方祖父母宅への家庭復帰となった。	4か月 女	実母	乳児院 (一時保護委託を含む)	1か月	3か月後

表6-1-2 退所の判断基準・退所時における児童相談所と関係機関との情報共有状況・

家庭復帰後の関係機関の関与状況（各事例ごと）（第10次から第12次報告）

区分		事例1	事例2	事例3		事例4	事例5	事例6	事例7			
(施設等入所回数)		(1)	(1)	(1)	(2)	(1)	(1)	(1)	(1)	(2)	(3)	
退所の判断基準	面会・外泊等を計画的に実施し、経過が良好である		●									
	(子どもが) 家庭復帰を望んでいる	●									●	
	(子どもの) 成長・発達が順調である				●							
	(保護者が) 精神的に安定している (必要に応じて医療機関との関わりがもてる)				●							
	親族から必要なときに援助が得られる						●			●		
	経済面、住環境面での生活基盤が安定的に確保されている									●	●	
	公的機関等による支援体制が確保されている	●		●								
	支援の中心となる機関があり、各機関が連携して支援が行なえる		●				●					
	その他							●				
	不明						●		●			
(退所時) 児童相談所と関係機関との情報共有	退所前に個別ケース検討会議を開催			●			●					
	退所後に個別ケース検討会議を開催											
	退所前に電話等により情報共有		●									
	退所後に電話等により情報共有	●				●					●	
	その他				●							
	情報共有なし							●				
	不明								●	●		
家庭復帰後の関係機関の関与状況	児童相談所	家庭訪問等の実施	●		●	●	●	●				●
		家庭訪問等の未実施(拒否等含む)										
		市町村等からの情報提供のみ		●								
		関与なし							●			
	市町村(虐待対応担当部署)		●	●	●	●	●					
	福祉事務所											
	保健所					●						
	市町村の母子保健担当部署				●		●					
	養育機関・教育機関	●	●	●		●	●				●	
	医療機関				●							
	警察			●		●						
	不明								●	●		

区分		事例8	事例9		事例10	事例11	事例12	事例13	事例14	
(施設等入所回数)		(1)	(1)	(2)	(3)	(1)	(1)	(1)	(1)	
退所の判断基準	面会・外泊等を計画的に実施し、経過が良好である						●	●		
	(子どもが)家庭復帰を望んでいる									
	(子どもの)成長・発達が順調である		●				●			
	(保護者が)精神的に安定している (必要に応じて医療機関との関わりがもてる)			●	●					
	親族から必要なときに援助が得られる	●							●	
	経済面、住環境面での生活基盤が安定的に確保されている						●	●	●	
	公的機関等による支援体制が確保されている	●				●		●	●	
	支援の中心となる機関があり、各機関が連携して支援が行なえる		●					●		
	その他									
不明										
(退所時)児童相談所と関係機関との情報共有	退所前に個別ケース検討会議を開催		●					●		
	退所後に個別ケース検討会議を開催								●	
	退所前に電話等により情報共有									
	退所後に電話等により情報共有			●	●		●			
	その他									
	情報共有なし	●				●	●			
	不明									
家庭復帰後の関係機関の関与状況	児童相談所	家庭訪問等の実施		●	●		●	●	●	●
		家庭訪問等の未実施(拒否等含む)	●			●				
		市町村等からの情報提供のみ								
		関与なし					●			
	市町村(虐待対応担当部署)		●	●	●		●	●	●	●
	福祉事務所						●		●	
	保健所									
	市町村の母子保健担当部署		●	●	●		●	●	●	●
	養育機関・教育機関		●	●	●			●	●	
	医療機関									
警察										
不明										

※「●」は、調査票に記載された事例概要等から読み取り、関連する項目に振り分けたもの。

① 死亡した子どもの年齢

死亡した子どもの年齢について、第10次報告から第12次報告までの累計をみると、「3歳」が4人（28.6%）で最も多く、3歳以下が9人（64.3%）と6割を超えている。

表6-1-3 死亡した子どもの年齢（第10次から第12次報告までの累計）

年齢	人数	構成割合
0歳	2	14.3%
1歳	1	7.1%
2歳	2	14.3%
3歳	4	28.6%
4歳	0	0.0%
5歳	1	7.1%
6歳	0	0.0%
7歳	0	0.0%
8歳	0	0.0%
9歳	0	0.0%
10歳	0	0.0%
11歳	1	7.1%
12歳	0	0.0%
13歳	0	0.0%
14歳	1	7.1%
15歳	0	0.0%
16歳	0	0.0%
17歳	1	7.1%
不明	1	7.1%
計	14	100.0%

② 死亡につながった虐待の類型

死亡につながった虐待の類型について、第10次報告から第12次報告までの累計をみると、「身体的虐待」が9人（64.3%）、「ネグレクト」が4人（28.6%）であった。

表6-1-4 虐待の類型（第10次から第12次報告までの累計）

区分	人数	構成割合
身体的虐待	9	64.3%
ネグレクト	4	28.6%
不明	1	7.1%
計	14	100.0%

③ 主たる虐待者

主たる虐待者について、第10次報告から第12次報告までの累計をみると、「実母」が6人(42.9%)、「実父」が3人(21.4%)であった。

表6-1-5 主たる虐待者(第10次から第12次までの累計)

区分	人数	構成割合
実母	6	42.9%
実父	3	21.4%
実母と実父	1	7.1%
実母と母の交際相手	1	7.1%
実母と母方叔母	1	7.1%
その他(同居男性)	1	7.1%
不明	1	7.1%
計	14	100.0%

④ 入所した施設等の種別

入所した施設等の種別について、第10次報告から第12次報告までの累計をみると、「乳児院(一時保護委託を含む)」が9人(64.3%)と最も多く、次いで「一時保護所」が6人(42.9%)であった。

表6-1-6 入所した施設等の種別(複数回答)

区分		第10次 (7人)	第11次 (1人)	第12次 (6人)	計 (14人)
一時保護所	人数	2	1	3	6
	構成割合	28.6%	100.0%	50.0%	42.9%
児童養護施設(一時保護委託を含む)	人数	1	0	0	1
	構成割合	14.3%	0.0%	0.0%	7.1%
乳児院(一時保護委託を含む)	人数	4	1	4	9
	構成割合	57.1%	100.0%	66.7%	64.3%
障害児入所施設(短期入所利用を含む)	人数	2	0	0	2
	構成割合	28.6%	0.0%	0.0%	14.3%

(2) 施設等入所から家庭復帰までの状況^{注1)}

① 入所の経緯

施設等の入所の経緯について、第10次報告から第12次報告までの累計をみると、「養育者からの身体的虐待」が6人(42.9%)、「養育者からの相談・依頼」が4人(28.6%)であった。「その他」には、「実母の出産」や「迷子による一時保護」がみられた。

表6-2-1 入所の経緯(複数回答)(第10次から第12次報告までの累計)

区分	施設入所等経験あり(14人)	
	人数	構成割合
養育者からの身体的虐待	6	42.9%
養育者からのネグレクト	2	14.3%
養育者の疾患等	3	21.4%
養育者からの相談・依頼	4	28.6%
不安定な居住環境	1	7.1%
その他	3	21.4%

② 入所期間

施設等の入所期間について、第10次報告から第12次報告までの累計をみると、施設入所経験のある11人のうち、「1年～3年未満」が6人(54.5%)と最も多かった。

また、一時保護所入所経験のある6人のうち、「1か月～2か月未満」が5人(83.3%)と最も多かった。

^{注1)} (2)施設等入所から家庭復帰までの状況「①～⑥」については、調査票に記載された事例概要等から読み取り、関連する項目に振り分けた。

表6-2-2 入所期間（複数回答）（第10次から第12次報告までの累計）

区分	施設入所経験あり(11人)		保護所入所経験あり(6人)	
	人数	構成割合	人数	構成割合
1週間以内	1	9.1%	1	16.7%
1週間～1か月未満	1	9.1%	2	33.3%
1か月～2か月未満	2	18.2%	5	83.3%
2か月～半年未満	0	0.0%	0	0.0%
半年～1年未満	1	9.1%	0	0.0%
1年～3年未満	6	54.5%	0	0.0%
3年以上	2	18.2%	0	0.0%

③ 退所の判断基準

施設等の退所における判断基準について、第10次報告から第12次報告までの累計をみると、児童相談所等の「公的機関等による支援体制が確保されている」が6人（42.9%）、「経済面、住環境面での生活基盤が安定的に確保されている」が5人（35.7%）であった。「その他」には、「外泊中の発生事案」がみられた。

表6-2-3 退所の判断基準（複数回答）（第10次から第12次報告までの累計）^{注2)}

区分	施設等入所経験あり(14人)	
	人数	構成割合
面会・外泊等を計画的に実施し、経過が良好である	3	21.4%
(子どもが)家庭復帰を望んでいる	2	14.3%
(子どもの)成長・発達が順調である	3	21.4%
(保護者が)精神的に安定している(必要に応じて医療機関との関わりがもてる)	3	21.4%
親族から必要なときに援助が得られる	4	28.6%
経済面、住環境面での生活基盤が安定的に確保されている	5	35.7%
公的機関等による支援体制が確保されている	6	42.9%
支援の中心となる機関があり、各機関が連携して支援が行なえる	4	28.6%
その他	1	7.1%
不明	2	14.3%

注2) 「児童虐待を行った保護者に対する指導・支援の充実について」（平成20年3月14日付雇児総発0314001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）にて取りまとめた「児童虐待を行った保護者に対する援助ガイドライン」の「家庭復帰の適否を判断するためのチェックリスト（別表）」をもとに振り分けた。

④ 退所時における児童相談所と関係機関との情報共有

退所時における児童相談所と関係機関との情報共有について、第10次報告から第12次報告までの累計をみると、「退所後に電話等により情報共有」が6人(42.9%)であり、退所前または退所後に関係機関が集まり、個別ケース検討会議を開催している事例は5人(35.7%)であった。

また、個別ケース検討会議や電話連絡等も実施していない「情報共有なし」が4人(28.6%)であった。

表6-2-4 退所時における児童相談所と関係機関との情報共有状況(複数回答)

(第10次から第12次報告までの累計)

区分	施設入所等経験あり(14人)	
	人数	構成割合
退所前に個別ケース検討会議を開催	4	28.6%
退所後に個別ケース検討会議を開催	1	7.1%
退所前に電話等により情報共有	1	7.1%
退所後に電話等により情報共有	6	42.9%
その他	1	7.1%
情報共有なし	4	28.6%
不明	2	14.3%

⑤ 家庭復帰後の関係機関の関与状況

家庭復帰後の関係機関の関与状況について、第10次報告から第12次報告までの累計をみると、「児童相談所」が「家庭訪問等を実施」した事例が9人(64.3%)であり、「児童相談所」の「関与なし」事例も2人(14.3%)であった。

「児童相談所」の「関与なし」事例は、自宅へ外泊中に発生した事例、調査継続として家庭訪問を実施する方針であったが実施されなかった事例であった。

また、「市町村(虐待対応担当部署)」が関与した事例が9人(64.3%)、「養育機関・教育機関」が関与した事例が8人(57.1%)、「市町村の母子保健担当部署」が関与した事例が7人(50.0%)であった。

表6-2-5 家庭復帰後の関係機関の関与状況（複数回答）（第10次から第12次報告までの累計）

※施設等入所が複数回ある場合は直近の家庭復帰後の関与状況について計上

区分		施設入所等経験あり(14人)	
		人数	構成割合
児童相談所	家庭訪問等の実施	9	64.3%
	家庭訪問等の未実施(拒否等含む)	2	14.3%
	市町村等からの情報提供のみ	1	7.1%
	関与なし	2	14.3%
市町村(虐待対応担当部署)		9	64.3%
福祉事務所		2	14.3%
保健所		1	7.1%
市町村の母子保健担当部署		7	50.0%
養育機関・教育機関		8	57.1%
医療機関		1	7.1%
警察		1	7.1%

⑥ 家庭復帰から死亡事例発生までの期間

家庭復帰から死亡事例発生までの期間について、第10次報告から第12次報告までの累計をみると、「1か月～3か月未満」及び「1年以上」がそれぞれ4人（28.6%）であり、最も短い期間は外泊中に発生した事例である「4日後」であった。

表6-2-6 家庭復帰から死亡事例発生までの期間（第10次から第12次報告までの累計）

※施設等入所が複数回ある場合は直近の家庭復帰から死亡事例発生までの期間について計上

区分	人数	構成割合
1週間未満	1	7.1%
1週間～1か月未満	1	7.1%
1か月～3か月未満	4	28.6%
3か月～半年未満	3	21.4%
半年～1年未満	1	7.1%
1年以上	4	28.6%
計	14	100.0%

(3) 関係機関における関与・対応状況

① 児童相談所における虐待についての認識

児童相談所における虐待についての認識について、第10次報告から第12次報告までの累計をみると、「虐待の認識はなかった」が6人(42.9%)、「虐待の認識があり、対応していた」「虐待の可能性は認識していたが、確定していなかった」がそれぞれ4人(28.6%)であった。

表6-3-1 児童相談所における虐待についての認識(第10次から第12次報告までの累計)

区分	人数	構成割合
虐待の認識があり、対応していた	4	28.6%
虐待の可能性は認識していたが、確定していなかった	4	28.6%
虐待の認識はなかった	6	42.9%
計	14	100.0%

② 児童相談所におけるリスク判定の定期的な見直し状況

児童相談所におけるリスク判定の定期的な見直し状況について、第10次報告から第12次報告までの累計をみると、「行わなかった」が8人(57.1%)、「行った」が6人(42.9%)であった。

表6-3-2 児童相談所におけるリスク判定の定期的な見直し状況(複数回答)

(第10次から第12次報告までの累計)

区分	人数	構成割合
行った	6	42.9%
行わなかった	8	57.1%
計	14	100.0%

③ 児童相談所による最終安全確認の時期

児童相談所による最終安全確認の時期について、第10次報告から第12次報告までの累計をみると、「死亡前の1週間～1か月未満」が5人(35.7%)、「死亡前の1か月～3か月未満」が4人(28.6%)であった。

表6-3-3 児童相談所による最終安全確認の時期（第10次から第12次報告までの累計）

区分	人数	構成割合
死亡前の1週間未満	2	14.3%
死亡前の1週間～1か月未満	5	35.7%
死亡前の1か月～3か月未満	4	28.6%
死亡前の3か月～半年未満	0	0.0%
死亡前の半年以上	3	21.4%
計	14	100.0%

④ 市町村（虐待対応担当部署）における虐待についての認識

市町村（虐待対応担当部署）における虐待についての認識について、第10次報告から第12次報告までの累計をみると、「虐待の可能性は認識していたが、確定していなかった」が7人（50.0%）、「虐待の認識があり、対応していた」が3人（21.4%）であり、市町村（虐待対応担当部署）の「関与がなかった」事例も3人（21.4%）であった。

表6-3-4 市町村（虐待対応担当部署）における虐待についての認識

（第10次から第12次報告までの累計）

区分	人数	構成割合
虐待の認識があり、対応していた	3	21.4%
虐待の可能性は認識していたが、確定していなかった	7	50.0%
虐待の認識はなかった	1	7.1%
関与がなかった	3	21.4%
計	14	100.0%

⑤ その他の関係機関における虐待についての認識

児童相談所と市町村（虐待対応担当部署）を除いた、その他の関係機関の関与の状況及び虐待の認識について、第10次報告から第12次報告までの累計をみると、「医療機関」は、虐待の認識がありながら関与していた「関与あり／虐待の認識あり」の事例が8人（57.1%）と他の機関と比較して最も多かった。

また、「市町村の母子保健担当部署」について、「関与あり／虐待の認

識なし」及び「関与あり／虐待の認識あり」がそれぞれ6人（42.9%）と他の機関と比較すると多かった。

表6-3-5 その他の関係機関における虐待についての認識（第10次から第12次報告までの累計）

区分		施設入所経験あり(14人)			
		関与なし	関与あり		不明
			虐待の認識なし	虐待の認識あり	
福祉事務所	人数	7	4	3	0
	構成割合	50.0%	28.6%	21.4%	0.0%
家庭児童相談室	人数	10	1	2	1
	構成割合	71.4%	7.1%	14.3%	7.1%
児童委員	人数	9	1	3	1
	構成割合	64.3%	7.1%	21.4%	7.1%
保健所	人数	10	2	1	1
	構成割合	71.4%	14.3%	7.1%	7.1%
市町村の 母子保健担当部署	人数	2	6	6	0
	構成割合	14.3%	42.9%	42.9%	0.0%
養育機関・教育機関	人数	6	4	4	0
	構成割合	42.9%	28.6%	28.6%	0.0%
医療機関	人数	3	1	8	2
	構成割合	21.4%	7.1%	57.1%	14.3%
助産師	人数	13	0	0	1
	構成割合	92.9%	0.0%	0.0%	7.1%
警察	人数	6	3	5	0
	構成割合	42.9%	21.4%	35.7%	0.0%
婦人相談所	人数	11	2	1	0
	構成割合	78.6%	14.3%	7.1%	0.0%

⑥ 要保護児童対策地域協議会における本事例の検討状況

要保護児童対策地域協議会における本事例の検討状況について、第10次報告から第12次報告までの累計をみると、「検討あり（要保護児童）」が6例（42.9%）、「検討なし」が8例（57.1%）であった。

表6-3-6 要保護児童対策地域協議会における本事例についての検討状況

（第10次から第12次報告までの累計）

区分	人数	構成割合
検討あり(要保護児童)	6	42.9%
検討なし	8	57.1%
計	14	100.0%

⑦ 本事例において危機感を持つべきだったと思われる時期

事件発生後、各関係地方公共団体職員が各事例において危機感を持つべきだったと思われる時期について、第10次報告から第12次報告までの累計をみると、「死亡前の1週間～1か月未満」が5人（35.7%）と最も多く、「死亡前の1か月～3か月未満」「死亡前の半年以上」がそれぞれ3人（21.4%）であった。

表6-3-7 本事例において危機感を持つべきだったと思われる時期

（第10次から第12次報告までの累計）

区分	人数	構成割合
死亡前の1週間未満	1	7.1%
死亡前の1週間～1か月未満	5	35.7%
死亡前の1か月～3か月未満	3	21.4%
死亡前の3か月～半年未満	2	14.3%
死亡前の半年以上	3	21.4%
計	14	100.0%

(4) 施設入所等の経験のある事例の考察

① 子どもの年齢

死亡時点における子どもの年齢について、心中以外の虐待死事例全体の傾向と同様、3歳以下が高い割合を占めている。

乳幼児期は愛着関係や基本的な信頼関係が形成される重要な時期である。この時期に入所することにより、家族、特に母親との愛着形成の遅れがみられ、母親、家族の育児技術の習得の遅れや育児不安等もみられる。

これらを踏まえ、乳幼児期、特に3歳以下の子どもの家庭復帰については、慎重に検討するとともに、家庭復帰する際は、分離により阻害されていた愛着形成を図る支援を時間をかけて行うことが重要であり、市町村の虐待対応担当部署や母子保健担当部署等と連携を図り、家族からの相談に応じる体制を整備することも必要である。

② 入所期間

施設入所等の経験のある事例の中で、入所期間について、施設においては「1年～3年未満」が6人と最も多く、一時保護所では、「1か月

～2か月未満」が5人と最も多かった。最も短い入所期間は1日間、最も長い入所期間は5年11か月間であった。

入所期間にかかわらず、家庭復帰後に起こり得る虐待発生のリスクについて、慎重かつ丁寧なアセスメントを行うことが必要である。

③ 退所の判断基準

施設等の退所における判断基準について、児童相談所等の「公的機関等による支援体制が確保されている」が6人であった。その中で、家庭復帰後、児童相談所の家庭訪問や面接を拒否している事例もみられた。家庭復帰後に児童相談所への来所が滞ったり、家庭訪問を拒んだり、不在が続くなど支援機関との関係が疎遠になる場合は、子どもにとっての危機のサインであると考え、再度の入所措置について速やかに検討すべきである。

④ 退所時における児童相談所と関係機関との情報共有

退所時における児童相談所と関係機関との情報共有について、退所前または退所後に個別ケース検討会議を開催し、情報共有した事例は5人であった。また、情報共有をしていない事例は4人であった。

入所措置解除の決定に際しては、要保護児童対策地域協議会における個別ケース検討会議を必ず開催し、関係する諸機関に周知し、家庭復帰後の支援のあり方を検討しておくことが必要である。

⑤ 家庭復帰後の関係機関の関与状況

施設等退所後に児童相談所が家庭訪問等を実施して支援していた事例は9人であり、家庭訪問等を予定していたが拒否等で実施できなかった事例や市町村等からの情報提供のみで対応していた事例、関与していなかった事例等、児童相談所が直接関わっていない事例が5人であった。

家庭復帰した事例に関しては、特に、一定の期間は、きめ細かに当該家庭への支援や子どもの安全確認を行うとともに、関係機関が当該家庭への援助方針や互いの役割について共通認識を持ち、緊密に連携することが重要である。

⑥ 家庭復帰から死亡事例発生までの期間

家庭復帰から死亡事例発生までの期間について、「1か月～3か月未満」が4人と最も多く、家庭復帰から半年未満に死亡している事例は9

人と6割を超えていた。最も短い期間は外泊中に発生した事例である4日後、最も長い期間は2年後であった。

家庭復帰後の生活の中では、それまでの施設内プログラムの中で顕在化していなかった課題が新たに現れる可能性を想定しておかなければならない。家族関係の変化や養育環境の変化は虐待の再発につながりやすい要因となるため、特に留意して把握する必要がある。

そのため児童相談所は、家庭復帰から少なくとも6か月間程度はとりわけリスクが高まる期間として、養育状況を把握するとともに、必要な援助を実施しなければならない。

⑦ 要保護児童対策地域協議会における本事例の検討状況

施設入所等の経験のある事例の中で、要保護児童対策地域協議会において検討されていた事例は6人のみであった。

要保護児童対策地域協議会の関係機関は、家族に関する様々な情報を有している。重要な資源を把握し、つながりを維持するためには、要保護児童対策地域協議会と連携することが有効である。

一方、子どもが施設入所すると、地域では子どもの存在への意識が希薄になりやすい。しかしながら、子どもが一時帰宅することもあり、また家庭引き取りとなって再び地域で暮らすことも考えられる。

当該事例の中で、自宅に外泊中に死亡した事例も含まれている。児童相談所は、施設入所中にも、子どもと家族の状況を要保護児童対策地域協議会に報告し、外泊を実施する前には地域の関係機関に連絡し、必要に応じて協力を得られるようにしておく必要がある。

7 課題と提言

(1) 地方公共団体への提言

① 虐待の発生予防及び発生時の迅速・的確な対応

ア 妊娠期から支援を必要とする養育者の早期把握と切れ目ない支援の強化

第12次報告における死亡事例の中で0日・0か月児事例の発生数は0歳児死亡事例の6割弱を占め例年以上に高く、同様に、心中以外の虐待死での実母が妊娠期・周産期に抱えていた問題をみると、「望まない妊娠／計画していない妊娠」が約5割とこちらも高い割合を占めている。今回のヒアリング対象の事例でも、出産後の養育について出産前から支援を行うことが特に必要と考えられる妊婦が含まれていた。

これまでも市町村では、母子健康手帳の交付時に保健師、助産師等の専門職が妊婦と面接し、支援の必要な妊婦を把握するための取組が行われている。妊婦にとって抱えている不安感を軽減するアプローチは、その後の支援や関係性に良い影響力を与える機会であり、タイミングを逃さずアプローチすることは重要である。

また、今般の児童福祉法等の改正では、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を行う「子育て世代包括支援センター」^{注1)}の設置が各市町村の努力義務として母子保健法に法定化され、今後はより多くの市町村で取り組まれていくことになると思うが、各市町村の既存事業^{注2)}や関係機関をどのように組み合わせ、切れ目ない支援を展開するかを考慮し、「子育て世代包括支援センター」の設置を進めるべきと考える。

さらに、妊婦が妊娠を一人で抱え込まずに、必要な支援を求め、相談することを促すには、単に子育て支援の情報提供だけではなく、経済的な支援、里親等の社会的な養護など幅広く相談対応可能な体制の充実とそのような相談機関の存在を広く知らしめることにも努めるべきである。

なお、本報告書の参考データとして掲載した0日・0か月児の死亡事例では、日齢0日児の死亡数15人のうち6割(9人)が祖父母と同居していることがわかった。また、関係機関と全く接点を持ちえなかった事例の中には、祖母が妊娠を疑い、実母に尋ねるも「生理がきているので妊娠していない」とのやりとりがあった事例があった。このような状況から、同居している家族からの相談を糸口に、市町村が妊婦に関わることもきっかけとして十分に考えられることである。本人のみならず家

族や周囲の者が気づき必要な支援につなげられるよう、まずは相談機関に足を運ぶことについて、地方公共団体のみならず民間機関や市民団体等との協力を得ながら取り組む必要がある。

注1) 子育て世代包括支援センター

【法改正内容:子育て世代包括支援センターの法定化(平成29年4月1日施行)】

(ア) 改正の趣旨

地域のつながりの希薄化等により、妊産婦・母親の孤立感や負担感が高まっている中、妊娠期から子育て期までの支援は、関係機関が連携し、切れ目ない支援を実施することが重要となっている。

このため、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を行う「子育て世代包括支援センター」について、おおむね平成32年度末までに全国展開を目指していくこととしており、全国展開に向けて、同センターの設置根拠を設け、市町村は同センターを設置するように努めなければならないこととする。

(イ) 改正の概要

市町村は、母子保健に関し、支援に必要な実情の把握等を行う「子育て世代包括支援センター(※)」を設置するように努めなければならないこととする(母子保健法第22条)。

(※) 法律上の名称は「母子健康包括支援センター」という。

子育て世代包括支援センターの法定化・全国展開【平成29年4月施行・母子保健法】

- 現状様々な機関が個々に行っている妊娠期から子育て期にわたるまでの支援について、ワンストップ拠点(子育て世代包括支援センター)を立ち上げ、切れ目ない支援を実施。
- ワンストップ拠点には、保健師、ソーシャルワーカー等を配置してきめ細やかな支援を行うことにより、地域における子育て世帯の「安心感」を醸成する。
- 子育て世代包括支援センターを法定化し、おおむね平成32年度末までに全国展開を目指す。
 ※ 平成27年度実施市町村数:138市町村 ※ 平成28年度実施市町村数(予定):251市町村(423か所)



注2) 各市町村の既存事業

【法改正内容：母子保健施策を通じた虐待予防等（公布日施行）】

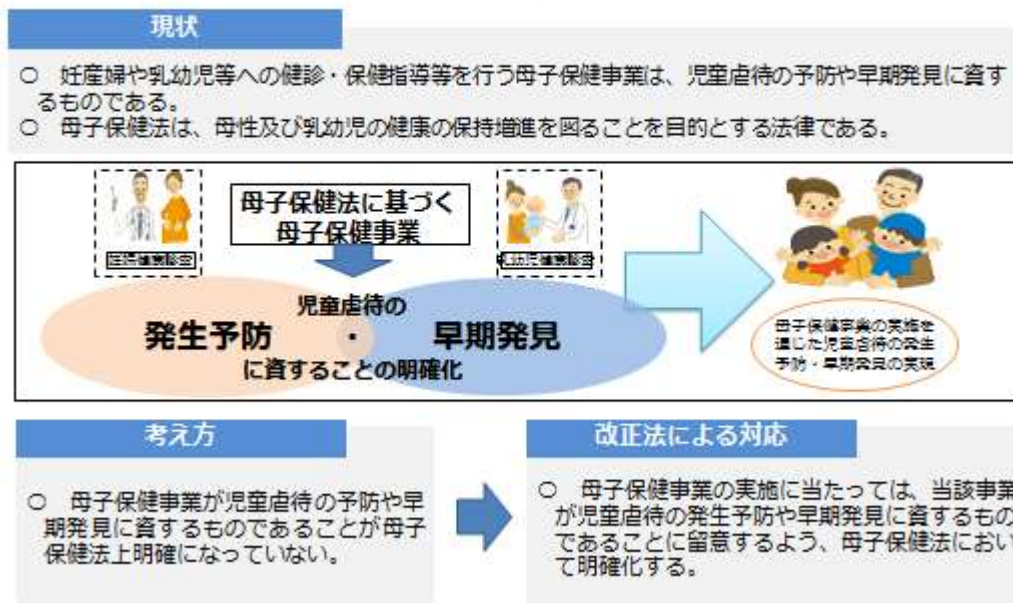
(ア) 改正の趣旨

妊娠の届出や乳幼児健診等の母子保健施策は、市町村が広く妊産婦等と接触する機会となっており、悩みを抱える妊産婦等を早期に発見し相談支援につなげるなど、児童虐待の予防や早期発見に資するものであることから、母子保健施策と児童虐待防止施策との連携をより一層強化することとする。

(イ) 改正の概要

国及び地方公共団体は、母子保健施策を講ずるに当たっては、当該施策が乳幼児の虐待の予防及び早期発見に資するものであることに留意することとする（母子保健法第5条第2項）。

母子保健施策を通じた虐待予防等 【公布日施行・母子保健法】



イ 養育者等に精神疾患のある家庭に対する支援

本対象事例においても、加害者となった養育者の中に精神疾患のある事例が複数含まれていた。また、ヒアリング事例でも指摘されているが、まずは支援者が精神疾患に関する正しい知識と支援する際の留意点を十分に理解していることが不可欠であり、加えて養育者の正確な診断名や治療状況、家族や親族等の支援者の有無等についての情報収集が必要である。

また、支援を継続する中で変化する養育者自身の病状や養育状況についての的確に把握するとともに、安定的な養育環境を維持するために必要な保健・医療・福祉分野などの多職種によるチーム支援を行うことが必要である。

ヒアリング事例において、妊娠当初から特定妊婦として関わりを持ち続け、精神科との情報共有はされていたが、産科とのやりとりは十分にされていない事例があった。この事例を参考に必要な具体的な支援のあり方を考えると、市町村、精神科及び産科の連携により、妊娠中から医療機関とのカンファレンスを行い、前もって出産後の病状や状態変化を想定した多様な支援方針を立てておくことは、急激な変化や行動に振り回されない関わりとして、事前の支援体制づくりとして有効である。

また、特に産後1か月までは、養育支援訪問事業などを活用した家庭訪問を頻回に行い、産褥期の体調等の変化の兆しや子どもの安全確保などに努め、把握した訪問時の様子を医療機関に報告するなど、医療機関とのやりとりを積極的に行うことが重要な時期であると考えられる。

ウ 医療機関からの情報提供の促進と支援・連携のための体制づくり

今般の児童福祉法等の改正では、「支援を要する妊婦等に関する情報提供」^{注3)}として、把握しやすい機関が妊娠期から虐待リスクに着目し、市町村を通じ、支援につながることが新たに盛り込まれている。

特に特定妊婦の把握は、産科がある医療機関等において把握される情報が重要であることから、市町村は日頃から地域の医療機関と連携体制を構築していくことが重要である。また、特定妊婦への支援については、養育支援訪問事業の活用も含め、要保護児童対策地域協議会への登録を積極的に行い、妊娠期の支援のみならず出産後の円滑な支援へと移行できるように、関係機関と情報を共有しておくことが重要である。

また、法改正も踏まえ、医療機関として、児童虐待対応のマニュアルの作成や研修会などを通じて、職員全員に児童虐待に関する対応の周知に取り組むことや、担当者のみでの評価ではなく、組織としての判断のも

と、児童相談所への通告となるように病院内の虐待防止委員会（CAPS）の設置及び委員会を活用した組織的な対応が行われる体制整備が必要である。

なお、医療機関との連携に関しては、児童相談所、市町村ともに積極的に取り組むべきである。市町村では、日頃から要保護児童対策地域協議会の範囲内で該当する医療機関との関係構築に取り組んでいるが、範囲を超えた広域での医療機関との関係構築が困難なこともある。このような場合には児童相談所が、広域での医療機関との仲介者となり、市町村と医療機関の関係構築の一翼を担うことを意識し、取り組むことも必要である。

注3)「支援を要する妊婦等に関する情報提供」

【法改正内容:支援を要する妊婦等に関する情報提供(平成28年10月1日施行)】

(ア) 改正の趣旨

虐待による児童の死亡事例については、0歳児の割合が4割強を占めており、この背景としては、母親が妊娠期から一人で悩みを抱えているケースや、産前産後の心身の不調、家庭環境の問題などがあると考えられる。また、妊娠の届出がなく母子健康手帳が未発行である、妊婦健診が未受診であるといった妊婦については、市町村で状況を把握できない場合がある。

こうした課題に対応するためには、妊婦等自身からの相談を待つだけでなく、支援を要する妊婦等に積極的にアプローチすることが必要であり、その前提として、そうした妊婦等を把握しやすい機関等からの連絡を受けて、市町村がその状況を把握し、妊娠期からの必要な支援につなぐことが重要である。このため、支援を要する妊婦等に日頃から接する機会の多い、医療機関、児童福祉施設、学校等が、支援を要する妊婦等を把握した場合には、その情報を市町村に提供するよう努めることとする。

(イ) 改正の概要

児童福祉法第6条の3第5項に規定する要支援児童等（支援を要する妊婦、児童及びその保護者）と思われる者を把握した病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関する機関及び医師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、その旨を市町村に情報提供するよう努めることとする（児童福祉法第21条の10の5第1項）。

また、刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、

こうした情報提供を妨げるものと解釈してはならない（同条第2項）。

なお、歯科医師については、法案の国会審議において議論があったところであるが、児童虐待の早期発見において重要な役割を果たしており、現行の虐待防止法第4条第2項及び第5条第1項における「その他児童の福祉に職務上関係のある者」と同様、改正後の児童福祉法第21条の10の5第1項における「その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者」に含まれる。

支援を要する妊婦等に関する情報提供 【平成28年10月施行・児童福祉法】

考え方

- 虐待による死亡事例における0歳児の割合は4割強を占める。
- 0歳児の死亡事例の背景として、**母親が妊娠期から一人で悩みを抱えていること、産前産後の心身の不調や家庭環境の問題等がある。**

← 支援を要する妊婦等を把握しやすい機関が、妊娠期から虐待リスクに着目し、市町村を通じ、支援につなぐことが必要。

改正法による対応

○ **支援を要する妊婦等(※)を把握した医療機関や学校等は、その旨を市町村に情報提供するよう努めるものとする。**

※「支援を要する妊婦等」とは

①**特定妊婦**: 出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦
(望まない妊娠、若年の妊娠、精神疾患を有するなどの事柄を有する妊婦)

②**要支援児童**: 保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童
(子育てに対して強い不安や孤立感等を抱える家庭・不適切な養育状態にある家庭等の児童)

<支援を要する妊婦と虐待による死亡事例の関連データ>

	0歳児(※1)	0日児(※1)	母子健康手帳の未発行(※2)	妊婦健診の未受診(※2)
虐待による死亡事例における割合	44.0%	16.8% (このうち望まない妊娠の割合は70.4%)	17.6%	21.7%

※1 社会福祉審議会児童部会児童虐待防止対策に関する専門委員会「子ども虐待による死亡事例の地域別実態について」第1次から第11次調査の合計(平成15年～26年)

※2 社会福祉審議会児童部会児童虐待防止対策に関する専門委員会「子ども虐待による死亡事例の地域別実態について」第1次から第11次調査の合計(平成17年～26年)

エ 学齢期以降の子どもへの支援のための学校等との連携

今般の児童福祉法等の改正では、「支援を要する妊婦等に関する情報提供」^{注3)}として、支援を要する要支援児童等を把握した学校等は、その旨を市町村に情報提供するよう努めるものとされ、学校など教育機関が、子どもの姿や子どもからの相談に対応する中で、虐待のおそれも含めたリスクを認識する必要性がより求められている。

ヒアリング事例においては、子どもからの訴えやけがの状況を学校の担当教諭は把握していたが、虐待との認識に至らず、組織的なリスクアセスメント(養育者の養育状況を含めた)がされていなかった。事例を通じて、学校内での児童虐待に関する認識の弱さと初期対応が十分ではなかったことが改めて浮き彫りにされている。

学校等の教育機関における児童虐待に関する知識や認識の向上はもちろんのことであるが、単に子どもや養育者からの訴えの聴取のみならず、家庭の詳細な状況を把握し、虐待のリスクを判断すべきであるが、教育機関だけの取り組みでは難しいと考える。

その困難さの解決策として、要保護児童対策地域協議会等を通じた関係機関との情報共有や必要な時に、個別ケース検討会議を開催し、情報共有から支援方針まで共に考えることなど、教育機関を孤立させない支援体制づくりが求められる。

また、学校等の教育機関は、日頃から要保護児童対策地域協議会やコミュニティスクール等を積極的に活用するなど、民生・児童委員（主任児童委員）等の地域関係者との関係構築を行うことが、虐待対応を含めた地域の支援体制にも活かせることであり、積極的に今後も取り組むことが必要である。また、学校における児童虐待の早期発見・早期対応には、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーなど専門家を活用した学校の教育相談体制の充実にも引き続き取り組む必要がある。

② 関係機関の連携及び要保護児童対策地域協議会の積極的な活用

ア 入所措置解除時の支援体制の整備

第11次報告に引き続き、第12次報告においても、入所措置解除後に子どもが死亡した事例が含まれている。また、本報告書では特集として第10次報告から第12次報告までの心中以外の虐待死事例の施設入所等の経験のある14人の分析を行った。あくまで参考ではあるが、退所前または退所後に関係機関が集まり、個別ケース検討会議を開催している事例は5人（35.7%）で、情報共有なしが4人（28.6%）であった。

入所措置の解除に当たっては、退所を前提とした支援体制の調整や関係機関の役割分担に検討の視点が向かいがちであるが、まずは養育者の状況（育児の手法、養育能力の改善及び改善が困難な点等）や養育環境（きょうだいの状況、支援者の有無など）、子どもが再び家庭内に加わることによって新たに発生するリスク等、想定される課題について多角的にアセスメントを行うことが重要である。

アセスメントに関しては、「児童虐待を行った保護者に対する指導・支援の充実について」（平成20年3月14日付雇児総発第0314001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）において、児童虐待を行った保護者に対する援助ガイドラインの中で「家庭復帰の適否を判断するためのチェックリスト」が示されている。児童相談所や入所している施設職員は、客観的かつ総合的な判断をするために本チェックリストを

積極的に活用する必要がある。

ただし、本チェックリストの周知が徹底されていない、また、見直す必要があるとの意見がある。

また、入所している施設職員からみた養育者の子どもに対する対応や面談・通所時の状況等も、リスクアセスメントに有益な情報になることは忘れてはならない。今後は、児童福祉施設が主体的に家族に関わっていく姿勢がより必要であり、児童相談所の支援方針と異なる場合など、意見書などを活用して、積極的な子どもの代弁者となっていくことが望まれる。

さらに、入所措置解除後の地域における支援体制を関係機関間で事前に調整することは必須であり、要保護児童対策地域協議会における個別ケース検討会議を活用し、児童相談所をはじめ、市町村や児童福祉施設、医療機関や学校及び保育所等の支援に携わる機関がその役割と支援方針について共通認識のもと、適切な支援ができる連携体制を継続することが重要である。

しかしながら、見解の相違により、機関同士が措置解除や支援方針等に関して対立することもある。そのような場合であっても、各機関が、法律によって規定され、実施することが可能な支援を遅滞なく行うことが求められる。具体的には、市町村が、子どもの一時保護が必要であると考えられる場合には、その内容を簡潔にまとめて、文書等により児童相談所に通知するなどが挙げられる。

なお、特集では、家庭復帰から死亡事例発生までに約6割の事例が半年未満という状況が明らかになった。従前から、家庭復帰から少なくとも6か月間程度はとりわけリスクが高まる期間として、児童福祉司等の措置または継続指導を採り、家庭訪問や児童相談所への通所等を通じて、養育状況を把握すると共に必要な援助を実施することとされている（「措置解除等に伴い家庭復帰した児童の安全確保の徹底について」（平成24年11月1日付雇児総発1101第3号）参照）。このため、特集の結果も参考にしつつ、家庭引取り直後から1か月、3か月、6か月と養育状況が安定するまでの留意すべき期間を事前に設定し、定期的に面接や家庭訪問を行うことや、リスクアセスメントを関係機関で頻回に実施し、その変化や兆しに気づける関わりに留意することが必要である。また、一旦在宅になると、あたかも目標が達せられたかのように感じ、児童相談所との関係が疎遠になることがしばしばある。そのようなことを防ぐためにも、児童福祉司指導等により、親子の通所指導の頻度、家庭訪問の頻度等を明示し、一定期間モニタリングとして安全確認を行うことを

あらかじめ保護者に示しておくことが不可欠である。再び虐待が発生したりリスクが高じた時には危機介入があることを事前に十分示しておくことが欠かせない。いずれにせよ児童相談所は、子どもと家族に直接会って、子どもの安全を肌で感じることは必須である。

それに加え、児童相談所及び入所施設は、入所措置解除前には親子関係の再構築のための関わり^{注4)}として、子どもへの接し方等の助言・カウンセリングなどの心理的な側面での支援を行うことは解除後の在宅指導に活かせることであり、その取り組みを推進するために保護者指導支援カウンセリング事業を積極的に活用する必要がある。

注4) 親子関係の再構築のための関わり

【法改正内容：親子関係再構築支援（平成28年10月1日施行）】

(ア) 改正の趣旨

虐待等のリスクが高く、施設入所等の措置や一時保護により、一旦、親子分離し、児童の安全を確保したケースについて、本来であれば、親子が共に暮らせるようにすることが最も自然な形と考えられるが、親子関係再構築がうまくいかず、より深刻な事態に陥るケースも見受けられる。その背景には、親子関係再構築について、支援が十分に行われず、また、関係機関間の連携が不十分という状況がある。

こうした事態を防止するため、児童相談所が措置等を解除するに当たっては、在宅に戻った後、親子に対し継続的なフォローを行い、親子関係が安定して再構築されるよう丁寧な支援を続けることが重要である。

このため、措置解除に当たり、児童相談所が、民間団体等への委託を含め、保護者に対し、児童への接し方等の助言・カウンセリングを行うこととし、措置解除後には、児童相談所が地域の関係機関と連携し、定期的な児童の安全確認、保護者への相談・支援等を実施することとする。

(イ) 改正の概要

- (a) 乳児院等の長及び里親等は、施設に入所し、又は里親等に委託された児童及びその保護者に対して、関係機関との緊密な連携を図りつつ、親子の再統合のための支援等を行うこととする(児童福祉法第48条の3)。
- (b) 都道府県知事は、児童虐待を受けた児童について採られた施設入所等の措置等を解除するときは、当該児童の保護者に対し、親子の再統合の促進等を支援するために必要な助言を行うこと及び当該助言に係る事務を民間団体に委託することができることとする(虐待防止法第13条)。

- (c) 都道府県知事は、児童虐待を受けた児童について採られた施設入所等の措置等を解除するとき又は当該児童が一時的に帰宅するときは、必要と認める期間、関係機関との緊密な連携を図りつつ、当該児童の安全の確認を行うとともに、当該児童の保護者からの相談に応じ、必要な支援を行うこととする（同法第13条の2）。

親子関係再構築支援【平成28年10月施行・児童虐待防止法】

考え方

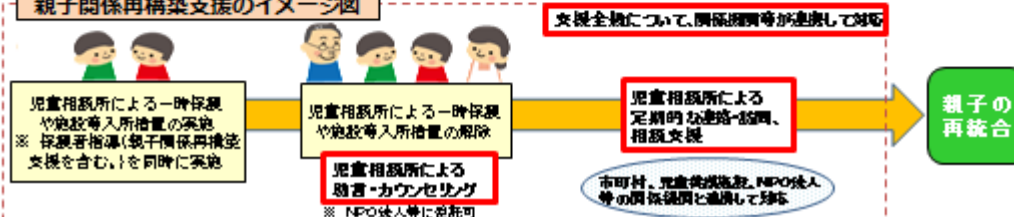
- 親子関係再構築について、保護者の意向に左右されること等により、**実効ある支援が十分行われていない**ほか、支援の際の関係機関間の連携が不十分。
- **措置を解除した後に、より深刻な虐待が発生するケースがみられる。**

← 児童相談所や市町村のみならず、児童を現に養育する施設や里親も、積極的に親子関係再構築支援を行うとともに、都道府県が措置を解除するに当たっては、継続的なフォローを行う必要がある。

改正法による対応

- 親子関係再構築支援について、**児童相談所、市町村、施設、里親などの関係機関等が連携して行うべき旨を明確化する。**
 - 措置の解除に当たって、以下の取組を実施する。
 - 措置解除時、**児童相談所が保護者に対し、児童への接し方等の助言・カウンセリングを実施（NPO法人等に委託可）**
 - 措置解除後の一定期間、**児童相談所は地域の関係機関と連携し、定期的な児童の安全確認、保護者への相談・支援等を実施**
- ※併せて、児童相談所の体制強化・専門性向上による保護者への継続的な指導等の実施、親子関係再構築プログラムの充実を含む国の調査・研究の推進、一時保護・保護者指導等への関係機関との連携のあり方の検討等に取り組む。

親子関係再構築支援のイメージ図



イ 要保護児童対策地域協議会の効果的な運営

要保護児童対策地域協議会は、平成20年の児童福祉法改正により、同協議会の協議対象者の中に、要支援児童とその養育者、特定妊婦も含まれることとなり、その対象者は拡大しているところである。

また、第12次報告においては、死亡事例（心中以外）が発生した地域の同協議会における実務者会議の実施状況を調査したが、1回に検討する事例数及び会議の開催時間は、地域により差異はあったものの、平均すると71.0例、2.6時間という結果であった。実務者会議は、市町村及び児童相談所の虐待事例の支援状況と現在の状況や変化などを確認し、支援の方向性を確認する場として開催されているが、事例数の増加とともに丁寧な協議が困難な状況となっていることが実施状況からも推察できる。

しかしながら、実務者会議の開催回数や時間を増やすことが困難な状況も考えられ、限られた時間で効率的に行うためには、新規把握事例と既存事例を分けた時間配分や、子どもの年齢別、エリア別（学区別など）の部会形式による開催など運営の工夫が必要である。また、単なる情報共有で終わらないよう、支援方針の確認や協議の必要性なども事前に調整し、実務者会議に望むことが必要である。

さらに、個別ケース検討会議では、情報共有はもちろんであるが、支援方針と方針に沿った役割分担をきちんと協議する場となることが求められている。役割分担は、効果的な支援や責任の所在を明確にするうえで重要である。しかしながら、関係機関が、互いの立場で得ている情報を出し合って共に率直に協議し、子どもと家族の状況についての確にアセスメントが行われるのでなければ、その役割分担そのものが、支援を硬直化させてしまうおそれがある。支援は、子どもの安全と最善の利益を図るといった共通の目標を目指す協働であることを念頭に置き、それぞれの機関が、互いに一步前に踏み込んだ対応をすることが必要である。また、一人の職員の判断や一つの機関の判断では誤りが生じる可能性がある。要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議は、複数の関係者・関係機関が参加して、チームで協議することによって判断の誤りを修正するグループスーパービジョンの機会でもあると意識すべきである。要保護児童対策地域協議会の代表者会議や実務者会議は、このような目的志向型のチームを地域に形成するための仕組みであるとも捉えられる。

なお、要保護児童対策地域協議会の効果的な運営が重要であり、その調整機関の職員には連携を円滑に進める調整能力が求められている。さらに、個別ケース検討会議においては、総合的なリスクアセスメントが行えるよう、調整役としてそれぞれの機関の動きや役割を俯瞰的に見る視点を持つことが必要である。

このような現状を踏まえ、今般の児童福祉法の改正では、市町村の設置する要保護児童対策地域協議会に関わる調整機関に専門職（＝調整担当者）の配置とその専門職への研修を義務づけている。^{注5} 今後も引き続き、調整機関の職員が果たす役割は重要であり、力量向上に努めるべきである。

注5) 要保護児童対策地域協議会に関わる調整機関の専門職配置等

【法改正内容:市町村の要保護児童対策地域協議会の機能強化(平成29年4月1日施行)】

(ア) 改正の趣旨

市町村における要保護児童対策地域協議会(以下「要対協」という。)の調整機関は、児童相談所、警察、学校等の関係機関間の調整、協力要請や支援の進行状況の確認等の管理・評価、主として対応する機関の選定などの業務を担っている。しかしながら、実態として、関係機関の連携が十分でなく、個々の事案への対応に漏れ等が生じ、結果として深刻な事態に至ったケースが指摘されており、要対協の機能を強化し、関係機関間の協力・連携を徹底することが必要である。

このため、市町村の要対協の調整機関への専門職配置について、現行法上は努力義務とされているが、これを義務とし、さらに、当該専門職に研修を課すことにより、責任を持って個々のケースに応じて調整を行い、実効ある役割が果たされるようにする。

(イ) 改正の概要

- (a) 市町村の設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関は、専門職を置くこととする(児童福祉法第25条の2第6項)。
- (b) 調整機関に配置される専門職は、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けることとする(同法第25条の2第8項)。

要保護児童対策調整機関における専門職の配置 【平成29年4月施行 - 児童福祉法】

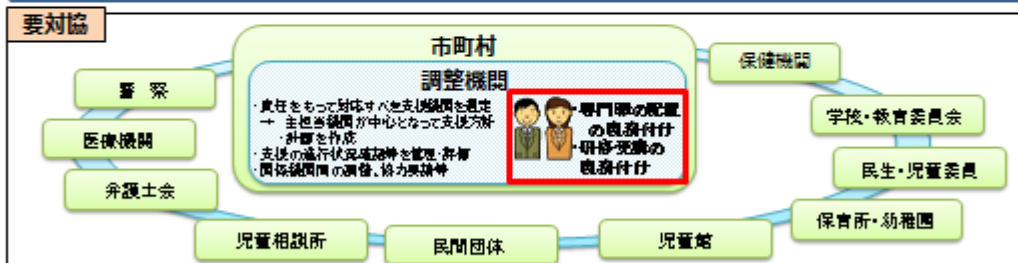
考え方

- 要保護児童対策地域協議会(以下「要対協」という。)が設置されている市町村であっても、**深刻なケースで連携の遅れが指摘される場合があり、責任をもって関係機関の対応を統括することが必要。**
- 要保護児童対策調整機関(以下「調整機関」という。)が、個々のケースに応じて関係機関の対応を統括し、実効ある役割を果たすためには、**児童の問題に適した専門性を有する人材が必要。**

改正法による対応

- 調整機関に**専門職の配置を義務付け**(現行は努力義務)。- 児童福祉司、保健師、保育士等
- 調整機関に配置される専門職に、**研修受講を義務付け**。

※ 要対協の運営の改善策として、①要対協において情報共有すべき児童等の範囲の明確化、②協議に時間を要する場合の主要な支援機関の選定、などの取組を進める。



<調整機関における専門職の配置状況> (平成27年4月1日時点)

区分	市区	町	村	合計
地域協議会設置数	812	734	180	1,726
調整機関における専門職の配置状況	760 93.6%	495 67.4%	132 73.3%	1,387 80.4%

ウ 児童相談所及び市町村職員の相談援助技術の向上

児童相談所には、様々な法的権限が与えられており、虐待事例の対応で必要な時には、子どもの安全を守るためにこの権限を適切に行使する社会的な使命を担っている。職員は、児童相談所の組織としての責務を理解した上で、その対応をしなくてはならない。

また、最も身近な行政機関である市町村は、母子保健や子育て支援、学校教育、児童福祉サービス等の所管事業を通じて、虐待の発生予防、早期発見や重篤化を防ぐ適切な対応、家族が地域で暮らし続けるための支援と施設を退所した後の在宅支援等の役割を担っている。

このため、このような業務を担う児童相談所及び市町村の職員においては、虐待のリスク要因や虐待に至る養育者の心理的・社会的背景や生育歴、子どもの発育発達を理解、家族全体を捉えるアセスメントの手法等、基礎的な知識の習得がまずは求められる。

虐待事例の対応には、前述した基礎的な知識に加え、固定観念を持たず、相手の価値観を把握したり、言葉には出てこない潜在的なニーズや課題を支援者として見出すことも必要である。また、子どもとその養育者への支援には、現時点だけではなく、過去や将来といった時間軸の中で対象者を捉える視点など相談援助を行う上で相手の状況を理解しながら関わるための実践的な能力として、面接の技法も重要である。

このため、児童相談所及び市町村においては、職員を対象とした虐待に関する基礎的な知識を習得できる階層別の研修に加え、具体的な事例検討やロールプレイ等を含めた実践的な研修を通して、職員の相談援助技術の向上に努めなければならない。

このような相談援助に係る基本的な知識・技術を身につけ、虐待のリスクに気づき、的確かつ迅速に把握するとともに、当該家庭がもつ課題と課題解決能力等の強みも評価し、相談援助を行うことが重要である。強みを活かした関わりを展開することは、養育者自身の自己肯定感を高めることにもつながると考える。

なお、より効果的な研修の実施には、市町村単独で開催するのみではなく児童相談所との共催や広く都道府県単位での研修会の開催等、虐待事例の経験やその手法を皆で共有し、援助スキルの向上に努めることが必要である。

③ 児童相談所及び市町村職員によるリスクアセスメントの実施

第12次報告においても、児童相談所が関与していながら、定期的なリスクの見直しが行われていないものが、心中以外の事例の約6割にの

ぼっていた。この中には1年以上の関与期間があった事例も複数含まれていた。

虐待事例への支援には、面接時や関係機関等から得られた情報からリスクを客観的に判断することや、継続して関わる事例には、リスクアセスメントの見直しを行うことは必要不可欠であることは言うまでもない。特に、児童相談所と市町村の職員間で支援方法や得られる周辺情報により異なるリスクアセスメントが生じた場合には、その背景や判断理由を双方で確認し、協議を重ね、お互いのアセスメントの視点やその背景を認識する作業が必要である。

なお、このリスクアセスメントは、決して担当者個人の判断ではなく、必ず組織的な判断に基づくものであるとともに、複数の機関が関与している場合には、それらの関係機関とアセスメント結果を共有し、見落とすことなく、迅速な対応や支援に結びつけることが重要である。

④ 児童相談所及び市町村職員体制の充実強化

児童相談所及び市町村における虐待相談対応件数は統計をとり始めて以降、毎年増加の一途にある。

第12次報告においては、死亡事例（心中以外）が発生した地域における児童相談所の当該事例担当職員の1年間（平成26年度）の受け持ち事例数を調査したところ、一人あたり平均104.9件であり、そのうち虐待事例として担当している事例数は平均59.7件となっていた。

今回の調査は、心中以外の虐待死が発生した児童相談所の職員のみであるが、虐待事例が抱える複雑な課題と解決の困難性を考えると、丁寧に事例に関わることが難しい状況がうかがえる。

児童虐待への相談とその支援には、複雑な生育歴や様々な価値観を持ち合わせる養育者に寄り添い、高度な専門的な知識と支援者自身の多様な経験が求められる。さらに、その対応では、地方公共団体として、積極的に専門職を採用するとともに、人事ローテーションの工夫など、虐待相談に対応できる人材の養成を意識した中・長期的な取り組みを行う必要がある。

一方では、業務量に見合った職員配置数の確保に努めるなど、児童相談所及び市町村の職員の体制の充実強化が重要である。

⑤ 検証の積極的な実施と検証結果の有効活用

第12次報告における地方公共団体が行う検証の実施状況については、検証対象を定めている地方公共団体の場合、死亡事例のみに限らず「死亡事例を含む重大事例を対象」としている割合が約6割を占めており、検証

対象の範囲を広げ、重篤な虐待事例からの示唆を今後の支援に活かそうとしていることがわかる結果となっている。

一方、実際の検証の実施状況を見ると、検証していない死亡事例があると答えた地方公共団体は60%で、検証しない理由として「行政機関が関わった事例ではないため」が76%を占めていた。

関与がない事例はなかなか関連情報が入手できず検証が困難な場合も考えられるが、死亡事例の再発を防ぐには、子どもが死亡するに至った状況を振り返り、何らかの関わりの可能性や相談支援体制を改めて見直すなどの視点で検証を行うことが必要である。

また、事故と思われる事例についても、その背景や経緯、事情を詳しく精査することにより、虐待と認定することもあり得るほか、虐待と認定しにくい場合であっても、リスクに関する広報などを通じて、同様の受傷の再発防止につなげることも検証作業を通じ、業務に活かすことが可能と考える。

また、国の検証報告である第10次報告について公表から1年経過した後の活用状況としては、都道府県・市町村の関係機関や関係者に対する周知は9割以上の地方公共団体が行い、「関係者への研修で使用」は36.2%と前回の検証報告の活用状況からは増加した状況であった。引き続き、地方公共団体及び国の検証報告を関係職員の研修等の場で活用しながら、実際に虐待事例への対応を行っている児童相談所及び市町村職員に検証結果からの学びを引き継いでいくことが重要である。

また、虐待による死亡事例が発生していない地方公共団体においても、今後起こりうる問題として、各地方公共団体が行った検証結果を職員研修等の場においてまずは周知し、活用することから取り組むことが求められる。

なお、各地方公共団体による検証報告は、子どもの虹情報研修センターのウェブサイト (<http://www.crc-japan.net/index.php>) に掲載されており、活用されたい。

(2) 国への提言

① 虐待の発生予防及び発生時の迅速・的確な対応

ア 妊娠期から切れ目のない支援体制の整備

第12次報告においても心中以外の虐待死事例の年齢別内訳を見ると、依然として0歳児の占める割合が61.4%と最も高く、その中でも生後5か月までの間に死亡している事例は0歳児の中で85.2%にのぼっている。

妊娠期からの切れ目のない支援は、これまでの報告書においても提言がなされてきたところではあるが、妊娠期からの相談支援体制の充実強化は、虐待の発生予防には特に重要である。

妊娠期からの支援が必要な特定妊婦等や出産直後から支援が必要な家庭について、医療機関及び市町村が確実に把握できる体制を整備するとともに、母子保健法で法定化された「子育て世代包括支援センター」^{注1)}の全国的な拡充に努めることが求められる。

国においては、先駆的に取り組む市町村の好事例を発信し、実施予定の市町村にとって、検討時の参考となるような情報発信を続けることが必要である。

また、0日児の死亡事例では、加害者となった実母が自身の父母等と同居している状況が見られる。国においては、本人からの相談を待つだけでなく、相談しやすい環境づくりや、支援が必要な妊婦の情報を周囲や関係機関が相談機関に繋げることの必要性を広く周知する取り組みを引き続き実施することが求められる。

なお、相談には、子育てに関することも含め、ひとり親や出産に向けた助産制度等の経済的な支援から子どもを養育することが困難な場合には、里親や乳児院、児童養護施設の活用等の社会的な養育についての相談の機会があることも、広く周知すべきである。

イ 虐待の早期発見及び早期対応のための広報・啓発

児童相談所における虐待相談の対応件数は毎年増加しており、相談対応件数は平成26年度(88,931件^{*1)}から平成27年度(速報値)(103,260件^{*2)}にかけて14,329件増加している。その内訳として、心理的虐待が9,918件の増加となっている。

また、経路別件数の推移をみると、警察からの相談件数は平成26年度(29,172件^{*1)}から平成27年度(速報値)(38,522件^{*2)}にかけて9,350件増加しているものの、近隣知人からの相談件数は、平成26年度

(15,636 件^{※1}) から平成 27 年度 (速報値) (17,406 件^{※2}) では 1,770 件の増加という状況である。

また、第 12 次報告における虐待死事例 (心中以外) では、死亡に至った事件の発生以前に虐待通告がなかったものは、43 例中 36 例 (83.7%) であった。

今般の児童福祉法等の改正では、「支援を要する妊婦等に関する情報提供」^{注3)} として、把握しやすい機関が妊娠期から虐待リスクに着目し、市町村を通じ、支援につなぐことが新たに盛り込まれている。この妊婦等には支援を要する要支援児童等も含まれており、国においては、地方公共団体が関係機関への周知と協力依頼が取り組みやすいよう、医療機関、学校等が支援が必要な親や子どもを適切に把握するために、支援が必要な子どもや親の特徴をまとめて周知するなどの取組をすべきである。

また、身近な地域の気づきが、子どもやその親を救うきっかけとなることや、必要な支援につなぐことが虐待の重篤化を防ぐことに繋がることを周知することが必要であり、児童相談所全国共通ダイヤル 3 桁 (189) の周知啓発を進め、広く一般からの通告や相談をしやすい体制の整備に引き続き取り組むことが必要である。

出典 ※1 平成 26 年度 厚生労働省福祉行政報告例

※2 厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 総務課調べ

② 虐待対応における児童相談所と市町村の役割分担及び連携強化に係わる体制整備

平成 16 年の児童虐待防止法等の改正により、市町村も虐待の通告先となり、地域における児童虐待対応は基本的に児童相談所と市町村の二層構造で行うこととなった。

児童虐待の対応については、①市町村は、在宅支援や子育て支援事業等、児童や養育者の身近な場所における支援を、②児童相談所は、立入調査や一時保護、施設入所等の措置等の行政権限を活用しつつ、子どもや養育者に対する専門的な支援を行うこととされている。

国においては、児童相談所と市町村のそれぞれの役割が有効に機能し、対応に漏れや齟齬が生じることのないよう、双方が共通認識を持てるようアセスメントツール^{注6)} の開発等や、初期対応時に見落としがなく、相互理解と連携を深めながら適切な支援を行える体制の整備が求められる。

相互の役割と強み (例：市町村は、身近な場所で子育て支援事業等を活

用しながら、子どもや養育者に寄り添って継続的に支援し、児童虐待の発生を防止すること。児童相談所は、虐待事案に対し、行政権限を活用しつつ専門的な支援をすること。)を理解し、相互に納得しながら適切な支援を行っていくことができるよう、体制を整備することが求められる。

注6) アセスメントツール

【法改正内容:児童相談所から市町村への事案送致等(平成29年4月1日施行)】

(ア) 改正の趣旨

児童虐待の対応については、(a)市町村は、在宅支援や子育て支援事業等、児童や保護者の身近な場所における支援を、(b)児童相談所は、立入調査や一時保護、施設入所等の措置等の行政権限を活用しつつ、児童や保護者に対する専門的な支援を行うこととしているが、現行法上、市町村から児童相談所への事案送致の規定はあるものの、その逆の規定は設けられていない。このため、改正法では、虐待事案が適切な機関において対応されるよう、児童相談所から市町村に事案を送致できることとする。

その際、児童相談所と市町村との間で、対応に漏れや齟齬が生じることのないよう、施行までの間に、厚生労働省において共通の基準となるアセスメントツールを作成し、これを踏まえ、地域ごとの実情に応じた分担を定めていただくことを予定しており、児童相談所から市町村に対し、一方的に事案を送致することのないよう、留意されたい。

(イ) 改正の概要

- (a) 児童相談所長は、通告を受けた児童等のうち、児童及び妊産婦の福祉に関し、専門的な知識等を要しない支援を行うことを要すると認める者(施設入所等の措置を要すると認める者を除く。)を市町村に送致することとする(児童福祉法第26条第1項第3号関係)。
- (b) 児童相談所長は、通告を受けた児童等のうち、市町村が実施する児童の健全な育成に資する事業等の実施が適当であると認める者をその事業の実施に係る市町村の長に通知することとする(児童福祉法第26条第1項第8号関係)。

児童相談所から市町村への事案送致【平成29年4月施行・児童福祉法 児童虐待防止法】

考え方 ○ 児童相談所・市町村間で虐待事案の評価に関する共通基準(尺度)がなく、対応の漏れや、虐待事案の軽重と対応機関のミスマッチが生じている。
 ← 児童相談所と市町村の間で、初期対応が遅滞なく、見落としなく行われるようにする必要がある。

改正法による対応

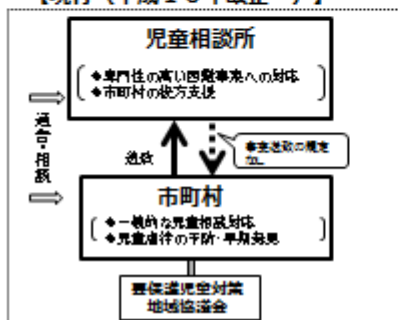
○ 一義的な児童相談や子育て支援により対応すべき事案について、児童相談所から市町村への送致を新設。

※ 改正前の法律においては、市町村から児童相談所への送致のみ規定。

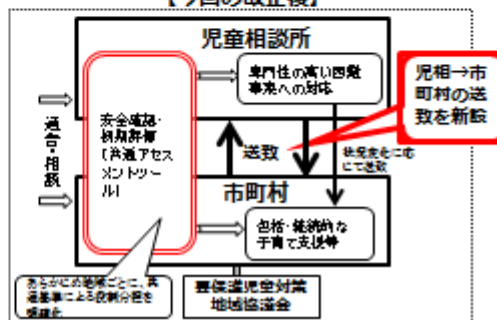
※ 併せて、その前提として、児童相談所・市町村に共通のアセスメントツールを開発し、あらかじめ地域ごとに、共通基準による役割分担を明確化。(市町村への押しつけにならない仕組みとする。因として共通アセスメントツールを示した上、各地域における児童相談所と市町村との役割分担は、地域の実情に応じて定めることを可能とする。)

※ 併せて、要保護児童の通告の在り方、児童相談所の業務の在り方についても検討。

【現行(平成16年改正～)】



【今回の改正後】



③ 児童相談所及び市町村職員の人員体制の強化及び専門性の確保と資質の向上

虐待相談対応件数は毎年増加しており、個々の事例が抱える問題は複雑で、解決困難な家庭に関わる支援が続いている。児童虐待への相談対応は、リスク判断、緊急性等を総合的に判断し、迅速な対応が必要とされ、その対応に関わる職員には高度な専門性が求められる。

今般の児童福祉法等の改正では、児童相談所の職員(児童福祉司)への研修を必須^{注7)}とし、さらに要保護児童対策地域協議会には専門職の配置^{注5)}を明確にしている。

国は、引き続き、地方公共団体における人員の確保の推進に努めるとともに、どのような専門性を持つべきか研修のあり方を明確にし、職員の専門性が担保、蓄積されるための人材育成に関する制度等を検討すべきである。

注 7) 児童相談所の職員（児童福祉司）への研修等

【法改正内容：児童相談所の体制強化】

((i) (a)～(f)は平成 28 年 10 月 1 日施行、(i) (g)・(h)は平成 29 年 4 月 1 日施行)

(ア) 改正の趣旨

児童虐待相談対応件数は増加が続く一方、複雑・困難なケースも増加しており、児童の心理、健康・発達、法律等の側面で専門的知識に基づく的確・迅速な対応が必要となっている。こうした状況を踏まえ、児童相談所において、業務量に見合った体制強化・専門性向上を図るため、専門職を配置し、その資質の向上を図ることとする。

なお、専門職の増員に係る平成 31 年度までの配置目標等を盛り込んだ「児童相談所強化プラン」（平成 28 年 4 月 25 日厚生労働省児童虐待防止対策推進本部決定）の詳細については、「児童相談所強化プラン」について」（平成 28 年 4 月 25 日付け雇用均等・児童家庭局長通知）を参照されたい。

(イ) 改正の概要

- (a) 児童相談所に、心理に関する専門的な知識等を必要とする指導をつかさどる所員として児童心理司を配置し、その要件は、医師であつて精神保健に関して学識経験を有する者又は大学において心理学を専修する学科等の課程を修めて卒業した者等とする（児童福祉法第 12 条の 3 第 6 項第 1 号）。
- (b) 児童相談所に、児童の健康及び心理の発達に関する専門的な知識等を必要とする指導をつかさどる所員として医師又は保健師を配置する（同法第 12 条の 3 第 6 項第 2 号）。
- (c) 児童相談所に、他の児童福祉司が職務を行うため必要な専門的技術に関する指導及び教育を行う児童福祉司（以下「スーパーバイザー」という。）を配置し、その要件は、児童福祉司としておおむね 5 年以上勤務した者とする（同法第 13 条第 5 項）。
- (d) 都道府県は、児童相談所における弁護士配置又はこれに準ずる措置を行うこととする（同法第 12 条第 3 項）。
- (e) 児童福祉司の数は、政令で定める基準を標準として都道府県が定めることとする（同法第 13 条第 2 項）。
- (f) スーパーバイザーの数は、政令で定める基準を参酌して都道府県が定めることとする（同法第 13 条第 6 項）。
- (g) 社会福祉主事として 2 年以上児童福祉事業に従事した者を児童福祉

司として任用するときは、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了した者であることとする（同法第13条第3項第5号）。

(h) 児童福祉司（スーパーバイザーを含む。）は、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けることとする（同法第13条第8項）。

児童相談所の体制強化 【平成28年10月施行（※）・公布日施行】

（※研修施設向けは平成29年4月施行）

考え方

- 児童虐待の相談対応件数は増加が続く一方、児童の心理、健康・発達や、法律に関する専門的知識・技術等を要する複雑・困難なケースも増加している。
- ← 業務量に見合った児童相談の体制や専門性を確保する必要がある。

改正法による対応

○ 都道府県は、児童相談所に、①児童心理司、②医師又は保健師、③指導・教育担当の児童福祉司（スーパーバイザー）を置くとともに、弁護士を配置又はこれに準ずる措置（※）を行う。

※ 法改正による制度面での強化と併せて、財政面でも「児童相談所強化プラン」を策定し地方交付税措置の拡充を行う。

※ 「弁護士を配置に準ずる措置」とは

→ 弁護士を配置することと実質的に同等であると客観的に認められる措置である必要。

・都道府県ごとに、区域内の人口等を勘案して中央児童相談所並に適切な数の弁護士を配置し、

・弁護士が配置されていない児童相談所との間における連携・協力を図ること等を想定、

・単に法令事務の経験を有する行政職員を配置すること等は含まれない。

○ 児童福祉司（スーパーバイザーを含む。）について、国の基準に適合する研修の受講を義務付け。

※ 併せて、社会福祉士等を児童福祉司として任用する場合には、任用前の指定講習会の受講を義務付け。

<新たに児童相談所に配置する専門職の任用要件>

	児童心理司	指導・教育担当の児童福祉司
任用の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・精神保健に関する学識経験を有する医師 ・大学において心理学を専攻した者 	<ul style="list-style-type: none"> ・概ね5年以上、児童福祉司としての勤務経験を有する者

④ 要保護児童対策地域協議会の活用の徹底と体制整備

地方公共団体は、要保護児童の適切な保護又は要支援児童もしくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体等により構成される要保護児童対策地域協議会を設置するよう努めることとなっている。

また、今般の児童福祉法等の改正では、「支援を要する妊婦等に関する情報提供」^{注3)}として、把握しやすい関係機関等が、支援の必要な子どもやその養育者を市町村に繋げることが新たに盛り込まれた。今後は、より市町村、要保護児童対策地域協議会へ関係機関からの情報提供が促され、相談先（窓口）としての期待が高まると思われる。

現在、全国ほぼ全ての市町村で、要保護児童対策地域協議会の設置が進んできたところではあるが、死亡事例の中には依然として同協議会における登録や検討がなされていなかった事例が複数含まれていることも忘れてはならない。

このため、国は、地方公共団体に対して、同協議会の積極的な活用の徹

底を図るため好事例となる取り組みの周知を引き続き行うとともに、一般の児童福祉法等の改正で明確にされた要保護児童対策地域協議会には専門職の配置を促進されるよう、地方公共団体の取り組みを促すべきである。

⑤ 入所措置解除時及び措置解除後の支援体制の整備

第12次報告でも、残念ながら施設への入所措置解除後短期間のうちに、子どもが死亡する事例が見受けられている。このような事例の再発を防ぐためには、児童相談所が入所措置解除前に、要保護児童対策地域協議会における個別ケース検討会議を活用し、家庭復帰の適否を関係機関とともに検討することや関係機関による支援体制を整備することが必要である。

このため、国においては、家庭復帰の適否に関するアセスメントの実施の必要性を改めて周知することや親子関係の再構築のプログラムなど養育者が受けられる支援の仕組みを引き続き、検討することが必要である。

⑥ 再発防止を目的とした検証の積極的な実施と検証結果の活用促進

児童虐待防止法第4条第5項には、国及び地方公共団体の責務等として重大な虐待事例に関する検証の実施が定められており、国が行う検証は、虐待死事例の背景や関係機関の関与状況等に関する地方公共団体からの報告を基に実施し、この報告が円滑に行われることが検証の基盤となっている。

ただし、死亡事例の検証を目的として個人情報共有を定める規定がないため、検証を行うに当たって必要な情報を十分に得られない場合がある。国は、検証を目的とした照会に対しても個人情報の取扱いに十分留意した上で関係機関や他の地方公共団体が協力するよう促すとともに、情報共有可能な制度改正等、死亡事例に関する検証のための情報の収集が可能となる方策を検討すべきである。

このため、国においては、各地方公共団体からの報告がより一層積極的かつ円滑に行われるよう、各地方公共団体にとって、検証困難な事例や把握が困難な事例に関する実情の把握と効果的な検証方法なども含めた見直しが必要である。

従来から国は、虐待死事例の検証から抽出された対応上の留意点等について報告書としてまとめている。過去の検証結果からの学びを活かすことが類似の事例の再発防止に資することであり、地方公共団体が実施する研修等の場において検証報告書が一層活用されるよう、今後も引き続き周知徹底に努めるべきである。

8 参考データ

(1) 0日・0か月児の死亡事例について（心中以外の虐待死）

平成26年度に把握した心中以外の虐待死事例（44人）のうち、0歳児の死亡人数は27人であり、心中以外の虐待死による死亡人数全体の約6割を占めている。その中でも、生後24時間に満たない死亡と考えられる日齢0日児の死亡事例（以下「日齢0日児事例」という。）と、日齢1日以上月齢1か月未満児の死亡事例（以下「月齢0か月児事例」という。）を合わせた0日・0か月児の心中以外の虐待死事例（以下「0日・0か月児事例」という。）が0歳児の死亡事例の中でも一定の割合を占めていることを踏まえ、経年のデータとして以下に取りまとめた。

なお、平成26年度に把握した0日・0か月児事例については、第11次報告と同様、全て日齢0日児事例であったことから、第12次報告単年度の結果等については、日齢0日児事例についてのみ言及することとしている。

① 0歳児及び0日・0か月児事例の発生状況

平成26年度に把握した0歳児の心中以外の虐待死事例は、27人で約6割を占めており、第1次報告以降最も高い割合となっている。

また、0歳児の死亡事例のうち0日・0か月児事例は15人で半数以上を占めている。

表8-1-1 0歳児の心中以外の虐待死事例の死亡人数の推移（心中以外の虐待死）

区分	第1次	第2次	第3次	第4次	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	総数
人数	11	23	20	20	37	39	20	23	25	22	16	27	283
割合	44.0%	46.0%	35.7%	32.8%	47.4%	58.2%	40.8%	45.1%	43.1%	43.1%	44.4%	61.4%	45.3%

※ 割合：各年次報告における心中以外の虐待死事例に占める0歳児の割合

表 8-1-2 0日・0か月児事例の死亡人数の推移と0歳児の心中以外の虐待死事例における割合

年次	0日	0か月	総数	構成割合	0歳
第1次報告	1	1	2	18.2%	11
第2次報告	6	2	8	34.8%	23
第3次報告	8	0	8	40.0%	20
第4次報告	8	1	9	45.0%	20
第5次報告	16	1	17	45.9%	37
第6次報告	22	4	26	66.7%	39
第7次報告	6	1	7	35.0%	20
第8次報告	9	3	12	52.2%	23
第9次報告	7	4	11	44.0%	25
第10次報告	11	0	11	50.0%	22
第11次報告	4	0	4	25.0%	16
第12次報告	15	0	15	55.6%	27
総数	113	17	130	45.9%	283

表 8-1-3 0日・0か月児事例の日齢別死亡人数（第12次）

区分	人数
0日	15
1～9日	0
10日以上	0
計	15

② 0日・0か月児事例の概要

ア 0日・0か月児事例の加害者

0日・0か月児事例における虐待を行った加害者について、平成26年度に把握した事例ではすべて実母であった。第1次報告から第12次報告までの累計でも、「実母」が加害者であった事例は120人であり、全体の92.3%を占めていた。一方、実父が単独の加害者となる事例は非常に少ない傾向があった。

表8-1-4 0日・0か月児事例の加害者（第12次）

区分	0日児	0か月児
実母	15	0
その他	0	0
計	15	0

表8-1-5 0日・0か月児事例の加害者（第1次から第12次報告までの累計）

区分	0日児		0か月児		総数	
	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合
実母	107	94.7%	13	76.5%	120	92.3%
実父	1	0.9%	2	11.8%	3	2.3%
実母・実父	4	3.5%	2	11.8%	6	4.6%
不明	1	0.9%	0	0.0%	1	0.8%
計	113	100.0%	17	100.0%	130	100.0%

イ 死亡につながった虐待の類型

平成26年度に把握した0日児・0か月児事例における虐待の類型は、「ネグレクト」が8人（53.3%）、「身体的虐待」が5人（33.3%）であった。

表8-1-6 0日・0か月児事例の虐待の類型

区分	第7次		第8次		第9次		第10次		第11次		第12次													
	0日児		0か月児		0日児		0か月児		0日児		0か月児													
	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合												
身体的虐待	3	50.0%	1	100.0%	3	33.3%	4	100.0%	4	57.1%	3	75.0%	3	27.3%	0	0.0%	1	25.0%	0	0.0%	5	33.3%	0	0.0%
ネグレクト	3	50.0%	0	0.0%	4	44.4%	0	0.0%	2	28.6%	1	25.0%	6	54.5%	0	0.0%	2	50.0%	0	0.0%	8	53.3%	0	0.0%
不明	0	0.0%	0	0.0%	2	22.2%	0	0.0%	1	14.3%	0	0.0%	2	18.2%	0	0.0%	1	25.0%	0	0.0%	2	13.3%	0	0.0%
計	6	100.0%	1	100.0%	9	100.0%	4	100.0%	7	100.0%	4	100.0%	11	100.0%	0	0.0%	4	100.0%	0	0.0%	15	100.0%	0	0.0%

ウ 遺棄の有無と遺棄された場所

平成26年度に把握した0日児・0か月児事例において、すべて「遺棄あり」であり、遺棄された場所は「自宅」が10人(66.7%)であった。

表8-1-7 0日・0か月児事例における子どもが遺棄された場所(第12次)

区分	0日児		0か月児	
	人数	構成割合	人数	構成割合
遺棄なし	0	0.0%	0	0.0%
遺棄あり	15	100.0%	0	0.0%
自宅	10	66.7%	0	0.0%
自宅外	5	33.3%	0	0.0%
計	15	100.0%	0	0.0%

表8-1-8 0日・0か月児事例における子どもの遺棄の有無と遺棄された場所

(第1次から第12次報告までの累計)

区分	0日児		0か月児		総数	
	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合
遺棄なし	7	6.2%	9	52.9%	16	12.3%
遺棄あり	103	91.2%	8	47.1%	111	85.4%
自宅	49	43.4%	3	17.6%	52	40.0%
自宅外	54	47.8%	5	29.4%	59	45.4%
不明	3	2.7%	0	0.0%	3	2.3%
計	113	100.0%	17	100.0%	130	100.0%

エ 直接の死因

第1次報告から第12次報告までの累計をみると、「窒息(絞殺以外)」による死亡事例が49人(有効割合53.8%)と最も多い傾向がみられた。

表8-1-9 0日・0か月児事例における死因(第1次から第12次報告までの累計)

区分	0日児			0か月児			総数		
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
出生後、放置	18	15.9%	23.4%	1	5.9%	7.1%	19	14.6%	20.9%
窒息(絞殺以外)	42	37.2%	54.5%	7	41.2%	50.0%	49	37.7%	53.8%
絞殺	7	6.2%	9.1%	3	17.6%	21.4%	10	7.7%	11.0%
その他	10	8.8%	13.0%	3	17.6%	21.4%	13	10.0%	14.3%
不明	36	31.9%	/	3	17.6%	/	39	30.0%	/
計	113	100.0%	100.0%	17	100.0%	100.0%	130	100.0%	100.0%

オ 事例が発覚した経緯

平成 26 年度に把握した 0 日・0 か月児事例が発覚した経緯は、「近隣住民・知人が遺体を発見」が 6 人（40.0%）であった。「その他」としては、「祖母が実母の体調異変に気づき、受診させたところ出産したことが判明」や「近隣からの情報により警察が事情聴取したことで判明」等があった。

表 8-1-10 0 日・0 か月児事例が発覚した経緯（第 12 次）

区分	0 日児		0 か月児	
	人数	構成割合	人数	構成割合
近隣住民・知人が遺体を発見	6	40.0%	0	0.0%
家族その他の同居者が遺体を発見	3	20.0%	0	0.0%
その他	6	40.0%	0	0.0%
計	15	100.0%	0	0.0%

カ 出産した場所

0 日・0 か月児事例における実母が本児を出産した場所について、第 1 次報告から第 12 次報告までの累計で見ると、0 日・0 か月児事例全体における「自宅」での出産が 81 人（有効割合 69.2%）、特に、日齢 0 日児事例における「自宅」での出産が 77 人（同 77.0%）と高い割合を占めていた。同じく、日齢 0 日児事例では、第 1 次報告から第 12 次報告までの累計をみても、医療機関での出産はなかった。

表 8-1-11 0 日・0 か月児事例における出産場所（第 1 次から第 12 次報告までの累計）

区分	0 日児			0 か月児			総数		
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
自宅	77	68.1%	77.0%	4	23.5%	23.5%	81	62.3%	69.2%
自宅外	23	20.4%	23.0%	4	23.5%	23.5%	27	20.8%	23.1%
医療機関	0	0.0%	0.0%	9	52.9%	52.9%	9	6.9%	7.7%
不明	13	11.5%		0	0.0%		13	10.0%	
計	113	100.0%	100.0%	17	100.0%	100.0%	130	100.0%	100.0%

表8-1-12 0日・0か月児事例における自宅内での出産場所（第1次から第12次報告までの累計）

区分	0日児		0か月児		総数	
	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合
トイレ	29	37.7%	0	0.0%	29	35.8%
風呂場	9	11.7%	0	0.0%	9	11.1%
その他	5	6.5%	1	25.0%	6	7.4%
不明	34	44.2%	3	75.0%	37	45.7%
計	77	100.0%	4	100.0%	81	100.0%

③ 0日・0か月児事例における養育者の状況

ア 実母の年齢

0日・0か月児事例における実母の年齢について、平成26年度に把握した事例では、「19歳以下」「25～29歳」がそれぞれ5人（33.3%）であった。

また、第1次報告から第12次報告までの累計でみると、0日・0か月児事例の実母の年齢は、日齢0日児事例では、「19歳以下」が31人（有効割合27.9%）で最も多く、月齢0か月児事例では、「35～39歳」が8人（同47.1%）と最も多かった。日齢0日児事例においては、実母の年齢が若いという特徴がみられている。

表8-1-13 0日・0か月児事例における実母の年齢（第12次）

区分	0日児		0か月児	
	人数	構成割合	人数	構成割合
19歳以下	5	33.3%	0	0.0%
20～24歳	2	13.3%	0	0.0%
25～29歳	5	33.3%	0	0.0%
30～34歳	0	0.0%	0	0.0%
35～39歳	1	6.7%	0	0.0%
40歳以上	2	13.3%	0	0.0%
計	15	100.0%	0	0.0%

表8-1-14 0日・0か月児事例の実母の年齢（第1次から第12次報告までの累計）

区分	0日児			0か月児			総数		
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
19歳以下	31	27.4%	27.9%	3	17.6%	17.6%	34	26.2%	26.6%
20-24歳	20	17.7%	18.0%	2	11.8%	11.8%	22	16.9%	17.2%
25-29歳	19	16.8%	17.1%	1	5.9%	5.9%	20	15.4%	15.6%
30-34歳	15	13.3%	13.5%	3	17.6%	17.6%	18	13.8%	14.1%
35-39歳	16	14.2%	14.4%	8	47.1%	47.1%	24	18.5%	18.8%
40歳以上	10	8.8%	9.0%	0	0.0%	0.0%	10	7.7%	7.8%
不明	2	1.8%		0	0.0%		2	1.5%	
計	113	100.0%	100.0%	17	100.0%	100.0%	130	100.0%	100.0%

イ 実母の世帯の状況について

0日・0か月児事例における実母の世帯の状況について、平成26年度に把握した事例では、「一人親（未婚）」が9人（有効割合64.3%）と最も多く、次いで「実父母」「一人親（離婚）」が2人（同14.3%）であった。初産婦、経産婦別にみると、初産婦6人はすべて「一人親（未婚）」であった。

また、祖父母の同居者の有無については、「同居あり」が9人（同69.2%）で、「母方祖父母」「母方祖母」がそれぞれ4人（同30.8%）、次いで「父方祖父母」が1例（同7.7%）であった。

表8-1-15 0日・0か月児事例における実母の世帯の状況（第12次）

区分	0日児			0か月児		
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
実父母	2	13.3%	14.3%	0	0.0%	0.0%
一人親（離婚）	2	13.3%	14.3%	0	0.0%	0.0%
一人親（未婚）	9	60.0%	64.3%	0	0.0%	0.0%
一人親（別居）	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
内縁関係	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
その他	1	6.7%	7.1%	0	0.0%	0.0%
不明	1	6.7%		0	0.0%	
計	15	100.0%	100.0%	0	0.0%	0.0%

表8-1-16 初産婦・経産婦における実母の世帯の状況（第12次）

区分	初産婦		経産婦		不明	
	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合
実父母	0	0.0%	2	28.6%	0	0.0%
一人親（離婚）	0	0.0%	2	28.6%	0	0.0%
一人親（未婚）	6	100.0%	2	28.6%	1	50.0%
一人親（別居）	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
内縁関係	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
その他	0	0.0%	1	14.3%	0	0.0%
不明	0	0.0%	0	0.0%	1	50.0%
計	6	100.0%	7	100.0%	2	100.0%

表8-1-17 0日・0か月児事例における祖父母との同居状況（第12次）

区分	0日児			0か月児		
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
同居なし	4	26.7%	30.8%	0	0.0%	0.0%
同居あり	9	60.0%	69.2%	0	0.0%	0.0%
母方祖父母	4	26.7%	30.8%	0	0.0%	0.0%
父方祖父母	1	6.7%	7.7%	0	0.0%	0.0%
母方祖母	4	26.7%	30.8%	0	0.0%	0.0%
不明	2	13.3%		0	0.0%	
計	15	100.0%	100.0%	0	0.0%	0.0%

ウ 実母の世帯の経済状況について

0日・0か月児事例における実母の世帯の経済状況について、平成26年度に把握した事例では、当該世帯の家計を支えている者は「実母自身」が4人（有効割合36.4%）と多く、実母の就業状況は「パート」が7人（同53.8%）と最も多かった。

表8-1-18 当該世帯の家計を支えている者（第12次）

区分	0日児			0か月児		
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
実母自身	4	26.7%	36.4%	0	0.0%	0.0%
実父	1	6.7%	9.1%	0	0.0%	0.0%
母方祖母	3	20.0%	27.3%	0	0.0%	0.0%
母方祖父	1	6.7%	9.1%	0	0.0%	0.0%
その他	2	13.3%	18.2%	0	0.0%	0.0%
不明	4	26.7%		0	0.0%	
計	15	100.0%	100.0%	0	0.0%	0.0%

表 8-1-19 世帯収入の状況 (第 12 次)

区分	0日児			0か月児		
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
生活保護世帯	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
市町村民税非課税世帯	3	20.0%	60.0%	0	0.0%	0.0%
市町村民税課税世帯 (年収500万円未満)	2	13.3%	40.0%	0	0.0%	0.0%
年収500万円以上	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
不明	10	66.7%		0	0.0%	
計	15	100.0%	100.0%	0	0.0%	0.0%

表 8-1-20 実母の就業状況 (第 12 次)

区分	0日児			0か月児		
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
無職	4	26.7%	30.8%	0	0.0%	0.0%
フルタイム	2	13.3%	15.4%	0	0.0%	0.0%
パート	7	46.7%	53.8%	0	0.0%	0.0%
不明	2	13.3%		0	0.0%	
計	15	100.0%	100.0%	0	0.0%	0.0%

エ 実母の妊娠期における問題について

0日・0か月児事例における実母の妊娠期の問題については、「望まない妊娠／計画していない妊娠」と「妊婦健康診査未受診」がそれぞれ14人(93.3%)であった。

表 8-1-21 0日・0か月児事例における実母の妊娠期の問題 (複数回答) (第 12 次)

区分	0日児(15人)		0か月児(0人)	
	人数	構成割合	人数	構成割合
望まない妊娠／計画していない妊娠	14	93.3%	0	0.0%
若年(10代)妊娠	5	33.3%	0	0.0%
母子健康手帳の未発行	12	80.0%	0	0.0%
妊婦健康診査未受診	14	93.3%	0	0.0%

表 8-1-22 初産婦・経産婦における実母の妊娠期の問題 (複数回答) (第 12 次)

区分	初産婦(6人)		経産婦(7人)		不明(2人)	
	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合
望まない妊娠/計画していない妊娠	6	100.0%	6	85.7%	2	100.0%
若年(10代)妊娠	3	50.0%	0	0.0%	2	100.0%
母子健康手帳の未発行	5	83.3%	6	85.7%	1	50.0%
妊婦健康診査未受診	6	100.0%	7	100.0%	1	50.0%

オ 実父の状況について

0日・0か月児事例における実父の状況について、平成 26 年度に把握した事例では、本児の実父は「いない」が 3 人 (20.0%)、「不明」が 5 人 (33.3%) であった。

また、第 1 次報告から第 12 次報告までの累計でも、妊娠後から出産までの間の実父の存在が確認できない事例が非常に多く、そのため、実父の年齢が「不明」である事例は 79 人 (75.2%) と、日齢 0 日児事例全体の 7 割以上を占め、0日・0か月児事例においても合計数 84 人 (68.9%) と全体の 7 割近くを占めるなど、実父に関する詳細な情報が得られる事例は少なかった。

表 8-1-23 0日・0か月児事例の実父の状況 (第 12 次)

区分	0日児			0か月児		
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
いる(同居)	2	13.3%	20.0%	0	0.0%	0.0%
いる(別居)	5	33.3%	50.0%	0	0.0%	0.0%
いない	3	20.0%	30.0%	0	0.0%	0.0%
不明	5	33.3%		0	0.0%	
計	15	100.0%	100.0%	0	0.0%	0.0%

表8-1-24 0日・0か月児事例の実父の年齢（第1次から第12次報告までの累計）

区分	0日児			0か月児			総数		
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
19歳以下	7	6.7%	26.9%	1	5.9%	8.3%	8	6.6%	21.1%
20-24歳	4	3.8%	15.4%	2	11.8%	16.7%	6	4.9%	15.8%
25-29歳	1	1.0%	3.8%	0	0.0%	0.0%	1	0.8%	2.6%
30-34歳	2	1.9%	7.7%	2	11.8%	16.7%	4	3.3%	10.5%
35-39歳	2	1.9%	7.7%	3	17.6%	25.0%	5	4.1%	13.2%
40歳以上	10	9.5%	38.5%	4	23.5%	33.3%	14	11.5%	36.8%
不明	79	75.2%		5	29.4%		84	68.9%	
計	105	100.0%	100.0%	17	100.0%	100.0%	122	100.0%	100.0%

※実父の有無について「いない」「不明」と回答した事例を除く

④ 0日・0か月児事例における行政機関の関与状況

0日・0か月児事例における行政機関の関与状況について、平成26年度に把握した事例では、「家庭児童相談室」「医療機関」の関与があった事例がそれぞれ3人（20.0%）、次いで「市町村（虐待対応担当部署）」「福祉事務所」「市町村の母子保健担当部署（保健センター等）」の関与があった事例がそれぞれ2人（13.3%）であった。

表8-1-25 0日・0か月児事例の関係機関の関与あり（第12次）

区分	0日児（15人）		0か月児（0人）	
	人数	構成割合	人数	構成割合
児童相談所	1	6.7%	0	0.0%
市町村（虐待対応担当部署）	2	13.3%	0	0.0%
福祉事務所	2	13.3%	0	0.0%
家庭児童相談室	3	20.0%	0	0.0%
児童委員	0	0.0%	0	0.0%
保健所	0	0.0%	0	0.0%
市町村の母子保健担当部署（保健センター等）	2	13.3%	0	0.0%
養育機関・教育機関	0	0.0%	0	0.0%
医療機関	3	20.0%	0	0.0%
助産師	0	0.0%	0	0.0%
警察	1	6.7%	0	0.0%
婦人相談所	0	0.0%	0	0.0%

(2) 精神疾患のある養育者における事例について

① 精神疾患のある実母における事例の発生状況

本報告書において、「精神疾患のある養育者」とは、医師による診断のある者とする（以下、「精神疾患あり」と表記）。一方、精神疾患に関する診断名がついていない養育者（その疑いや可能性のある場合を含む）については、「精神疾患のない養育者」（以下、「精神疾患なし」と表記）とし、それ以外の者は「不明」とする。

精神疾患のある養育者の中で実母が加害者であった（以下、「精神疾患のある実母」という。）事例について、第5次報告から第12次報告までの累計では94例（102人）であった。そのうち、心中以外の虐待死事例は40例（41人）、心中による虐待死事例は54例（61人）であった。

一方、精神疾患のない養育者の中で実母が加害者であった（以下、「精神疾患のない実母」という。）事例数と死亡した子どもの人数は、第5次報告から第12次報告までの累計では169例（187人）であり、そのうち、心中以外の虐待死事例は120例（123人）、心中による虐待死事例は49例（64人）であった。

表8-2-1 虐待の加害者が実母であった事例とその子どもの死亡人数の推移

年次	心中以外の虐待死						心中による虐待死(未遂含む)						総数	
	精神疾患あり		精神疾患なし		不明		精神疾患あり		精神疾患なし		不明			
	例数	人数	例数	人数	例数	人数	例数	人数	例数	人数	例数	人数	例数	人数
第5次報告	7	7	10	10	29	33	5	5	6	9	22	35	79	99
第6次報告	2	2	18	19	25	25	7	7	8	10	16	23	76	86
第7次報告	2	2	16	16	15	17	2	3	5	6	10	12	50	56
第8次報告	7	7	7	7	17	20	13	14	6	9	8	10	58	67
第9次報告	6	6	24	26	9	9	8	9	7	10	11	17	65	77
第10次報告	7	8	15	15	19	19	7	9	4	4	12	16	64	71
第11次報告	4	4	14	14	6	6	5	5	7	8	5	7	41	44
第12次報告	5	5	16	16	12	13	7	9	6	8	5	6	51	57
計	40	41	120	123	132	142	54	61	49	64	89	126	484	557

② 実母の状況

ア 診断名（疾病、傷害及び死因分類）

精神疾患のある実母の診断名（疾病、傷害及び死因分類）について、第5次報告から第12次報告の累計をみると、心中以外の虐待死事例では、「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」が20例と最も多く、心中による虐待死事例では、「うつ病」や「双極性感情障害」といった「気分[感情]障害」が30例と最も多かった。

なお、「詳細不明の精神障害」となっているものは、精神科の受診歴はあるが、行政が正確な診断名を把握していないもの、あるいは検査中などの理由で確定診断がつけられる前に虐待死事例が発生したものが含まれている。

表8-2-2 精神疾患のある実母の診断名（疾病、傷害及び死因分類）（複数回答）^{注1)}

（第5次から第12次報告までの累計）

区分	心中以外の虐待死 (40例)	心中による虐待死(未遂含む) (54例)
症状性を含む器質性精神障害	0	0
精神作用物質使用による精神及び行動の障害	0	0
統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	20	11
気分[感情]障害	17	30
神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	8	13
生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	4	3
成人の人格及び行動の障害	3	1
知的障害<精神発達遅滞>	1	0
心理的発達の障害	0	1
小児<児童>期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害	0	0
詳細不明の精神障害	4	5

^{注1)} 回答のあった診断名について、世界保健機関（WHO）により定められた「疾病及び関連保健問題の国際統計分類第10回改訂」（ICD-10）に基づいて我が国で使用する「疾病、傷害及び死因分類」をもとに分類した。

イ 子どもの死亡時における実母の年齢

子どもの死亡時における実母の年齢について、第5次報告から第12次報告までの累計をみると、精神疾患のある実母における心中以外の虐待死事例では、「35歳～39歳」が11例（27.5%）と最も多く、次いで「30歳～34歳」が10例（25.0%）であった。また、心中による虐待死事例は、「35歳～39歳」が19例（35.2%）と最も多く、次いで「40歳以上」が16例（29.6%）であった。特に、30歳以上が全体の約8割近くを占めていた。

一方、精神疾患のない実母における心中以外の虐待死事例では、「20歳～24歳」が38例（31.7%）と最も多く、次いで「25歳～29歳」が29例（24.2%）、「35歳～39歳」が21例（17.5%）であった。心中による虐待死事例は、「30歳～34歳」が16例（32.7%）と最も多く、次いで「35歳～39歳」「40歳以上」がそれぞれ13例（26.5%）であった。

なお、精神疾患のある実母における心中以外の虐待死事例は、精神疾患のない実母における事例と比較して、年齢の高い傾向にある。

表8-2-3-1 子どもの死亡時における実母の年齢 **(精神疾患あり)**

(第5次から第12次報告までの累計)

区分	心中以外の虐待死		心中による虐待死 (未遂含む)		総数	
	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合
19歳以下	1	2.5%	0	0.0%	1	1.1%
20歳～24歳	2	5.0%	2	3.7%	4	4.3%
25歳～29歳	8	20.0%	9	16.7%	17	18.1%
30歳～34歳	10	25.0%	8	14.8%	18	19.1%
35歳～39歳	11	27.5%	19	35.2%	30	31.9%
40歳以上	8	20.0%	16	29.6%	24	25.5%
計	40	100.0%	54	100.0%	94	100.0%

表 8-2-3-2 子どもの死亡時における実母の年齢 (精神疾患なし)

(第5次から第12次報告までの累計)

区分	心中以外の虐待死		心中による虐待死 (未遂含む)		総数	
	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合
19歳以下	10	8.3%	2	4.1%	12	7.1%
20歳～24歳	38	31.7%	1	2.0%	39	23.1%
25歳～29歳	29	24.2%	4	8.2%	33	19.5%
30歳～34歳	14	11.7%	16	32.7%	30	17.8%
35歳～39歳	21	17.5%	13	26.5%	34	20.1%
40歳以上	8	6.7%	13	26.5%	21	12.4%
計	120	100.0%	49	100.0%	169	100.0%

ウ 実母の妊娠期・周産期の問題

実母の妊娠期・周産期の問題について、第5次報告から第12次報告までの累計で見ると、精神疾患のある実母における心中以外の虐待死事例では、「望まない妊娠／計画していない妊娠」が11人(26.8%)と最も多く、次いで「妊婦健診未受診」が8人(19.5%)であった。また、心中による虐待死事例は、「マタニティブルーズ」が6人(9.8%)で最も多かった。

一方、精神疾患のない実母における心中以外の虐待死事例では、「望まない妊娠／計画していない妊娠」が54人(43.9%)、次いで「妊婦健診未受診」が44人(35.8%)であった。

なお、精神疾患のある実母における事例は、精神疾患のない実母における事例と比較して、「マタニティブルーズ」の割合が高い傾向にある。

表8-2-4-1 妊娠期・周産期の問題 **(精神疾患あり)** (複数回答)

(第5次から第12次報告までの累計)

区分	心中以外の虐待死 (41人)		心中による虐待死(未遂含む) (61人)	
	人数	構成割合	人数	構成割合
切迫流産・切迫早産	1	2.4%	2	3.3%
妊娠高血圧症候群	2	4.9%	2	3.3%
喫煙の常習	5	12.2%	3	4.9%
アルコールの常習	2	4.9%	1	1.6%
違法薬物の使用／薬物の過剰摂取等	0	0.0%	0	0.0%
マタニティブルー	4	9.8%	6	9.8%
望まない妊娠／計画していない妊娠	11	26.8%	2	3.3%
若年(10代)妊娠	3	7.3%	2	3.3%
お腹をたたく等の墮胎行為	0	0.0%	0	0.0%
母子健康手帳の未発行	2	4.9%	1	1.6%
妊婦健診未受診	8	19.5%	1	1.6%
胎児虐待	2	4.9%	0	0.0%
その他	1	2.4%	1	1.6%

表8-2-4-2 妊娠期・周産期の問題 **(精神疾患なし)** (複数回答)

(第5次から第12次報告までの累計)

区分	心中以外の虐待死 (123人)		心中による虐待死(未遂含む) (64人)	
	人数	構成割合	人数	構成割合
切迫流産・切迫早産	12	9.8%	4	6.3%
妊娠高血圧症候群	2	1.6%	1	1.6%
喫煙の常習	18	14.6%	3	4.7%
アルコールの常習	8	6.5%	0	0.0%
違法薬物の使用／薬物の過剰摂取等	0	0.0%	0	0.0%
マタニティブルー	4	3.3%	2	3.1%
望まない妊娠／計画していない妊娠	54	43.9%	2	3.1%
若年(10代)妊娠	31	25.2%	1	1.6%
お腹をたたく等の墮胎行為	0	0.0%	0	0.0%
母子健康手帳の未発行	33	26.8%	1	1.6%
妊婦健診未受診	44	35.8%	3	4.7%
胎児虐待	11	8.9%	0	0.0%
その他	3	2.4%	0	0.0%

③ 精神疾患のある実母における事例の概要

ア 死亡につながった虐待の種類

死亡につながった虐待の種類について、第5次報告から第12次報告までの累計をみると、精神疾患のある実母における心中以外の虐待死事例では、「身体的虐待」が30人（有効割合81.1%）、「ネグレクト」が7人（同18.9%）であり、心中による虐待死事例では、「身体的虐待」が60人（同100.0%）であった。

一方、精神疾患のない実母における心中以外の虐待死事例では、「身体的虐待」が68人（同58.6%）、次いで「ネグレクト」が48人（同41.4%）であり、心中による虐待死事例は、「身体的虐待」が64人（同100.0%）であった。

なお、精神疾患のある実母における心中以外の虐待死事例は、精神疾患のない実母における事例と比較して、直接の死因として身体的虐待が全体に占める割合が高い傾向にある。

表8-2-5-1 実母による虐待の種類（精神疾患あり）（第5次から第12次報告までの累計）

区分	心中以外の虐待死			心中による虐待死(未遂含む)			総数		
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
身体的虐待	30	73.2%	81.1%	60	98.4%	100.0%	90	88.2%	92.8%
ネグレクト	7	17.1%	18.9%	0	0.0%	0.0%	7	6.9%	7.2%
心理的虐待	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
性的虐待	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
不明	4	9.8%		1	1.6%		5	4.9%	
計	41	100.0%	100.0%	61	100.0%	100.0%	102	100.0%	100.0%

表8-2-5-2 実母による虐待の種類（精神疾患なし）（第5次から第12次報告までの累計）

区分	心中以外の虐待死			心中による虐待死(未遂含む)			総数		
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
身体的虐待	68	55.3%	58.6%	64	100.0%	100.0%	132	70.6%	73.3%
ネグレクト	48	39.0%	41.4%	0	0.0%	0.0%	48	25.7%	26.7%
心理的虐待	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
性的虐待	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
不明	7	5.7%		0	0.0%		7	3.7%	
計	123	100.0%	100.0%	64	100.0%	100.0%	187	100.0%	100.0%

イ 直接の死因

直接の死因について、第5次報告から第12次報告までの累計をみると、精神疾患のある実母における心中以外の虐待死事例では、死因が判明したもののうち、「頸部絞扼による窒息」が10人（有効割合27.8%）で最も多く、次いで「頭部外傷」が4人（同11.1%）であった。また、心中による虐待死事例では、「頸部絞扼による窒息」が24人（同40.0%）で最も多く、次いで「中毒（火災によるものを除く）」が12人（同20.0%）であった。

一方、精神疾患のない実母による心中以外の虐待死事例では、「頭部外傷」が25人（同23.8%）で最も多く、次いで「頸部絞扼以外による窒息」が19人（同18.1%）であった。

また、心中による虐待死事例では、「頸部絞扼による窒息」が19人（同29.7%）で最も多く、次いで、「中毒（火災によるものを除く）」が12人（同18.8%）であった。

年齢別の直接死因についてみると、精神疾患のある実母における心中以外の虐待死事例の中では、10人と最も多い「頸部絞扼による窒息」において、「0歳」「1歳」がそれぞれ3人であった。心中による虐待死事例においても、「頸部絞扼による窒息」が24人と最も多く、「4歳」が4人、「6歳」が3人であった。

一方、精神疾患のない実母における心中以外の虐待死事例では、25人と最も多い「頭部外傷」において、「0歳」が11人、「1歳」が7人であった。心中による虐待死事例は、19人と最も多い「頸部絞扼による窒息」において、「0歳」、「1歳」、「8歳」がそれぞれ3人であった。

表8-2-6-1 直接の死因 **(精神疾患あり)**

(第5次から第12次報告までの累計)

区分	心中以外の虐待死			心中による虐待死(未遂含む)			総数		
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
頭部外傷	4	9.8%	11.1%	1	1.6%	1.7%	5	4.9%	5.2%
胸部外傷	3	7.3%	8.3%	1	1.6%	1.7%	4	3.9%	4.2%
腹部外傷	1	2.4%	2.8%	3	4.9%	5.0%	4	3.9%	4.2%
外傷性ショック	2	4.9%	5.6%	2	3.3%	3.3%	4	3.9%	4.2%
頸部絞扼による窒息	10	24.4%	27.8%	24	39.3%	40.0%	34	33.3%	35.4%
頸部絞扼以外による窒息	3	7.3%	8.3%	2	3.3%	3.3%	5	4.9%	5.2%
溺水	3	7.3%	8.3%	4	6.6%	6.7%	7	6.9%	7.3%
熱傷	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
車中放置による熱中症・脱水	2	4.9%	5.6%	0	0.0%	0.0%	2	2.0%	2.1%
中毒(火災によるものを除く)	0	0.0%	0.0%	12	19.7%	20.0%	12	11.8%	12.5%
出血性ショック	1	2.4%	2.8%	4	6.6%	6.7%	5	4.9%	5.2%
低栄養による衰弱	1	2.4%	2.8%	0	0.0%	0.0%	1	1.0%	1.0%
脱水	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
凍死	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
火災による熱傷・一酸化炭素中毒	1	2.4%	2.8%	3	4.9%	5.0%	4	3.9%	4.2%
病死	1	2.4%	2.8%	0	0.0%	0.0%	1	1.0%	1.0%
その他	4	9.8%	11.1%	4	6.6%	6.7%	8	7.8%	8.3%
不明	5	12.2%		1	1.6%		6	5.9%	
計	41	100.0%	100.0%	61	100.0%	100.0%	102	100.0%	100.0%

表8-2-6-2 直接の死因 **(精神疾患なし)**

(第5次から第12次報告までの累計)

区分	心中以外の虐待死			心中による虐待死(未遂含む)			総数		
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
頭部外傷	25	20.3%	23.8%	4	6.3%	6.3%	29	15.5%	17.2%
胸部外傷	0	0.0%	0.0%	2	3.1%	3.1%	2	1.1%	1.2%
腹部外傷	4	3.3%	3.8%	1	1.6%	1.6%	5	2.7%	3.0%
外傷性ショック	1	0.8%	1.0%	2	3.1%	3.1%	3	1.6%	1.8%
頸部絞扼による窒息	10	8.1%	9.5%	19	29.7%	29.7%	29	15.5%	17.2%
頸部絞扼以外による窒息	19	15.4%	18.1%	0	0.0%	0.0%	19	10.2%	11.2%
溺水	12	9.8%	11.4%	9	14.1%	14.1%	21	11.2%	12.4%
熱傷	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
車中放置による熱中症・脱水	3	2.4%	2.9%	0	0.0%	0.0%	3	1.6%	1.8%
中毒(火災によるものを除く)	0	0.0%	0.0%	12	18.8%	18.8%	12	6.4%	7.1%
出血性ショック	1	0.8%	1.0%	5	7.8%	7.8%	6	3.2%	3.6%
低栄養による衰弱	6	4.9%	5.7%	0	0.0%	0.0%	6	3.2%	3.6%
脱水	2	1.6%	1.9%	0	0.0%	0.0%	2	1.1%	1.2%
凍死	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
火災による熱傷・一酸化炭素中毒	12	9.8%	11.4%	8	12.5%	12.5%	20	10.7%	11.8%
病死	3	2.4%	2.9%	0	0.0%	0.0%	3	1.6%	1.8%
その他	7	5.7%	6.7%	2	3.1%	3.1%	9	4.8%	5.3%
不明	18	14.6%		0	0.0%		18	9.6%	
計	123	100.0%	100.0%	64	100.0%	100.0%	187	100.0%	100.0%

表8-2-7-1 年齢別の直接死因（精神疾患あり）（第5次から第12次報告までの累計）（心中以外）

区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	不明	総数
頭部外傷	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
胸部外傷	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	3
腹部外傷	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
外傷性ショック	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
頸部絞扼による窒息	3	3	1	0	0	0	1	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	10
頸部絞扼以外による窒息	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
溺水	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
熱傷	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
車中放置による熱中症・脱水	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
中毒(火災によるものを除く)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
出血性ショック	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
低栄養による衰弱	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
脱水	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
凍死	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
火災による熱傷・一酸化炭素中毒	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
病死	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
その他	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	4
不明	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	5
計	16	6	3	4	1	1	1	1	0	2	0	1	2	0	1	0	0	1	1	41

表8-2-7-2 年齢別の直接死因（精神疾患あり）（第5次から第12次報告までの累計）（心中）

区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	総数
頭部外傷	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
胸部外傷	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
腹部外傷	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	3
外傷性ショック	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
頸部絞扼による窒息	1	2	2	0	4	2	3	0	2	2	1	1	2	1	1	0	0	0	24
頸部絞扼以外による窒息	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
溺水	1	0	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
熱傷	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
車中放置による熱中症・脱水	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中毒(火災によるものを除く)	1	1	0	2	0	0	3	1	1	2	1	0	0	0	0	0	0	0	12
出血性ショック	1	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	4
低栄養による衰弱	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
脱水	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
凍死	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
火災による熱傷・一酸化炭素中毒	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
病死	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	4
不明	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
計	7	4	3	7	4	6	7	2	4	5	2	3	4	1	1	1	0	0	61

表8-2-8-1 年齢別の直接死因（精神疾患なし）（第5次から第12次報告までの累計）（心中以外）

区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	不明	総数
頭部外傷	11	7	1	1	2	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	25
胸部外傷	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
腹部外傷	1	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
外傷性ショック	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
頸部絞扼による窒息	4	1	1	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	10
頸部絞扼以外による窒息	14	3	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19
溺水	9	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12
熱傷	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
車中放置による熱中症・脱水	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
中毒(火災によるものを除く)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
出血性ショック	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
低栄養による衰弱	0	0	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
脱水	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
凍死	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
火災による熱傷・一酸化炭素中毒	0	0	3	4	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12
病死	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
その他	3	1	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
不明	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	18
計	61	20	9	11	8	5	1	2	0	0	1	2	0	0	1	0	0	0	2	123

表8-2-8-2 年齢別の直接死因（精神疾患なし）（第5次から第12次報告までの累計）（心中）

区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	不明	総数
頭部外傷	1	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
胸部外傷	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
腹部外傷	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
外傷性ショック	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
頸部絞扼による窒息	3	3	1	1	1	2	0	0	3	0	1	2	1	0	1	0	0	0	0	19
頸部絞扼以外による窒息	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
溺水	3	1	1	2	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9
熱傷	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
車中放置による熱中症・脱水	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中毒(火災によるものを除く)	1	1	1	0	2	2	0	0	2	1	1	0	0	0	0	0	0	1	0	12
出血性ショック	2	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	5
低栄養による衰弱	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
脱水	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
凍死	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
火災による熱傷・一酸化炭素中毒	0	0	0	1	1	1	0	2	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	8
病死	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	12	7	4	5	5	5	3	6	6	1	4	2	1	1	1	0	0	1	0	64

ウ 死亡時の子どもの年齢

死亡時の子どもの年齢について、第5次報告から第12次報告までの累計をみると、精神疾患のある実母における心中以外の虐待死事例では、「0歳」が16人（有効割合40.0%）と最も多く、次いで「1歳」が6人（同15.0%）、「3歳」が4人（10.0%）であった。また、心中による虐待死事例では、「0歳」が際立って多いという特徴は認められず、概ねどの年齢でも発生している。

一方、精神疾患のない実母における心中以外の虐待死事例では、「0歳」が61人（有効割合50.4%）と最も多く、次いで「1歳」が20人（同16.5%）であり、心中による虐待死事例では、「0歳」が12人（同18.8%）と最も多く、次いで「1歳」が7人（同10.9%）であった。

表8-2-9-1 子どもの死亡時の年齢(精神疾患あり) (第5次から第12次報告までの累計)

区分	心中以外の虐待死			心中による虐待死(未遂含む)			総数		
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
0歳	16	39.0%	40.0%	7	11.5%	11.5%	23	22.5%	22.8%
1歳	6	14.6%	15.0%	4	6.6%	6.6%	10	9.8%	9.9%
2歳	3	7.3%	7.5%	3	4.9%	4.9%	6	5.9%	5.9%
3歳	4	9.8%	10.0%	7	11.5%	11.5%	11	10.8%	10.9%
4歳	1	2.4%	2.5%	4	6.6%	6.6%	5	4.9%	5.0%
5歳	1	2.4%	2.5%	6	9.8%	9.8%	7	6.9%	6.9%
6歳	1	2.4%	2.5%	7	11.5%	11.5%	8	7.8%	7.9%
7歳	1	2.4%	2.5%	2	3.3%	3.3%	3	2.9%	3.0%
8歳	0	0.0%	0.0%	4	6.6%	6.6%	4	3.9%	4.0%
9歳	2	4.9%	5.0%	5	8.2%	8.2%	7	6.9%	6.9%
10歳	0	0.0%	0.0%	2	3.3%	3.3%	2	2.0%	2.0%
11歳	1	2.4%	2.5%	3	4.9%	4.9%	4	3.9%	4.0%
12歳	2	4.9%	5.0%	4	6.6%	6.6%	6	5.9%	5.9%
13歳	0	0.0%	0.0%	1	1.6%	1.6%	1	1.0%	1.0%
14歳	1	2.4%	2.5%	1	1.6%	1.6%	2	2.0%	2.0%
15歳	0	0.0%	0.0%	1	1.6%	1.6%	1	1.0%	1.0%
16歳	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
17歳	1	2.4%	2.5%	0	0.0%	0.0%	1	1.0%	1.0%
不明	1	2.4%		0	0.0%		1	1.0%	
計	41	100.0%	100.0%	61	100.0%	100.0%	102	100.0%	100.0%

表8-2-9-2 子どもの死亡時の年齢 (精神疾患なし) (第5次から第12次報告までの累計)

区分	心中以外の虐待死			心中による虐待死(未遂含む)			総数		
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
0歳	61	49.6%	50.4%	12	18.8%	18.8%	73	39.0%	39.5%
1歳	20	16.3%	16.5%	7	10.9%	10.9%	27	14.4%	14.6%
2歳	9	7.3%	7.4%	4	6.3%	6.3%	13	7.0%	7.0%
3歳	11	8.9%	9.1%	5	7.8%	7.8%	16	8.6%	8.6%
4歳	8	6.5%	6.6%	5	7.8%	7.8%	13	7.0%	7.0%
5歳	5	4.1%	4.1%	5	7.8%	7.8%	10	5.3%	5.4%
6歳	1	0.8%	0.8%	3	4.7%	4.7%	4	2.1%	2.2%
7歳	2	1.6%	1.7%	6	9.4%	9.4%	8	4.3%	4.3%
8歳	0	0.0%	0.0%	6	9.4%	9.4%	6	3.2%	3.2%
9歳	0	0.0%	0.0%	1	1.6%	1.6%	1	0.5%	0.5%
10歳	1	0.8%	0.8%	4	6.3%	6.3%	5	2.7%	2.7%
11歳	2	1.6%	1.7%	2	3.1%	3.1%	4	2.1%	2.2%
12歳	0	0.0%	0.0%	1	1.6%	1.6%	1	0.5%	0.5%
13歳	0	0.0%	0.0%	1	1.6%	1.6%	1	0.5%	0.5%
14歳	1	0.8%	0.8%	1	1.6%	1.6%	2	1.1%	1.1%
15歳	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
16歳	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
17歳	0	0.0%	0.0%	1	1.6%	1.6%	1	0.5%	0.5%
不明	2	1.6%		0	0.0%		2	1.1%	
計	123	100.0%	100.0%	64	100.0%	100.0%	187	100.0%	100.0%

エ 虐待を受けた子どもの性別

虐待を受けた子どもの性別について、第5次から第12次報告までの累計をみると、精神疾患のある実母における心中以外及び心中による虐待死事例では、「男」54人(52.9%)、「女」48人(47.1%)とそれぞれ半数であった。

表8-2-10 子どもの性別 (精神疾患あり) (第5次から第12次報告までの累計)

区分	人数	構成割合
男	54	52.9%
女	48	47.1%
計	102	100.0%

オ 子どもの情緒・行動上の問題等

子どもの情緒・行動上の問題等について、第5次報告から第12次報告までの累計をみると、精神疾患のある実母における心中以外の虐待死事例では、「あり」が13人（有効割合38.2%）であり、そのうち「夜泣き」が8人と最も多かった。また、心中による虐待死事例では、「あり」が14人（同33.3%）であり、そのうち「衝動性」「かんしゃく」がそれぞれ6人と最も多かった。

一方、精神疾患のない実母における心中以外の虐待死事例では、「あり」が25人（同28.1%）であり、そのうち「激しい泣き」が9人と最も多く、心中による虐待死事例では、「あり」が8人（同16.0%）であり、そのうち「多動」が4人と最も多かった。

表8-2-10-1 子どもの情緒・行動上の問題等（精神疾患あり）（複数回答）

（第5次から第12次報告までの累計）

区分		心中以外の虐待死 (41人)			心中による虐待死(未遂含む) (61人)		
		人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
なし		21	51.2%	61.8%	28	45.9%	66.7%
あり		13	31.7%	38.2%	14	23.0%	33.3%
内訳 (複数回答)	ミルクの飲みムラ	1			1		
	激しい泣き	6			2		
	夜泣き	8			2		
	食事の拒否	0			0		
	夜尿	1			2		
	多動	2			5		
	衝動性	1			6		
	かんしゃく	4			6		
	自傷行為	1			2		
	性器いじり	1			1		
	指示に従わない	4			4		
	なつかない	1			1		
	無表情、表情が乏しい	1			1		
	固まってしまう	1			0		
	盗癖	0			1		
	虚言癖	1			1		
	不登校	1			0		
	その他	4			4		
不明		7	17.1%		19	31.1%	

表8-2-10-2 子どもの情緒・行動上の問題等 (精神疾患なし) (複数回答)

(第5次から第12次報告までの累計)

区分		心中以外の虐待死 (123人)			心中による虐待死(未遂含む) (64人)		
		人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
なし		64	52.0%	71.9%	42	65.6%	84.0%
あり		25	20.3%	28.1%	8	12.5%	16.0%
内訳 (複数回答)	ミルクの飲みムラ	6			2		
	激しい泣き	9			2		
	夜泣き	6			2		
	食事の拒否	5			0		
	夜尿	7			2		
	多動	5			4		
	衝動性	2			2		
	かんしゃく	2			1		
	自傷行為	0			0		
	性器いじり	0			0		
	指示に従わない	5			3		
	なつかない	7			0		
	無表情、表情が乏しい	5			0		
	固まってしまう	1			0		
	盗癖	2			0		
	虚言癖	0			1		
	不登校	1			0		
	その他	4			2		
不明		34	27.6%		14	21.9%	

カ 支援者の有無等

支援者の有無等について、第5次報告から第12次報告までの累計をみると、精神疾患のある実母における心中以外の虐待死事例では、「あり」が35例(有効割合92.1%)であり、そのうち「配偶者」と「行政の相談担当課」がそれぞれ20例と最も多かった。また、心中による虐待死事例では、「あり」が37例(同97.4%)であり、そのうち「親」が20例と最も多かった。

一方、精神疾患のない実母における心中以外の虐待死事例では、「あり」が82例(同73.2%)であり、そのうち「親」が52例と最も多く、心中による虐待死事例では、「あり」が35例(同94.6%)であり、そのうち「親」が20例と最も多かった。

表8-2-11-1 支援者の有無等 (精神疾患あり) (複数回答) (第5次から第12次報告までの累計)

区分		心中以外の虐待死 (40例)			心中による虐待死(未遂含む) (54例)		
		例数	構成割合	有効割合	例数	構成割合	有効割合
なし		3	7.5%	7.9%	1	1.9%	2.6%
あり		35	87.5%	92.1%	37	68.5%	97.4%
内訳 (複数回答)	配偶者	20			14		
	親	18			20		
	配偶者の親	10			5		
	虐待者のきょうだい	7			11		
	配偶者のきょうだい	3			0		
	近所の人	2			3		
	職場の友人・知人	0			1		
	保育所などの職員	7			10		
	ベビーシッター	1			0		
	行政の相談担当課	20			11		
	職場以外の友人	0			2		
	子育てサークル	0			0		
	親類	2			4		
	その他	3			3		
不明		2	5.0%		16	29.6%	

表8-2-11-2 支援者の有無等 (精神疾患なし) (複数回答) (第5次から第12次報告までの累計)

区分		心中以外の虐待死 (120例)			心中による虐待死(未遂含む) (49例)		
		例数	構成割合	有効割合	例数	構成割合	有効割合
なし		30	25.0%	26.8%	2	4.1%	5.4%
あり		82	68.3%	73.2%	35	71.4%	94.6%
内訳 (複数回答)	配偶者	46			16		
	親	52			20		
	配偶者の親	21			8		
	虐待者のきょうだい	16			5		
	配偶者のきょうだい	5			1		
	近所の人	4			2		
	職場の友人・知人	4			4		
	保育所などの職員	22			11		
	ベビーシッター	0			0		
	行政の相談担当課	37			10		
	職場以外の友人	9			0		
	子育てサークル	0			0		
	親類	7			3		
	その他	5			4		
不明		8	6.7%		12	24.5%	

④ 関係機関の関与状況

関係機関の関与状況について、第5次報告から第12次報告までの累計でみると、精神疾患のある実母における心中以外の虐待死事例では、「児童相談所」の関与が20例（50.0%）、「市町村（虐待対応担当部署）」の関与が21例（52.5%）であり、その他、「市町村の母子保健担当部署（保健センター等）」が32例（80.0%）であった。

心中による虐待死事例は、「児童相談所」の関与が12例（22.2%）、「市町村（虐待対応担当部署）」が16例（29.6%）であり、その他、「医療機関」が32例（59.3%）、「養育機関・教育機関」が31例（57.4%）であった。

一方、精神疾患のない実母における心中以外の虐待死事例は、「児童相談所」、「市町村（虐待対応担当部署）」の関与が、各32例（26.7%）であり、その他、「市町村の母子保健担当部署（保健センター等）」が67例（55.8%）、「医療機関」が53例（44.2%）であった。心中による虐待死事例は、「児童相談所」の関与が7例（14.3%）、「市町村（虐待対応担当部署）」が6例（12.2%）であり、その他、「市町村の母子保健担当部署（保健センター等）」が31例（63.3%）、「養育機関・教育機関」が21例（42.9%）であった。

また、市町村関与の状況と虐待の認識について、第5次報告から第12次報告までの累計をみると、精神疾患のある実母における心中以外の虐待死事例では「市町村の関与あり」21例（52.5%）のうち「虐待の認識があり対応していた」が7例、「虐待の可能性は認識していたが、確定していなかった」が8例、「虐待の認識はなかった」が6例であった。心中による虐待死事例では、「市町村の関与あり」16例（29.6%）のうち「虐待の認識はなかった」が7例であった。

一方、精神疾患のない実母における心中以外の虐待死事例では「市町村の関与あり」32例（26.7%）のうち「虐待の認識があり対応していた」が15例であった。心中による虐待死事例では、「市町村の関与あり」6例（12.2%）のうち「虐待の認識はなかった」が5例であった。

表 8-2-1 2-1 関係機関の関与 **(精神疾患あり)**

(第5次から第12次報告までの累計)

区分	心中以外の虐待死 (40例)		心中による虐待死(未遂含む) (54例)		総数 (94例)		
	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合	
児童相談所	20	50.0%	12	22.2%	32	34.0%	
市町村(虐待対応担当部署)	21	52.5%	16	29.6%	37	39.4%	
その他の機関	36	90.0%	50	92.6%	86	91.5%	
内訳 (複数回答)	福祉事務所	12	30.0%	19	35.2%	31	33.0%
	家庭児童相談室	6	15.0%	12	22.2%	18	19.1%
	児童委員	7	17.5%	4	7.4%	11	11.7%
	保健所	13	32.5%	12	22.2%	25	26.6%
	市町村の母子保健担当部署 (保健センター等)	32	80.0%	26	48.1%	58	61.7%
	養育機関・教育機関	16	40.0%	31	57.4%	47	50.0%
	医療機関	29	72.5%	32	59.3%	61	64.9%
	助産師 (医療機関に勤務する者を除く)	3	7.5%	4	7.4%	7	7.4%
	警察	12	30.0%	4	7.4%	16	17.0%
	婦人相談所	0	0.0%	1	1.9%	1	1.1%

表 8-2-1 2-2 関係機関の関与 **(精神疾患なし)**

(第5次から第12次報告までの累計)

区分	心中以外の虐待死 (120例)		心中による虐待死(未遂含む) (49例)		総数 (169例)		
	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合	
児童相談所	32	26.7%	7	14.3%	39	23.1%	
市町村(虐待対応担当部署)	32	26.7%	6	12.2%	38	22.5%	
その他の機関	100	83.3%	44	89.8%	144	85.2%	
内訳 (複数回答)	福祉事務所	27	22.5%	12	24.5%	39	23.1%
	家庭児童相談室	19	15.8%	6	12.2%	25	14.8%
	児童委員	10	8.3%	4	8.2%	14	8.3%
	保健所	15	12.5%	6	12.2%	21	12.4%
	市町村の母子保健担当部署 (保健センター等)	67	55.8%	31	63.3%	98	58.0%
	養育機関・教育機関	38	31.7%	21	42.9%	59	34.9%
	医療機関	53	44.2%	20	40.8%	73	43.2%
	助産師 (医療機関に勤務する者を除く)	5	4.2%	4	8.2%	9	5.3%
	警察	18	15.0%	2	4.1%	20	11.8%
	婦人相談所	3	2.5%	0	0.0%	3	1.8%

表 8-2-13-1 市町村関与の状況と虐待の認識 (精神疾患あり)

(第 5 次から第 12 次報告までの累計)

区分		心中以外の虐待死		心中による虐待死 (未遂含む)		総数	
		例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合
市町村の関与なし		19	47.5%	38	70.4%	57	60.6%
市町村の関与あり		21	52.5%	16	29.6%	37	39.4%
内訳	虐待の認識があり対応していた	7	/	4	/	11	/
	虐待の可能性は認識していたが、 確定していなかった	8		5		13	
	虐待の認識はなかった	6		7		13	
計		40	100.0%	54	100.0%	94	100.0%

表 8-2-13-2 市町村関与の状況と虐待の認識 (精神疾患なし)

(第 5 次から第 12 次報告までの累計)

区分		心中以外の虐待死		心中による虐待死 (未遂含む)		総数	
		例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合
市町村の関与なし		88	73.3%	43	87.8%	131	77.5%
市町村の関与あり		32	26.7%	6	12.2%	38	22.5%
内訳	虐待の認識があり対応していた	15	/	0	/	15	/
	虐待の可能性は認識していたが、 確定していなかった	10		1		11	
	虐待の認識はなかった	7		5		12	
計		120	100.0%	49	100.0%	169	100.0%

おわりに

本委員会においては、これまで平成 15 年 7 月から平成 27 年 3 月までに確認された 918 例（1,080 人）の死亡事例について、12 次にわたって検証を行い、報告書として取りまとめ公表してきた。

この間には、児童虐待防止法や児童福祉法の改正により、児童虐待定義の見直しと通告義務の範囲の拡大、市町村の役割の明確化や要保護児童対策地域協議会の法定化、児童の安全確認等のための立入調査等の強化、乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業の法定化、さらには民法等の一部を改正する法律の施行によって、親権の停止制度が創設され、児童相談所長の親権代行規定や児童福祉施設の長による入所中の児童等に対する監護措置の規定の整備等が行われてきた。

そして、今般の児童福祉法等の改正では、児童虐待の発生予防から発生時の迅速・的確な対応、被虐待時児童への自立支援等の今後の方向性を示すとともに、児童が適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障される権利を有することを明確化した。

しかしながら、これまでも様々な整備や取り組みがされてきているが、依然として子ども虐待による死亡事例が後を絶たない現状は、極めて残念なことである。

なお、一方で、実際の現場では、毎年虐待相談対応件数が増加する中であっても、多くの関係者が虐待を受けた子どもたちの安全第一に関わり、虐待に至らないように養育者を支援するために、日々懸命な努力されていることを忘れてはならない。

だからこそ、虐待対応に関係する方々には、自らの対応と本報告の内容を鑑み、他の機関や関係者との連携のあり方等、改めて自らの対応を振り返る機会としていただきたいと思う。

最後に、日々、児童虐待防止対策に当たる現場の関係者の方々に心から敬意を表するとともに、本報告が一人でも多くの子どもを児童虐待から守ることに資することを望んでやまない。

社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会

○委員名簿（第12次報告）

秋山 千枝子	医療法人社団千実会あきやま子どもクリニック理事長
安部 計彦	西南学院大学人間科学部社会福祉学科教授
磯谷 文明	くれたけ法律事務所弁護士
水主川 純	聖マリアンナ医科大学産婦人科学講師
田中 哲	東京都立小児総合医療センター副院長
橋本 和明	花園大学社会福祉学部臨床心理学科教授
宮島 清	日本社会事業大学専門職大学院准教授
◎ 山縣 文治	関西大学人間健康学部教授
山田 和子	和歌山県立医科大学大学院保健看護学研究科特任教授

◎ 委員長

(50音順)

(平成27年12月18日時点)

○委員会開催経過

- ・第63回 平成27年12月18日
- ・第64回 平成28年3月24日
- ・第65回 平成28年7月8日
- ・第66回 平成28年8月2日
- ・第67回 平成28年8月26日

○現地調査経過

- ・平成28年6月14日
- ・平成28年6月20日
- ・平成28年6月24日
- ・平成28年7月1日